

平成29年第3回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	4
付議事件並びに結果	5
平成29年9月5日	
出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	13
会議録署名議員の指名について	14
議案の上程について	14
市長の提案理由の説明	14
報告について	21
平成29年9月7日	
出席及び欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により出席した者	24
本議会に出席した事務局職員	24
議事日程	24
議案質疑について（議案第45号～議案第51号）	25
（議案第52号～議案第53号）	27
（議案第54号～議案第56号）	28
（議案第57号）	28
平成29年9月11日	
出席及び欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により出席した者	32
本議会に出席した事務局職員	32
議事日程	33
一般質問について	34
三小田一美 議員	34

梅崎 和弘 議員	43
浦川 和久 議員	59
菊次 太丸 議員	75
立花 純 議員	88
荒巻 英樹 議員	102

平成29年 9月12日

出席及び欠席議員	119
地方自治法第121条の規定により出席した者	120
本議会に出席した事務局職員	120
議事日程	121
一般質問について	121
諸藤 哲男 議員	121
伊藤 法博 議員	137
矢ヶ部広巳 議員	155
藤丸 正勝 議員	162
白谷 義隆 議員	174

平成29年 9月13日

出席及び欠席議員	189
地方自治法第121条の規定により出席した者	190
本議会に出席した事務局職員	190
議事日程	190
一般質問について	191
熊井三千代 議員	191
緒方 寿光 議員	206

平成29年 9月26日

出席及び欠席議員	225
地方自治法第121条の規定により出席した者	226
本議会に出席した事務局職員	226
議事日程	226
議会運営委員長報告について	227
各委員長報告について	228

総務委員長報告について	228
建設経済委員長報告について	229
教育民生委員長報告について	230
決算審査特別委員長報告について	232
議案の上程について	236
議員提出議案の提案理由の説明	236
報告について	238

第 3 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
9 月 5 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
9 月 6 日	水	考 案 日	
9 月 7 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
9 月 8 日	金	考 案 日	
9 月 9 日	土	休 会	
9 月 10 日	日	休 会	
9 月 11 日	月	本 会 議	一 般 質 問
9 月 12 日	火	本 会 議	一 般 質 問
9 月 13 日	水	本 会 議	一 般 質 問
9 月 14 日	木	委 員 会	
9 月 15 日	金	委 員 会	
9 月 16 日	土	休 会	
9 月 17 日	日	休 会	
9 月 18 日	月	休 会	
9 月 19 日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 20 日	水	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 21 日	木	休 会	
9 月 22 日	金	事務整理日	
9 月 23 日	土	休 会	
9 月 24 日	日	休 会	
9 月 25 日	月	事務整理日	
9 月 26 日	火	本 会 議	採決・閉会

第3回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 45 号	平成28年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	29. 9 .26	認 定
議 案 第 46 号	平成28年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9 .26	認 定
議 案 第 47 号	平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9 .26	認 定
議 案 第 48 号	平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9 .26	認 定
議 案 第 49 号	平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9 .26	認 定
議 案 第 50 号	平成28年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9 .26	認 定
議 案 第 51 号	平成28年度柳川市水道事業会計決算の認定について	29. 9 .26	認 定
議 案 第 52 号	平成29年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について	29. 9 .26	原案可決
議 案 第 53 号	平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	29. 9 .26	原案可決
議 案 第 54 号	柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	29. 9 .26	原案可決
議 案 第 55 号	柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について	29. 9 .7	原案可決
議 案 第 56 号	柳川市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29. 9 .7	原案可決
議 案 第 57 号	財産の取得について	29. 9 .7	原案可決

議案 第58号	道路整備に必要な予算確保に関する意見書について	29.9.26	原案可決
議案 第59号	柳川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	29.9.26	原案可決

報 告

報告 第6号	平成28年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	29.9.5	報 告
報告 第7号	専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定）	29.9.5	報 告
報告 第8号	専決処分の報告について（専決第3号 和解及び損害賠償額の決定）	29.9.26	報 告

柳川市議会第3回定例会会議録

平成29年9月5日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部	広	巳	2番	江	口	義	明		
3番	菊	次	太	丸	4番	浦	川	和	久	
5番	立	花		純	6番	荒	巻	英	樹	
7番	熊	井	三	千	8番	白	谷	義	隆	
9番	近	藤	末	治	10番	佐	々	木	創	主
11番	荒	木		憲	12番	高	田	千	壽	輝
13番	諸	藤	哲	男	14番	河	村	好	浩	
15番	緒	方	寿	光	16番	藤	丸	正	勝	
17番	浦		博	宣	18番	樽	見	哲	也	
19番	伊	藤	法	博	20番	梅	崎	和	弘	
21番	三	小	田	一	美	22番	田	中	雅	美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次												
副市	長	成松宏												
教	育	長	日高良											
総務	部	長	高崎祐二											
会計	管	理	者	野田洋司										
市	民	部	長	石橋正次										
保	健	福	祉	部	長	原忠昭								
建	設	部	長	大淵洋祐										
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	田	尻	主	範	
消	防	長	木	下	隆	行								
人	事	秘	書	課	長	田	中	勝	裕					
総	務	課	長	松	藤	敏	彦							
企	画	課	長	椛	島	謙	治							
財	政	課	長	島	添	守	男							
税	務	課	長	川	口	俊	幸							
健	康	づ	く	り	課	長	大	橋	由	美	子			
福	祉	課	長	平	田	敬	介							
学	校	教	育	課	長	木	下	隆						
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	洋					
建	設	課	長	待	鳥	哲								
農	政	課	長	林	誠									
水	路	課	長	松	永	泰	治							

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成29年4月分、5月分、6月分)
- (2) 市長の行政報告について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議案の上程について

議案第45号 平成28年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

議案第47号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第48号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認
定について

議案第49号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算
の認定について

議案第50号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議案第51号 平成28年度柳川市水道事業会計決算の認定について

議案第52号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第２号）について

議案第53号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
について

議案第54号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第57号 財産の取得について

日程（４） 報告について

報告第６号 平成28年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金
不足比率の報告について

報告第７号 専決処分の報告について（専決第２号 和解及び損害賠償額
の決定）

午前10時 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平
成29年第３回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、6月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず初めに、広域で構成する協議会や期成会等の諸会議について御報告いたします。

私が会長を務めております主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会、柳川土木協会、福岡県海岸協会、福岡県有明海漁業振興対策協議会、福岡県東部地区農地海岸事業推進協議会など10の総会と福岡県土地改良事業団体連合会の理事会を開催いたしました。

中でも、8月17日に開催いたしました福岡県有明海漁業振興対策協議会では、議案審議終了後の報告事項として、九州北部豪雨災害による有明海への流木対策や平成29年度有明海再生事業、有明海におけるアサリ増産の取り組みについて説明を受けるとともに、委員の皆様から流木回収の進捗状況やアサリ漁獲量の推移の原因など多くの質問や意見が出されました。

また、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会、有明圏域定住自立圏推進協議会など10の総会に出席いたしました。それぞれ国、県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに、事業運営についての意見交換を行いました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告いたします。

初めに、7月12日に土地改良事業団体連合会九州協議会と九州農業農村整備事業推進協会との合同で、山本有二農林水産大臣を初め、同省幹部並びに財務省幹部に対し、農業農村整備事業に係る平成30年度当初予算の確保や土地改良区の健全な運営のための支援など7項目について政策提案と意見交換を行いました。

7月19日には、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会と福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会との合同で、農林水産省に対し、平成30年度予算の確保及び関連施策の充実並びに福岡県営湛水防除事業クリーク防災機能保全対策工事についての政策提案と意見交換を行いました。その後、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会において、国土交通省に対し、小石原川ダムの建設促進並びにダム群連携事業の早期着工の要望を行ったところがあります。あわせて、このたびの九州北部豪雨災害による有明海への流木、ごみ漂着の状況を両省で説明するとともに、処理対策の要望も行ってまいりました。

8月21日には、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会で、福岡県と県議会、九州地方整備

局に対し、さらに、翌日の22日には、石井啓一国土交通大臣を初め、同省幹部並びに地元選出の国会議員に対し、有明海沿岸道路並びに密接に関連がある道路整備に対し、十分な予算措置を行うことや有明海沿岸道路へのアクセス道路の整備促進など9項目の要望を行うとともに、意見交換を行ってまいりました。

有明海沿岸道路は現在、市内の徳益インターチェンジから柳川西インターチェンジまでの4.5キロメートルの工事が異例の速さで進められており、今月16日には開通式が行われ、大牟田市から大川市までの4市が直結することとなります。

ほかにも、8月10日に筑後七国活性化協議会において、JR九州に対し、8月28日には、西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化促進期成会において、福岡県と県議会、西鉄本社に対し、それぞれ要望を行うとともに、意見交換を行ってまいりました。

次に、市政の近況について御報告いたします。

初めに、総会等の諸会議について御報告いたします。

7月21日に開催しました柳川市有明海対策実行委員会総会では、議案審議後に県への要望事項や漁港整備及び航路しゅんせつ、水産業振興対策事業、九州北部豪雨災害に伴う有明海への流木対策等について報告を行いました。

なお、同委員会より8月1日には九州北部豪雨で被災された朝倉市に焼きノリ500袋の提供を行いました。

8月1日には、「立花宗茂と闇千代」NHK大河ドラマ招致柳川委員会設立総会を開催いたしました。さらに、10月8日には広域での招致委員会も立ち上げ、市内はもとより、広域的な招致活動を展開して、NHKへの要望活動につなげていきたいと思っています。息の長い活動になるかと思いますが、皆様方と一緒に取り組んでいきたいと思っています。

8月18日には、本市の主要農産物である米、麦、大豆に加え、売れる農産物や柳川の農業の未来について協議を重ねていただきたいと思います、柳川市新規作物等研究会を開催いたしました。農家収入として期待できる新規作物等の検討、調査、研究等を行っていただきたいと思います。

ほかにも、7月24日に柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会総会を、8月24日には「第13回柳川よかもんまつり」第2回実行委員会を開催するとともに、柳川市クリーン連合会や柳川雛祭り実行委員会総会・意見交換会など5つの総会等に出席いたしました。

次に、主な事業等について御報告いたします。

7月18日には、19回目を数える柳川ひまわり園の開園式が行われました。50万本のヒマワリが県内外からの多くのお客様をお迎えしました。

7月31日には、跡見学園女子大学観光コミュニティ学部観光デザイン学科准教授の村上雅巳氏の観光大使就任式を行いました。村上先生は大学のゼミに柳川班を設置していただき、東京で行っている観光プロモーションややさしい日本語ツーリズム事業等に御協力いただい

ています。

8月10日には、柳川の特産品の一つである両開の干拓巨峰を多くの方々に味わっていただくこと、巨峰収穫体験ができる柳川むつごろう会「観光ぶどう園」の開園式が行われました。

8月27日には、第19回有明海花火フェスタが盛大に開催されました。スカイナイアガラを初め、九州でも最大級の2尺玉を含む8,000発の打ち上げ花火が柳川の夏の夜空を彩りました。

本市の夏の風物詩となっていますひまわり園や花火フェスタに加え、ことしより観光農園も始まり、見る観光、体験する観光として大勢のお客様に御来場いただき、いずれも好評を博しています。これもひとえに柳川むつごろう会並びに有明海花火フェスタ実行委員会の皆様の献身的な御尽力によるもので、本市の観光振興と地域活性化が大いに図られているものと思っております。

ほかに、7月22日に西鉄福岡天神駅で柳川観光列車「水都」の引き継ぎ式が行われ、8月8日には九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所筑後川下流福岡農業水利事業建設所の開所式が三橋生涯学習センターで行われ、事務所となります三橋庁舎5階で看板かけ式もとり行われ、出席いたしました。

また、8月23日には、柳川市と杉森学園、韓日人材・技術協力機構日本本部の3者で、日本での就業を希望する韓国の生徒や学生を対象とした人材育成や交流に関する協定書の調印式を、8月25日には、柳河藩土小野家屋敷跡に整備いたしました新外町緑地広場の竣工式をとり行ったところであります。

最後に、台風及び大雨に対する対応について御報告いたします。

台風3号が本市に接近するとの予報が出て、7月3日午後1時30分に災害警戒本部を設置し、同日午後6時から市内21カ所に自主避難所を開設するとともに、警戒を行ったところであります。台風は長崎市から大牟田市付近に上陸し、当地での最大瞬間風速は17メートルを記録いたしました。自主避難された方は51世帯、61人でした。

8月6日には、台風5号接近のため災害警戒本部準備会議を開催し、警戒に当たりましたが、幸いにも台風は四国から関西方面にコースをたどりました。これから本格的に台風シーズンを迎えますが、被害を最小限に抑えるため、これからも早目の準備を心がけて対応したいと思っています。

また、7月6日午前3時10分には当地方に大雨特別警報が発令されました。同日午後2時12分には特別警報は解除され、注意報に変わりましたが、累計雨量210ミリ、最大1時間雨量36.5ミリを観測いたしました。午前6時30分から避難所を開設し、自主避難された方は18世帯、18人でした。

今回の雨で道路冠水による通行どめ等はありませんでしたが、人的、物的被害等はありませんでした。しかし、朝倉市を初め、東峰村や日田市などでは5年前の九州北部豪雨災害を上回る

甚大な被害が発生いたしました。本市といたしましては、直ちに被災地に職員を派遣するとともに、有明海や漁港への流木やごみの撤去等に取り組みました。また、市内小・中学校の児童・生徒さんや企業、団体など、市民の皆様から昨日までに3,984千円の義援金が寄せられ、日本赤十字社福岡県支部を通して被災地に届けさせていただいております。義援金をお寄せいただいた皆様にこの場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成29年第3回柳川市議会定例会の会期日程などについて、9月1日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日9月5日から9月26日までの22日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、6日は考案日、7日を議案質疑、8日は考案日、9日、10日は休日で休会、11日、12日、13日を一般質問、14日、15日を委員会、16日、17日、18日は休日で休会、19日、20日、21日を決算審査特別委員会、22日は事務整理日、23日、24日は休日で休会、25日は事務整理日、26日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第45号から議案第57号までの13議案の一括上程であります。

日程4が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第45号から議案第51号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第45号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第46号から議案第48号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第49号は総務委員会に審査を付託、議案第50号及び議案第51号の2議案は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第52号及び議案第53号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第52号は総務委員会に審査を付託、議案第53号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第54号から議案第56号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第54号は教育民生委員会に審査を付託、議案第55号及び議案第56号の2議案は即決といたしております。

次に、議案第57号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、8番白谷義隆議員及び15番緒方寿光議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（田中雅美君）

日程3．議案の上程について。

議案第45号から議案第57号までの13議案を一括上程いたします。

初めに、議案第45号から議案第51号までの7議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3．今回御提案いたします13議案のうち、議案第45号から議案第51号までの7議案について御説明申し上げます。

議案第45号から議案第50号までの平成28年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第45号 平成28年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成28年度は普通交付税の合併算定がえによる優遇措置の段階的縮減額が3割に拡大する

ことから、例年以上に健全な財政の確保に留意しつつ、職員の削減、経費の節減合理化などを図り、限られた財源をできるだけ有効に活用し、さまざまな課題解決に取り組んだところであります。

それではまず、決算内容を歳入から申し上げますと、市税については、給与所得等の増加により個人市民税が増額になったこと、新築家屋の評価額増加等により固定資産税が増額になったことなどにより、平成27年度に比べ、金額にして87,224千円、率にして1.4%の増額となりました。

次に、地方交付税については、平成27年度に比べ、金額にして411,571千円、率にして4.3%の減額となりました。これは普通交付税について平成27年度の国勢調査による人口減少が反映されたこと、合併算定がえ加算額の段階的縮減割合が1割から3割へと拡大したこと等によるものです。

次に、繰入金については、平成27年度に比べ、金額にして2,789,140千円の大幅な増額となりました。これは後年度の公債費負担を軽減するために、市内金融機関から借り入れた地方債のうち、利率が高いものについて繰り上げ償還を行うこととしたため、その財源として繰り入れを行ったことによるものです。

次に、市債については、平成27年度に比べ、金額にして1,020,668千円、率にして32.7%の減額となりました。これは小中学校体育館吊り天井改修事業や中山小学校校舎改築事業といった事業が終了したこと及び臨時財政対策債発行可能額が大きく減少したことにより借入れ額が大幅に減額になったものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

まず、総務関係では、ふるさと納税制度を活用して市内事業者支援や柳川のPRに取り組んだほか、柳川市地域公共交通協議会を設置し、持続可能な市内の公共交通ネットワークの形成のための取り組みを開始し、平成28年度は公共交通網形成計画策定のために現状と課題の整理を行いました。

そのほか、合併特例債の元利償還金に係る後年度の財政負担の軽減対策として、引き続き減債基金を積み立てたほか、定住促進住宅分譲地売却収入について財政調整基金への積み立てを行ったところです。

次に、民生関係では、健康増進、体力維持による健康寿命の延伸を図るため、大和総合保健福祉センターにトレーニングルームを開設しました。また、子育て関係では、延長保育の需要に対応するため、市内全19学童保育所において午後7時までの延長保育を実施したほか、子ども医療について平成28年10月から小学校6年生まで助成拡大を行い、子育て世帯の負担軽減を図りました。

一方、環境面においては、ごみ減量化への取り組みとして、廃棄物の3R推進啓発事業を行ったほか、新ごみ焼却施設への搬入道路の整備を引き続き行ったところです。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業関係では、イチゴ、アスパラガスといった園芸農業生産額の増大と持続的な発展を図るため、先進技術の導入や省力機械等の整備のための助成を行いました。

また、地元からの要望が多いクリークの保全事業については、国、県の事業を活用することにより引き続き整備を進めているところです。

水産業関係では、全国有数のノリ産地である柳川産ノリのブランド化を進めるため、全国的なPR、商標登録を行う一方で、有明漁業協同組合が事業主体となるノリ共同加工施設の整備を行うことで、コスト削減、労働負担の軽減及び集落環境の改善を図りました。

観光関係では、平成27年度の国の補正予算に計上された地域活性化・地方創生加速化交付金を活用し、やさしい日本語ツーリズム事業に取り組みました。この事業は、日本語を学習する外国人観光客をやさしい日本語で対応し交流することで、滞在時間の延長や満足度の向上に結びつける事業です。

また、まるごと柳川情報発信事業として、首都圏店舗の一部を借りて経費を抑えた情報発信拠点を構築し、物産販売やふるさと納税、観光、定住の情報発信を行っています。特に物産品販売ブースについては、テストマーケティングの場とし、柳川産品の首都圏への販路拡大を図ったところであります。

次に、商工関係では、観光関係と同じように国の補助金を活用し、中島商店街イノベーション事業に取り組みました。これは商店主や地域住民で組織する中島イノベーション推進協議会が主体となり、海苔パンの開発や朝市の魅力発信などに取り組みむもので、商店街の空き家を改修した拠点施設「交流館 なかしまワッセ！」の整備もあわせて行い、中島地域のにぎわい創出を図りました。

次に、都市基盤の整備については引き続き生活基盤道路の整備、柳川駅東部土地区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地整備事業、塩塚川番所橋架替事業に取り組んだほか、市街地のまち歩き観光の振興とにぎわいの創出を図るために、柳河・城内地区都市再生整備事業に新たに取り組みました。

次に、教育関係では、市独自の取り組みとして、学力向上支援事業のほか、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、引き続き教育環境の向上や改善に努めました。

また、教育環境の整備を図るため、平成27年度の小学校普通教室への空調施設整備に続きまして、平成28年度において全中学校普通教室への空調施設整備を行ったところです。

生涯学習関係では、平成27年度までに整備が完了した各コミュニティ施設を拠点として、市民のライフステージに応じた学習機会の提供や地域住民の交流による地域の活性化を図っていきます。

そのほか、柳川市民文化会館につきましては、各専門分野の学識・有識者で構成する委員

会からの助言や意見を踏まえ、必要な性能を確保しつつ、機能の集約を図りながら、効率的で使い勝手のよい施設とするための精査を進め、平成28年11月に基本設計を取りまとめたところです。

また、国の名勝指定を受けている立花氏庭園内の大広間等の修理事業について助成を行ったほか、名勝水郷柳河^{すいきょうやながわ}保存活用事業として城南川保全のための護岸整備を行いました。

このように、平成28年度の取り組みの特徴的なところを述べましたが、具体的な内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書に記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額32,745,164,766円、歳出総額31,384,439,606円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,360,725,160円となりました。この形式収支額から繰越明許費による平成29年度への繰り越し財源325,280,530円を差し引いた実質収支額は1,035,444,630円となりました。

次に、平成28年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は、平成27年度に比べ、2.5ポイント上昇し、93.7%となりました。

次に、市債の年度末残高については30,699,050千円となり、平成27年度に比べ、3,301,550千円減少しました。

次に、基金の積立金残高については11,752,046千円となり、平成27年度と比べ、繰り上げ償還の財源として減債基金を活用したことにより1,980,361千円減少しました。

今後の財政運営については、昨今の厳しい経済情勢により現制度での市税等の大幅な増収を見込むことは厳しい状況であり、加えて普通交付税が平成27年度から5年間で段階的に削減され、平成32年度には完全に一本算定に移行していくことから、交付額が大幅に減額となることが見込まれます。このため、費用対効果の検証を常に心がけ、経常経費の節減、定員管理の適正化など第3次柳川市行財政改革大綱に基づく行財政改革の推進を図り、行財政基盤を強化していく必要があると考えております。

次に、議案第46号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額10,602,460,147円に対し、歳出総額10,494,595,904円で、歳入歳出差引額107,864,243円となりました。

なお、前年度繰上充用金と基金積立金を加えた実質単年度収支では174,979,964円となります。

次に、議案第47号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい

て御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額953,427,634円に対し、歳出総額949,897,724円で、歳入歳出差引額は3,529,910円となりました。

次に、議案第48号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この貸し付け制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和对策事業特別措置法として制度化されたものであります。

なお、平成8年度をもってこの貸し付け制度は終了しており、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところであります。

平成28年度決算は、歳入総額5,810,383円に対して、歳出総額621,224円となっております。

次に、議案第49号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成28年度につきましては、用地を先行取得するなど、この特別会計を活用して事業を実施することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第50号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,113,828,708円に対し、歳出総額1,061,010,490円で、歳入歳出差引額は52,818,218円となりました。

公共下水道事業につきましては、平成28年度末で整備面積377.8ヘクタール、供用開始区域内人口1万2,332人に対する接続人口は9,105人、接続率73.8%となっております。

次に、議案第51号 平成28年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

財政面の収益的収支の決算額については、消費税込みの事業収益総額1,371,417,936円に対し、事業費用総額1,255,847,874円で、差し引き115,570,062円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は82,626,020円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額311,367,235円に対し、支出総額744,035,014円で、収入額が支出額に対し、432,667,779円の不足となりました。この不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしております。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた430,530,359円を平成29年度へ繰り越しました。

以上、御説明申し上げますが、どうぞよろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い

願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

次に、議案第52号から議案第57号までの6議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

引き続き日程3．議案第52号及び議案第53号の補正予算案2議案、議案第54号から議案第57号までの条例案3議案、そのほか1議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第52号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ890,625千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30,944,044千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款．総務費は528,050千円を増額補正しております。

内容としましては、地方財政法第7条の規定に基づく平成28年度決算剰余金の2分の1についての減債基金への積立金のほか、九州北部豪雨に係る被災地への災害見舞金を計上しております。

3款．民生費は10,915千円を増額補正しております。

内容としましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業について、県補助対象となる事業者が決定したため、歳入と同額の補助金を計上するものです。

そのほか、在宅介護支援センターの業者変更に係る経費を計上しております。

6款．農林水産業費は207,979千円を増額補正しております。

内容としましては、国の制度を活用して、園芸施設整備に関する補助金、畜産業の競争力を強化するための補助金などを計上したほか、有明漁協が事業主体となって事業を進めているノリ共同加工施設への補助金などを計上しております。また、九州北部豪雨による有明海への漂着物を回収するための経費も計上しております。

7款．商工費では726千円を増額補正しております。

内容としましては、3件の融資について代位弁済が生じたため、信用保証協会との契約に基づき損失補償を行うものであります。

8款．土木費では5,450千円を増額補正しております。

内容としましては、市民の安全・安心の確保と住環境の改善を図る老朽危険家屋等の除却促進事業補助金について、国の社会資本整備総合交付金を活用して事業の進捗を図るほか、立花いこいの森の駐車場の安全を確保するための経費を計上しております。

9款．消防費では1,196千円を増額補正しております。

これは災害等の緊急情報を伝えるJアラートのエリアメール送信システム連携の再構築を

行うための経費を計上したものであります。

10款・教育費では36,089千円を増額補正しております。

内容としましては、地区公民館建設補助金について3件分の経費を計上したほか、城内小学校給食について自校調理方式から共同調理場方式への変更に伴う経費などを計上しております。そのほか、市民温水プールについての耐震診断委託料などの安全確保のための経費を計上しております。

11款・災害復旧費では100,220千円を増額補正しております。

今回の災害復旧費は、7月5日から12日にかけての豪雨により被害を受けました公共土木施設である道路の災害復旧及び農業用施設である水路の災害復旧のための経費を追加しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款・地方交付税では普通交付税につきまして5,888千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金ではノリ共同加工施設整備に活用した浜の活力再生交付金等129,975千円を増額補正しております。

14款・県支出金では現年発生農業用施設災害復旧費等139,753千円を増額補正しております。

15款・財産収入では不動産売払収入764千円を増額補正しております。

16款・寄付金では教育費寄付金6,050千円を増額補正しております。

18款・繰越金では617,236千円を増額補正しております。

19款・諸収入では有明海沿岸漂着物臨時回収・処理事業費負担金等2,526千円を増額補正しております。

20款・市債では、水路などの災害復旧事業費について新たに計上する一方で、臨時財政対策債の額の確定に伴う調整などにより11,567千円を減額補正しております。

第2表 債務負担行為補正では、平成29年度に契約期間が満了となる、東宮永・矢留・昭代第二小学校に係る給食単独調理校調理業務委託料など2件について追加、または変更を行っております。

第3表 地方債補正では、現年発生農業用施設災害復旧事業費や排水路整備事業費など5件について追加、または変更を行っております。

次に、議案第53号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、前年度療養給付費等負担金精算額の確定により歳出の過年度分国庫支出金等返還金を増額補正するものであります。

この財源として、歳入の繰越金を増額補正するもので、歳入歳出それぞれ75,331千円を増額し、補正後の予算総額を10,633,331千円とするものであります。

次に、議案第54号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市民文化会館の建設に伴い、柳川市民体育センター及び柳川市民グラウンドを廃止する必要があることから、各体育施設の名称及び位置並びに使用料に関する規定のうち、柳川市民体育センター及び柳川市民グラウンドに係る規定を削除するものであります。

なお、施行期日については教育委員会規則で定めることとしております。

次に、議案第55号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度の都市再生整備計画事業（柳河・城内地区）により柳河藩士小野家屋敷跡に新外町緑地広場を新たに整備しましたので、同事業により新たに設置された公園用地の位置、面積を条例に加え、変更するものであります。

次に、議案第56号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令が公布施行され、同命令に定める標識として高速道路番号が追加されたことに伴い、標識番号にずれが生じたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第57号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、柳川市消防団消防車両更新のため、小型動力ポンプつき積載車3台を購入するものであります。

去る8月3日、平29年度消防自動車の購入に係る入札参加手続を経て、参加9者による指名競争入札を実施しましたところ、消費税8%を含む20,800,800円で株式会社倉重ポンプ商会、代表取締役倉重信一が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

議長（田中雅美君）

日程4 報告について。

報告第6号 平成28年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び報告第7号 専決処分の報告について（専決第2号 和解及び損害賠償額の決定）について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4 報告第6号及び報告第7号につきまして御説明申し上げます。

まず、報告第6号 平成28年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した各比率について、本市監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものであります。

まず、同法第3条の規定による財政の健全化比率につきましては、平成28年度の決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものであります。市の全会計について赤字は発生しておらず、また、実質公債費比率及び将来負担比率については昨年度より改善しており、全ての比率において国が定めた早期健全化基準を下回っております。

次に、同法第22条の規定による平成28年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものであります。いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準を下回っております。

次に、報告第7号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、草刈り作業による自家用車の破損に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成29年7月14日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、平成29年5月30日の午後、柳川市クリーンセンターにおいて職員が刈り払い機で駐車場周辺の草刈りをしていたところ、飛びはねた石が駐車していた自家用車の左後部のドアガラスに当たり破損させたものです。

この事故に係る損害賠償額を99,432円と決定し、相手側と示談いたしましたところであります。

なお、損害賠償額は全国町村会の全国町村会総合賠償補償保険で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（田中雅美君）

以上で市長の報告は終わりました。

この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時49分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成29年9月7日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次								
副市	長	成松宏								
教	育	長	日高良							
総務	部	長	高崎祐二							
会計	管	理	者	野田洋司						
市	民	部	長	石橋正次						
保	健	福	祉	部	長	原忠昭				
建	設	部	長	大淵洋祐						
産業	経	済	部	長	兼	大和	庁	舎	長	成清博茂
教	育	部	長	兼	三橋	庁	舎	長	田尻主範	
消	防	長	木下隆行							
人	事	秘	書	課	長	田中勝裕				
総	務	課	長	松藤敏彦						
企	画	課	長	椛島謙治						
財	政	課	長	島添守男						
税	務	課	長	川口俊幸						
健	康	づ	く	り	課	長	大橋由美子			
福	祉	課	長	平田敬介						
学	校	教	育	課	長	木下隆				
生	涯	学	習	課	長	袖崎朋洋				
建	設	課	長	待鳥哲						
農	政	課	長	林誠						
水	路	課	長	松永泰治						
監	査	委	員	松藤博明						

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽見孝則						
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内田猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳永喜美香			

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第45号 平成28年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第46号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 議案第47号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 議案第48号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 議案第49号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 議案第50号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 議案第51号 平成28年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第52号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第53号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 議案第54号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第57号 財産の取得について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることをのしないようお願いをしておきます。

議案第45号 平成28年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

及び議案第51号 平成28年度柳川市水道事業会計決算の認定について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第45号 平成28年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員である近藤末治議員を除く21名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は21名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員である近藤末治議員を除く21名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました21名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思えます。

お諮りいたします。議案第46号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第47号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第48号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算

の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第49号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第50号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第51号 平成28年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第52号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第53号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第52号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第53号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第54号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第55号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について
及び議案第56号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例の制定について
の以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第54号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第55号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第56号 柳川市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第57号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第57号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、

直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時10分 散会

平成29年 9 月11日（月曜日）

柳川市議会第3回定例会会議録

平成29年9月11日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 末 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	野	田	洋	司
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	田	中	勝	裕
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	大	橋	由	美
福	祉	平	田	敬	介
学	校	木	下		隆
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
生	活	武	田	真	治
観	光	松	藤	満	也
商	工	古	賀	和	明
消	防	武	田	和	時
消	防	本	木	真	二

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	議	徳	永	喜	美
					係			香	

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	21番 三小田 一 美	1. 人工透析者について (1) 援助の種類 2. がん患者について (1) 高額医療費への対応 (2) がん患者の保険治療対象でない者への助成の現状について (3) 毎年のがんによる死亡者の現状について (4) 柳川市独自のがん患者への助成制度の創設について
2	20番 梅 崎 和 弘	1. 平成29年度高齢者ガイドブックについて 2. 介護保険の今後の課題について 3. 農業政策、減反政策見直しについて 4. 市民要望 (1) 市役所前の駐車場水たまりの今後の対策は (2) 市民会館の備品使用料について
3	4番 浦 川 和 久	1. 安全なまちづくりに向けて (1) ミサイル発射による全国瞬時警報システム（Jアラート）が鳴った時に取るべき行動の啓発を (2) 大規模災害が発生した場合の応援を受ける側としての受援計画について (3) 消防力の充実強化について 消防隊の訓練状況 女性消防団員 はしご車の導入 消防の広域化 2. 川に生息する侵略的外来生物の防除について
4	3番 菊 次 太 丸	1. 障がい者等の就労支援の取り組みは（農福連携） 2. 市内小中学校の特別教室のエアコン導入の現状は
5	5番 立 花 純	1. 「柳川市における健康な環境と人づくりの施設&スポーツツーリズム」で新たなまちづくりの在り方 2. 「小・中学校統合・再編」について及び「学校教育系施設の総合管理計画」について
6	6番 荒 巻 英 樹	1. 収税対策について 2. やながわオープンファクトリーについて 3. NHK大河ドラマの招致活動について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、報告いたします。

9月7日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は荒木憲議員、副委員長は立花純議員に決定いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしておりますとおり、日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、21番三小田一美議員の発言を許します。

21番（三小田一美君）（登壇）

皆さんおはようございます。21番三小田でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

通告に従いまして、病気療養中の皆様に対する市の援助につきましてお尋ねをしたいと思います。

合併以来、市長の努力にもかかわらず、市の人口は減少の一途をたどり、将来的には消滅するとも言われています。

そのような中、病気によって死亡される方も多くおられると思います。市民の皆様の中には、生活への不安、また家計が心配で費用がかかる治療を受けられないという声も少なからず聞いております。

そこで、多額の費用を要するとお聞きもしていますが、病気治療への国、県、市の援助についてお尋ねをしたいと思います。

詳しい質問は自席より一問一答でお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

21番（三小田一美君）続

それでは、質問をさせていただきます。

まず1つ目でございますが、人工透析者への援助の種類についてお尋ねをしたいと思います。

現在、日本では平成26年度の厚生労働省の調査によれば、糖尿病患者が316万6,000人、男の方が176万8,000人、女性が140万1,000人で、平成27年度末の人工透析者数は32万5,000人で、国民の386人に対して1人の割合になっていると聞いております。これを柳川市の人口に当てはめると175人となっておりますが、実際の患者数を教えていただきたいと思います。

福祉課長（平田敬介君）

三小田議員の質問にお答えします。

市で把握しております人工透析を受けておられる方の数ですが、障害者自立支援医療の更生医療の受給者数で申しますと、平成29年6月末現在で165人いらっしゃいます。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、患者さんが負担をする1カ月当たりの負担額は平均で幾らでございましょうか、お尋ねしたいと思います。

福祉課長（平田敬介君）

1カ月当たりの患者さんの負担額ですが、人工透析を受けてある方は特定疾病療養受療証というのが交付されます。これによって、1カ月の医療費は10千円となりますが、さらに身体障害者手帳を持ってあれば、この10千円の自己負担に対しまして、障害者自立支援医療の更生医療と柳川市の制度で重度障害者医療費助成制度の適用が受けられますので、通院の場合で申しますと、1カ月当たりの実質の本人負担額は、65歳未満は500円、65歳以上は負担なしということになります。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうも済みません、ありがとうございました。

それでは、医療費から本人の負担額を引いた残りは、保険料、また補助金で賄うことになると思いますが、国と県、また市の負担額は平均どの程度になるのか。国の負担額、また県の負担額、市の負担額ごとにお願ひしたいと思います。

福祉課長（平田敬介君）

人工透析の医療費を1カ月当たり約400千円としまして、65歳未満で更生医療の所得区分が非課税世帯で本人の年収が800千円を超える場合の例で申しますと、400千円かかっている医療費のうち、390千円が本人が加入している健康保険の保険者が負担しております。先ほど言いました残る10千円を柳川市が5,750円、福岡県が1,250円、国が2,500円、本人が500

円を負担するということになります。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうも済みません、ありがとうございました。

それでは、直接の負担以外に県民税、また市民税などの減免や国民健康保険税の減免、また自動車税や軽自動車税の減免など、まだほかにあると思いますが、間接的に援助はどのようなものがあるのか。また、種類ごとに市全体としての減免額をお願いしたいと思います。

福祉課長（平田敬介君）

各種の税において減免などがないかという御質問だと思います。

まず、県民税、市民税の制度には障害者控除がありますので、税額が下がる場合があります。ただし、国民健康保険税には障害者控除は反映されないので、人工透析を受けることで減額にはなりません。

また、自動車税や軽自動車税については、人工透析を受けてある方は身体障害者手帳1級に該当しますので、手帳をお持ちであれば免除になります。

次に、種類ごとに市全体としての減免額とのことですが、人工透析を受けてある方の市県民税が障害者控除によって実際の税額に幾ら反映したかということについては、いろいろなケースがありますので、把握をできておりません。また、自動車税につきましても県税でありまして、市のほうでは把握をできておりません。

なお、軽自動車税については、腎臓機能障害で障害者手帳の1級を持ってある方にかかる軽自動車税は、平成29年度は37台が免除されておりまして、その総額は295千円というふうになっております。

以上です。

21番（三小田一美君）

課長、自動車だけの免税じゃなくて、まだほかに何かありますか。ありましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

福祉課長（平田敬介君）

それは交通上のいろんなことだと思いますが、JRとか私鉄、路線バス、高速道路、有料道路などの利用料の割引は、それぞれの事業者で決められておりますが、透析を受けてあるような重度の方、身体障害者手帳1級を持ってある方については、ほとんどの場合料金を半額に割引されてあるというふうに聞いております。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

いや、私は私鉄やJRなど、それと高速道路、また有料道路、それは後でお尋ねしようか

なと思っておったんですよ。ただ、その前に、何かまだあるとやなかろうかなと、ああいう不動産みたいなとはございませんか、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

福祉課長（平田敬介君）

不動産、固定資産に係るような税金についての減額ということでありましたら、そういうのはございません。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

私も人工透析もしている方への援助の内容については十分理解をさせていただきました。本当にありがとうございました。

人工透析のほうは終わりたいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

次に、市内にかなりの数の患者さんがおられると思いますが、がんについてお尋ねをしたいと思います。

市民の皆さんで、現在いろいろながんで治療を行っている方が何人でしょうか。それを市で把握できるのは国民健康保険加入者だけだと思いますが、健康保険加入者も一応柳川に住んであるならわかると思いますので、一応教えていただきたいと思います。

以上です。

健康づくり課長（大橋由美子君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

本市の国民健康保険被保険者のうち、がん治療を行っている方の人数につきまして、本年1月から6月分までの診療レセプトから抽出した一月当たりの平均受診者数は、入院で約60人、通院で約480人でした。同じ月内に2カ所以上の医療機関を受診している場合や外来から入院となられた場合は重複してカウントしておりますので、実際にはもう少し少なくなるとお考えいただけます。

また、国民健康保険加入者以外の方につきましては、保険者が異なりますので、把握することができませんでした。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。よくわかりました。

それでは、その方々の医療費の1カ月当たりの本人負担額はどのくらいでしょうか。いろいろですが、平均額で結構でございますので、教えていただきたいと思います。

健康づくり課長（大橋由美子君）

がんで治療中の方の医療費1カ月当たりの本人負担額の平均額についてお答えいたします。

医療費の基本的な負担割合は、70歳未満の方では7割が国民健康保険、3割が自己負担となっております。また、70歳から74歳までの一定所得未満の方では、8割が国民健康保険負担、2割が本人負担となっております。

さらに、本人負担につきましては、自己負担限度額が設けられておりまして、限度額を超える分につきましては、高額療養費の対象となり、最終的に本人が負担するのは自己負担限度額までとなります。

この自己負担限度額については、世帯の所得区分や対象者の年齢によって異なります。そこで、平均的なケースとしまして、世帯の条件として、被保険者全員の基礎控除後の所得が2,100千円以下の課税世帯、対象者を70歳未満の方と仮定しまして、お答えをいたします。

その場合の自己負担額は、1カ月に57,600円となります。

なお、このほかに入院の場合は食事負担金等が必要となります。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、ちょっとわかりよかごと、1カ月当たりの国民健康保険の負担額、その平均額を教えていただきたいと思います。

健康づくり課長（大橋由美子君）

1カ月当たりの国民健康保険の平均負担額についてお答えをいたします。

国民健康保険からは、1カ月の医療費から自己負担額を差し引いた金額を負担することになります。

国民健康保険被保険者のうち、本年1月から6月までに、がん治療のために入院をされた方の医療費を平均いたしますと、一月に約703,400円となっております。

したがって、先ほどと同じ平均的な世帯のケースでは、この703,400円から自己負担の57,600円を引いた約645,800円を国民健康保険から負担することになります。

21番（三小田一美君）

やっぱり日本に住んでよかったですね、どうもありがとうございました。

そのうち高額医療費の該当となる額の平均額をお願いしたいと思います。よろしく願います。

健康づくり課長（大橋由美子君）

先ほどお答えいたしました国民健康保険負担額の中には、高額療養費分も含まれておりますので、そのうちの高額療養費に該当する金額についてお答えをいたします。

先ほどの国民健康保険負担額645,800円のうち、一般療養給付費となる医療費の7割分、492,400円を差し引きました約153,400円が高額療養費ということになります。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

今度いろいろ話を聞きますと、高額療養費がまた変わるような、そういうお話がありました。そういうことはございませんでしょうか。

健康づくり課長（大橋由美子君）

今の御質問に対しまして、今のところそのような高額療養費の金額等については聞いておりません。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

ところで、がんの治療について、高度先進医療といわれる健康保険の対象となっていない治療法が多種あると思いますが、どのような治療法がありますでしょうか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。その治療を受けるにはどの程度の費用がかかるかは後で聞きますので、その前にわかりやすくお尋ねをしたいと思います。

健康づくり課長（大橋由美子君）

先進医療の治療法についてお答えをいたします。

がんの先進医療につきましては、三小田議員おっしゃられましたようにいろいろな種類があるようでございますが、近年注目をされております治療方法としまして、重粒子線治療、陽子線治療、免疫療法などがあります。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、それらの治療を受けるにはどの程度の費用がかかるのか、把握をしてあればお聞きしたいと思います。

健康づくり課長（大橋由美子君）

費用でございますけれども、厚生労働省のホームページに掲載をされております「平成28年度先進医療の実績報告」によりますと、1件当たりの平均費用として、重粒子線治療で約3,100千円、陽子線治療で約2,760千円となっております。免疫治療につきましては、技術や部位により異なっておりまして、数十万円から、高額なところでは1,600千円を超えるものまであるようでございます。

以上は技術料とされておりますので、このほかに診療費や薬剤費、検査費用なども必要となります。

先進医療につきましては、基本的に保険対象外となりますが、治療を受けるための診療費や薬剤費、検査費用は保険が適用されることとなっております。

なお、重粒子線治療を行っている医療機関は全国で5カ所あり、九州では鳥栖市の九州国

際重粒子線がん治療センター、陽子線治療を行っている医療機関は全国で12カ所あり、九州では鹿児島県指宿市のメディボリス国際陽子線治療センターがあります。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、高度先進医療を受けるにはかなりの費用がかかりますが、誰でも受けるというわけにはいかないようですが、このような保険治療対象外の治療を受けている人の数がわかれば教えていただきたいと思います。

健康づくり課長（大橋由美子君）

先進医療のような保険治療対象外の治療を受けている人の人数についてお答えをいたします。

厚生労働省ホームページに掲載の「平成28年度先進医療実績報告」によりますと、平成27年7月から平成28年6月までの1年間で、重粒子線治療を受けた人は全国で1,787人、陽子線治療を受けた人は全国で2,026人となっております。免疫治療については、新しい治療となりますので、全体像は十分に把握することができませんでした。

なお、市町村ごとの数値については公表されておきませんので、本市の方でこれらの治療を受けた方の人数については把握できておりません。

以上です。

21番（三小田一美君）

よくわかりました。

それでは、がん治療にかなりの費用がかかりますが、それでは、がん患者さんへの市独自の助成制度があるなら教えてください。

健康づくり課長（大橋由美子君）

がん患者の方への市独自の助成制度についてお答えいたします。

本市では、保険適用対象外の先進医療を受けられたがん患者に対する独自助成制度は設けておりません。

なお、福岡県のほうでは重粒子線治療の費用を借り入れる場合に、3,140千円までの借入金に対し利子を補給する福岡県重粒子線治療利子補給事業が実施されております。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、がんによる年間の死亡者数は約37万人とも言われていますが、柳川市の場合は何名の方がお亡くなりになっていきますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

健康づくり課長（大橋由美子君）

柳川市のがんによる年間死亡者数についてお答えいたします。

本市のがんによる死亡者数につきましては、市では死因別の統計をとっておりませんので、県が公表しております保健統計年報の数値となります。最新の平成26年分で年間死亡者897人中、がんによる死亡者は289人で、全体の32.2%を占め、3人に1人ががんで亡くなっておられることとなります。

また、男女比で見ますと、男性157人、女性132人でした。

以上です。

21番（三小田一美君）

それでは、人口減少が進む中で、死亡による減少も少なくありませんが、そこで、人口1人当たりの地方交付税交付金の額は幾らになりますでしょうか、お尋ねしたいと思います。人口減少することによる市財政への影響額はまた後で聞きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

健康づくり課長（大橋由美子君）

人口1人当たりの地方交付税の金額についてお答えいたします。

財政課の資料によりますと、平成28年度の本市の地方交付税の総額は9,193,492千円となっておりまして、平成29年3月末の人口6万7,490人でこの数値を除しますと、1人当たりの金額は約136,200円ということになります。

以上です。

21番（三小田一美君）

人口の割には柳川は多かですよ。やっぱり東京に行って、何回でん交付税もらいに市長頑張っておられるから、今年ちょっと何万か多いわけですね。よそはまだ少なかですよ。

それでは、次へ行きます。

人口が1人減少することによって、市財政への影響額はどの程度になるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

健康づくり課長（大橋由美子君）

人口が1人減ることによる市財政への影響につきまして、こちら財政課の資料によりますが、地方交付税のうち、普通交付税は5年に一度の国勢調査の人口をもとに算出されておりまして、1人当たり約100千円の影響があることとなります。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、人口が減少すれば市財政への影響はあるようですが、そこで、人工透析者と同じように、がんの患者さんにも市独自の助成制度を創設していただいて、病気の人が安心して暮らせるまち、また、1人でも多くの方が長生きをしてもらうまちを目指すことが現在元気な人も安心できて、市の活性化につながるのではないかと考えます。

そのことが、ますます少なくなっていく市の財政にも貢献をし、市の発展にもつながっていくのではないかと考えます。

市長のお考えをお聞かせください。お願いします。

市長（金子健次君）

三小田議員の御質問の市独自のがん患者に対する助成制度の創設と市の発展という御質問についてお答えをさせていただきます。

議員が言われますように、病気をしても安心して暮らせるまちづくりを進めることは非常に大切なことと思います。

しかし、柳川市の死亡原因はがんと心筋梗塞や狭心症などの心疾患、脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患が上位を占めております。

また、さまざまな病気で闘病中の方もおられます。このような中、がん患者に対する市独自の助成を行うことは、本市の財政状況等を鑑みますと非常に厳しいところがあります。

まずは早期発見、早期治療によりがん患者を減らすために、現在実施をしておりますがん検診の受診率の向上を目指したいと考えております。

一方で、佐賀県におきましては、がんの先進医療を受けた場合、300千円を限度といたしまして、治療費を補助する制度が設けられております。

そこで、福岡県におきましても、同様の助成制度を創設されるよう、福岡県市長会を通じまして要望してまいりたいと考えているところです。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、がん検診の受診率を上げる工夫をして、今御案内のあったとおり、早期発見・早期治療につなげれば、治療費の増大を招くことなく死亡者数の低下にもつながることと考えますが、受診率の向上の取り組みをお聞かせ願いたいと思います。

健康づくり課長（大橋由美子君）

本市のがん検診受診率向上の取り組みについてお答えをいたします。

本市のがん検診の受診率は、近年わずかながら増加傾向にありますが、平成28年度の受診対象者に対する受診率は、胃がん5.0%、子宮がん19.1%、乳がん17.5%、肺がん6.7%、大腸がん11.0%と、依然低迷をいたしております。

現在、受診率向上のために市報やホームページへの掲載及びチラシの全戸配布、また、校区公民館の協力を得て、コミセン便り等への掲載やポスター掲示等により周知を図っております。

また、国のがん検診推進事業を活用しまして、40歳の女性に乳がん検診、20歳の女性に子宮頸がん検診の無料クーポン券を送付し、啓発と受診勧奨を行っております。

また、市の独自事業としましては、今年度より、30代女性を対象に乳房超音波検査を実施することにしております。

また、胃がん・肺がん検診において、62歳と66歳の方を対象とした無料クーポン事業や男性へのがん検診意識啓発のために、集団検診時に50歳以上の男性に前立腺がん検診を実施しております。さらに、集団検診では、受診された方へやなぼポイントの引きかえ券を配付しております。

そのほかにも、受診しやすい環境づくりといたしまして、集団検診及び施設検診の土日・祝日の実施、集団検診における託児の実施、事前予約制によります混雑の解消、特定健康診査との同時実施など、あらゆる工夫を凝らしております。

このように、今後も一人でも多くの方にがん検診を受けていただき、早期発見・早期治療につながるように、今後も保健事業を推進してまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

21番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

ぜひ検診受診率の飛躍的な増加を取り組んでいただきたいと思います。

今の質問にほれほれいたしました。本当に私は、まだちょっと聞かやんことのいっぱいありましたけど、もうこれで満足いたしました。本当にありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、20番梅崎和弘議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。20番、日本共産党、梅崎です。発言通告に従って行います。まず最初は、介護保険についてであります。

平成29年度の高齢者ガイドブック「みんなで支える介護保険保存版」より質問をいたします。

まず、第1点目ですけれども、介護手当について。

6カ月以上の寝たきりの高齢者を在宅にて介護している同居者に対しまして、支給額、月

額10千円が支払われておりますけれども、手当を受けておられる世帯数は幾らか、それと同居者のどういう方が介護されているのか、お尋ねいたします。

2点目は、柳川市在宅介護支援センターは24時間相談を受け付けるとありますけれども、どのような相談件数があるのか、お尋ねをいたします。

2点目は、介護保険の今後の課題についてであります。

ことは、介護保険法が制定されてから20年を経過しており、節目の年でもあります。病床を削減する受け皿として地域包括ケアセンターを構築し、入院から在宅へ、医療から介護へ、さらに介護からボランティアによって安上がりで効率的な医療、介護体制づくりを推進するものだと思っておりますけれども、この件についてどのようにお考えでしょうか。

3点目は、農業政策であります。減反政策見直しに対する対策について。

私はことし、久しぶりに各田んぼの減反調査測量に立ち会いをしました。どの田んぼも規定どおりの減反面積でありました。私が脱サラをしまして四十数年になりますけれども、そのころは米をつくるより減反奨励金をもらったほうがいいんじゃないかという方もおられました。

政府は、来年から国による主食用米の生産調整、いわゆる減反政策の面積配分をやめる方針です。生産調整をした農家に支払ってきました10アール当たり7,500円の直接交付金も廃止されます。自分の経営判断で米をつかって値段が暴落しても農家の責任だというのは、今の安倍内閣の農業政策だと思っております。

このような政策に対して市としてはどのような対策を考えておられるのか、減反政策の開始年度、その当時の奨励金の金額についてお尋ねをいたします。

4点目は、市民要望であります。

市役所前の駐車場水たまりの今後の対策についてでありますけれども、この件につきましては、28年の12月議会に質問をしております。

そのときの答弁としましては、お客様に迷惑がかからないような応急的な措置で対応したいと、このような答弁がっておりますけれども、そのときの対策をされました面積ですね、どれくらいの面積をされたのか、お尋ねいたします。

2点目は、市民会館の備品の使用料金についてであります。

備品の使用料金、例えば、マイク1本530円から900円、コンセントを使うと1個当たり210円から310円ということですが、近隣の料金と比べてどうなっているのか、お尋ねをいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

福祉課長（平田敬介君）

梅崎議員の質問にお答えします。

まず、介護保険を受けてある世帯はということですが、平成28年度の実績で申しま

すと、12世帯で支給総額980千円でした。介護者の内訳は、夫が1人、妻が4人、息子さんが1人、娘さんの場合が4人、子の妻の場合が2人となっています。

それから、ことし8月の支給時点で見ますと、9世帯で支給総額は330千円です。介護者の内訳は、夫が1人、妻が4人、息子さんの場合が1人、娘さんの場合が1人、子の妻の場合が2人というふうになっております。

2つ目の在宅介護支援センターの相談件数はということでございますが、在宅介護支援センターは市内に5カ所設置しております。この5カ所で平成28年度1年間に受けた相談実績を申しますと、来所されての相談が105件、電話による相談が755件、訪問相談が2,006件というふうになっております。

このうち、午後5時から翌日の朝8時半までの電話相談、夜間の相談は16件というふうになっております。

それからもう一つ、福祉関係でいきますと、介護保険20年目の節目を迎えた今、どのようなお考えですかということですが、少し長くなりますが、ちょっと介護保険の制度のことから申し上げます。

介護保険制度が制定される前は、高齢者の介護は老人福祉制度と呼ばれる制度によって支えられていました。老人福祉制度は措置制度と呼ばれ、利用者が自分で必要なサービスを選択するのではなく、市町村が必要なサービスを判断し、提供していました。

しかし、高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者がふえ、介護期間も長期化し、介護ニーズも増大していきました。

一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など要介護高齢者を支えてきた環境も変化していく中、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして介護保険が創設をされました。

介護保険制度は、単に要介護高齢者の身の回りの世話をするというを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とし、利用者が多様な保健医療サービスや福祉サービスをみずから選択して総合的に受けられる利用者本位の制度として組み立てられました。また、財源については、給付と負担の関係が明確な社会保険方式が採用されました。

平成12年の制度発足の5年後に、平成17年度の改正で制度の持続可能性、明るく活力のある超高齢化社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点に予防重視型システムへの転換、施設給付の見直しなどが行われました。

また、平成23年の改正では、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組むこととされ、以降、平成26年、29年と改正をされてきました。

平成29年の改正では、高齢者の自立支援と要介護状態の重症化予防、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必

要なサービスが提供されるようにするため、大きく地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保、この2つに取り組んでいくことになっています。

梅崎議員は、安上がりで効率的な医療、介護提供体制づくりを推進するものと言われておりますが、少子・高齢化がますます進行し、人口減少社会が始まっている現実において、地域包括ケアシステムを推進するとともに介護保険が持続可能な制度として見直されていくことは必要なことであり、これまでの法改正と今後の方向性は間違っていないものと思っていますところでは。

以上です。

農政課長（林 誠君）

梅崎議員の御質問にお答えします。

議員が言われますように、40年来続いてきた国の主導による減反政策が平成30年には見直しされ、生産者みずからが判断し、米の生産調整を行う方向となっております。

国は、米の需給見通しや情報の提供を行うこととなっております。

本市では、米の価格安定には需要に応じた生産の取り組みを継続、定着させていくことが大切なことであると考え、現在、農業再生協議会などにおいて、米の生産調整を行う方向で検討しております。

また、減反政策の開始年度につきましては、国により昭和44年度に試験的に開始され、昭和46年度以降、本格的に進められてきました。

また、奨励金等の金額につきましては、昭和53年度から61年度の間の水田利用再生対策においては、麦、大豆、飼料作物を特定作物として位置づけ、現在の約2倍の転作奨励金が交付されておりました。

以上です。

財政課長（島添守男君）

梅崎議員の市役所前の駐車場の水たまりの件でのお尋ねについてお答えいたします。

12月議会の一般質問で御指摘いただきました駐車場の水たまりの件ですけれども、その時点で応急的に対応できる箇所、およそ4区画ほどを部分的に補修いたしましたけれども、その時点で面積的な把握はいたしておりません。4カ所ほどを応急的な修理で対応いたしました。

以上でございます。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

近隣の文化施設のマイクの使用料、コンサートの使用料についてお答えいたします。

近隣の類似施設、筑後のサザンクス筑後、八女市のおりなす八女、大川市の大川市文化センター、大牟田市の大牟田文化会館、荒尾市の文化センター、それと久留米城島町の城島総合文化センターを調べさせていただきました。

いずれも、市民会館と同様に施設に備えた機材などの使用に当たりましては、条例や規則で定められた使用料が徴収されております。

ちなみにダイナミックマイクにつきましては、一番高いところが大牟田文化会館の756円、一番安いのが大川市文化センターの300円、それとワイヤレスマイクにつきましては、一番高いところがおりなす八女の1,360円、安いところが大川市文化センターで800円ということでございます。

コンセントにつきましては、ワット数によってそれぞれ違いがございますけれども、同じ1キロワットを使用したということで比較いたしますと、一番高いところは、大川市文化センターで700円、それと安いといいますが、おりなす八女ではコンセントの使用に関しては使用料を取っていないということでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、在宅介護の方ですね、介護度で言えば何度ぐらいの方が多いんでしょうか、お尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

介護手当の対象となってある方の介護度のお尋ねだと思います。

介護度4、介護度5、重いほうから2段階の人たちが対象となっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

在宅介護の方も24時間見守っていかやんけんがら、大変なことじゃないかと思っております。今後、ぜひ介護手当の値上げについても御検討をお願いしたいと思っております。

それから、柳川市地域包括支援センターは、高齢者の皆さんがいつまでも住みなれた地域で安心して生活できるような総合的な支援を行っていくと、このようにありますけれども、具体的にどのような支援がありますか、お尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

支援センターの支援の内容のほうでございませうでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

地域包括支援センターの相談支援の内容は、大きく分けると4つぐらいに区分できます。

1つ目は、総合的な相談支援で、これは介護保険サービス内容を知りたい、介護認定がおりたがどうしたらいいだろう、家族が認知症で困っているというような住民からの幅広い相談とそのための支援で、平成28年度は1,012件ございました。

2つ目は、権利擁護や虐待防止に関することです。

ひとり暮らしで金銭管理などが不安な方についての成年後見制度に関する相談や手続の支援、体にあざがあるなど虐待が疑われるケースへの対応、こういうので550件。

3つ目は、包括的、継続的なケアマネジメントとしまして、困難事例に対する助言などケアマネジャーなどへの支援として90件。

4つ目は、要支援1、要支援2の方の介護予防ケアマネジメントで、福祉用具や住宅改修などに関する相談やプラン作成など101件というふうになっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

地域包括支援センターの役割は幅広く、いろんな仕事があるということにつきまして、改めて認識をさせていただきました。この地域包括支援センターの取り組みに、今後、大いに期待をしたいと思っております。

それから、身体、精神的、認知状態は余り変わらないと思われるけれども、介護保険広域連合のほうが他の自治体と比べると介護度が低いんじゃないかと言われる人がおられますけれども、この件につきましてはどのようにお考えでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

梅崎議員は、同じような状態の方の介護度を広域連合のほうが他の自治体と比べると低いのではないかという御質問ですが、介護度の認定は全国共通の基準で行われておりますので、そのようなことはないと思っております。

ちなみに介護保険の要介護度の認定までの流れを申し上げますと、認定申請をされましたら、広域連合支部の認定調査員が訪問調査を行います。あわせて医師から医学的知見からの意見書を提出してもらいます。そして、その訪問調査の結果を全国統一基準でコンピューター分析する1次判定というのを行います。

さらに、1次判定の結果と医師の意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会で2次判定を行い、介護度が決定をされます。

高齢者の方一人一人の状態はさまざまですので、身体状況の一部分だけを見て、ほかの人と比べ介護度が低いと感じられる方もいらっしゃるかとは思いますが、決して連合が意図して介護度を低くするようなことはあり得ませんので、御理解をお願いいたします。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

広域連合のほうが介護度が低いということにつきましては、今後もそういうふうな文句が出らんごとですね、公平な判定を今もしてあるとは思いますが、より以上の公平な判定をお願いしたいと思います。

それから、家庭訪問のときのケアマネジャーの立ち会いの件ですけれども、家庭訪問調査日の連絡が遅くなって、ケアマネジャーの立ち会いができないときがあると。いわゆるケアマネジャーの立ち会いによって、本人の状況や認知状況、家庭の状況などふだんの行動を正確に伝えることができると言われておりますけれども、このケアマネジャーの立ち会いにつ

いてどのようにお考えでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

要介護度の認定の流れの中での御質問ですが、認定業務は広域連合の業務でありますので、今から答弁することは、連合の柳川、大木、広川支部に問い合わせたこととお話しします。

まず、訪問調査の日程は、介護認定申請書に記入された立会人氏名の欄に書かれている方と必ず日程調整をして訪問日を決めると。立会人には、新規認定のときは立会人欄は介護者が書かれている場合が多いようですが、その方と日程調整をして訪問日を決めると。また、認定の更新のときに立会人欄にケアマネジャーが書かれてある場合は、そのケアマネジャーと必ず日程調整をして決めるので、御質問のようにケアマネジャーの立ち会いができなかったというのは、その調整をした上でなった場合は考えにくいということでした。

ただし、いざ調査の段階になって、急遽、約束したケアマネジャーの方の立ち会いができなくなったということはありますので、そのときは電話で日常の状況等を確認しているということでした。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

やはり家族や本人が言いにくいこと、また、わからないことの説明は、ケアマネジャーの立ち会いがあったほうがよいという方が多いわけですので。そこら辺のケアマネジャーの立ち会いをぜひ今まで以上にやっていただきたいと思いますが、この辺について何かありますか。

福祉課長（平田敬介君）

更新認定の際に、担当のケアマネジャーさん、もう既に今までサービスを利用していただければいいと思いますので、その場合に家族の介護者プラスケアマネジャーの方も立会人として書いていただきましたら、必ずお二人の方に連絡をとって立ち会うことになると思いますので、梅崎議員がおっしゃるとおり、家族の介護者プラスケアマネジャーの方も詳しく状態のほうを把握されてあって、より説明が行き届くということもあるかと思っておりますので、そのように申し出ていただければ、そのような取り扱いになるかと思っております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

続きまして、要介護認定結果の通知は原則として30日以内に通知とありますけれども、30日以内に通知することが守られているかどうか、現実はどうなっているか、お尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

こちらについても、連合の支部に問い合わせたこととお話しします。

実際に結果通知が30日を超えているということも多々あるそうでございます。

ただ、おくれる原因としましては、認定申請後に提出してもらった医師の意見書のおくれや、立会人や本人の都合で予定していた調査日に訪問調査ができないということなど、支部側の努力だけではできない事情があったことによるものというふうに聞いております。

認定結果のおくれはサービス利用のおくれにもつながりますので、更新申請より新規申請を優先して調査をしておるということで、おくられているのは大半更新申請分ということでございます。

ただし、更新申請についても、特別な事情がない限り、認定期限前までに通知するようにしておりまして、30日を超える場合は、超える理由を記載した通知書を送付しているということでございます。

いずれにしましても、支部としましては、30日以内に通知書を送るようにしておるということでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

それでは、続きまして、介護保険の今後の課題についてお尋ねをいたします。

サービスの利用料金が必要に基づいて設定をされるのではなくて、本人の負担能力、いわゆる財政力といいますが、本人がどれくらい金を持っているか、これによって決まってしまうんじゃないかと。最もサービスを必要とする人たちに必要なサービスが届かないと、このような介護保険制度の根本的な矛盾を示していることについてどのように思われますか。

福祉課長（平田敬介君）

介護保険は、要介護度に応じて1カ月当たりに利用できるサービスの支給限度額があります。その支給限度額の範囲内であれば、利用したサービスにかかった費用の1割を自己負担するという保険制度です。

梅崎議員は、その1割の負担のためにサービスを必要とする方がサービスを受けられない、届かないというふうに言われているのだと思います。

確かに保険制度であるので、9割は保険から出ますが、1割は自己負担になりますので、多くのサービスを利用すると自己負担も高額になり、負担が困難という方もあろうかと思えます。

そういう方のために所得の区分に応じて1カ月の利用者負担額が一定の上限額を超えたときは、超えた額が高額介護サービス費として後から支給される制度がありますので、そういうことからいいますと、介護保険制度が矛盾しているというようなことは、これを捉えてなくはないと思います。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

介護保険料は、前年の所得に基づいて判定をされます。高齢者の中には、去年まで元気で働いて一定の収入があったが、病気や要介護になって仕事をやめる、今は収入が激減したという人も少なくありません。

ところが、この介護保険には、こうした所得激減の人を救済する減免制度、これはどうなっているのか。また、介護保険の滞納者など、このような人がどれくらいおられるのか、お尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

介護保険法第142条に保険料の減免の定めがあります。市町村の条例によるというふうに書かれております。

福岡県介護保険広域連合では、これに基づきまして、連合の介護保険条例に保険料の減免の規定を定めてあります。

実際に平成27年度は、連合全体で25件の減免申請があり、23件が承認、2件が不承認で、このうち柳川市内の方は申請が5件出ておりまして、全て承認をされておるそうです。

また、平成28年度は連合全体で24件の減免申請があり、全て承認をされ、このうち柳川市の方は申請4件、全て承認をされているようです。

減免は、災害や主たる生計維持者の死亡や高度障害、失業、不作、収監などの理由で収入が激減した場合が対象で、減免の理由の多い順に申しますと、1番は収監された、それから、2つ目は失業、3つ目が自宅の火災、そういう災害の順というふうになっておりまして、収入の激減とは、所得や年金収入の合計額が前年より3割以上減少した場合を指します。

次に、滞納者についてお答えします。

年金が支給されるようになると、保険料は年金から天引きをされるということになっておりますが、年金支給開始の最初の年度は保険料が年金から天引きされるまでの数カ月間、天引きをされない空白期間が出るそうです。その間は納付書で納めてもらうか、口座振替の手続が必要となりますが、本人はもう年金から差し引かれているものと思い、滞納になっているケースが大半だろうと思います。

ちなみに、平成29年6月に滞納者へ夜間徴収に回りましたが、その時点の滞納者は536人でした。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

滞納者について、夜間徴収に回ったとあります。今、滞納者が536人。滞納者の方は、低年金または無年金、そして預貯金もないというような人が、払いたくても払えない状況ではないかと思っております。このような滞納者に対してどのように取り扱いをされますか。

福祉課長（平田敬介君）

滞納者本人が無年金というような場合の滞納者ということでのお尋ねだと思えます。

確かに介護保険の1号被保険者についての保険料というのは、年金の収入が低くてもかかるような仕組みになっておりまして、先ほどのような激変緩和とはちょっと異なりますが、一番低い保険料の減免という規定は、そういう収入激減と異なる第1段階の生活保護、老齢福祉年金受給者などの保険料につきましても、連合としては、まず保険を掛けるということから始まりますので、そのものの減免規定については、今のところ制度としてはございません。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ということは、滞納者の方は、この介護保険は受けられないというふうに理解してよろしいでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

介護保険を1年以上滞納すると、介護サービスの費用を一旦全額自己負担していただくというふうなことでありますので、滞納が続きますと、サービスにかかった費用は1割でなく10割自己負担をしていただくということになります。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ということは、金を持たん人は介護保険も受けられないというふうな制度だと思いますけれども、ここら辺について、もうちょっとどげんかならんかなというふうに思いますけれども、これを含めて最後に市長の見解をお伺いしたいと思います。

今の介護保険制度において、自治体に要介護度を競わせる、そして、結果を出せば報奨金を与える、取り組みが足りないと評価された自治体は調整交付金の配分が減るという仕組みは、これはペナルティー制度そのものであると言われておりますけれども、このことについてどのようにお考えでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

ペナルティー制度の御質問のほうでお答えします。

議員の言われている制度は、平成29年の介護保険の改正の内容で、市町村が保険者機能を発揮して、自立支援、重度化予防に取り組むよう財政的インセンティブを付与するというふうに予定をされております。この制度のことだと思います。

これについては、調べてみましたが、まだ来年4月の施行で、詳細な内容についてはこれから示される予定となっております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

来年の平成30年4月の施行であるということですがけれども、ぜひこの件で、ペナルティー制度そのものにならないような取り組みをしなければならないと、このように思っております。

す。

それから、今回の大きな変更点としまして、サービス従事者がこれまでのヘルパー資格者から研修を受ければサービス従事者になることができるということですが、これについての説明をお願いいたします。

福祉課長（平田敬介君）

今の御質問は、いわゆる総合事業の緩和型訪問サービスA型のサービスの事業者になることができる資格についてのお尋ねだと思います。

本市としましては、市が認めた家事や介護知識に関する研修を受講された場合に、その修了者を認定するように進めています。

まず、最初の取り組みとしましては、福岡県シルバー人材センターが行う平成29年度高齢者活躍人材育成事業介護支援講習に柳川市の独自の研修カリキュラムを加えまして実施をします。

この2つの研修を受講した方を従事者として訪問サービスを行う場合は、緩和型訪問サービスA型への参入を満たすものとして取り扱うようにしております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

それでは、このヘルパー資格者と新しく講習を受けた方の賃金の格差といいますか、これはもちろんあるんじゃないかと思えますけれども、どれくらいの格差になるか、そこら辺はわかりますか。

福祉課長（平田敬介君）

今、その緩和型のサービスについての従事者、それから、介護者のサービスの利用料は市のほうで決められるということになっておりますが、まだ柳川市のほうでは具体的な数値は決めておりません。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

それじゃ、次へ進みます。

介護保険スタートは全国平均、そのときは月2,911円だったのが現在では5,514円と2倍になっております。支給される年金額は、減額や据え置きばかりです。そこから天引きされる保険料をどんどん引き上げられては、暮らしは苦しくなるばかりです。

いわゆる広域連合の介護保険料は、A、B、Cの3グループに分かれておりますけれども、柳川市は最初はCグループになっておりましたが、今はBグループじゃないかと思えますけれども、このCグループに向かっての取り組みはどういうものがあるのか、お尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

梅崎議員おっしゃるとおり、介護保険料のグループ分けは、広域連合に加入している市町村ごとに介護給付費の総額を高齢者人口で割った高齢者1人当たりの給付費の額で3グループに分けられております。

この1人当たりの給付費が高いグループがA、中ほどのグループがB、低いグループがCというふうに分けられておまして、保険料もAグループのほうが高い、Cグループが低くなります。現在、柳川市は、おっしゃるとおりBグループです。

Cグループに向かっていくというのは、1人当たりの給付費をCグループの水準まで下げるといった必要があります。

本市では現在、運動による機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などを目的とした介護予防事業に取り組んでいます。

また、音楽を通じて転倒予防や嚥下機能の向上、認知症予防を行う音楽療養講座なども行っています。

今後もこのような取り組みを継続して推進し、要支援、要介護の認定者をふやさず、介護給付を使わなくていい元気な高齢者を一人でも多く、また、健康寿命が長く保たれることによって、介護保険給付費の減少へと結びつけ、ひいてはCグループへの移行を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

この件につきましては、以前に私も質問しておりました。ぜひCグループに入るように、大いに取り組んでいただきたいと思っております。

この介護保険の問題ではほかにもいろいろありますけれども、ほかの面はまた今後も取り上げていきたいと思っております。

そこで、市長の全体的な見解をお伺いいたします。

市長（金子健次君）

介護保険広域連合の中では、本市の場合には伊藤議員が議員として御活躍いただいております。連合の中には、梅崎議員のような形の党友の方もいらっしゃいまして、いろんなそういう類似をしたような質問が執行部に出ているわけでございます。

先ほどの無年金者等については、一定今の制度では、どうしても介護保険の保険料は無料だという制度にはなっておりません。あくまでも分割納付以外はないと。あと減免制度等があると思っておりますけれども、そういう制度ではないということでございます。

当初は、柳川市はCランク、それから、ずっと今日までBランクという形で保険料が決まっておりますけれども、今後、Cに臨む点は、本当によっぽどでない、いろんな形でやらないとCには落ちないような感じがいたします。そこら辺について、少しだけお話をさせていただきます。

先ほど介護保険料のCグループの取り組みの話がありましたが、今では市内全ての校区公民館、コミセンでそれぞれ毎月2回、元気な高齢者向けの元気サークルという介護予防を行っております。

また、認知症の方やその家族、専門家、関心のある地域の方との交流や情報交換の場として、認知症カフェ、5カ所を開設いたしました。うち2カ所は校区コミセンが利用されているところでもございます。

これからは、地域包括ケアシステムのさらなる深化が求められております。コミセンがそのため、私はもっともっと利用されるようにしていきたいと考えておるところでもございます。

先ほど来、繰り返し地域包括ケアという言葉が出てきましたが、少子・高齢化が進行し、これからの人口減少社会を乗り切るには、地域のいろいろな資源をうまく活用していくにかかっていると思います。

そのためには、柳川市に合った取り組みを知恵を絞り、地域の力を合わせていくしかないと思っておりますので、今後とも議員や市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ありがとうございました。

それでは、農業政策に入ります。

アメリカなどの外国産米の拡大を前提に、政府は需給調整責任を果たしておりません。今、柳川市の減反率は約48%近くになっていると思います。欧米諸国におきましては、農産物価格の下支えもしながら、環境、国土保全、農村文化などの多面的機能維持のため、助成をしております。

ヨーロッパにおきましては、農家所得の8割以上は直接支払いと言われておりますけれども、この件につきましての考え方をお願いいたします。

農政課長（林 誠君）

梅崎議員の御質問にお答えします。

国ではこれまで、前年の7月から当年の6月までの1年間をサイクルに米の需給実績を算出してきました。需給実績は、主食用米などの供給量と民間流通米の在庫量の増減をもとに算出されてきました。そして、この需給実績を用いて算出した需要見通しをもとに次年度の生産数量の目標を設定してきました。

そこで、平成30年からは、国は、全国の米の需給見通しや各県ごとの情報の提供を行うとともに、大豆やWCS、飼料用米などの戦略作物の生産に対する交付金などの支援は引き続き実施していくこととなっております。

また、本市においても、農業の基盤であります農地や水路、農業施設などの保全、環境整備などの多面的機能維持活動への支援は、国や県とともに平成19年度から、当初は農地・水保管理支払交付金事業として始まり、平成26年には、これを引き継ぎ事業内容を充実した日本型直接支払制度であります多面的機能交付金事業を行っております。

また、国では、諸外国との生産条件の格差により不利がある麦や大豆などの生産、販売を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金が直接交付されている畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策を行っております。

以上のような制度は、今後も必要であり、活用していきたいと考えますので、国や県へ必要性を訴えていきたいと思っております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

農産物の価格の低迷が続いております。こういう中におきまして、転作助成金の所得に占める割合がふえております。その中におきまして、いわゆる小麦の価格はどのように変化しているのか、これについてお尋ねいたします。

農政課長（林 誠君）

議員が言われますように、農産物の価格が低迷する中、米、麦、大豆による農家収入の約6割が交付金や助成金によるものと考えられます。特に本市においては、水稻の裏作として約7割の水田に作付されております小麦の価格は下落傾向にあり、10アール当たりの品代が平均で10千円前後となっております。

そこで、国では、本年度より小麦に対する直接支払交付金、数量払いの交付単価を上げていくところです。

このように、小麦については、価格の低迷により収入に占める交付金や助成金の割合が約8割とふえてきております。しかし、米、麦、大豆などは、諸外国との生産条件の格差により不利があり、生産、販売を行う農業者に対し、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金は必要と考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

昭代地区では、イチゴを初め、ハウス農家がふえておりますけれども、いわゆる脱サラで若い人たちが農業を始めております。農業に対して、もっと所得補償を充実すべきではないかと、このように私は思っております。

農業は、柳川市の基幹産業と言われております。もうかる農業なら若い人は出てくると思っています。このような農業政策に対して今まで以上に取り組んでほしいと思っておりますけれども、柳川市としての農業政策についてお尋ねいたします。

農政課長（林 誠君）

本市では、議員言われますように、若い就農者はここ四、五年ふえております。特に、イチゴやアスパラガスなどの施設園芸を始められる農家がふえております。園芸品目は、交付金などの補助はほとんどなく、売り上げが収入となりますので、まさに稼げる農業ではないかと思えます。

そこで、本市では、将来の安定的な農業経営につなげるためにも、今回、新規作物等研究会を設立して作物などを研究していきますので、よろしくをお願いします。

20番（梅崎和弘君）

ぜひですね、若い人たちがもうかる農業なら、よし、俺もいっちょやろうかというふうな、そのような農業政策に取り組んでいただきたいと思えます。

続きまして、市民要望ですけれども、まず駐車場の水たまりですね。

ひどい雨が降れば、かなりの面積で水たまりができております。ぜひ財政課長は4階の窓から駐車場を見てください。いっぱい水たまりがあります。この件についてはどのようにお考えでしょうか。

財政課長（島添守男君）

梅崎議員おっしゃるとおり、駐車場の水たまりにつきましては、かなりできているというのは認識しております。

前回、部分的な補修を行いましたけれども、あくまでも部分的な補修でありましたので、根本的な解決には至っておりません。

これを解決するためには、敷地の勾配や排水を考えた全体的な整備というのが必要になりますが、それには多額の費用を要することとなるため、敷地全体の活用をあわせた計画的な取り組みというのが必要というふうに考えております。

したがって、それまでは部分的な補修で対応していきたいと考えておりますので、現在、水がたまっている場所については、応急的に補修を行いたいと、このように考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

ぜひそのようにお願いしておきます。

続いて、市民会館の備品の使用料金ですけれども、体育館の場合、備品のマイクとかコンセントは無料であると。市民会館の備品使用料金を見直すことについて、どのようにお考えでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員が御指摘されますように、市内の公共施設の間で備品使用に当たって料金徴収に差が生じております。

これは、体育館や大和、三橋の生涯学習センターなどの施設につきましては、チケット販

売などが伴います営利事業を実施しない施設でございます。市民利用を前提とした備品、設備となっております。

市民会館については、各種鑑賞事業でのプロの演奏を初めとする営利利用を目的とした備品、設備でございます。一定の品質を確保するために定期的な保守点検、更新が必要となります。これらにかかる費用につきましては、利用される方に見合った負担を求める観点から、備品使用料をいただいているところでございます。

なお、新たに整備いたします市民文化会館については、市内の文化振興拠点にふさわしい機材でありますとか備品を備え、市民の文化振興やまちづくりなどの活動を支える一方で、コンサートや演劇などの興行や一般企業の広報活動、商品販売などの営利活動の場としても利用できる施設にしようと考えております。

このようなことから、市民文化会館では、市民活動の場として利用される場合には借りやすい料金体系とする一方で、営利を目的として利用される場合にはそれに見合った使用料を徴収できる料金体系とする必要がございます。

現市民会館の利用状況を踏まえまして、近隣や県内の類似施設の調査研究を今後さらに進めまして、適正な使用料を設定してまいりたいと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

市内で市民会館と似たような施設がありますけれども、備品使用料の取り扱いに違いがあるのはおかしいんじゃないかなと思っております。

いわゆる利用者本位の観点から、市民会館の備品使用料を無料とすることはできないのか、お尋ねいたします。（「ちょっと最後のほうを聞き逃して……」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

再度質問をお願いします。

20番（梅崎和弘君）

市内の類似施設で備品使用料の取り扱いに違いがあるのはおかしいのではないかということ、利用者本位の観点から市民会館の備品使用料を無料とすることはできないのかということでございます。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

先ほど申し上げましたように、似たようなホールで差があるというのは好ましくはございませんが、片一方は市民活動が中心の施設ということで、片一方はプロも使うと、営利を目的として活用されるということでございますので、差が生じるのは仕方ないのかなと思います。

最初の答弁でも申し上げましたとおり、近隣の施設でも同様に使用料はかかっているところでございます。

ただ、2回目の答弁で言いましたように、今後、市民文化会館では、営利を目的とする場合と市民が市民活動に利用される場合では体系を分けて考えていくということも今後検討してまいりたいと考えております。

無料については、先ほども申し上げましたように、機材の保守、更新等のために、ただにするというのは難しいかなと考えております。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

今、市民文化会館の整備は進められておりますけれども、この市民文化会館でも市民が使いやすいような使用料を考えていただきたいと思っておりますけれども、この点についてはどうでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員がおっしゃられますように、市民活動の場合は、使用しやすいような使用料の設定ということを今後考えてまいります。

以上です。

20番（梅崎和弘君）

以上で終わります。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時32分 休憩

午前11時42分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、4番浦川和久議員の発言を許します。

4番（浦川和久君）（登壇）

皆さんおはようございます。4番、自由民主党柳誠クラブ、浦川和久でございます。冒頭、7月の九州北部豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

今回の一般質問のテーマは、大きく分けて2点でございます。1点目が、安全なまちづくりに向けて。2点目が、川に生息する侵略的外来生物の防除について。

それでは、早速1点目のテーマから入っていきたいと思います。

本日は9月11日、9.11ですが、9.11といえば、2001年のアメリカ同時多発テロが起きた日でございます。その事件は、世界中に驚異と衝撃を与えました。そして、今、我が国に驚異を与えているものが北朝鮮の核とミサイルではないでしょうか。

8月29日、午前5時58分、北朝鮮からの弾道ミサイルが発射されました。6時2分に北海道、東北、北関東の地域で全国瞬時警報システム、Jアラートが作動し、ミサイルは6時5分から7分間に北海道上空を通過しています。幸いにも国内での落下物は確認されず、12分間飛行したミサイルは、6時12分に太平洋上に落下しています。今回のケースでは、Jアラートが作動して3分から5分後に北海道上空を通過しています。その間にとるべき行動については、柳川市のホームページにも「弾道ミサイル落下時の行動について」の記載があります。

そこで、Jアラートが作動した場合、注意が必要な地域の住民にどのような形で警報を流し、知らせるのか。また、そのときにとるべき行動についてお尋ねします。

なお、今後の質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

総務課長（松藤敏彦君）

浦川議員の御質問にお答えをいたします。

Jアラートが作動をしますと、市内37カ所に設置をしております防災行政無線のスピーカーや区長さんや民生委員さん等へ配布をしております個別受信機から特別なサイレン音とともにメッセージが流れるようになっております。市民の皆様、そういったメッセージでミサイル発射等の情報をお知らせいたします。同時に、携帯電話やスマートフォンへもミサイル発射等の緊急速報メールが強制的に入るようになっております。

その際のとるべき行動についてでございますけれども、屋内にいる場合と屋外にいる場合などで対応が異なります。

まず、屋内にいる場合でございますけれども、爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないように、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動をしていただきたいというふうに思います。

屋外にいる場合につきましては、近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難し、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すなど、地面に伏せて頭部を守っていただきたいと思っております。

自動車の車内にいる場合でございますけれども、車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがございます。そのため、車をとめて頑丈な建物や地下に避難をしていただきたい。また、周囲に避難できる頑丈な建物や地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守っていただきたいと思っております。

また、高速道路などを通行しているときなど、車から出ると危険な場合には、車を安全な場所にとめて、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機をしていただきたいと思っております。

まずは、速やかな避難行動をとっていただきまして、次に、正確、迅速な情報収集を行っていただくようお願いをいたします。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。Jアラートが作動したときにとるべき行動についてお話ししていただきましたが、ミサイル発射を想定しての対応訓練を実施している自治体も全国的に広がりつつあります。近いところでは大野城市、それと福岡県の吉富町、それから8月には、熊本県上天草市で訓練が行われて、これは新聞にも掲載されましたが、こうしたミサイル発射を想定した訓練にも、中には否定的な意見がありまして、例えば、生身の状態で身を伏せて何の意味があるのか、落下までの数分間で何ができるのか、実効性がないのかなど、いろいろと意見も出ています。身を伏せるだけでは一見無意味に見えますが、実はこれが命を守る行動として非常に大切なことです。

世界でミサイル防衛が進んだ国といえばイスラエルですが、イスラエルの多くの家庭では自宅にシェルターが設置されています。しかし、屋外にいる際に警報が鳴った場合、建物などの閉鎖空間に逃げられない場合は、手を頭に被せて地面に伏せると、こういう行動が国民の中で実践されています。実際の映像もありますが、ミサイルが着弾した場合、爆風でコンクリートの塊が弾丸みたいに飛んでいます。当然、立っていても命は危ない。そうしたいざというときに、少しでも命を守る行動がとれるかどうか。せめて知識として知っているだけでも安全な行動がとれるのではないのでしょうか。

柳川にミサイルが飛んでくる可能性など、ほとんど考えられないと、低いというところもあるかもしれませんが、いざというときの安全行動、対処の仕方というのは、せめて知識としてだけでも知っておく必要があると思います。特にこれから広い世界での活躍や可能性がある子供たちも含んで、若い人たちにはぜひそのところを知っていただきたいと。こうした武力攻撃やテロなどに対する安全行動のとり方については、日本でも学校教育の場で教えるべきだと思いますが、そこで柳川市ホームページにも弾道ミサイル落下時の行動についての掲載があります。あちこちで聞いてもほとんど知られていないといいますが、余りホームページは見られていないのかもしれませんが、また、8月29日は、国内で初めてミサイル発射のJアラートが鳴ったときでもあります。急に警報が鳴って、どのように行動したらいいのかわからなかったと。新聞等の報道にも多くの意見が出ていました。北朝鮮の金正恩委員長は、今後も太平洋に向けてミサイル発射を続ける方針を明らかにしています。9月3日には、6回目の核実験を行っています。これからも緊張状態が続くことが予測されます。ホームページに掲載があることが余り知られていない状況で、市報やチラシ等で周知啓発を行うことはできないのか、お尋ねします。

総務課長（松藤敏彦君）

現在、テレビ等でも宣伝がなされておりますので、普及は徐々にではあるけれども、してきているとは考えております。それでも、啓発が不十分な点は多々あると思いますので、市

報等の活用も行っていきたいというふうに思います。

以上です。

4番（浦川和久君）

テレビ等の宣伝については、総務省消防庁が6月23日から7月6日の2週間の期間で行っていたもので、これを再度テレビ等を使って広報するかどうかは、そこはわかりません。しかし、今回、実際にJアラートが作動して、どう行動していいのかわからなかった方も多くいたわけですし、国の広報を補完して、安全行動を啓発することも自治体の役割だと思いますので、よろしく願いいたします。

それから次に、武力攻撃事態等への対処は国民保護計画が基本となりますが、本市の国民保護計画の整備状況についてお尋ねします。

総務課長（松藤敏彦君）

柳川市の国民保護計画の策定状況のお尋ねでございますけれども、柳川市国民保護計画につきましては、平成19年1月に策定をされております。その後、見直しをしておりませんので、一部、資料編の市の機構部分が現在と食い違っている点がございまして、武力攻撃事態への対処につきましては、その計画に基づいて行うことができるようになっております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。国民保護計画については、策定から10年、見直しがなされていないということですので、現状に合わせての改定等をお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

ことし7月5日に発生した九州北部豪雨における警察、消防、自衛隊の災害対応状況については、福岡県の防災情報で、日報としてホームページにも掲載されておりました。災害が発生した翌日の7月6日9時発表の日報では、朝倉市、東峰村での活動状況は、消防は福岡県内応援隊が200名、そして山口、長崎、広島の緊急消防援助隊が110隊、394名が集結し、活動しています。警察は、機動隊を中心に200名で捜索活動。自衛隊は、人員1,300名、車両250両で人命救助、給水活動、物資輸送などの活動を行っております。

以上のとおり、災害発生の日には、約2,100名、車両も推測ですけど約500両ぐらいが朝倉市、東峰村に集結し、人命救助を中心に活動を行っています。これだけの人員、車両が次々と集結した場合、効果的な部隊運用を行う上で、受援側、いわゆる応援を受ける側の体制づくりも重要だと考えられます。

仮に本市が応援を受ける立場となった場合、応援部隊を一時的にどこに集結させるのか、また各機関合同の指揮本部をどこに設けるのか、事前の考えがあればお聞かせください。

総務課長（松藤敏彦君）

議員お尋ねの応援部隊を一時的にどこに集結させるのか、また各機関合同の指揮本部をどこに設けるのかにつきましては、現時点で地域防災計画等では定められておりません。

本市は、平成24年7月の九州北部豪雨災害を経験しておりますけれども、最近はその当時よりも応援対応が素早くなっているようでございます。

議員御案内の状況であれば、災害対策本部が設置される柳川庁舎に全てを集結するには、駐車スペースが不足すると思われます。そのため、応援部隊ごとに、柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎、柳川消防署と振り分けて集結させる必要があるというふうに思います。

各機関合同の指揮本部についてでございますけれども、災害対策本部が柳川庁舎3階の庁議室に設置をされます。庁議室には入り切れない可能性もあります。その場合には、柳川庁舎の他の会議室、または柳川消防署4階などを各機関合同の指揮本部とする必要があるというふうに考えます。

以上です。

4番（浦川和久君）

今回、応援部隊の集結場所とか各機関の合同の指揮本部の設置などに、どこに設けるのかと考えていただきましたが、現状としては、答弁いただいた内容で妥当ではないかと思えます。しかし、活動部隊の駐車スペース、それにプラスして野営のスペースも必要となります。もう一度問題点等ないか精査していただいて、考えていただきたいと思えます。

また、各機関合同の指揮本部についてですが、これも一度災害対策本部の立ち上げ訓練等とか、そういったのと一緒に合同指揮本部の設置訓練をやっていただければと思います。そこで、多分にいろんな問題も出てくると思えますので、いろいろ検証していただきながら進めていただきたいと思えます。

それでは、次の質問ですが、大規模な災害が起きた場合、その対応についてどうだったのか、必ず検証が行われます。失敗の原因としてよく出てくる言葉が、事前の計画など何もしてなかったのが、場当たりの対応になったと、そういう言葉がよく出てくるわけですが、大規模災害が発生した場合の応援を受ける側としての受援計画を事前に策定している自治体もあります。受援計画までは及ばないにしても、受援側の体制づくりとして、基本的なところだけでも地域防災計画の中に明記すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

議員御指摘のように、現在、受援計画につきましては策定をしておりませんし、地域防災計画の中にも受援体制の基本的な内容は網羅されておりません。受援計画を独自に作成するとなりますと、複雑化してしまう心配もありますので、地域防災計画の中に反映していくことが必要ではないかと、そういった対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。今回の質問で、集結場所とか、あと合同の指揮本部の設置とか、私は質問したわけですが、そういったところで今回考えていただいたと思うので、これもぜひ場当たりの対応にならないように、応援を受ける側としての基本的なところだけは、地域防災計画の中に反映をお願いしたいと思います。

以上で、大規模災害が発生した場合の応援を受ける側としての受援計画についての質問を終わります。

議長（田中雅美君）

質問途中でございますけど、ここで午後1時まで休憩をとります。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

浦川議員の質問を再開いたします。

4番（浦川和久君）

それでは、昼食を間に挟みましたが、また気持ちを盛り上げて質問しますので、よろしく願いたいします。

それでは、消防力の充実強化に関連して、まず最初に、女性消防団員について質問します。本市の消防団における女性消防団員の人数は何名でしょうか。

消防本部総務課長（本木真二君）

浦川議員の御質問にお答えをいたします。

本市の女性消防団員は、本年9月1日現在、3名となっております。

以上です。

4番（浦川和久君）

3名ということですが、次の質問ですね。まず、本市の女性消防団員の占める割合は、他の消防団と比較して、高いのか低いのか。それと、女性消防団員の割合を国、県の平均に置きかえると、本市の消防団の場合は何名になるのか、お尋ねします。

消防本部総務課長（本木真二君）

質問にお答えいたします。

本市の消防団員に占める女性団員の割合は、705名のうち3名で、0.4%、近隣の消防団と比較しても低い割合となっております。

全国の消防団員に占める女性消防団員の割合は、本年4月1日現在、平均で2.9%、それと福岡県内の平均では3.5%となっております。国の平均値で換算をしますと、本市では約20名、県の平均値で換算をしますと、約25名の女性団員数となります。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

消防といえば、昔は男だけの社会でしたが、そこに各地で女性団員が採用され始めて、もう20年以上にはなるかと思えます。その間、消防団の組織の中で、女性消防団員が定着し、年々増加傾向にあります。本市では、前回の6月議会で、柳川市男女共同参画推進条例が可決制定されたところですが、全国的に見ても、消防団はまさに男女共同参画を理想的な形で具現化した組織であると、そのように個人的には思っている次第でございます。

それではなぜ、男性社会である消防の中で女性の活躍を見出せたのか。そこには男女の特性を生かした活動を明確にしているからだと思えます。例えば、体力や筋力、力を必要とする活動は男性隊員が中心とし、ソフトな対応やきめの細やかさを必要とすることは女性消防団員と。互いの特性を生かしたすみ分けができています。具体的な女性消防団員の活動としては、高齢者住宅や一般家庭への防火訪問、救急講習等の指導、災害時においては、被災者や避難者に対する女性目線でのケアなどがあります。そして現在は、女性消防団員のポンプ操法大会も活発に行われている状況にあります。

答弁の中で、女性消防団員の数を国の平均割合で換算すると、柳川市の場合は20名になるということですが、現在3名ですので、20名近くに持っていくには15名以上の女性の入団者をふやす必要がありますが、それで、男女共同参画を推進する上でも女性団員の充実促進を図るべきであると考えますが、今後に向けての何らかの方策があればお尋ねします。

消防本部総務課長（本木真二君）

質問にお答えいたします。

女性団員の充実促進に向けましては、広報やホームページ等を活用いたしまして、女性団員の活動内容をわかりやすく紹介していきたいと考えております。

具体的には、救命講習等の受講後、地域で開かれる講習会へ指導員として参加、また、幼年児への防火教育や地域の防火訓練時における消火器の取り扱い指導など、防火啓発活動に取り組んでもらうことを考えております。

地域の方々との交流、支援などを通して、女性消防団員として目標を持ち、やりがいを感じられる活動を女性団員と一緒に企画しながら実施していきたいと考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

柳川市の場合は、女性消防団員の活動というか、そういったのが余りないように思いますが、やはり女性団員としての誇りと使命感を持ってやれるような役割、活動というものを見出す必要があるのではないかと思います。そうした受け皿をつくって広報していただければ、

やってみたいという女性もふえるのではないかなと思う次第ですので、よろしく願いいたします。

それでは次に、消防隊の訓練状況について尋ねてみたいと思います。

消防隊の災害対応能力の向上には、より実践的な訓練が必要です。みやま市消防本部は、敷地も広く、敷地内には立派な訓練塔も有していますが、本市の場合は消防庁舎の敷地も狭く、訓練施設も乏しいように見受けられます。訓練あつての実践ですので、十分な訓練ができていのか心配に思うところですが、災害現場を想定した実践訓練の状況などどうなのか、満足にできているのか、実情をお尋ねします。

消防本部警防課長（武田和時君）

浦川議員の質問にお答えします。

消防本部では、警防、救助、救急の年間訓練計画を立てておまして、その年間訓練計画に基づき、体力錬成から消防活動の基本訓練、応用訓練、実践に基づいた想定訓練等を実施しております。

消防及び救助訓練はどこで行っているかと申し上げますと、柳川消防署では消防庁舎を使用し、行っております。また、柳川市民体育館にお願いしまして、体育館の一部を使用させていただき、訓練を行っております。柳川消防署東部出張所におきましては、訓練塔及び消防庁舎を使用した訓練を行っております。

以上です。

4番（浦川和久君）

消防の訓練には、より実際の活動現場に近づけるための創意工夫が必要です。また、ただ、この創意工夫にも訓練施設がある程度整っている場合と、そうでない場合とがあります。ベースとなる訓練施設がなければ、おのずと創意工夫にも限界が生じてきます。しかし、充実した訓練施設がない場合でも、災害対応能力の向上には努めなければなりません。

実際の災害現場により近い形で実践的な訓練を行うにはどのような方法があるのか。本市消防本部でもやられたことがあるかもしれませんが、例えば、解体予定の建物など、使用を停止した実際の建物を使つての訓練が有効だと考えられますが、現状をお聞かせください。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

先ほどは庁舎等を活用した訓練を実施していると申し上げましたが、解体予定の建物等での訓練実績もございます。

具体的に申し上げます。

平成23年2月に、柳川市消防団第7分団格納庫新築移転に伴い、旧格納庫を活用し、破壊活動及び消火訓練を実施しております。また、同年10月に柳川病院の新築建てかえに伴い、旧病棟での消火及び救助訓練を実施しております。平成25年11月には、大和中学校校舎の新

築建てかえに伴い、旧校舎を使用し、消防訓練を実施しております。この訓練の具体的な内容ですが、破壊活動を伴う耐火建物の火災防御戦術の確認等を行っております。平成26年には、他市ではありますが、みやま市にありますヨコクラ病院の建てかえに伴い、旧病棟を活用し、柳川市、みやま市、大牟田市の消防本部及びヨコクラ病院の災害医療チームDMATとの合同訓練を実施しております。地震想定による救助訓練ということで実施をしております。

以上です。

4番（浦川和久君）

機会を捉えて、実際の建物を活用して訓練もやってあるということで安心しました。しかし、27年、28年とやられていないので、もう少しこうした訓練の回数をふやせないかと思えます。

そこで、柳川市公共施設等総合管理計画が策定されていますが、これによると、平成29年から38年度の10年間で、公共建築物にあっては、施設保有量、いわゆる延べ面積の20%削減を目標にしています。したがって、これからは使用を停止して解体される建物も出てくるはずですが、耐火造の建物ですと、室内で燃焼させて、実際の煙を発生させた訓練も場合によってはできるかもしれません。特に経験の少ない若い職員には有効ではないかなと考えております。積極的な実施をお願いしたいと思います。

それでは、次は、はしご車の導入について質問します。

平成27年9月議会の一般質問において、はしご車の導入に関連して、高さ15メートル以上の建物は当時で72棟と回答をいただきました。その現在の状況、それと、市内で一番高い建築物の高さを教えてください。

また、県下消防本部においては、はしご車の配備がないところが4消防本部ということで伺っていましたが、現在の状況についてお答えをお願いします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

平成27年9月以降、高さ15メートル以上の建物が5棟新築されております。現在、柳川市内で高さ15メートル以上の建物は77棟となっております。

市内で最も高い建築物は、柳川市隅町にあるマンションで、14階建て、41.69メートルとなっております。また、現在、柳川駅東口に14階建て、44.33メートルのマンションが建設中であります。

福岡県下消防本部の現状でございますが、平成27年9月議会の浦川議員の質問に対してお答えさせていただきましたとおり、福岡県においては、はしご車の配備がない消防本部は柳川市消防本部を含め4消防本部でございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

2年前に質問してから、その間に15メートル以上の建物が5棟ふえている状況ということですが、それで市内で一番高い建築物が柳川駅東口に建設中の14階建てマンションで、これが44.33メートルですので、このマンションが完成しても、市内の高層建築物は全てはしご車でカバーできるというような状況にあります。

それと、はしご車がないところが、相変わらず大川、柳川、みやま市と、この3つが並んでいる状況ですが、この3消防本部の中で、管轄人口も多く、財政規模が大きいのは柳川市ですので、まずは柳川市が導入すべきだと思いますが、はしご車の導入について、計画等あればお尋ねします。

消防長（木下隆行君）

浦川議員の質問にお答えします。

現在は、中高層火災に対してのはしご車の出動は、福岡県消防相互応援協定に基づく、ほかの市からの応援出動で対応するしかございません。消防本部としては、財政的な問題もありますが、柳川市の中高層住宅の増加、高層ホテルの建設、また、増加する観光宿泊客の安全・安心の確保のためにも、はしご車導入は必要と考えます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。要は、はしご車は必要だと考えるが、財政的な問題等々で導入の計画まではないというように受けとめました。はしご車といえば、ビル火災が真っ先に浮かびます。ここで少し視点を変えて質問したいと思います。

その前の訓練関係の質問に戻る形になりますが、連結送水管の訓練施設はありますか。あるかないかだけで結構です。お願いします。

消防本部警防課長（武田和時君）

お答えいたします。

本管内には、連結送水管の訓練施設はございません。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。連結送水管の訓練施設はないという状況ですが、連結送水管と、こういったものが簡単にいえば、地上のポンプ車から地上に送水口というのがありますので、その管に接続して、加圧した水をビルの上のほうの上階のほうに送り、出火階で放水口という管にホースを接続して放水を行うと、このような仕組みになっています。高層建築物に設置してある消防隊が火災のときに使用する消防施設ですが、これをうまく活用するには、地上と出火階の連携など、ふだんからの訓練が必ず必要です。

ビル火災は、一般の住宅火災に比べて、空気呼吸器などの専門的な資機材や煙が充満した

室内への浸入など、技術も要します。また、資機材を持って階段を駆け上がりますので、体力も必要と。ビル火災は常備消防の腕の見せどころであり、奥が深いので、ふだんからの徹底した訓練を必要とするところです。そのところは消防長も警防課長もよくわかってあると思いますが。しかし、連結送水管の訓練施設もない、はしご車もない状況で、本当にビル火災の防御は大丈夫ですかと、ちょっと言い方が厳しいかもしれませんが、私はそのように思います。

それでは、はしご車に話を戻しますが、はしご車の導入については、27年9月議会のときに市長の答弁では、はしご車の導入に当たっては、いろいろと大きな事業があるので、そういう問題、課題を含めて十分検討したいと、そのように答弁をいただきました。要は、財政的な問題が一番であると、そのように感じたわけですが、確かにしご車は高額です。国の補助金が2分の1出ますが、高いものでは2億円近くすると。20年前後は使用できますが、購入から7年目以降は5年ごとにオーバーホールが必要です。オーバーホールの費用が大体30,000千円ぐらいかかります。それなりの費用がかかるわけですが、ただし、特に今まではしご車を必要とした事案もなかったかもしれませんが、15メートル以上の建物が77棟と、消防庁が示しているはしご車の整備基準をはるかに超えている状況では、今後、はしご車を必要とする事案が起きてても何ら不思議ではありません。そのときに、はしご車がなくて、救助できなかったというのであれば、本当に相当悔やまれるんじゃないかなと思います。はしご車の購入について、市長に答弁いただいて2年がたちましたが、この場で改めて導入についての考えを市長にお伺いしたいと思います。お願いします。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えいたします。

現在、福岡県内では、はしご車が整備されていないのは、議員もおっしゃったように、本市とみやま市、大川市、京築の4つの消防本部でございます。

はしご車の必要性については、今、消防長が答弁いたしました。私も認識をしておりますが、本市の財政状況は非常に厳しい状況でもございます。はしご車の導入に当たっては、車両の購入費として、国の2分の1補助はあるというふうに言われましたけれども、約230,000千円、そして整備点検の維持費として、毎年約6,500千円、7年ごと　5年ごとと今言われたんですけれども、オーバーホールにこちらが試算しているのは45,000千円、あわせまして、4名程度職員を増員していく必要があります。さらに、緊急車両の大型化に伴いまして、消防本部の車庫等の改修が必要であるということ。

現状、消防費予算におきましても、緊急車両の更新、消防団格納庫の整備を継続して行っております。これらの状況を総合的に勘案いたしますと、はしご車の導入は非常に厳しいものと考えております。将来的には広域化も視野に、近隣消防本部との共同運用の推進を図っていきたいと考えているところです。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。広域化とかいろいろ市長のほうからお言葉いただきましたけど、今まで消防力の充実強化に向けて質問を行ってききましたが、訓練施設が乏しいとか、はしご車の導入も難しいなど、そこには管轄人口10万人未満の小規模消防本部が抱える財政的な問題などが内在しているのではないのでしょうか。極端な話では、はしご車などの特殊車両は、例えば、管轄区域という枠を払えば、管轄人口から見ても、柳川市とみやま市に1台あれば十分ですし、そうしたことを考えると、消防の広域化が非常に有効な手段ではないかと考える次第です。

それで、今までに消防の広域化を本市で検討されたかどうかは知りませんが、平成18年の消防組織法の一部改正及び市町村の消防の広域化に関する基本方針の告示により常備消防の広域化が推進されています。佐賀県などは広域化が相当に進展しましたが、福岡県では余り進展が見られなかったように思います。

それから、消防組織法で言うところの広域化について、間違いのないよう注意していただきたいのは、この広域化は常備消防であって、消防団については広域化の対象とされておりません。消防団については、現状どおりの市町村単位での設置を基本としており、常備消防が広域化されても、消防団は従前のおり、今までのとおりと理解していただきたいと思います。

それで、広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上等の成果があらわれています。広域化は、消防防災体制の強化には有効な手段であると消防長も認めているところでもあります。本市のように、管轄人口10万人未満の小規模な消防本部においては、一般的に財政基盤や人員、施設装備等の面で十分ではなく、高度な消防サービスの提供に課題がある場合が多く、本市消防本部においても、人員は条例定数未満であり、また、はしご車の購入もできていない状況にあります。

このような状況を踏まえた場合、広域化によるメリットは多大であり、財政規模の拡大による消防車両や施設の整備が容易となり、また、職員数の増加及び本部機能の統合による現場要員の増強などが図れます。

また、柳川市も含めて全国的に救急の出動件数は年々増加していますが、救急要請の集中により、救急車が全て出払い、迅速な対応ができなかったという事態があちこちの消防本部でも問題になっています。こうした救急要請の集中にも広域化することによって対応がより容易になります。

そこで、消防の広域化に対する本市の考えをお聞きします。

消防長（木下隆行君）

お答えします。

消防の広域化によるメリットは、具体的に申しますと、まず1点目、災害発生時における初動体制の強化及び統一的な指揮のもとでの効果的な部隊運用が挙げられます。具体的には、到着時間の短縮や出動部隊数の増隊及び応援体制の強化が挙げられます。

2点目に、各部門の統合効率化によりまして、現場活動隊員の増強が可能になります。例えば、5つの消防本部を1つにしますと、5人の消防長が1人となり、残る4人はほかの部署で活用できます。総務課長も予防課長も同様に4人ずつが他の部署で活用でき、これらの人員を出動部隊に転換することができます。

3点目に、財政規模の拡大に伴います高度な資機材の計画的配備が可能になります。重複投資の回避により経費削減が可能となります。例えば、高額なはしご車の運用などがこれにより適正に配備できます。

4点目に、将来的には消防署、出張所の統廃合によりまして、管轄区域、距離、配置人員の適正化によって、現場到着時間の短縮、現場活動人員が充実します。

5点目、管轄区域が広がることによりまして、応援出動の手続を必要とせず、あらかじめ決めておいた出動が可能になります。今回の朝倉市の水害を例にとりますと、災害発生が午後1時過ぎです。当消防本部の応援出動が翌日午前2時過ぎです。これが災害発生直後に出動することが可能となります。

平成18年に消防の広域化が推進されましたが、福岡県内では、それ以前から計画されておりました旧久留米市消防本部と旧福岡県南広域消防本部が平成21年に統合し、久留米広域消防本部が発足しました。その他の消防本部は広域化に至っておりません。

しかしながら、通信指令業務の広域化は、筑後地区8消防本部で構成します筑後地域消防指令センターが平成28年4月から運用しております。

また、ことし11月からは福岡市消防局、春日大野城那珂川消防本部、粕屋北部消防本部、粕屋南部消防本部、宗像地区消防本部が指令センターを統合します。

以前から計画されておりました久留米広域消防本部と大川市消防本部による平成31年の広域化に向けての話し合いが始まったばかりと聞き及んでおります。

総務省消防庁、福岡県からの強力な指導が行われれば、広域化の可能性が将来的にはあり得ると考えます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。答弁の中でも、広域化のメリットを消防長に多々話していただきましたが、こういったメリットはまさに住民サービスの向上に直結するわけですし、ただこれも県の指導を待っていても、なかなか先へは進むことはできないと思います。メリットがあるとわかっているなら、県の指導を待つまでもなく、こちらからアクションを起こしてもいいのではないかと、起こすべきだと思えるところです。

それで、現実のところでは考えた場合、私はみやま市消防本部と柳川市消防本部の広域化がベストマッチングではないかと思えます。みやま市とは新火葬場、新ごみ処理施設などの共同事業が進められていますし、昔からの歴史的なつながりもあります。それと、何といても、これが一番のメリットになるかもしれませんが、地図をよく見ると、柳川市消防本部の庁舎があって、それからずっと東に向かって柳川市の東部出張所があります。それからさらに、東に向かうとみやま市消防本部の庁舎がある。この3つの庁舎が東西にほぼ等間隔で並んでいます。既に消防署の適正配置ができ上がっている状況です。普通は広域化のときに問題になるのが消防庁舎の適正配置ですが、本当に将来の広域化を見越して、みやま市の消防庁舎が建設されたのではないかと、そう推測したくなるぐらい、いい位置に建てられています。このみやま市との広域化はメリットも大きく、検討に十分値すると思えますが、どうでしょうか、市長、御意見がございましたら、お願いいたします。

市長（金子健次君）

議員が言われるように、今、みやま市さんとは一般廃棄物の処理、また火葬場、そしてまた養護老人ホームもありますし、そういう面では、今言われたような形で一直線で3カ所に今できておりますので、十分検討する余地があるというふうに考えているところです。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。いろんな問題が、はしご車の問題も、みやま市さんとの広域化によって大分解決に向かうんじゃないかと。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。川に生息する侵略的外来生物の防除についてということで質問を行います。

外来種の中でも、地域の生態系や農業などの人間活動への大きいものを特に侵略的外来生物と言います。外来生物については、住民の方と話をしている、アカミミガメがふえたとか、柳川でもブラックバスが釣れたとか、そうしたいろいろと話題にもなりますが、本市の川に生息する侵略的外来生物について、どのような生物がいるのか把握してあるのか、お尋ねします。

生活環境課長（武田真治君）

浦川議員の御質問にお答えします。

本市は、川や水路に生息する侵略的外来生物の実態調査を行っていないため、詳細は把握できておりませんが、住民等からの情報によりますと、アカミミガメ、ブラックバス、ブルーギル、ソウギョ、ライギョ等が生息していると考えられ、生態系への影響が危惧されます。また、ブラジルチドメグサにつきましても特定外来生物でありまして、市としても課題として捉え、さまざまな対策をとっているところでございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

それで、市内の川に生息している在来の絶滅危惧種は淡水魚だけでもウナギ、オヤニラミ、ニッポンバラタナゴなど8種類、魚以外にも植物、淡水動物、昆虫、貝類まで入れると、約30種類以上が生息しています。本市が策定している掘割を守り育てる行動計画によれば、生態系の保護のための事業として、外来種の影響調査の実施と在来種と絶滅危惧種などの保護のあり方検討とありますが、これは実際に実施されてあるのか、お尋ねします。

生活環境課長（武田真治君）

本市では、外来種の影響調査等を実施しておりませんが、アカミミガメやブラックバス等が市内各地の水路で多数発生していることは承知をしております。

また、市内全域の水路に繁茂しているブラジルチドメグサについては、水路課と連携協力しながら、地元の水路委員会や行政区等に除去等の協力依頼を行い、あわせて広報紙により特定外来生物への啓発と除去作業への協力をお願いしています。また、水路課と生活環境課職員と合同で、除去作業を行ったり、水路課においてシルバー人材センターに除去作業の業務委託を行い、ブラジルチドメグサの除去に努めているところです。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

ブラジルチドメグサ以外の外来生物については、実態調査等、そういったこともされていないということで、ブラジルチドメグサは目視が容易ですけど、魚は川の底に潜っていますので、なかなか目で見て、どれぐらいいるのか、なかなか判断がしづらいところもあります。効果的な駆除を行う上でも、まずは水路の区域ごとに、どのような外来生物がどのくらい生息しているのか、実態の調査が必要だと考えます。福岡県も外来魚防除マニュアルの策定や地域に出向いての出前講座などの実施など、外来生物防除のための取り組みを行っています。調査の方法など尋ねられてもいいのではないかなと思います。

それで、環境省の外来種被害防止行動計画によれば、侵略的外来種の定着段階が進むにつれ根絶までの期間が長期化し、防除コストも膨らむとあります。放っておけば分布拡大期から蔓延期に至るまで、より早期の対応が必要だとされていますが、本市のお考えをお聞きしたいと思います。

生活環境課長（武田真治君）

侵略的外来種の駆除につきましては、議員御指摘のとおり、より早期の対応が必要だと認識をしております。アカミミガメやブラックバス等の駆除等の対策については、生息する水路が大川市や筑後市、大木町等につながっていることから、近隣の関係市町と連携を図りながら進めていく必要があると考えております。

県南部の10市で構成いたします県南都市環境保全連絡協議会におきまして、侵略的外来種の対応について議題が上がっておりますが、ブラックバスやブルーギルの対応については、現時点で具体的な対応をとっている市はなく、今後は全国の先進地の事例を研究し、有効な方法を検討していきたいと考えております。また、アカミミガメについては、近隣では、大木町、久留米市で駆除を実施されており、こういった先進事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

水路はつながっていますので、当然に近隣市町とも連携も必要になってくるかとは思いますが、

それと、これはあくまでも個人的な感覚での話になりますが、水路の区域といいますが、エリアによって生息分布の特徴があるように思います。例えば、矢留小学校と白秋詩碑苑の周囲は、アカミミガメを本当に多く見かけます。この水路を少し離れると、大分少なくなるんです。そういった特徴があります。それとブラックバスのルアーフィッシングをやっている人もよく見かける場所と、そうでない場所もあるみたいですので、まずは生息調査をやっていただいて、そしてそれを駆除の計画につなげると、そういった必要があるのではないかと考えます。

大木町では、ハスやヒシを守るために、アカミミガメの駆除に力を入れて取り組んであります。わなを仕掛けてカメを捕獲し、捕獲したカメは冷凍庫に入れて凍死させ、干し草と一緒に重ねておくと大体3週間から1カ月ぐらいで堆肥化されるそうです。そうした先進事例の調査研究も必要ですし、外来種の駆除を実際に行う際にも、こうしたことは市民の皆さんの賛同や協力も得やすいのではないかと思いますので、ぜひ防除の取り組みをお願いしたいと思っております。

それでは、最後に市長にちょっとこのところをお聞きしたいと思っております。川あつての柳川、この川なくして柳川なしと、私、常々思っていますが、柳川の川には貴重な在来種が多数生息しています。侵略的外来生物が生息しているのは確かですし、見過ごしている間に刻一刻と生態系の崩壊が進んでいるのではないのでしょうか。蔓延期に至る前に早期の防除が必要だと考えますが、金子市長の考えございましたら、お聞きしたいと思っております。

市長（金子健次君）

考え方と申しますか、小さいころ、アシナガエビとか、いろんな魚たくさんおりました。そういう魚が皆無に近いような、絶滅しているような感じがいたします。そういう意味では、有明海も同じような感じがいたしますけれども、そういう魚を取り戻すためにも、浦川議員の今、御提言等も十分考慮しながら、これから取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。

今回、侵略的外来生物の防除に関しては、頭出しという形で質問させてもらいましたが、今後も注視していきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、浦川和久議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後1時37分 休憩

午後1時49分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、3番菊次太丸議員の発言を許します。

3番（菊次太丸君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番、公明党、菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

本日は2点質問をいたします。1点目に、障害者等の就労支援の取り組みについて、2点目に、市内小・中学校の特別教室のエアコン導入の現状について質問をいたします。

昨年、3月議会におきまして、子育て世代の不安解消のための議論として、発達障害のことに触れさせていただきました。その中で、5歳児健診の必要性、そして、相談者の心に寄り添うことの大切さを訴えさせていただきました。5歳児健診の目的は、発達障害等の早期発見によって子供たちやその家族を早期支援に結びつけるものであります。支援に結びつけるためには、相談者の心に寄り添うことが何よりも大事であることも訴えさせていただきました。本年度の6月補正予算におきましては、子供発達支援事業費を計上していただき、1歳6カ月、そして、3歳児健診時に作業療法士や言語聴覚士等の専門性の高いスタッフを新たに配置することで発達障害の早期発見と相談体制の充実に努めていただいております。その中で、親子教室につなげていくことで継続的な支援を行っていく体制をつくっていただくことになっており、大変ありがたいことだと思っております。

この施策が子育て世代の不安解消のためにより効果を上げていくためには、子育て世代のお父さん、お母さん、そして、家族が子供に障害があることでどのようなことに不安を抱えているのか理解をしていくことが大変重要だと考えております。

そして、現実に子供や家族が感じている周囲からの差別や教育の問題や将来の就職、結婚などの問題を解決していける道がなければなりません。前回の質問の中でお話をさせていただいたように、子供に障害があることを認めたくない御家族にそれを認めていただいて、早

い段階で支援に結びつけることが今後の課題であります。そのためには、出発点はやはり心に寄り添う支援でありますし、目指していくところは、障害者が日々の生活を喜びの中で生きていくことができる、社会の中で必要とされて生きていくことができるという現実です。それが親の願いであります。

障害のある子供たちや両親、家族が安心して暮らしていける社会は、誰もが安心して暮らしていける社会ではないかと思えます。今回は、そこに一步でも近づけるよう皆さんの知恵をおかりしながら、障害者の就労支援について考えていきたいと思えます。

昨年4月に、改正障害者雇用促進法が施行されました。事業主に対し、障害者が働きやすい環境になるよう合理的な配慮を義務づけております。あわせて、障害を理由とする不当な採用拒否や教育訓練を受けさせないなどの差別も禁止されてございます。

全国的に障害者の就労環境は、少しずつではありますが改善しているところでございます。厚生労働省の平成28年障害者雇用状況の集計結果の主なポイントは、民間企業は法定雇用率2.0%で、雇用障害者数約47万4,000人、実雇用率1.92%で、ともに過去最高を更新しており、法定雇用率達成企業の割合も48.8%と前年より上昇をしております。同じく公的機関、独立行政法人も、民間企業と法定雇用率は違いますが、横ばいもしくは上昇をしております。さらに来年4月からは、雇用義務づけの対象に現在の身体、知的に加えて新たに精神障害が加わり、発達障害もこれに加わることとなります。そのため、事業者に対しての障害者法定雇用率も2020年度末までに現在の2.0%から2.3%に段階的に引き上げられます。東京オリンピック・パラリンピックとの相乗効果で、あらゆる場面でバリアフリー化が進み、国が進めている障害者の就労支援が実りの多いものになることを期待しております。本市においても、障害の有無にかかわらず、就労を希望する全ての人々が自分の能力を最大限に伸ばし発揮できる環境の整備に努めていかなければなりません。

そこで、お尋ねをいたします。本市の障害者雇用率は現在どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

壇上からは以上でございます。残りの質問は自席にて行いますので、よろしく願いをいたします。

福祉課長（平田敬介君）

菊次議員の御質問にお答えします。

本市における障害者の雇用率についてお尋ねですが、まず、市の市長部局と市の教育委員会について、それぞれお答えをします。

市長部局は、ことし6月1日現在で法定雇用率2.3%に対しまして2.83%、市教育委員会は、法定雇用率2.2%に対しまして3.64%であります。いずれも法定雇用率を上回っております。

また、障害者の雇用が義務づけられる市内の民間企業については、福岡労働局に問い合わせ

せましたところ、平成28年6月1日現在で、法定雇用率2.0%に対しまして平均で1.21%と聞いております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

本市は全国の平均に比べますと、市長部局が2.83%、教育委員会3.64%と高くなっているということで、民間企業は平均1.21%で、かなり低い状況ではないかというふうに思います。2020年度末までの法定雇用率2.3%をクリアしていこうとすれば、これは相当な努力が必要になってくるのではないかと、このように思います。

障害者の雇用が進んでいない現状には、企業が利益と障害者雇用とが結びつかないと、そんなふうに思い込んでいるところもあるのではないかなというふうに思っております。

障害者と健常者が協力、工夫して企業の収益と障害者の雇用を実現させた模範的な成功事例として、オムロン京都太陽株式会社があります。ここは障害者の働く場所づくりに取り組んでいる社会福祉法人太陽の家とオムロン株式会社が共同出資で1985年に設立をされました。センサーなどの産業用機械に使われるオムロン製品を製造しています。従業員189人、そのうち、知的、身体、精神を含む障害者は144人と全体の76%を占めております。太陽の家が生活の場を提供して、オムロン京都太陽が働く場と仕事を提供する仕組みになっております。工場の中は常に整理整頓がされて、清潔感あふれる環境になっておりまして、2005年からは職場環境の改善に取り組まれてあります。具体的には4時間以内に使うものしか置かない、工具類は必要なときに6秒以内にとり出せるようにすると、全員で毎日の床拭きなど行うことを徹底されてあります。

また、業務上で改善すべきことがあれば即提案、即実行を心がけてあります。そのために提案数は1年で1万6,000件にも上るそうです。このことは、働いている皆さんが仕事をしやすい環境になって、喜んで仕事をされているという証拠ではないかというふうに思います。

一方、従業員一人一人の能力に応じた業務内容をとるように、そのことにも努められております。そのことが製品の品質を保つことにつながります。具体的には個人の能力をスキル、正確性、作業スピードの項目ごとに10段階で評価をしてあります。あわせて、カバーの取りつけでありますとかビスどめといった作業にどんな能力が必要なのか、これを洗い出して双方をマッチングしております。そして、最も大きな特徴は障害者が苦手とする作業をサポートするための治具、補助具を独自に開発しております。

そのほかにも、作業してもミスが少ないように組み立ての作業において作業指示書はバーコード化がされていて、組み立てに必要なパーツを音と光で教えるような仕組みになっております。このため、パーツのつけ忘れがなくなるわけです。

まだまだたくさんの工夫がされておるわけですが、こうした地道な積み重ねによって従業

員の職域が拡大をされて、現在、約1,500種の製品の生産が可能になっておるそうです。現在までの約30年間で延べ400名の障害者を採用して、訓練を経て一般就労に結びついた人は約100名おられます。本市でこれから行う就労支援においても、これは学んでいかなければならない考え方やノウハウは大変多いと感じます。

そこで、本市の就労移行支援、また、就労継続支援A型、B型の現状はどのようになっておりますでしょうか。そしてまた、課題を教えてください。よろしくお願いいいたします。

福祉課長（平田敬介君）

本市、市内での就労移行支援、それから就労継続支援A型、B型の現状をとということでございますが、ことし4月現在で、市内には就労移行支援事業所が4施設、それから就労継続支援A型 これは雇成型といいますが の事業所が4施設、それから就労継続支援、被雇成型といえます。労働基準法とか最賃を適用されない事業所がB型、7施設あります。

それからまた、過去1年間で就労支援サービスを利用したいとして決定した利用者の数は、就労移行支援が25名、就労継続支援A型が89名、B型が130名となっております。

これらの利用者のうち、一般就労へ移行できた人数は、平成28年度で3人、今年度に入ってから2人という状況でございます。

次に課題はということですが、就労移行支援では、サービスの目的からしますと文字どおり就労移行することなので、一般就労できることが目標ですが、そういう人が先ほど申しましたように少ないことが課題です。

また、就労継続支援A型やB型の課題はということでしたので、市内の事業所に聞き取り、数カ所行きましたところ、受注できる仕事が少ないとか、仕事があってもその仕事をこなせる能力の利用者がいない、そもそも利用者の方が同じ事業所に定着しない、農業手伝いの声がかかっても現状では同行して指導、支援できるスタッフのほうがない、そういった課題があると聞いております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございました。

やっぱり一般就労に結びついていく方が少ないと、それは先ほど教えていただきましたとおりに雇用率が1.21%ということでありましたので、このことはちょっと重く考えて、今後の対策をやっぱり打っていかないといけないのかなというふうに感じました。

そして、今、A型、B型含めて課題点を上げていただきました。仕事が少ない、仕事があってもその能力がないとか、利用者が同じ事業所に定着をしない、農作業の場合は指導するスタッフがないとか、そういったものが今上がってきておるということでもございました。

柳川市の農業の課題として今現在上がっておるのが、前回、白谷議員の質問であったように、園芸農業の人手が足りないということでもございました。しかし、今現状、柳川の新規就

農者のほとんどがこの園芸農業に取り組まれている方が多いと、このように聞いております。そう考えますと、今後も労働力不足は続いていくのではないかなというふうに思っております。

園芸農業をされる方の声を聞いてみますと、収穫の時期は、農作物は自然のものでありますから毎日大きくなっていて休むことがやっぱりできないと。この収穫が終わったときには、もう本当にみんな疲れ切ってしまうという声を聞いております。

それ以前に、そういう労働環境といいますが、これから先、若い人たちがこの農業に関心を持って取り組んでいこうとしたときに、やっぱり週に1回は休みたいとか、そういった声も今後出てくるかなというふうに思っています。それを、今後、人手不足、これを解消してそれらが解決していくことができれば、今後の柳川の農業の後継者問題にも解決の道が開けるんじゃないかなというふうに思っております。

今、国のほうでも、農家の人手不足と就労機会の乏しい障害者や生活困窮者、ニート、ひきこもりといった、働きたいけれども仕事がないなど課題を抱えたお互いのニーズをマッチングさせて、それぞれの課題解決を図っておりますし、これを期待しております。農業と福祉の連携、いわゆる農福連携でございます。

厚生労働省は、28年、29年度予算で障害者就労施設へ農業の専門家を派遣しての農業技術の指導、助言、そして6次産業の支援、農業に取り組んでいる障害者就労施設のマルシェの開催等に支援を実施しております。

農林水産省は、29年度予算で農園の開設、整備に加えて農機具の洗い場とかトイレ、資材置き場等の附帯工事といったようなハード面のほかにも、農業技術を習得させるための農業専門家の派遣とか、研修会の開催などのソフトの面も支援をしております。

本市においても、このようなメニューを活用して農福連携を図っていただきたい、このように思います。

まずどのような方法で農福連携をしていくのかというのは、先進地の事例としては福祉関係事業者が農地を取得して、また、借りて農業生産を行うケースや、農家や農業法人に対して請負契約を結ぶケース、そして、自治体がコンサルティング会社を誘致して農園を貸し出して企業と障害者をマッチングさせるケースなどいろいろあるようでございます。しかし、この柳川に一番合ったやり方で今後この農福連携を進めていただきたい、このように思います。いかがでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

柳川市でも農福連携を進めてはどうかという御質問ですが、まず、福祉課のほうから答えさせていただきます。

先ほどおっしゃいますように、人手不足の農家と仕事をしたいという障害者の就労がうまく結びつけられることは、双方にとって問題が解決され利益になることですので、この地域

でも進めていく取り組みであると思います。

しかし、現状では事業所からお聞きした課題をどう解消するのか、そして、農福連携の方向にどのように進めていくか、まだまだ研究していかなければならないことが多いというふうに感じているところがございます。

以上です。

農政課長（林 誠君）

菊次議員の御質問にお答えします。

農家の人手不足につきましては、特に農繁期における人の確保については不足していると考えております。米、麦、大豆などの土地利用型農業は大型機械化に伴い比較的軽減しておると感じますが、特にイチゴやナスなどの施設園芸を営まれている農家にとっては、農繁期の労働力確保は重要であります。

そこで、昨年度は、農作業の人材確保のために、普及指導センターではシルバー人材センターやＪＡ柳川、いちご部会などと連携し、要望が多いイチゴの管理作業の研修会などを開催し、今後の労働力の安定的な確保につながっていくように期待しているところです。

以上です。

3番（菊次太丸君）

福祉のほうの側の面にもやはり課題も多くありますし、農業に参入していくことができるならば本当に皆さん喜ばれるのかなというふうに思っております。

そして、今、農政課のほうからシルバー人材センター、そしてＪＡ、そしていちご部会の皆さんと人手不足の解消に向けて今努力をされてあるということでございます。まだまだこの農福連携という言葉自体が広がっていないと、世の中に浸透していないわけであります。だから、農家側と事業所と双方に不安がいっぱいあるというのは、これは確かなんだろうというふうに思います。

先ほど紹介しました国からの支援もいろんなメニューありますんで、それも双方にとって大変メリットがあるんじゃないかなというふうに思いますんで、そこら辺の周知もしていただいて、そして、お互いの条件を今後そろえていくことが重要ではないかなというふうに感じます。そして、まず、農業体験を通してお互いの理解が深まるような取り組みを今後お願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

お互いに理解が深まる取り組みをお願いするというところでございますが、就労支援事業所や障害者側からしますと、障害者一人一人の特性、それから、能力もかなり違ったり幅があったりしますので、それをどのように農家さん側に理解してもらうかが重要で、そのためには、先ほども言われましたが、就業体験というようなことも言われましたが、やっぱり事前の顔合わせ、それから体験就労などいろんな工夫が必要になってくるかと思っております。

以上です。

農政課長（林 誠君）

農福連携の今後の取り組みということで、菊次議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、農繁期の雇用の問題は、これからますます重要になってくると考えています。国では、福祉分野への農作業の支援を示しています。県では、本年度より農業における障害者の雇用促進事業として、障害のある方の状況に適した業務がわからない、また、けがなどが心配という農業経営者が、積極的に障害のある方を雇用できるよう、障害の程度に応じた留意点や事例の紹介などを通じ、農業分野における障害者雇用の促進を図るため取り組んでおります。本市においても、国、県の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございました。障害者施設と農家をマッチングさせる、そういったやっぱり組織が必要になってくるんじゃないかなというふうに感じております。

これは香川県の取り組みを申し上げて申しわけないんですけども、NPO法人香川県社会就労センター協議会の取り組みでございますけれども、この協議会が共同窓口、受注窓口になって農家やJAからの依頼を一括して請け負っております。具体的には、作業を依頼したい農家が直接またはJAを通して協議会に伝えます。そして、協議会は農作業の日程や内容などの明細をつくって障害者施設に働きかけて、参加が確定した施設と業務契約を結ぶという、こういった流れになっております。

お金の流れは、その後、契約に基づいて各施設の障害者が農作業を実施して、作業完了後は施設に報酬を出来高払いで支払って施設が作業者に還元するという、こういう仕組みになっておるようです。共同受注としてのメリットは、大口の依頼であっても複数の施設で受け持つことができるので、農家の細かな要望に応じていくことができるということで柔軟に対応することができるということでしたので、ぜひ参考にさせていただきたい、このように思います。

今後、この組織づくり、どのようにお考えになりますでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

菊次議員がまさしく共同受注窓口のことをおっしゃいましたが、まさにその人手を求める農家さん側から提示される仕事を障害者の就労支援事業所が共同で受注に取り組む組織、共同受注窓口の設置は農福連携を推進する上では必ず必要になってくると思います。

ただ、これまでも農福連携という言葉ではありませんが、施設の清掃、資源の分別など、いろんな役務の受注や物品販売についても共同窓口をつくらうと、共同受注窓口をつくらうという話は障害者自立支援協議会という集まりでも協議をされてきましたが、今のところ柳

川では現実に至っていないというのが実情でございます。今後、そこらあたりが課題かというふうに思っております。

以上です。

農政課長（林 誠君）

議員が言われるマッチングの組織というのが必要ではないかという御質問にお答えしたいと思えます。

農家は、障害者雇用に向け、障害のある方の状況に適した業務がわからない、また、けがなどが心配ということなどにより個々で可能な農作業が異なることなど、農福連携の課題を解決していくには、議員言われますように、障害者施設と農家をマッチングさせる組織は必要と考えられます。

そのためには、今後、障害者雇用に向けた研修や事例集の作成や配布、先進地の施設など研究、周知していかなければならないと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

研修などをしていただけて、地元の方、農家さんですね、それと施設、障害者の皆さん方、こういったところにも深い理解が浸透していくなれば、この組織づくりというものもしっかりできていくんではないかなというふうに思います。そしてまた、いろんな課題もありますでしょうけれども、一つ一つ解決をしながら、一遍にはちょっとなかなか解決できないと思います。でも、一歩ずつ前進をしながらこの組織づくりに取り組んでいただきたい、このように思います。

まず、先ほども申しましたけれども、農福連携で、今、自分たちが抱えている課題を解決していきたいという施設の皆さん、就労したいと望んである障害者の皆さん、そして、農家さんと、しっかりと国のメニューを紹介してさしあげて、こういった形でやれるんですよということで条件を整えてお互いマッチングしていくなら、徐々にこういった農福連携が進んでいって、組織づくりの力添えになっていくんではないかなというふうに思いますので、今後の取り組みをよろしく願いいたします。

最後に提案なんですけれども、今、両開のほうで柳川のむつごろう会さんがブドウ農園を開設してありますけれども、そこで、農福連携で農業体験からでも始めていただきたい、このように提案をいたしますけれども、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

菊次議員の御質問にお答えします。

現在、有明海と干拓地を活用したツーリズム事業をむつごろうランドを拠点に、柳川むつごろう会の皆様と一緒に取り組んでいるところでございます。ことしから新たに観光ブドウ

園を8月10日から9月3日までオープンし、市内外からたくさんのお客様にお越しいただきました。柳川のブランド品である干拓ぶどうを楽しんでいただいたところでございます。

さて、障害者等の就労支援としてブドウ園はどうかということでございますけれども、障害者の方々に就労していただくためには、施設的环境、障害の程度に合わせた作業内容など検討していく必要がございます。現在運営しています観光ブドウ園は足元が不安定で、棚の高さも低く、健常者でも作業がやりにくい環境でございます。身障者の方に合わせた施設整備が必要でございます。

作業内容としては、栽培作業、販売作業、発送作業などがございます。障害者の方でも可能な作業があるかどうか、今後、むつごろう会の皆様と一緒に研究していければというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

障害者の方でも作業ができる、そういったものを探していただきたいというふうに思いますし、また、こういう考え方もしていただきたいと思うんですけれども、健常者以上の能力を持ってあるという、現実にそういった力を持ってありますので、ハートの部分でそういったところを持っていただいて、今後の取り組みに期待をしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

この件はこれで終わります。

次に行きます。市内小・中学校のエアコンの今後の設置計画についてお尋ねをしたいと、このように思います。

まずは現在の設置状況についてお尋ねをいたします。あわせて、整備するための総額と、この財源はどうなっていたのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（木下 隆君）

菊次議員の市内小・中学校のエアコン設置状況と内容をお答えいたします。

まず、市内小学校に普通教室は合わせて167教室ありますが、全ての教室にエアコンは整備済みとなっております。また、全ての学校で図書室、保健室、職員室、校長室などの特別教室には、80の教室にエアコンを整備しております。

次に、中学校に普通教室は合わせて64教室ありますが、全ての教室にエアコンは整備済みとなっております。また、全ての学校で図書室、保健室、職員室、校長室などの特別教室には、48の教室にエアコンを整備しております。

なお、平成27年度と28年度に小・中学校の普通教室等に整備いたしました事業費は529,737千円となっております。財源は合併特例債を活用しております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。小・中学校ともに普通教室にエアコンの整備がされました。本当にありがたいというふうに思っております。

特別教室は小学校が80、中学校48、事業総額が529,737千円ということでございました。お隣の大川市さんが、ことし8月末に普通教室へのエアコンの設置が、国の補助金を使って設置ができたというふうにちょっと聞いたもので、では、よその自治体でもやはり国の補助金、これを使って整備されてあるということでもございました。なぜ本市は国の補助金を使うことができなかったのか、お尋ねをいたします。あわせて、仮に補助金でエアコンの整備をした場合には一体どのくらいの補助を受けることができたのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（木下 隆君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

本市におきましても、財政的負担を減らすため、国庫補助金の申請を行い、国や県に対しても再三働きかけを行ったところでございますが、その当時の国の補助事業の採択が、震災などによる校舎の耐震補強や大規模改修などに手厚く予算措置をされていたため、このエアコン整備については、国の当初予算では補助金の対象となりませんでした。

また、当時は、その後しばらくはエアコンに係る機能向上を図る整備につきましては、補助採択は難しい状況でありました。

このため、本市としましては、補助事業として採択まで整備を待つという選択肢もありましたが、児童・生徒への熱中症対策、またPM2.5対策など早急に対策を講じる必要があったため、合併特例債での対応となったものでございます。

それとあわせまして、仮に補助事業で整備を行っていた場合、どのくらいの補助を受けられたのかという御質問でございます。

国庫補助金がどの程度受けられるかは、国の予算枠及び採択方針で大きく変わってまいります。

補助事業の申請が認められ、全事業費が採択になった場合、先ほど申しあげました事業費529,737千円のうち、約110,000千円の補助金が受けられると思われまます。

この金額はあくまで想定される金額でございまして、このうち、どの程度採択されるかは、先ほども申しあげました国の予算枠及び採択の方針で大きく変わってまいります。

繰り返しになりますが、ただいま答弁いたしましたとおり、当時は補助事業に採択されるため、再三にわたり国、県に対し働きかけを行ったところでございますが、補助金の対象とはならなかったということでもございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。補助にのっていても110,000千円ほどあったということでもござい

ます。

別に補助をとらなかったからどうこうとかということではないんです。子供たちに早目にエアコンの設置をしていただいたことというのは、本当にありがたいなと思っております。ただ、110,000千円というお金があれば、授業で使っている特別教室にもう全部設置をすることができるんじゃないかなというふうに思って、今ちょっと調べていただいておっしゃっていただいたんですけれども、なぜかといいますと、PM2.5とか暑さ対策、子供のために普通教室にエアコン設置をしていただきました。そのせいでという言い方はおかしいんですけれども、やっぱりエアコンのついていない特別教室での授業ということになれば、余計に暑さを感じて熱中症にかかるリスクというのも高くなってくるんじゃないかなと、そう思いますし、授業にも集中できないような状況に陥るのではないかなと、そのように思います。

そこで、ちょっとお聞きをしたいんですけれども、授業で使っている特別教室にエアコンを設置した場合の総額、どのくらいの予算がかかるものなんでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

特別教室に整備をしたら幾らかかるかということでございます。概算でございますけれども、中学校5校分で設置工事費が約1億円と、このエアコンを設置したことにより電気の容量が不足し、キュービクルという受変電設備の交換が必要となった場合、約75,000千円が追加が必要となると試算をしております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

合わせますと180,000千円ぐらいですね。はい、わかりました。

もう本当、大変悔しい限りではあるんですけど、タイミングの問題とかもあって、整備ができていたなら子供たちに本当にいい環境で教育を受けさせることができていたんだなと思うと残念でなりません。しっかり補助金を取れるような体制をつくっていただきたいし、前もって準備をしていく、補助金をすぐにでもとられるような体制を今後とっていただきたい、このように感じたわけであります。

では、授業で使われている特別教室の現在の利用状況について、これクラブも含めてお尋ねをいたします。

学校教育課長（木下 隆君）

授業で使われておる特別教室の利用状況をお答えいたします。

利用状況を1週間の子供1人当たりの利用時間数で申し上げます。理科室が3時間から4時間、音楽室が1時間、美術室が1時間、外国語室が4時間、技術・家庭科室が1時間から2時間となっております。

また、放課後の部活で音楽室を吹奏楽部、美術室を美術部が活用しているということでご

ざいます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

利用状況はわかりました。先ほど自分が言ったとおりに、やっぱりエアコンの設置がないと熱中症の出る子供も、当然このリスクも高いと、余計に授業に集中ができない子供たちも大勢いるということだろうというふうに思います。特別教室にも早くつけていただきたい、このように思います。

そこで、中学校の授業で使っている特別教室のエアコン設置の状況についてお伺いをいたしますけれども、そこに格差はあるんでしょうか、大きな開きというのはありますでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

特別教室のエアコンの設置状況についてお答えをいたします。

中学校には理科室、音楽科室、美術科室、外国語科室、技術科室、家庭科室並びにパソコンルームがございます。また、生徒数の多い学校等では、理科室、音楽科室がそれぞれ2教室ずつあります。

これらの教室のエアコン設置状況を申し上げますと、多い学校で10教室、少ない学校は3教室となっております。

なお、多い学校は大和中学校であります。これにつきましては、校舎の改築に合わせて整備を行ったものでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

多いところ、この10教室といえば、もう授業で使う特別教室は全て設置がされてあるということによろしいですよ。かなりのこの差が出てきている、3倍以上格差があるなというふうに思います。大きな学校ですか、子供たちの数が多いところであったら1クラス、マイナスにしてもやっぱり3倍ぐらいはある計算になるわけでありましてけれども、子供たちに同じ環境のもとで教育を受けさせるというのが、本来、この教育の目的といいますか、じゃないのかなというふうに思いますし、この教科でも学校間でもクラブでもそういった格差が生まれてきていると思うんですけれども、教育長どんなふうに思われでしたっけ。

教育長（日高 良君）

菊次議員のお尋ねにお答えをいたします。

学校には、子供たちの健全育成を図るために主な教育環境として、人的環境として教職員の指導力量、物的環境として学校施設・設備、運営的環境としまして各教科の指導計画といったものがございます。

これらの環境を整え、柳川市の子供たちが同じ環境のもとで日々学習を進めることができ

ますようにすることは、教育委員会の務めだと考えております。

とりわけエアコンの設置につきましては、近年の温暖化によりまして夏場の暑さ対策として、教育委員会としましても喫緊の課題と考え、普通教室の設置を最優先に対応させていただいたところでございます。

議員御指摘の特別教室へのエアコンの設置につきましては、今後の課題と考えておりますが、整備には新たに多額の費用を要することを先ほど説明したところでございます。

また、本市の特別教室へのエアコンの設置状況は47%という状況でございます。県南の久留米市、小郡市、うきは市、筑後市、八女市、みやま市、大川市の平均をとりますと約30%となっている状況でございます。

本市としましては、今後、財政的なことも考慮しながら検討してまいる考えでございます。以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。よその市町村と比べていただいたところでございます。私、一番重要だと今回思っているのが、今後の設置計画です。これがなければ、先ほどおっしゃっていただきました、子供たちに均等に、一律に同じような条件のもと、いい条件のもとで教育を受けさせるのが教育委員会の務めとおっしゃっていただきました。この計画がなければ、それは到底その役割を果たすことができないということだと私思います。設置計画は今後どのようになっておりますでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

菊次議員の今後のエアコン設置計画の御質問にお答えをしたいと思います。

繰り返しになりますが、議員おっしゃるとおり、同じ環境で学習するということの重要性も十分認識しております。

しかしながら、先ほど答弁しましたように、本市の特別教室へのエアコンの設置状況は県南の自治体の中でも決しておこなっているわけではございません。

今後、整備を行う場合は、補助事業の採択を受けて、市の財政になるべく負担をかけないことを念頭に、効率的に整備をしてまいりたいと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

よくわからなかったんですね、いつ設置していただけるのかというのがですね。多いところで10ですね、少ないところで3ですね、明らかにこれは格差ありますよね。大和中学校の整備を計画している計画の段階でわかっていたことだと思うんですね。格差が生まれるとわかった状態で計画を進められたということなんだろうと思います。

学校教育現場で子供たちにどのようなことを教えてありますかというたら、やっぱり平等ですね、差別がない、そういう学校教育現場でこういったことがあったというか、こうい

う現状があるというのがやっぱり一番の問題で、今後の設置計画ですね、これがきっちりして、次はここに付きますよとかそういったことがあれば、それは格差とは言いませんけれども、そういったのがなければやはり同じ教育環境のもとで教育ができない、このように思います。

子供にも何て答えますか、僕、答え切らんですよ。うちエアコンついとらんですよと、あそこついとるよね、おっちゃん、差別やんと、つけてくださいよと、何でうちつけてくれんとですかと言われたとき、僕は説得できる自信がありませんし、答え切れません。市長、答えていただければと思いますが、よろしくお願いします。

市長（金子健次君）

最初の質問にちょっと、なぜ補助金を使わなかったかということなんですけれども、当時、課長が答弁いたしましたように、かなり国のほうの文科省には要請をいたしました。しかしながら、どうしてもそれは政治的な部分もありましたけれども、できなかったわけです。もうそれで合併特例債という形を使ったわけです。

今回、差別化しているわけじゃありませんし、6つの中学校で1カ所だけなんです。大和中学校は最後の最後に全面改築いたしました。そのとき特別教室も含めて全て整備をしたところなんですけれども、今後はそれぞれのあと5つの学校というのが3カ所ずつしか特別教室ありませんので、そういった順次計画的にこれから菊次議員が言われるような形で補助金をもらってやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

3番（菊次太丸君）

補助金をもらう形で早く設置をぜひお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午後2時37分 休憩

午後2時48分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、5番立花純議員の発言を許します。

5番（立花 純君）（登壇）

皆様こんにちは。5番、自由民主党柳誠クラブ、立花純でございます。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入らせていただく前に、夏に開催されました全国規模のスポーツ大会で歴史と伝統

のある全国高校野球選手権大会は、ことし第99回目を迎え、例年以上に大いに盛り上がりました。ことしはまれに見る打高投低の大会となり、総本塁打数68本で、過去最多の60本を大幅に上回った大会でありました。私も甲子園球場へ出向き、その臨場感と感動を味わってきました。特にアルプススタンドでは、ふるさとの代表校を一丸となって必死に応援される生徒、OB、住民の方々の姿には大いに感動しました。私は、柳川出身の高校球児が活躍する姿を甲子園球場で応援したいなと思うと同時に、改めてスポーツの魅力を感じた次第です。

さて、今回の一般質問は、1番目に、柳川市における健康な環境と人づくりのスポーツ施設、そしてスポーツツーリズムの新しいまちづくりのあり方について、2つ目に、小・中学校統合・再編について及び学校教育系施設の総合管理計画について、大きく2つの項にわたって質問させていただきたいと思います。

詳細質問は一問一答方式で自席より行わせていただきますので、議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

5番（立花 純君）続

今日、市民の健康増進、体力の維持、向上に対する関心は非常に高まりを見せています。スポーツ、レクリエーション、アクティビティ活動に親しむことは明るく、健康な生活を営み、豊かな人間関係を育み、生きがいのある人生を送る上で大きな意義があると思います。本市には市民体育館を初め、市民グラウンド、市民温水プール、武道場、テニスコート、弓道場があり、多くの市民に御利用いただいています。また、近年は町なかのジョギングやウォーキングに取り組む市民の姿が多く見受けられ、柳川市が持つスポーツ施設の利用者数も少子・高齢化により若干の減少傾向にありますが、昨今は運動を通しての健康寿命を延ばす意義が非常に高くなっております。

さて、スポーツから連想する柳川のイメージとしては記憶に新しい、昨年開催のリオオリンピックで銀メダルを獲得された坂井聖人選手の競泳や硬式野球、公式テニスなど、日本を代表とする多くのトップアスリートを輩出している柳川高校を初め、剣道国際大会団体優勝の桜木哲史氏やモンテリオールオリンピック柔道金メダリストの園田勇氏などを輩出しており、武道も大変盛んです。また、現在、相撲界で活躍中の琴奨菊関の出身地でもあります。

柳川市は地名を生かしたスポーツ公式大会の開催や規模の大きい大会の誘致先としてふさわしい土壌があります。柳川市における地方創生の秘めたポテンシャルの一つではないかと確信をしております。だからこそ、スポーツが持つ多様な価値や観光をまちづくりにして、地域活性化の手段の一つとして活用しようとするスポーツツーリズムを柳川市の政策に取り組みべきだと私は思います。

それでは、お尋ねをします。現在、柳川市は複数のスポーツ・レクリエーション関連施設がありますが、各施設の設備状況をお尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

現在、教育委員会が設置しております施設は、全部で19施設ございます。各スポーツ施設の設備状況についてお答えしていきたいと思っております。

まず、屋内施設でございます市民体育館には、メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室、更衣室、会議室等を有しております。また、市民体育センターには卓球台を6台設置しております。三橋体育センターはメインコートのみであり、大和B & G海洋センター体育館は体育館と武道場があるという状況でございます。

武道場の状況としましては、市民武道場には、畳138畳分の柔道場が2面とれる広さがございまして、更衣室、多目的トイレ、シャワー室等がございまして、三橋武道場と中島武道場はそれぞれ柔剣道場各1面という状況でございます。また、市民弓道場は近的射場10人立ちで、夜間照明も有しております。

次に、グラウンドなどの屋外施設の状況を申し上げます。

市民グラウンドには、野球1面、ソフトボール2面の広さがございまして、バックネット裏にはクラブハウスを設置しております。三橋グラウンドと大和グラウンドは、それぞれ野球1面、ソフトボール2面の広さがございまして、夜間照明もございまして、このほか、有明総合グラウンドは野球ができる十分な広さがあり、大和ゲートボール場ではゲートボール1面、また雲龍の郷にはドームつきの土俵を有しております。

テニスコートは、柳川市民テニスコート、三橋テニスコート、大和テニスコートの3つございまして、いずれも砂入り人工芝コートが3面、1人壁打ち用コートが1面、夜間照明も整備しておる状況でございます。

市民温水プールは、25メートル6コース、2階に研修室や和室を有しております。

最後に、大和B & G海洋センター艇庫は、カヌー場としてカヌー、ヨットなどを保管しております。

なお、19施設のうち市民体育センターと市民グラウンドにつきましては、柳川市民文化会館の建設に伴いまして廃止することにしております。

以上でございます。

5番（立花 純君）

ありがとうございました。

それでは、次の質問ですが、12年前の合併当時の各スポーツ・レクリエーション施設の利用者数の推移と利用団体及びその傾向をお尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

合併当時の各スポーツ施設の利用状況についてのお尋ねでございますが、施設数がかなり多くて、合併後12年間の推移となりますと、報告にかなりの時間を費やすこととなりますので、屋内施設の体育館、体育センター、それと屋外施設のグラウンドなどの大きなくくりで施設を分けて、それぞれ平成17年度、平成23年度、平成28年度の5年ごとの利用者数と

その傾向ということで報告をさせていただきたいと思います。

まず、体育館、体育センターの利用についてですが、利用者数が平成17年度で14万8,136人、平成23年度で17万713人、平成28年度で14万8,090人となっており、年度で増減はございますけれども、現在、室内フットサルの利用が新たに始まったほか、健康体操での利用者数が近年増加している傾向にございます。

次に、武道場につきましては、平成17年度で3万4,554人、平成23年度は3万7,174人、平成28年度が2万5,197人となっており、全体の利用者数は減少しておりますけれども、ここでも健康体操の利用者がふえておる傾向にございます。

市民弓道場の利用は、平成17年度に2,898人、平成23年度は4,105人、28年度が3,589人の利用者数となっております。

次に、グラウンドの利用ですが、平成17年度の正確な統計が残っておりませんので、直近の平成18年度の人数を申し上げますと9万401人、平成23年度は8万856人、平成28年度が6万7,056人となっており、グラウンドゴルフの利用は増加しておりますが、野球・ソフトボール大会の参加者、サッカー利用者数が減っておりますので、全体の利用者としては減少傾向にございます。

テニスコートは、平成17年度に2万6,845人、平成23年度は3万1,651人、平成28年度が4万84人となっており、人工芝に改修したことで雨天時でも利用できるということによって利用者も増加傾向にございます。

市民温水プールにつきましては、平成19年度に開館いたしましたため、平成19年度の利用者数が4万1,327人、平成23年度は3万9,513人、平成28年度が4万2,746人です。なお、市民温水プールは開館時から指定管理者制度を導入しておりまして、指定管理者の自主事業の影響で年度ごとに利用者数が変動しておる状況でございます。

最後に、大和B & G海洋センター艇庫につきましては、平成20年度以前のデータが残っておりませんので、平成21年度の利用者数を申し上げますと158人ございました。平成23年度が181人、平成28年度が175人となっており、夏休み期間中に利用が集中しておるという状況でございます。

以上です。

5番（立花 純君）

各施設、代表的なものをデータで言っていただきまして、ありがとうございました。その中で、サッカーの利用者数等が減少しているということなんですけど、減少はしていないんですね。減少するんじゃなくて、その受益者である利用者が隣の筑後市にできた筑後広域公園の施設を利用していると、移動したということでもあります。実際あれば使用したいんですけど、実際サッカー場となると、やっぱり市民グラウンドもありますけれども、利便性、地面の状態等々もあり、専用のある筑後広域公園のほうで利用されているということだけは、

調べましたので、申し上げます。

次の質問です。

各施設の経年と現状及び今後のあり方についての御見解をお尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

市内のスポーツ施設のほとんどが昭和50年代に建設されておりまして、特に体育館の類については、全て35年以上経過した老朽施設となっております。

市民体育館では雨漏りの状態がひどくて、今年度に屋根、外壁等の修繕を予定しております。また、三橋体育センターと大和B & G海洋センター体育館は、昭和56年以前の建築のため、今後使い続けるためには耐震診断が必要な状況でございます。

スポーツ施設については、これまでテニスコートの砂入り人工芝への改修でありますとか、市民武道場の改築、グラウンドの改修工事などの整備を進めてまいりましたけれども、一部の施設では老朽化が進んでおり、修繕が追いつかない状況でございます。具体的な施設の建てかえ等については、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

5番（立花 純君）

現存する19施設のほとんどが昭和50年代に建設をされ、経年経過の上、修繕費等がかなり発生してきておると。全ての施設が建設後35年以上経過しているということでございます。ありがとうございます。

それでは、次の問いですが、柳川市ではことし3月に公共施設等総合管理計画を策定されました。その中で、今後10年間で市の所有する公共施設の延べ床面積20%を削減すると明記されていますが、本市が所有するスポーツ・レクリエーション系施設で削減する管理計画を具体的にお示してください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

ことし3月に策定された柳川市公共施設等総合管理計画で延べ床面積を10年間で20%削減することを目標とするされています。どの施設を削減していくのかということは、今後の検討課題でございますが、公共施設等総合管理計画に基づきます個別計画を平成32年度までに策定する予定としておりますので、この個別計画の中で具体的な方針を盛り込んでいきたいと考えているところです。

以上です。

5番（立花 純君）

そうなんです。これ私、見ましてちょっと思ったんですけど、個別計画を平成32年、要するにこれから約3年間かけて策定をされるということですが、こういう策定を出される前に、計画を出される前に少し庁舎内でいろいろ議論して、こういう計画だからというような腹案等を出して計画書を出すべきだと私は思います。これから3年間やりますよ、その後7

年間で削減しますよじゃ、ちょっとスピード感が足りないように私は感じた次第です。

それでは、柳川市におけるスポーツ・レクリエーション施設の課題を申し上げたいと思います。本市は平成17年3月に1市2町が対等合併し、12年の月日がたちました。合併前に各市町で公共施設を個別に整備し続けた結果、合併後に性格上重複する施設が生じることとなりました。合併に伴う業務の統合によって余ることとなった施設や補助金や基金を得るなどして建設されたさまざまな施設が本市におきましても過大な状況下にあると思います。スポーツ・レクリエーション施設においても同様なことが考えられます。だからこそ、柳川市は今回、公共施設等総合管理計画を作成されたと私は思います。しかしながら、現代の社会情勢の変化による余暇時間の増加や健康志向の向上により、スポーツや気軽に運動を楽しむレクリエーションへのニーズが飛躍的に拡大をしています。本市におきましても、市民の健康、体力づくりなどスポーツや軽運動に対する関心が高まりを見せており、地域交流レベルの大会は既存の施設を利用して開催されていますが、残念ながら、陸上競技やサッカーを初め、公式大会を開催するとなると、柳川市のスポーツ・レクリエーション施設の現状からして市内での開催は到底不可能な設備状況であります。先ほどサッカーなどの複数人で行うスポーツなどでは、競技人口が減少しているのではなく、実践する施設がないんです。近隣の施設に移動されているからです。また、市長がかねてより既存のスポーツ・レクリエーション施設を改修しながら運用していくと言われております。

そこで、お尋ねします。このような市民ニーズに応え、柳川市の知名度を生かした各種大会の開催ができるようなスポーツ施設の再編や管理計画を熟議の上、削減計画をしていただきたいと思いますが、よければ御所見をお尋ねします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

先ほど答弁いたしましたように、市内の施設はある程度数は確保されているものと考えております。ですが、一部の施設では老朽化が顕著になっているということです。

また、各施設は、議員おっしゃいますように、合併前の旧市町ごとの施設配置のまま現在に至っておる状況でございます。このようなことから、今後、施設の再編を検討しなければならないと考えておりますが、再編に伴いまして現在ある施設をなくすということになりますと、そこを利用されていらっしゃる市民の方の活動の場がなくなったり、また自転車とか徒歩とかで行ける近場に施設を残してほしいという方もいらっしゃいますので、スポーツ施設の個別計画を策定する際は、このような利用者のニーズを考慮しながら、統廃合を含めたスポーツ施設の総合的なあり方を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

5番（立花 純君）

参考に、ことし平成29年度の生涯学習課のスポーツ推進係担当の市内でのスポーツ行事を分析してみました。グラウンドゴルフ大会が1、軟式野球大会が1、ソフトテニス大会が1、

ソフトバレーボール大会が1、ペタンク大会が1、剣道大会が2、卓球大会が1、少年ソフトボール大会が1、柔道大会が2、相撲大会が1、駅伝大会が1、ニュースポーツ大会が1、ソフトボール大会が1、マラソン大会が1となっています。

柳川市の一般成人を対象とした大会は5大会です。小・中学生を対象とした大会は14大会です。その中で、3年前より始まった、金子市長の思い入れで始まった柳川おもてなし健康マラソン大会は、現代の健康志向と柳川の風土を上手にマッチングしたよい例のレクリエーション大会であり、私はスポーツ観光という柳川市の新たな可能性を打ち出した大会であると思います。ことし実施したおもてなし健康マラソンの大会では、全体で約1,700名のエントリーがあり、うち実に参加者の73%、約1,240名の方が市外から参加というデータが出ております。このような大会をきっかけに柳川市においてスポーツが持つ多様な価値を従来の観光やまちづくりなど、地域活性化の手段として柳川市総合戦略にも私は取り入れるべきだと思えます。

そこでお尋ねをします。現代の日本で人気があるスポーツ競技人口の上位を上げてみました。競技人口ですから、している方ですね、の上位を上げてみました。1位がウォーキング、2位がボーリング、3位、水泳、4位、器具を使ったトレーニング、5位がマラソン、ジョギング、陸上競技となっています。今上げた生涯スポーツを柳川市で競技することは可能でしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

ものによっては可能ということでございます。人気の順番でおっしゃいますウォーキングとボーリングについては、具体的には競技人口のデータを持ち合わせておりませんので、お答えできない部分がございます。ただ、ウォーキングにつきましては、いつでもどこでもできるということから、年々人気が高まってきておるという印象がございます。ことし3月の議会で答弁させていただきましたが、観光や自然、歴史の要素を取り入れたウォーキング大会の開催など、柳川の魅力をアピールする大会として鉄道会社などとタイアップしたイベントの開催という方法もあるのかなと考えます。

水泳につきましては、市内には市民温水プール以外にも民間のスイミング施設が2カ所ございますので、水泳競技は柳川市は盛んなほうではないかと考えております。

以上です。

5番（立花 純君）

もう少し御答弁いただきたかったですけど、この5位までということ縛りをつけるわけじゃないんですけど、やはりこれだけ競技人口が日本中にいらっしゃる、柳川だけ特段多いとか少ないということじゃなくて、少なくともこの5位までに入れるような生涯スポーツに関しては最低限の設備があっただけいいんじゃないかなと思えますので、申し添えておきます。

まずは、市民に元気や希望を与えるようなスポーツの施設の充実を行い、市民参加型の公

式大会などの開催を今後希望したいと思います。

今、地方ではスポーツや身体運動の促進により医療費削減効果の研究や実証実験が積極的になされています。ある自治体では、国民健康保険のレセプトを分析した結果、1人当たりの年間平均医療費が291,518円であったのに対して、自治体が推進したスポーツ事業に参加した方は1人当たり年間医療費は213,272円になり、実に約20%もの国民健康保険医療費の削減効果が出ております。本市におきましても、スポーツや身体運動の先進的な取り組みを実践すべきと思います。

また、スポーツで観光を呼び込み、地域経済の活性化を目指す自治体がふえています。しかし、名所、旧跡がない、交通アクセスに問題があるなど、一長一短な問題で悩まれている現状もあるようですが、本市はもともと観光地として全国に名前もはせており、ほかの自治体が悩む大きな諸問題などはほとんどないと思います。今後はスポーツツーリズムを積極的に意識しながら大会開催が実現できれば、それこそインバウンド、交流人口の増大や柳川の経済活性化にも大いに期待できると考えます。しかし、柳川市には幼児から大人まで利用できる豊かな自然や調和のとれた都市公園施設がありません。ぜひ老いも若きにも優しい公園とスポーツ・レクリエーションの融合した施設設置や将来の同行を見据えながら、スクラップ・アンド・ビルドの精神のもと、柳川市における公共施設と総合管理計画の策定を切にお願いしたいと思います。

お尋ねをします。2020年東京五輪に向け、スポーツへの関心は高まるばかりです。多くの自治体が地域の起爆剤になるスポーツに着目し、観光ツーリズムと新たなスポーツツーリズムが生まれる可能性は非常に高いと考えます。柳川市は自分のまちの資源を知り、ほかと比べて差別化できる柳川観光を担う柳川むつごろう会がこのたび発足しました。それらに加えて、スポーツツーリズムを担うDMOをつくることができれば、文化と観光とスポーツの融合したほかの自治体には決してまねのできない新たな柳川市に生まれ変わる可能性があると思います。金子市長の御所見をお尋ねします。

市長（金子健次君）

立花議員の御質問にお答えさせていただきます。

2020年の東京オリンピックに限らず、2019年のラグビーワールドカップでは、福岡市がメイン会場となっておりますことから、国内外から多くの選手や観戦客が県内を訪れるものと見込まれます。このような機会を捉えまして、積極的なアプローチをしていくことが本市の活性化のためには重要であると認識を持っております。2020年の東京オリンピックの事前キャンプ地としても福岡県及び県内5市町が共同でオセアニア諸国の誘致活動を進めているところでもございます。まだ正式決定には至っておりませんが、誘致に成功すればスポーツ交流や市民との国際交流だけではなく、観光客の増加など経済的な効果も期待できるのではないかと思います。

また、立花議員がおっしゃるとおり、スポーツツーリズムはスポーツと観光を融合してスポーツを通じ観光の振興を図るとともに、スポーツ振興や健康増進などに幅広い相乗効果を期待できるものと考えております。しかしながら、スポーツツーリズムによる地域振興を進めていくには、既存のスポーツ施設では対応できないことから、拠点となる施設の環境整備とともに、宿泊や飲食、体験づくりなど地域資源を生かしたコンテンツの充実も必要となつてまいります。スポーツツーリズムの推進につきましては、市民ニーズや財源確保の面も含めまして、さまざまな角度から鋭意検討する必要があるかというふうに考えております。

以上です。

5番（立花 純君）

市長ありがとうございました。検討する余地があるということでしたので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

それとともに、このスポーツツーリズムを担うDMOですね、これはその担い手になる人材ですね。これは必ずや柳川市はいると思います。柳川市は先ほど来申し上げましたとおり、スポーツを通して立派な方を輩出している地域と歴史があります。そういった方を掘り起こして、その人材育成をしっかりと担っていただいて、行政主導でぜひ一つのコアなDMOをつくっていただければと思います。

それとともに、市民文化会館建設に伴いまして、先ほど課長が言われましたが、現在の市民グラウンド、市民体育センターが廃止決定されるでしょう。毎日その場所で生涯スポーツを楽しんでいる市民のニーズやスポーツツーリズムを推進するのであれば、市民グラウンド等の代替地の問題もぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

また、なるだけ光と影の部分は受益者である市民に影響がないよう、今後取り組んでいただきたいと、この場をかりてお願いしておきます。

それでは、次の項に移らせていただきます。今後計画されている柳川市の小・中学校の統合や再編についてのお尋ねです。

最初の問いですが、平成23年12月、市立学校適正規模・適正配置化検討委員会による検討が行われましたが、その経緯とこれまでの経過をお尋ねします。

学校教育課長（木下 隆君）

立花議員の御質問にお答えします。

平成23年の柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会の経緯としましては、当時、全国的に少子化が進む中、本市においても児童・生徒数の減少で小・中学校の小規模化が進む状況にございました。また、1市2町合併時の事務事業一元化調整では、学校の設置及び廃止は合併後も当面は現状のままとし、新市において住民の意向を踏まえ、児童・生徒数の動向並びに小・中学校の適正規模及び適正配置の観点から検討を行うとなっていたところです。

そのほか、平成20年1月に出された通学区域審議会の最終答申では、少子化による児童・

生徒数の減少で、柳川市の小・中学校では、今後、小規模校化がさらに進行し、教育活動に支障を来すことが懸念される中、学校の適正規模化を図るには学校統廃合の問題は大きな課題であり、児童・生徒数の動向を踏まえ、今後、検討を行うよう提言するとの付記がなされました。

このような状況を踏まえ、柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会が立ち上げられ、小・中学校の適正規模、適正配置化の方針を策定したところです。

次に、策定に当たっての経過について申し上げます。

この委員会は、市議会からの代表者、行政区長や公民館長、PTA連合会の代表者や学識経験者など20名の委員で構成されておりました。平成22年8月18日に第1回の会議が開催され、適正規模・適正配置化の基本的な考え方と適正規模・適正配置化の具体的な方策の2つの事項について諮問を受け、平成23年11月17日まで10回にわたって議論が交わされたところです。

その後、同年12月22日に検討委員会の会長より教育委員会宛ての答申をいただいたところです。答申内容としましては、小学校については通学距離がおおむね2キロ程度の適正配置が実現できている現在の状況を変更し、適正規模を優先する小学校の統合は時期尚早との意見でまとめ、また、中学校については、幾つかの問題点はあるものの、現在の状況を変更して統合・再編するより、当分の間は現状のままとしたほうがよいとの意見でまとめたところです。

これを受けまして、柳川市教育委員会は、平成24年5月21日に柳川市立学校の小規模化に対する対応方針を策定したところです。この中で少なくとも10年後の平成33年には再度、統合・再編を含めた小・中学校の小規模化対策を検討する必要があるとしているところです。

以上でございます。

5番（立花 純君）

ありがとうございます。

10年間の検討猶予期間で、平成33年に再度統合・再編を含めた対策を検討するというふうに言われました。私、子供がお世話になっていますから余計この辺は気になるのですが、この10年間でいろいろ学校の充実、先ほど菊次議員からもエアコン等の問題がありましたが、されていますが、ただ、裏を返すと、いろんな今後の統廃合に向けて考えなきゃいけない事案も出てくると思います。その辺はよくしっかり考えていただいていると思いますが、避けては通れない諸問題がたくさんありますことをあわせて申し上げていきたいと思います。

次の問いですが、平成33年度に改めて検討委員会を立ち上げられると思いますが、現時点でのスケジュール及び検討委員会メンバーの構成をわかる範囲で結構です、教えてください。

学校教育課長（木下 隆君）

今回の検討委員会設置に向けたスケジュールやメンバー構成はということでございますが、

具体的なスケジュールやメンバー構成については今後検討していくことになります。

スケジュールにつきましては、先ほど答弁しました柳川市立学校の小規模化に対する対応方針では、少なくとも10年後の平成33年には再度統合・再編を含めた小・中学校の小規模化対策を検討する必要があるとしております。このことを受け、具体的には本年度中に新たな学校適正規模・適正配置化検討委員会の前段階となる準備委員会を設置したいと考えております。その後、平成30年度に準備委員会で協議を行い、その後、新たな学校適正規模・適正配置化検討委員会を設置することになると考えております。

また、メンバーにつきましては、市議会からの代表者、行政区長や公民館長、PTA連合会の代表者や学識経験者など、おおむね前回と同じようなメンバー構成になるのではないかと考えております。

以上です。

5番（立花 純君）

ありがとうございます。今年度に一応メンバーの構成の準備会を立ち上げるということで、来年度以降、動きを始めるということですね。よろしくお願いします。

次に、私、3月議会の一般質問でもしましたが、ことしより柳川市ではコミュニティスクール制度の確立を目指し、本年度は市内3校に絞り準備を現在行っていますが、今後、市内全域の学校にも広げていかれると認識をしております。しかし、今後、学校自体の統合や再編の問題を考えますと、せっかく全学校にコミュニティスクール制度を確立しても、その後、さまざまな諸問題が起こることが予想されます。コミュニティスクール制度と学校の統合・再編のバランスをどのように考えられていますでしょうか。

教育長（日高 良君）

立花議員のお尋ねにお答えをいたします。

本市では、現在コミュニティスクールの導入に取り組んでおりまして、平成32年度までに全ての小・中学校にコミュニティスクールを設置する予定でございます。

議員御承知のとおり、コミュニティスクールは地域の方々や保護者などによって組織されます学校運営協議会が核となって運営をされます。したがって、学校の統合・再編によって起こり得るさまざまな問題に対しましても、この学校運営協議会で校区の意見の取りまとめや統合・再編に向けた御提案をいただくことができると考えております。

以上です。

5番（立花 純君）

ありがとうございます。

実は私もこの学校運営協議会の準メンバーで、今いろいろ勉強させていただいているところですが、ここでお願いしたいことがあるんですけども、今、教育長が言われましたが、学校運営協議会で校区の意見の取りまとめや統合・再編に向けた御提案をいただくことがで

きるとおっしゃいましたが、裏を通しますと、その協議会で決めた中身をそのまま学校の運営、またはそういった拘束をするような事案になるということではないと私は思うんですけども、その辺はきちっと御説明を協議会あたりにはされる機会は設けられる予定があるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

教育長（日高 良君）

お答えをいたします。

今、議員御指摘のように、この学校運営協議会で協議した内容、取り決めた内容が、すなわちそれが校区を代表するような意見になるというような取り扱いにはしない考えでございます。ただし、ちょうどそこに学校運営協議会という地域と保護者と学校というのが一緒になって組織をしておりますこの会議がございますので、そこで十分熟議をいただく場としては適当ではないだろうかというふうに考えているところでございます。

なお、この考え方につきましては、コミュニティスクールが発足しました後に十分地域の方、保護者、そして学校の職員にも理解させる考えであります。

以上です。

5番（立花 純君）

ありがとうございます。今言っていました。

あともう一つは、学校の管理職及び学校の現場の方というのは転勤もあります。管理職も平均したら2年から3年でかわり、また定年を迎えます。ですから、協議会というのは進化系でずっと残ります。だから、その辺の引き継ぎといいましょうか、学校の管理職、運営側がかわって、また協議会とすり合わせを一からし直すとか、そういう無理とか無駄がないようにしっかり行政側もその辺のまとめをした上で、懇切丁寧なレクチャーを続けていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、公共施設等総合管理計画によりますと、市内には19小学校と6中学校がございます。また、学校施設は市の保有する公共建築物の51%と最も大きな割合を占めているとされています。昨今、近郊の柳川以外の大川市、みやま市、大牟田市では学校施設の統廃合が進められております。柳川市内在住の就学前の親御さんたちも、今後の学校再編についてとても心配されておられる方もいらっしゃる現実があります。私もその一人でございます。今後10年間で延べ床面積20%削減すると明記されていますが、学校関連施設においてはどのように解釈をしたらよろしいでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

立花議員の御質問にお答えをいたします。

昨年度策定されました公共施設等総合管理計画では、今後10年間で箱物の延べ床面積を20%削減する必要があるとしております。

議員御承知のとおり、20%という数字が小・中学校のみでの目標ではなく、市内の箱物全

体の数字となっております。小・中学校の統合・再編をどのように進めていくかは、今後設置する予定の検討委員会の中で具体的な枠組みをお示ししていくことになると考えていますが、単純に今の施設の20%削減になるというものではないと考えております。

以上です。

5番（立花 純君）

ありがとうございました。

そう言われればそうなんですけど、実際やはり統合・再編という喫緊の課題はもう避けられないです。周りの近隣の市町村はもう既に実行されています。柳川市も33年までにそういった計画を練ると決められているのであれば、やはり学校は地域コミュニティの中心でございます。そういったものを統合・再編するということはとても労力の要ることだし、地域感情というのがたくさん出てくると思います。先ほども言ったとおり、ぜひ懇切丁寧に事を運んでいただきたいと思います。

それでは最後に、小・中学校の統合や再編について市長の思いをお尋ねしたいと思います。

市長（金子健次君）

立花議員の市長の考え方をということでございます。

県内の学校関係についてもどこどこが統合した、再編したという形で、柳川の場合は平成23年以降ありません。実際、平成33年を再編という形で出ておりますし、本当に教育委員会としても喫緊の大きな課題でもあるし、避けて通れない問題であるというふうに思っております。

子供たちは柳川市の将来に向けての宝でもありますし、この子供を柳川市全体で育てていくことが重要であると考えております。特に義務教育の期間であります小・中学生を育てる学校については、公民館等の社会教育団体の活動や、さまざまな青少年の健全育成のための取り組みの単位となっており、地域コミュニティと密接にかかわっております。そういったことから考えても、小・中学校の教育は柳川市のまちづくりの根幹にかかわる問題でもあります。また、市内小・中学校の少子化が進んでいることは、多くの方々が認識されて危機感を持たれていることも事実と考えております。そのため、市や教育委員会は子供たちにとって最良の教育環境を実現できるよう、検討委員会等を設置して対応していくことが必要だと考えております。

次に、学校の統合・再編につきましては、保護者や地域の皆様の理解と協力が不可欠であろうと思います。そのためには、子供たちをどういった環境で、どう育てていくのか、地域にとって学校はどういうものかといったことについて、保護者や地域の方々でしっかり議論していただくことが大切だと考えております。

いずれにいたしましても、市や教育委員会は、多くの市民の方々から小・中学校の教育に関心を持っていただき、柳川市の未来を担う子供たちにとって最良の小・中学校を創造して

いけるよう情報を発信して、市全体で子供たちを育む機運を高めてまいりたいと考えております。

今回の小・中学校の統合・再編については、平成33年に向けて大きな柳川市の課題という認識を持っております。

以上です。

5番（立花 純君）

ありがとうございます。

市長の今お言葉の中で、柳川市のまちづくりの根幹にかかわる問題だと言っていたきました。まさしくそうだと思います。しっかり教育委員会と連携して、指導をよろしく願います。

今回の一般質問の多くは数年後の事案で、執行部の方々には現時点において明確な回答はできなかったと思います。しかし、なぜこの時期にこういう質問をしたかと申しますと、今回の質問の多くは今後柳川市が決して避けては通れない重要な事案だからです。目の前の木ばかり見るのではなく、将来の森を見ていただきたいという私の思いからであります。例えば、6月議会の補正予算では、各学校施設でのトイレ洋式化が決まりました。私も賛同いたしました。学校トイレ施設がよくなることはよいことですが、今後3年間で新たな大きな経費、大体1億円以上と聞いておりますが、計上されることとなります。学校施設の統合や再編の計画を勘案しますと、さまざまな選択肢もあったのではないかと後ほど私は思った次第です。それだけではなく、また3年後の2020年には義務教育課程での大幅な教育改革も決まっております。今後、柳川市学校教育の運営も大きな転換期を迎えることとなります。当然教育関連経費も多額になることが予想できます。現在は検討段階だからこそ、先ほど来質問しました公共施設等総合管理計画並びに学校施設の統合・再編問題などについては単に削減目標必達で考えるのではなく、将来の柳川市全体のあるべきまちの姿を見据え、熟慮の上、よりよい政策を考えていただきたいと思います。

また、何度も言いますが、今ある各施設が統廃合や施設削減の対象になる場合、その地域からはさまざまな問題が出てくると予想されます。今後、執行部におかれましては、市民の方々に懇切丁寧なおもてなしの心を持って政策を発信していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、立花純議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時35分 休憩

午後3時46分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第6順位、6番荒巻英樹議員の発言を許します。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。6番、自民党柳誠クラブ、荒巻英樹でございます。議長の発言許可がありましたので、質問に入ります。

まずは、7月の九州北部豪雨でお亡くなりになられた方に対して、心より御冥福をお祈りいたします。また、被災された皆様方が一日も早くもとどおりの生活を取り戻されることを祈念いたします。

そして、本市におきましては、支援の輪が広がっていることをありがたく思っております。多くの皆様方からの義援金や市職員の派遣、特にボランティアバス派遣の取り組みに関しては関係者、そして、参加された皆様方に感謝申し上げます。

当初は7月22日から8月末にかけて5回の予定でしたが、9月まで延長され、都合10回の計画となっております。6年前の東日本大震災、昨年の熊本地震の際は、私の思いが届かずに大変残念な思いをしましたが、今回の積極的な取り組みには感謝以外の何物でもありません。

私は7月と8月に1回ずつ参加いたしました。特に7月の第1回目では、副市長や総務部長を初め職員の方々も多く参加されておりました。特に副市長とは同じチームで活動をさせていただき、その節は大変お世話になりました。2回目は、同僚議員と一緒にでしたが、消防本部の方々も参加されており、チームリーダーとして、てきぱきとした指示を出され、さすがだなと感じておりました。また、現議会事務局の職員の方や元議会事務局の職員の方が個人的にボランティア活動に参加されており、大変うれしく思っております。かなりの長丁場になるかと思いますが、息の長い御支援を切にお願いするものであります。

さて、ことしの夏、スポーツの世界では柳川の子供たちが大活躍してくれました。全国中学生カヌー大会で優勝した昭代中学2年生の石橋佳世さん。西日本新聞では、半8段強の記事にさせていただいております。そして、中学生の硬式野球チーム柳川ボーイズの日本ポニーベースボール協会全日本選手権会長杯での優勝など、うれしいニュースがいっぱいです。また、陸上競技と競泳では三橋中学の生徒が全国大会に出場しております。

野球が盛んな本市では、硬式野球ができるグラウンドを求める声も耳にしますし、その整備が求められるイベントが来年から始まります。金子市長におかれましては、市民の皆さんがスポーツに親しめる環境のさらなる整備に努めていただきますよう、心からお願いいたします。

さて、ことしもゆるキャラグランプリが始まりました。昨年のこっぼりーは1,421体中380位と残念な結果でしたが、ことしはJ A柳川のセンドくんがエントリーしております。8月1日より投票が受け付けられ、現在、1,157体中、何と13位と大健闘をしております。11月

10日まで毎日1回投票ができますので、皆さんもパソコンやスマホでの投票をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

本日は、収税対策について、やながわオープンファクトリーについて、NHK大河ドラマの招致活動についての3項目について質問いたします。

1、収税対策について。

「入るを量りて出ざるを為す」とは、古くは中国の故事であり、我が国では上杉鷹山、二宮尊徳、中江藤樹といった歴史上の人物が実践した財政運営の心構えであります。特に入るをはかることが正しく行わなければ、健全な市政運営は成り立ちません。納税率の向上は歳入の確保はもちろん、市民の税負担の公平公正を保つことにつながるわけであります。

そこで、徴収力の強化に向けての対応についてお尋ねをいたします。

市税や国民健康保険料等の滞納者の6割以上が消費者金融等から借入れがあると言われております。しかもその多くが10年以上前からの借入れである。これは10年以上にわたり滞納者の中で消費者金融の借金を背負っている方の債務整理を行い、過払い金を回収して滞納税に充てる取り組みに実績を持つ弁護士事務所の代表の言葉です。消費者金融からの借入れがある方々の中には、グレーゾーンの金利に苦しめられている人も多いのではないのでしょうか。

最高裁判所は平成19年に、グレーゾーン金利について、借主が自分の意思で払ったものでないことから、その全額の返還を命じる判決を下しています。滞納者からの納付相談時に消費者金融等からの借入れの有無を確認し、借入れがあった場合は弁護士への相談意思を確認し、意思がある方には弁護士に相談してもらい過払い金を取り戻せれば、滞納金を納付していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

再質問及び残りの質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

税務課長（川口俊幸君）

荒巻議員の一般質問にお答えいたします。

市税等を滞納されている納税者が納付相談に来られますと、まず滞納原因、納付意思や資産状況等の聞き取りを行い、その後、支払い方法について協議していくわけでございます。お話しする中でローン返済やクレジット会社からの借入れのことなどが出てくれば、過払い金のお話を振ってみて、月1回の無料法律相談を紹介したり、弁護士に直接相談してみるよう案内しています。

実際、取り戻した過払い金から納付いただいたこともあり、今後も過払い金について相談があった場合には該当しているのかどうか、まず弁護士に相談するよう勧奨していきたいと考えています。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

先ほどの答弁の中で、お話しする中でローン返済やクレジット会社からの借り入れのことが出てくればと、過払い金について相談があった場合にはということでしたけれども、私が思うには、市のほうから消費者金融等からの借り入れがないかどうかを市のほうが積極的に確認していくべき、先ほどの御答弁だと、そういったお話の中であつたらということですが、積極的に確認していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

税務課長（川口俊幸君）

お答えいたします。

過払い金の返還金につきましては、納付していただくのに有効な手だての一つであると考えています。今後も納付相談があった場合には、過払い金の該当がないか、積極的にお話しをさせていただきたいと思います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。やはりいろんな実績等もありますし、本当にそれが御本人のためになることだと思いますので、ぜひ今後積極的にお話ししたいと思います。

それから、実際取り戻した過払い金から納付をいただいたこともあるという御答弁でしたが、年間での件数とか、金額とか、おわかりでしたらお尋ねいたします

税務課長（川口俊幸君）

過払い金より納付のあった件数、金額につきましては、詳細には把握しておりませんが、2010年の法改正以降現在まで、これまで10件程度、1件につき100千円以上であり、全体では1,000千円以上収納に成功したということを御報告させていただいております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

これは2010年以降ですね、だから、年間に1件ないし2件ということになるかと思いますが、でも1件当たり平均すると100千円以上ということになりますので、これが滞納者の方からお話があつて、そういう展開になったと思うんですが、市のほうから積極的にお尋ねすれば、これがもっと多くなるかと思いますが、これがどれぐらいになるかというのはいわかりませんが、少なくともふえることは間違いないと思いますので、ぜひ先ほど御答弁いただきましたが、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

それで、これが消費者金融等がグレー金利と言われている分で、消費者金融等を利用された方が払われたグレーゾーンと言われている金利の分のお金が国全体で20兆円と言われているんですね。その中で回収された金額は五、六兆円ということで、残りの14兆から15兆の過

払い金はいまだに消費者金融に残ったままと思われます。14兆円を国民1人当たり直すと110千円ほど、この額に本市の人口を掛ければ、何と73億から74億円になるわけですので、これは自治体の徴収にとっては、言葉はあれですけど埋蔵金であるとも言われておりますので、積極的な取り組みをぜひ改めてお願いいたします。

続きまして、差し押さえ等に関してお尋ねをいたします。

銀行は、地方公共団体と連携し、自動車税や固定資産税などの滞納者に対する預金差し押さえ集中処理を拡大している。差し押さえ手続には、繁忙日に重なると窓口の事務負担が増大し、各行で課題になっている。南都銀行や百五銀行、北洋銀行などは集中処理の導入後、1件当たり40分程度かかっていた手続が一括で大量処理できるようになり、事務量削減で成果を上げている。これは日本金融通信社というところの2017年1月20日の記事なんですけど、それでお尋ねいたしますが、本市の預金の差し押さえの現状と課題、また、先ほど申し上げましたような金融機関との連携の考えはどうかということをお尋ねいたします。

税務課長（川口俊幸君）

お答えいたします。

まず、預金の差し押さえの現状ということでございます。

滞納処分は国税徴収法に準じて行っておりまして、滞納者について財産調査をし、催告後も納付がなされない場合などに差し押さえの手続をとります。滞納者の財産のうち、預貯金等は簡易、迅速な回収が可能な債権でございますので、預貯金があった場合には金融機関へ差し押さえの依頼をしています。

平成28年度の預貯金の差し押さえ件数は89件、差し押さえ金額は30,665,349円、そのうち取り立てました金額は9,921,707円でございます。

次に課題でございますが、今コンビニが一般的になっております。差し押さえます前にATM等から引き出され、預金口座に残高がない場合があること、また、最近では差し押さえをする自治体がふえてきたこともあり、年金支給日や給与支払い日の多い月末などには、金融機関に多大な負担をかけているのではないかと思います。

議員が例に挙げておられます金融機関との連携ですが、預金の照会や差し押さえの依頼は、セキュリティ面への配慮から、ネットワークを介した電子データとのやりとりではなく、文書または直接金融機関にお願いに行っています。金融機関によっては、支店窓口ではなく金融機関独自で設置しています事務集中センターに文書を送付するよう要請される場合もあり、事例と同じような処理となっています。差し押さえ件数の増加に伴い、集中処理を行う金融機関がふえているようでございますので、今後このような形が多くなるのではないかと思います。

また、平成30年1月からは金融機関の預金口座にマイナンバーが付番される予定ですので、預貯金の調査に活用できるのではないかと期待しています。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

平成28年度で取り立てができた額が9,920千円、10,000千円近い金額だったということですね。課題として、差し押さえ前にATM等から引き出され、預金口座に残高がない分があるとおっしゃいました。おっしゃったように、以前だったら、朝、銀行があく時間にしかATMを使えなかったんでしょうけれども、今では24時間営業のコンビニ等で出金ができるようになったので、利用者は便利になっていますが、そういう点では行政としてはちょっと問題ができていているということ、あとはカードローン等の引き落としも事前にされるということも聞き及んでいるところです。

それから、金融機関との連携に関して、年金支給日や給与支払い日の多い月などに金融機関に多大な負担をかけているのではないかと思いますという御答弁でもございました。集中処理の導入で、先ほど申し上げました金融機関が、残念ながら南都銀行というのが奈良県、百五銀行というのは三重県、北洋銀行というのは北海道で、残念ながら地元の金融機関ではないんですが、全国を見渡せば同様の取り組みを行っている機関はほかにもあるかと思いますが、地元の金融機関の取り組みがどうなのか、おわかりでしたらお尋ねいたします。

税務課長（川口俊幸君）

お答えいたします。

本市の税収納を扱っています11の金融機関を見ますと、福岡銀行さんとゆうちょ銀行が事務集中センターでの対応となっています。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

福岡銀行さんとゆうちょ銀行ですね。多分、本市の方で一番多いのは福岡銀行さんの利用者じゃないかなと思いますので、福岡銀行さんの取り組みにぜひ合わせて、うまく実行できるような形でこれから詰めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、滞納者をふやさないためには、新規滞納者の発生の抑制が大切だと思うんですが、そのために徴収業務のノウハウを持つ民間事業者の活用が有効だと思いますが、いかがでしょうか。

税務課長（川口俊幸君）

お答えいたします。

新規滞納者の発生の抑制についてですが、滞納者をふやさないためにも、初期段階で早期に解決することが肝要と考えております。民間事業者の活用ということですが、コールセンターを利用した電話による自主納付の呼びかけのことかと思えます。

コールセンターにつきましては、福岡県内の自治体で設置しているところもありますし、大阪府堺市のように効果が上がっている自治体もあると聞いています。本市の場合、現在、

2名の嘱託員を雇用し、訪問徴収を実施中でございます。初めて滞納した方への納税相談を行うなど、きめ細やかな対応で現年度収納に大きな成果を上げており、新規滞納者の抑制にも有効であると考えています。

一方で、民間事業者を活用することで実績を上げている自治体があることも事実でございます。

本市のような方法がいいのか、あるいは民間事業者の活用がいいのか、ほかに方法がないのか、費用対効果などを総合的に検討する必要がございます。今後の研究課題とさせていただきます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

御答弁いただいたように、私はコールセンターという形で、例えば、払う予定だったけどうっかりしていたとか、そういった方に事前の連絡をして、滞納が出ることを防いだらどうかということで御提案です。

それで、先進地の事例として三重県津市の事例を御紹介したいと思います。

同市は、平成18年1月1日に10市町村の合併で誕生した市で、人口は約28万人ですから、本市の4倍強ですね。平成27年度の一般会計歳入決算額は、約1,055億円ということで、本市の3.5倍ほどでしょうか。これ先ほど言いましたように、10市町村の合併ということなんで、最初はいろいろと合わせるのに大変だったそうですが、合併最初の年が現年度は、これ市税の徴収率と収入未済額ですが、平成18年度は現年度が97.5%、過年度16.9%で、全体が89.9%、収入未済額が41.6億円、5年後の23年度は現年度が98.4%、過年度が22.7%、全体が92.1%、収入未済額が32億円、平成27年度は現年度が99.1%、過年度が22.1%、全体が95.4%、収入未済額が15.5億円ということなんですが、この数値からの感想をお尋ねいたします。

税務課長（川口俊幸君）

お答えいたします。

10年間で全体の徴収率が5.5%上昇、収入未済額も2,610,000千円減少しておるということでございます。特に現年度徴収率が99%を超えています。柳川市の平成27年度の現年度徴収率は98.64%ございました。年々上昇はしていますが、この数字を見ますと、まだまだ柳川市は頑張らなければいけないなと思いました。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

実際、柳川市の方々は頑張っているんですけど、こうやって都市型ですから、市税とかはやっぱり都市型のほうが多いというのは理解できますけれども、とにかく収入未済額が15.5億円も、多いのか少ないかは別として、9年間で6割ほど削減され

ているというところはやはりすごいなと思っております。

それで、同市の徴収に関する方針が3つございまして、1つが新規滞納者の発生抑制、1つが滞納処分の強化、1つが納税しやすい環境の整備ということで、本日は新規滞納者の発生抑制に関してまた再度お尋ねするんですが、現年度の市税滞納を早期に回収するため、平成21年に民間業者へ委託をされており、津市納税勧告センターを収税課内に設置し、電話による納税勧告を行われております。納税のうっかり忘れなどを防止するとともに、納税が困難な場合には収税課へ相談するよう呼びかけ、早期対応を促していらっしゃいます。

平成27年度の実績は、年間1万3,092件の通話で催促。入金を確認できた件数は7,393件で、通話のできたうち56%が納付。徴収税額は242,920千円で、センター運営委託料12,000千円の20倍。現年度滞納者への対応について職員の負担の軽減が図られ、結果として本来の滞納処分業務に集中できたため、徴収金額以上の効果があったと考えられております。

そこで最後、改めて民間事業者の活用、具体的にはコールセンターということになりますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

税務課長（川口俊幸君）

荒巻議員からは貴重な先進地事例を御紹介いただきました。津市では徴収力強化として、コールセンターの設置など総合的に取り組まれた対策により、確かな効果を上げられているようでございます。交付税が削減される中、税については貴重な自主財源でございます。徴収率の向上が至上命題であることは税務課、十分認識しておるところでございます。ただ、津市、効果が上がっているようですけれども、人口、財政規模など本市と違う面もございまして。また、コールセンターの設置、経費も必要であり、経費対効果を検証する必要もございまして。メリット・デメリットなど総合的に検討する必要があり、重ねて思いますけれども、今後の研究課題とさせていただければなと思います。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ぜひ研究をよろしく願いいたします。

それからもう一点、次には太陽光発電の固定資産税についてお尋ねをいたします。

個人の住宅用であっても、売電を行う設備は課税対象であり、法人や個人事業主が購入する太陽光発電設備は売電の有無にかかわらず固定資産税の申告対象であります。

そこで伺いますが、本市では申告対象の太陽光発電装置がどれくらいあるのか、また、その数を把握する根拠についてお伺いいたします。

税務課長（川口俊幸君）

お答えいたします。

太陽光発電装置につきましては、個人の住宅用であっても売電契約があれば事業用の資産に該当し、法人や個人事業主が設置する場合と同様、議員言われるとおり、固定資産税の申

告対象となるものです。申告対象の太陽光発電が本市にどれくらい設置されているかという御質問ですが、お一人で複数箇所に設置してある方もいらっしゃるようでございます。本年9月1日現在、市内、おおよそ500カ所に設置されていると考えています。

次に、数を把握する根拠はという御質問ですが、太陽光発電装置は償却資産に該当するものでございます。この償却資産は登記制度のある土地や家屋と違い、申告していただいて初めて課税客体を把握することができるものでございます。しかし、太陽光発電装置の場合、設置する際には国のほうに認可申請を提出する必要があり、今回、申請一覧表を国から受領することができまして、それに基づき、設置されたと思われる方に申告の御案内を送付し、設置数の把握に努めたということでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

国からは情報が来るんで、その数は把握できるということですね。

それでは、一番新しいデータで年間の課税額がどれくらいかというのをお尋ねいたします。

税務課長（川口俊幸君）

お答えいたします。

当初、国の申請一覧表に記載がありました536人の方に申告の御案内を送付しました。ただ、申請はしたけれども設置しなかったという方も100名ほどいらっしゃいました。また、償却資産は取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応じて価値が減少していくものでございます。この結果、免税となる1,500千円以下の課税標準額となる方も複数いらっしゃいました。これらを除いて、平成29年度は約25,000千円の課税額となりました。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

どれくらいの課税額というのは私は全く見当がついていなかったんですが、これが小さいパネル、太陽光は別として、大きいのは17年で償却すると思うんですが、ですから、これはもともとはなかった固定資産税になると思うんですが、売電単価が下がっていますから、これから新規は少ない、ほとんどないとしても25,000千円、しばらくはこれくらいの固定資産税があるということですよ。非常にありがたいんじゃないかなと思っております。

それで、申告制ということになります。申告漏れがないのかどうか、また、申告漏れを防ぐ対応策についてお尋ねいたします。

税務課長（川口俊幸君）

お答えいたします。

現在、設置していないと申し出のありました方を除き、おおむね9割の方から申告いただいているところでございます。申告が必要と思われる方には、これまでも文書等で督促を

行っております。申告していただいた方とそうでない方との間に公平さを欠くことがないよう、ホームページ、広報で周知するとともに、引き続き文書等で督促を行っていきたいと考えています。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

収税業務のほうになっていらっしゃる職員の方々は、本当に公務員たる大きな使命を背負って、この項の結びとなりますが、滞納者の方と向き合って日々奮闘されていることと思っております。頑張れば頑張るほどいろいろと大変かもしれませんし、時には厳しい声を浴びせられることがあるかもしれません。しかしながら、公平公正を保つために頑張っているわけですので、引き続きぜひ頑張ってくださいたいと思っております。

それで、市長に一言お願いしたいんですが、収税業務にかかわる職員をしっかりと見ていただいて、励ましていただいて、本市の納税率を今後も向上させていただきたいと思えますけれども、よければちょっと一言いただければと思います。

市長（金子健次君）

私も収税担当を長くしたことがございまして、そのときは差し押さえ等を初めてやったことなんですけれども、そのときの網がかかった分については一定効果がありました。

今、お聞きをいたしまして、行政マンとしてはやっぱり幾ら徴収率が上がったというよりも、一番肝心なのは不公平感、納税者の不公平感がないような形で、それができるのは行政マンでありますので、そういうとが差がないような形で公平を保つためには、ぜひ徴収率を上げていかなければならないと、そういう気持ちで恐らく税務課の職員は頑張っていると思います。そのことについては、報告がありましたものについて償却資産という形で取るということを初めて今聞きましたけど、そういうことで頑張っているかなと感じたところです。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、次の項、やながわオープンファクトリーについてお尋ねをいたします。

昨年、第1回が行われまして、1日だけの実施で受け入れ企業が3社、参加者数が12名でした。ことしは8月22日から24日の3日間実施をされ、受け入れ企業が6社だったようですが、ことしの日ごとの参加者数と3日間終了しての感想をお尋ねいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

荒巻議員の御質問にお答えをしたいと思います。

ことしのオープンファクトリーの参加者数と終了しての感想についてお尋ねがございました。

このオープンファクトリーは、市内企業の技術力と商品力について、市民の皆様実際に事業所、工場見学を行ってもらうことで、地元企業への親しみを感じてもらうとともに、地元企業への就職の促進につながることを目的に、昨年度から実施をいたしております。

先ほど荒巻議員のほうから言われましたとおり、ことしのオープンファクトリーにつきましては、8月22日から24日までの3日間、受け入れ企業は6社で実施をしたところでございます。

日ごとの参加者数につきましては、1日目が8人、2日目が10人、3日目が15人の合計延べ33人の参加がありました。

終了しての感想ということでございますけれども、今回は参加者と受け入れ企業にアンケート調査を行いました。参加者の声として、「柳川にも全国、世界を相手に勝負する企業があるということが知れた。内部を見学できる機会はめったになく、大変貴重な経験ができたと思います」と、また、「もう少し幅広い分野の企業を訪問したい」と、そういった声があったところでございます。

また、受け入れ企業の声として、参加人数は何人程度がよいかという問いに対しましては、20人程度という回答がっており、また、次回実施する場合は協力できますかという問いに対しては、全ての受け入れ企業から協力できると、そういう回答がされているところでございます。

このアンケート結果から見ても、この事業自体には参加者と企業の双方から高い評価をいただいていると思っているところでございます。

来年は、もっと多くの市民や企業に参加してもらえるようなオープンファクトリーにしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。アンケートの内容はおおむね好評ですね。ただ、もっと幅広い企業が必要だ。6社ですからあれですけど、もっとそれが10社、20社になればバラエティーに富みますし、幅が広くなると思いますし、受け入れの企業も20人程度は可能ということですから、今回6社、本当だったら、ことしももう少し余裕があったんでしょうけど、残念ながら3日間で33人だったということです。

お伺いしますが、昨年の結果を踏まえて、ことし改善された点はいかがでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

昨年の実績を踏まえまして、ことし、本年2回目におきましては、受け入れ企業と参加者の増加を目標といたしたところでございます。変更点といたしましては、参加者が気軽に参加できるようにということで、1日ごとの時間を短くして3日間の開催としたところでございます。

また、このオープンファクトリーの目的が地元雇用につなげると、そういう観点から、地元の高校生や高校の進路指導の先生にも参加してもらおうと、市内の高校を初め、大川市や大牟田市の高校を直接訪問して周知を図ったところでございます。

結果として、高校生の参加につきましては、昨年度は5人ということでしたが、ことしは11人の参加があり、高校の進路指導の先生については、昨年度は参加はございませんでしたが、ことしは2人の参加があったと、そういうことでございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

厳しく言わせていただくと、ことしも決して多くはなかったと思うけれども、去年よりはもちろんふえているわけで、幅も広がってきているわけですね。

それで、昨年、岐阜県関市や新潟県の燕市、三条市の取り組みを御紹介し、視察を提案したときの課長の御答弁なんですが、「そういうところを見に行ったらどうかということですが、そういう気持ちはありますけれども、仮に行けなかったにしても、しっかり関市でありますとか燕三条の情報を取り入れながら、来年度の事業実施に向けて頑張っていきたいと思っております」ということなんですが、その関市や燕三条の取り組みで参考になった点や取り入れられた点があれば教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

ことしのやながわオープンファクトリーを実施するに当たって、岐阜県関市の取り組みを取り入れたかと、参考にしたかというお尋ねでございますけれども、岐阜県関市が実施をいたしております工場参観日の事業について、昨年10月26日に視察を行いました。関市の担当職員から事業概要の説明を受け、意見交換を行ってきたところでございます。

関市の職員によりますと、関の工場参観日は、各事業所の美しい製品に触れたり、ワークショップで実際に物をつくったり、働く職人さんのわざのすごさを感じたりと、参加者が楽しい体験ができるイベントを心がけていると、そういうことでございました。

今後のやながわオープンファクトリーでも、この先進地の関市の取り組みを参考にしながら、より充実したものにしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。残念ながら取り入れたというお答えはなかったんで、これは来年以降に期待をしなきゃいけないのかなと思っているところです。

関市に直接行っていただいたことに関しては、ありがとうございます。

それで、実際関市の場合は、ことしだと31の企業等が出展されて、通常の見学、それから、おっしゃったようなワークショップですよね、ですから、参加者がやっぱり楽しめる、余り堅苦しくない、ですよね。ですから、バスで行ってもいいし、直接行ってもいい、そういっ

た形になっておりますし、去年もお話したと思うんですが、関市の水道課とかも入っていらっしやいますし、物流企業、それから建設会社、本当に幅広くなっておりますので、ぜひ参考にしていただいて、一步でも近づくようお願いしたいと思いますし、関市の参加企業は、やっぱり一番大きな成果は社員の意識に変化があったことだと思います。やっぱり見られることによって、企業さんもいろいろと磨かれるところがあると思いますので、よろしく願いいたします。

ちなみに、関市さんは、1回目はちょっと私わかりませんが、第2回が3,600人、第3回が3,800人、ことし第4回は4,700人の方が参加されておりますし、民間、市民団体、行政と一緒に育ててきているイベントということをおっしゃっていますし、参加企業も31と多いもんですから、初日の夜に参加企業の方との懇親会等もされて、いろんな情報交換もされているようですから、本当に先ほど言いましたが、一步でも近づくようにぜひお願いしたいと思います。

この項最後ですが、来年度へ向けての意気込みですね。できれば具体的な受け入れの企業数と参加者の目標をお尋ねいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

荒巻議員のほうから、来年度への意気込みをということでございますけれども、このオープンファクトリー自体が地元企業の振興と地元企業への就職促進という、この事業になるために、来年度の第3回目においては、さらにさらに充実したものにしたいと、このように考えております。

具体的な受け入れ企業数と一般参加数の目標と、数値ということでございますけれども、まだ事業が終了したばかりで、現在はその数字は持ち合わせてはおりませんけれども、より多くの市民の皆様に参加していただけるような企画やPRのあり方、また、企業の受け入れ態勢を含む運営のあり方等について十分検討をしていきたいと、このように考えております。

事業の検討に当たりましては、受け入れ企業や学校関係者及び商工会議所、商工会等の関係団体とも連携しながら、本来に来年はより実のあるオープンファクトリーにしていきたいと、このように決意をいたしております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ぜひ来年は、あ、よかったね、頑張っただねと言えるようお願いしたいと思います。とにかく企業のPR、まずPRですけれども、柳川で働きたい人、柳川に残って働きたい人、一人でも多くなるように、ぜひこの1年よろしくお願いしたいと思います。

それでは次の、最後の項に移ります。

NHK大河ドラマの招致活動についてお伺いいたします。

冒頭申し上げますが、招致に成功すれば本市観光の起爆剤になるものであり、今回の招致活動に関しては、私は大賛成であります。ただ、全国で30以上の自治体がしのぎを削っているというお話も聞いております。必ず成功するという強い気持ちを持って取り組んでいただきたいと思っているところでございます。

それで、まず最初にお尋ねするのが、招致の柳川委員会の会長が、私は市長がされるのかなと思っておりましたが、そこら辺で経済界のほうに会長をお願いされているということで、その辺の事情についてお尋ねいたします。

観光課長（松藤満也君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

まず、先日の市議会全員協議会におきまして、大河ドラマ招致のオリジナルポロシャツを全議員の皆様より御購入いただきましてありがとうございました。この場をおかりしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

大河ドラマの招致委員会は、市内の官民団体で構成します柳川委員会と福岡県とゆかりの地などで構成する広域的な招致委員会を考えております。

ことしの3月から柳川市と柳川商工会議所、柳川市観光協会で組織する柳川観光活性化協議会が主体となって招致活動に向けた準備を進めてまいりました。招致活動は、民間が主体となって盛り上げていくことが重要であり、市は側面支援をしながら官民一緒になって進めていくものと考えております。

御質問のように、8月1日の柳川委員会の設立総会で市内の官民50団体で組織し、会長として柳川商工会議所の荻島会頭が選任されたところであります。

また、広域的な招致委員会につきましては、10月8日に設立総会の開催を予定いたしております。役員につきましては、当日の総会で選出をされるものと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ちなみに「西郷（せご）どん」の招致に成功された鹿児島にも視察に行かれたと聞いておりますが、私が調べたところでは、鹿児島県の担当者は決定の鍵は民間の力が大きいと言われておるといこともお聞きしておりますので、先ほどの御説明に関しましては了解いたします。

それから、次なんです、とにかくやはり地元が盛り上がらないと始まらないわけなんです、地元の皆さんに招致活動のスタートからこれまで、柳川市民の皆さんや、また、地元の城内地区の皆さんへどのようなお願いをされてきたのか、また、今後どのようなことを求められるのか、いかがでしょうか、お尋ねします。

観光課長（松藤満也君）

議員御指摘のように、大河ドラマの招致には地元の盛り上がりが不可欠であります。NHKの放送局は、いろんな方面から地元の盛り上がりを探ると聞いており、招致実現の鍵と、要因の一つと考えておるところでございます。

これまで城内地区とか、そういう限定した大河ドラマ招致のお願いを特にはいたしていませんが、ポロシャツやTシャツ、タオルのオリジナルグッズの販売や協賛については、市内の団体、企業、市民の皆様幅広く協力をお願いし、市挙げての機運を盛り上げてまいりたいと考えておるところでございます。

今後、市内での招致活動イベントの企画を進めております。具体的には、三柱神社の秋季大祭おにぎえや白秋祭などで市民へPRし、機運を盛り上げていきたいと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。市内の団体とか広くということをおっしゃられていましたけど、やはり私はお膝元から、お膝元から輪を広げていくということが一番大切。原点が一番大切に、だからスタートが一番大切ですから、その辺はぜひまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、柳川には柳川城を再建する会が活動しておりますが、柳川城を再建する会との連携の考えがどうかということをお尋ねいたします。

観光課長（松藤満也君）

柳川城を再建する会は、平成25年に結成されて、26年10月にNPO法人化されてあります。毎月、城を題材とした再建ニュースをことしの8月までに43回発行されていると聞いております。天守閣の再建を目指して、署名活動も展開されていると聞いております。現在、柳川城を再建する会は、大河ドラマ招致委員会の委員として御参画をいただいております。また、ことしの4月21日にNHK福岡放送局に「ブラタモリ」の番組誘致のために、柳川城を再建する会と一緒にお願いに行つたところでございます。その際にも大河の招致のお願いをしたところでございます。今後も、イベントの事業など、招致活動と一緒に取組んでまいりたいと考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

そうですね。本当にお互い協力し合つてやっていくべきだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、済みません、これ具体的な通告には入つていなかったんですが、有明圏域の定住自立圏推進協議会でも協力を求められたというのを記事で見たんですが、そこら辺の反応が今どうかというのがわかれば。

市長（金子健次君）

新聞の情報で今御質問がされたと思いますけれども、そこには本市とみやま市、そして、大牟田市、南関町、長洲町、そして荒尾市ということでありましたので、その連携をとということですね。特に闇千代、正室の闇千代が、あそこには長洲町ですか、ところにもいらっしまったというようなことで、非常に興味を持っておられるし、みやま市とも市長も含めてですけども、そういうふうなことで関係ありますので、ぜひそういうことで取り組みをしたいと。また、大牟田市のほうも立花宗茂の実弟でありますので、高橋紹運の御子息でもあるし、初代藩主は立花宗茂の実弟であるということも含めて、恐らくテレビドラマ化されれば、その場面が非常に出てくると。大牟田の議長は、8時44分から町の紹介がありますけれども、それを出してくださいというふうな話もありまして、にぎわったんですけども。

そういうことで、福岡県内でもいろんな、新宮町、きのう、これは土曜日ですか、(「日曜日です」と呼ぶ者あり)日曜日、戸次道雪の立ち上げ等もあっていますので、結構盛り上がっています。

今、全体、テレビも「知恵泉」かなんかあっていて、先日もTBSの衛星放送でも11時から番組についても宗茂のいろんな人柄とか人物像が、すばらしい人だなというふうに私も改めてまた感心したところです。これも少しずつ盛り上がってきておるということで、市民の皆さんが、私が県庁には甲冑を着ていったということもあるし、結構話題になりましたですね。市長、いつからテレビドラマ化するんですかという話も聞きましたけれども、まだまだこれからも頑張って市内あちこちに旗を立てて、そしてまた、10月8日には福岡県全体の招致委員会を立ち上げたいと思っています。また、知事には一応話をいたしまして、会長にということをお話をしたんですけども、体のこともあったと思いますけれども、一応自分としては顧問として側面的に支援をしたいということで、福岡県内の会長には私になると、後見にはなるということで、腹構えはしておりますので、そういうことになれば、NHK福岡放送局、また、東京の渋谷のほうにも行きたいと思っています。

先日、「知恵泉」のときにまた元NHKの方からお電話等もいただきまして、非常に番組的にはよかったということで賞賛の声がありましたので、今、30番目ということでございますけれども、一気に3番目ぐらいにいきたいというふうに頑張りたいと思っています。

以上です。

6番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

それで、立花宗茂公の名前はだんだん広まってきていると思うんですが、なかなか立花宗茂公がどんなあれなのか、形あるものとしてですね。だから、顔とか、私も何名か武将がいらっしゃって、顔でこの人が立花宗茂公かと、ちょっと当てる自信が今はないんですけども、形あるものとして宗茂公をもっともっとPRする必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

先ほど市長のほうから立花宗茂を題材としたテレビ番組がいろいろ盆以降、週に2回のペースぐらいで他局も含めて放映をされて取り上げていただいております。番組が放送されることで全国的には少しずつ知名度は上がってきているというふうに思います。一番知名度が上がるのは大河ドラマの招致が実現することでそうなるというふうに思いますが、まず、大河ドラマ招致の各種取り組みや活動を通じて、市内外に宗茂公を発信し、知名度を上げていくことが先決であると考えております。

宗茂公の騎馬像については、費用もかかることですので、機運の盛り上がりなども見きわめながら、今後の検討課題と考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

費用の問題を言われるとあれなんです、それで、この招致企画書ですよ、これは皆さんもちろん何回もごらんになっていると思うんですが、私もこの説明を受けたときに思いました。真田幸村さんと伊達政宗さん、立花宗茂公の3人が同じ1567年生まれで、宗茂公は肖像画を描かれていますけど、真田幸村さん、伊達政宗さんは、これは騎馬像ですよ。だから、私は立花宗茂公の騎馬像を西鉄柳川駅につくって、西鉄柳川駅前か柳川城址に建てるべきだという御提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

先ほど申し上げましたとおり、恐らく相当の費用がかかると思いますので、今後の検討課題ということで、繰り返しますが、お願い申し上げたいと思います。

6番（荒巻英樹君）

実際にはこれからどれぐらい、「天地人」が11年かかったと言われておりますし、真田幸村は4年ぐらいで達成したところもあります。ですから、これからどれぐらいになるかわかりません。もちろん一年でも早く、一日も早く決まってほしいんですが、そのために、立花宗茂公をPRするには、騎馬像の設置というのは、私は必要なこと、そのお金の問題じゃないといったらあれですけども、これは市民に募ってでも、本当関係者に募ってでも、これは一日も早くやるべきことだと思いますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

もう時間がないので、ちょっと私の考えを申し上げたいと思います。

騎馬像というよりも、騎馬像、田中吉政公については銅像等がありますけど、騎馬像についてはないわけですけども、最終的にはそういう大河ドラマ招致が実現できれば、もう一つは大きな課題の柳川城の再建問題まで含めて、いろんな方たちが関心が深くなってくると思います。その時点で騎馬像の問題も浮上してくるというふうに思っております。

鹿児島県のほうの「西郷（せご）どん」については、ここ10年間の合間にやっと実現できたということで、私たちは、招致委員会のほうはその中にキーワードとしては「復活」という形で、2020年の立花宗茂公が柳川に戻ってくる年、ちょうど400年という形を目標に掲げておりますけれども、もし仮にそれが実現できなかったとしても、粘り強く招致活動を続けていくというふうに考えているところでもございます。

騎馬像については、そういう中で実現できればそういうことで、おのずとその話は盛り上がってくるというふうに私は考えております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

最後に市長の決意をお聞きしたいと思ったんですけれども、今お聞かせいただきましたので、ありがとうございました。

大河ドラマの誘致に関しては、群馬大学の先生がいろいろと研究をされておられて、やはり主な活動は知名度の向上、署名活動、NHKへの陳情の3つということですし、先ほど言いましたように、鹿児島県の担当者は民間の力が大きいということです。

2001年から17年の作品で招致活動が実ったと見られるのは3分の1程度ということですが、でも、3分の1の自治体はそれで招致活動が実って招致をされておりますので、とにかく、冒頭申し上げましたけれども、必ず成功するという気持ちを持って取り組んでいただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、荒巻議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時44分 延会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成29年9月12日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 末 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副	市長	成松宏良
教	育長	日高良二
総	務部長	高崎祐洋
会	計管理	野田正次
市	民部長	石橋忠昭
保	健福祉部長	原大淵洋祐
建	設部長	大淵清博
産	業経済部長兼大和庁舎長	成田尻主範
教	育部長兼三橋庁舎長	木下隆行
消	防長	田中勝裕
人	事秘書課長	松藤敏彦
総	務課長	梶島謙治
企	画課長	島添守男
財	政課長	川口俊幸
税	務課長	大橋由美子
健	康づくり課長	平田敬介
福	祉課長	木下隆洋
学	校教育課長	袖崎朋哲
生	涯学習課長	待鳥誠
建	設課長	林松永泰治
農	政課長	乗富由美子
水	路課長	武田真治
子	育て支援課長	高須亨
生	活環境課長	松藤満也
都	市計画課長	中村正光
観	光課長	古賀和明
水	産振興課長	
商	工・ブランド振興課長	

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局	樽見孝則
議	会事務局次長兼庶務係長	内田猛

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	13番 諸藤哲男	1. 庁舎問題について 2. 小型合併浄化槽上乘せ補助金について 3. 住宅用太陽光補助金について 4. 塩塚川の改修について
2	19番 伊藤法博	1. 市長の三期目について 2. 合併特例債の活用状況について
3	1番 矢ヶ部 広 巳	1. 幼稚園・保育園の安全対策は 2. ボランティア受付所が1か所だけとは 3. 旧佐賀線道路どうなる 4. 庁舎等の雨漏り目立つが
4	16番 藤丸正勝	1. 佐賀空港オスプレイ配備計画について (1) 佐賀県知事及び佐賀県議会オスプレイ佐賀空港受け入れ容認の発言で柳川市長の考えは (2) 佐賀空港、環境保全に係る合意書の件で佐賀県知事との話し合いは出来ましたか
5	8番 白谷義隆	1. 小中学校における平和学習 2. 新市民文化会館周辺地域の交通渋滞予測 3. 佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する柳川市の論点整理

午前10時 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(田中雅美君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、13番諸藤哲男議員の発言を許します。

13番(諸藤哲男君)(登壇)

皆さんおはようございます。13番、自由民主党柳誠クラブ、諸藤哲男でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問を行います。質問に入ります前に、ことし7月、九州北部豪雨により福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市を初め、多くの周辺自治体に甚大な被害が発生しました。被災された皆様に対して心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

また、金子市長におかれましては、本年4月の市長選挙において、無投票で3期目の当選を果たされましたことに対してお祝いを申し上げますとともに、今後、あと3年半でございますが、健康に留意され柳川市の発展のため御尽力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

私の質問は、1点目が庁舎問題について、2点目が小型合併処理浄化槽上乘せ補助金について、3点目が住宅用太陽光発電システム設置事業補助金について、4点目が塩塚川の改修についてであります。

質問は自席にて一問一答形式で行いたいと思いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

13番（諸藤哲男君）続

それでは、1番目の質問項目であります庁舎問題についてお尋ねします。

まず、庁舎問題の現在までの経緯を振り返ってみますと、1市2町の合併後の庁舎の位置については、合併協定項目において、「交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討する。」となっております。

これを受けて、合併後、庁舎の一元化、つまり庁舎統合は、庁舎の維持管理費や人件費など経費削減を初めとした行政改革の推進に不可欠なものであるとの考えから、統合における工事費財源を合併特例債とし、統合時期については、合併特例債の借り入れ期限である平成26年度をめどに検討していくことで、平成22年12月ごろから執行部と議会の間で建設スケジュールや統合庁舎の位置及び面積、統合にかかわる経費、住民サービス、統合による経費削減効果について本格的に協議が重ねられてきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の関係から、合併後10年となっていた合併特例債の借り入れ期限が、東日本大震災の被災地は合併後20年に、被災地以外は15年に延長されることとなったため、執行部から改めて事業スケジュールや財政計画など再検討する必要があるとの申し出により、統合庁舎の位置など決定しないまま協議が中断されております。

その後、時期は定かではありませんが、市長は議会に対して、大和庁舎及び三橋庁舎を現柳川庁舎に統合する考えであることを表明され、そのためには、敷地面積の関係から現市民会館を移転改築する必要があるとして、現在、市民グラウンドに新たな市民会館の建設が進められている状況であります。建築のほうは9月、御存じのとおり、8日に入札不調になっ

ております。

私は、今後ますます厳しさを増すことが容易に予想される市の財政状況下において、庁舎統合は先ほども申し上げましたとおり、行財政の効率化を図る上で不可欠なものと考えております。

以前、庁舎問題を執行部と議会の間で協議する中で、執行部から、庁舎統合により年間150,000千円の経費削減が見込まれるとの説明がっております。これを単純に考えれば、庁舎統合が1年おくれれば150,000千円、2年おくれれば3億円の貴重な公費が無駄になるということになります。

そこでお尋ねします。

まず1点目として、本年6月議会における荒巻議員の庁舎統合に関する一般質問に対して財政課長は、昨年度、庁舎統合に向けた庁内での検討委員会とその部会を立ち上げ、その中で、統合庁舎の適正規模や整備方針、庁舎統合後の市民サービス機能などを検討し、現在、基本計画として取りまとめの作業を行っているとの答弁がっております。基本計画の取りまとめの作業の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

諸藤議員の御質問にお答えいたします。

庁舎統合につきましては、平成28年度に、一旦中断していた議論の再開を始めるとして、全員協議会で御報告して以来、取り組みを進めているところでございます。

具体的な議論の進め方として、組織・機構、市民サービス、統合後の庁舎活用の3つの観点から、庁内組織において検討を行い、現在、基本計画として最終的な取りまとめを行っています。

ただし、事業費については、中期財政計画で予定した事業の全ての事業費を見直す必要があるとの認識から、同計画の見直しを並行して進めているところでございます。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

次に、ただいまの答弁では、現在、庁舎統合に関する基本計画の最終的な取りまとめを行っているとのことですが、この基本計画の策定はいつごろ終了し、いつごろ議会に報告される予定なのか、お尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

先ほども少しお話ししましたとおり、中期財政計画で予定していた事業の事業費の精査、これもあわせて並行して行っているということでございまして、この中期財政計画の見直しとあわせて、庁舎の統合の基本計画につきましては、12月議会に御報告できるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

今取りまとめを行っておられるようでございますけど、一旦中断した後、22年から始まって1年ぐらいして、27年ぐらいですか、28年か、それぐらいからまたやっている。その間はどうかをやられとったんですか。はっきり言うと、合併特例債ありきで最初進んでおったと思うんですね、そのために柳川庁舎ということで。そいけん、その間の期間の空白というのが私ちょっと何か不思議でたまらないんですけど。よろしく。

財政課長（島添守男君）

その間、23年度に一旦中断するという事で延期を申し上げて議会のほうに報告申し上げた以降ですけれども、再開したのが結局28年度だったということで、その期間については庁舎統合に関する議論についてはストップしていたという状況であろうかと思えます。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

ストップしたということでございますけど、これは一番最初私たちが報告を受けたときは、企画のほうから報告を受けたと思うんですね、22年、23年当時は。それが今、財政のほうに移っておるわけですね。そういう関係で、何かうやむやになるというのは失礼ですけど、そういうこともあるんじゃないかと私は推測しておりますけど。よろしいです。次に行きます。

次に、平成28年5月に作成された柳川市中期財政計画における庁舎統合事業については、事業期間を平成28年度から平成31年までの4年間、事業費を15億円、その事業費の主な財源として合併特例債1,419,000千円を借り入れる計画となっております。平成28年8月に作成された第3次柳川市行財政改革大綱取組工程表においても同様な計画となっております。先ほど財政課長がそこら辺を見直すとおっしゃっておりますから、ちょっとあれしておきます。

このため、合併特例債の借り入れ期限である平成31年度まで残り2年半となった現在においては、具体的な計画内容は別として、当然、基本的な統合スケジュールは決定されていると思えます。そのスケジュールがどのようになっているのか、お尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

具体的なスケジュールということにつきましては、基本計画でお示ししたいと考えておりますので、統合に必要な準備作業とこれに要する期間ということでお答えしたいと思います。

仮に、統合に際し必要な庁舎の増築を現市民会館跡地に整備するとした場合、現市民会館の解体を行うために、利用者への解体の告知の期間を1年、解体の設計及び解体作業、その後の文化財発掘調査まで2年半から3年が必要と見込んでおるところでございます。

この市民会館の解体と並行して、増築庁舎の基本設計及び実施設計を行っていくことにより、全体的に長く見込んで3年から4年を要するものと考えております。

その後には庁舎の増築工事を行うこととなります。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

ありがとうございました。

今、先ほどの答弁によりますと、文化財発掘とか、告知期間とか、そういうのが述べられましたけど、文化財発掘というのは、これはもう22年当時、合併、庁舎統合の問題が出たときに、ここら辺周辺はみんなそういう文化財発掘が行われておりますよね。それはもう周知の事実だったと思うんですよね。それをまたなぜ今時分に文化財で1年もかかるような、それをわかっている、なぜこのような時期に話が出てきたのか。そうすると、告知期間が1年、これはもう新しく文化会館を建設するときに同時進行でこれをやっていく問題じゃないかと、私はそんなふうにちょっと思っておりましたけど。

その文化財の問題は22年当時から恐らくわかっていたと思うんですよね。そこら辺は深く追及はしませんけど。そういうことを含めて、いろんな形で何でもおくれとると、そういうことを申し上げておきます。

では次に、ただいまの答弁では、増築庁舎の基本設計や実施設計などに3年から4年を要し、その後、増築工事を行う計画であるとのことでしたが、それでは平成何年ごろ庁舎統合は終了する計画なのか、お尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

先ほど申し上げましたとおり、具体的なスケジュールは基本計画でお示ししたいと考えておりますけれども、先ほど申し上げた期間、長く見込んで3年から4年というふうに申し上げました。その期間を今から計算していくと、35年ごろに新たな増築庁舎が開庁できるのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

5年後、35年。特例債の借り入れ期限は31年までですね。先ほども申しましたように、中期財政計画とか行政取り組みですかね、管理計画、こういう中であくまでも特例債、特例債という形で、3市が合併した当時から庁舎統合は特例債と、そういう形でずっと先代の、先代ちいいますか、先人の方が述べてこられたんですけど、もうこの時点で、はっきり言って特例債は使えないと、そういうふうな認識になってしまいます。

その中で、ちょっと次の質問に入りたいと思います。

次に、庁舎統合の財源として予定されている合併特例債は、事業費の95%を借り入れることができ、その返済額の70%が国から返ってくるものでありまして、補助事業に例えれば、道路災害復旧事業並みの補助率67%の国庫補助事業に匹敵する財政的に大変有利な起債であります。先ほど申しましたように、こういう財源なんですよね。また、合併特例債の活用の最たる事業の一つが、この庁舎統合と以前から言われておりました。

しかし、先ほどの答弁では、合併特例債の借り入れ期限である平成31年度までの庁舎統合は厳しい状況であると思われます。このため、合併特例債の借り入れ期限内に庁舎統合ができなかった場合、庁舎統合に係る工事費の財源をどう考えているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

これちょっと私の私見ですけど、もし特例債が使えないとしたら、使える財源というのは限られてくるんですね。今、市の財源の中で使えるのはまちづくり振興基金、それに財政調整基金、この2つが財源として使えるんじゃないかと、そういうことをちょっと考えておりますけど、そうすると計画の大幅な変更ということになります。そうすると、また中期財政、先ほどもおっしゃってございましたけど、中期財政計画の大幅な見直しがまた必要になるし、特例債が延長した時点で137億円から274億円まで上限をふやしました。平成28年までで173億円、それと今年度33億円。そうすると、使える金額というのは平成30年、31年、この計画ではですね。そうすると68億円になるわけですね。これをまた、先ほど文化センターのほうも入札不調に終わっておりますので、それが特例債の範囲内で間に合うのかどうか、そこら辺がまた微妙ですけど、そういうことになってくると、もう中期財政計画自体が大幅な見直し、こういうことになってくると思うんですね。

これは、この問題は、文化センターの問題は9月8日の時点で発生しておりますけど、その以前にこういう特例債を使わない。そういうことがわかっておったのであれば、事前に執行部のほうから議会にその旨の説明があってしかるべきじゃなかったかと、そういうことは全然執行部のほうは考えてなかったのか、お尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

議員がおっしゃいますように、平成28年5月に見直しを行いました平成28年度から平成32年度までの中期財政計画では、庁舎統合を、事業期間が平成28年度から平成31年度、事業費15億円、そのうち合併特例債を1,419,000千円活用するとしておりました。

ところが、計画見直し後に新たな事業の必要性などが発生したことから、事業計画の再編成が必要となり、現在、先ほど申し上げましたとおり、中期財政計画で予定している事業の精査を行っております。

また、庁舎統合につきましても、統合に係る文化財の発掘調査、さらに言えば、仮に統合に当たって増築する庁舎を市民会館跡地に整備するとした場合の現市民会館利用者の利便性など解決すべき問題があり、このように考えると、平成31年度までの庁舎統合は非常に厳しいと判断しております。

しかし、合併特例債の活用期限は平成31年度まででありまして、また、庁舎統合事業には活用する補助事業というものもございません。

庁舎統合には大きな事業費が必要ですので、合併特例債にかわる財源として、例えば、先ほど議員も申されましたとおり、基金の活用というのを検討する必要があると、このように

考えております。

したがいまして、議員御指摘のように、庁舎統合基本計画と中期財政計画の事業費の見直しとをあわせて、先ほども申し上げましたとおり、12月議会のほうに御報告したいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

ありがとうございました。12月議会で報告されるということでございますので、期待して待っておきます。

次に、現在の3庁舎については、柳川庁舎が昭和52年、大和庁舎が平成2年度に一部増築されているものの昭和41年度、三橋庁舎が平成3年度の建設となっております。

我が国の建物の耐震基準は、昭和46年と昭和56年に大幅に改正され、昭和46年改正分は震度5程度の地震では建物が崩壊しない基準と言われ、昭和56年の改正分は震度6強から7程度の地震でも即座に倒壊しない基準と言われております。

また、平成29年3月に策定された柳川市公共施設等総合管理計画における建築物の耐震化の基本方針では、新耐震基準は昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に適用されていることから、それ以前の旧耐震基準により設計、建築された建物は耐震性のない建物となっております。このため、耐震化の必要な施設については、経過年数や危険度等を勘案し適切に対応していくと記載されております。

柳川庁舎は平成27年に耐震調査を実施し、その結果を受けて、現在、耐震工事が実施されております。

しかし、柳川市公共施設等管理計画で耐震性のない建物とされております昭和46年改正の旧耐震基準よりさらに前の昭和41年度に建設されている大和庁舎については、全くの手つかずの状態でございます。

昨年4月16日の未明に発生した震度6強の熊本地震本震において、昭和40年に建設された宇土庁舎の5階建ての4階部分が崩壊寸前になったことは連日テレビで報道され、この地震が職員や市民がいる平日の昼間に発生したらと考えると本当に恐ろしいものであります。

また最近でも、この前のメキシコ、秋田、いろんなどころで地震が起きております。このような状況で、どこで大地震が発生してもおかしくない状況だと言われております。

そこで、庁舎統合の時期が随分おくれる、まだはっきりしていないという現況下において、今後、大和庁舎の耐震対策をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

財政課長（島添守男君）

大和庁舎につきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、昭和41年に建設され、平成2年に一部増築されております。

建物や設備の老朽化が進んでいるのはもちろんですが、増築部分以外は昭和56年以前の建

物ですので、現行基準での耐震基準を満たしていないおそれがあります。

大和庁舎の耐震対策につきましては、まずは大和庁舎の今後の活用方針を庁舎統合の基本計画でお示しし、それに従い対応していくこととしたいと、このように考えております。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

庁舎統合後ということでございますと、先ほどの答弁からすると35年以降、そういうことになってくると思うんですけど、今は平成29年ですかね、そうすると、6年、7年、下手すると8年、それぐらいの感覚で大和庁舎で働いてある方は危険を承知で仕事をしなきゃいけない、そういう状況になっていくんですよね。これは人命を守る、安全・安心の中で人命を守ることは大変、今は北朝鮮のほうからミサイルが飛んでくるとかなんとか言っておりますけど、これはよそがやることでございまして、庁舎の耐震性云々というのは、これはもう市自体、内輪でできる考えなんですよね。よそからのことじゃなくて、内輪のことですから、もう少し何か具体的にちいいますか、誠意を持って対応していただきたいと、そんなふうにちょっと考えております。

何かありましたら、それに対して。なければ次に行きますから。

財政課長（島添守男君）

先ほど諸藤議員もおっしゃいましたけれども、そのようなことも十分検討した上で対応させていただきたいというふうに思います。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

どうしてもそういう時期になってしまうということであれば、皆さんに、大和庁舎の職員の皆さん、そういう避難訓練とか、いろんな形でそういう周知をまずしていただいて、職員の皆さんの安全を守っていただくような方法を考えていただきたいと、そんなふうに思っております。

では次に、私が以前、庁舎照明のLED化について、これは平成26年ぐらいでしたかね、お尋ねしたと思います。そのとき執行部からは、庁舎改修とあわせて行いたいと回答をいただいております。ただこれは、平成26年度の当初予算でしたか、それで、一応そのときに7,500千円ぐらいだったですかね。その時分、器具もちょっと高いという感じで。そういう形で、当初予算で予算化されておりました。ただ、そういう中で、財政課長だったと思うんですけど、耐震工事にあわせてやると、そういうことをちょっとお聞きしておりましたので、今庁舎、現在車を正面玄関にとめますと、工事はやっております。

そういうことで、今度の補正とかなんとかにLEDのあれも入ってくるのかなと私ちょっと思ってたんですけど、予算が私が見た限り入っておりませんが、どんなふうでしょうか。

財政課長（島添守男君）

現柳川庁舎の照明機器については、平成26年度にLED化するための予算措置をしておりましたが、その後、計画の見直しを行いまして、現庁舎の改修時にLED化する予定としております。

現在、耐震補強工事を行っておりますが、今後行う予定の外壁の補修や防水工事などの庁舎の躯体工事とあわせて実施していくこととしております。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

ありがとうございました。

躯体工事とあわせてということでございますけど、躯体工事は、それではいつされる予定なんでしょうか。

財政課長（島添守男君）

私どもとしましては、来年度行いたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

ということは、来年度に躯体工事とLED化も一緒にやっていただけると、来年の当初予算で上げていただくと、そういうことで理解してよろしいですね。はい、ありがとうございました。

次に、2点目の質問に移りたいと思います。

次に、2番目の質問項目であります小型合併処理浄化槽上乗せ補助金についてお尋ねいたします。

現在、本市における小型合併処理浄化槽の設置に対する補助金については、改修に限り国の補助基準額に基づいた補助金に加え、1件当たり本市の独自の上乗せ補助金を行っております。この上乗せ補助金は、公共的水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生のさらなる向上に向けた取り組みの一環として、金子市長が1期目の市長選のときの公約の一つとして掲げられておりました。

私の知り合いが、この上乗せ補助金があったため、思い切って単独浄化槽から合併浄化槽へ切りかえたというように、市民の皆様がくみ取りトイレ、また単独浄化槽からの合併浄化槽への切りかえを計画することにされ、大きな判断材料の一つとなっております。大変有意義な制度であると考えております。しかし、この上乗せ補助金は平成27年度から平成29年度までの3カ年という期限が設けられております。

そこでお尋ねいたします。

まず1点目の質問であります。本市が実施している上乗せ補助金の平成28年度及び平成29年度の8月までの交付件数及び交付金額の状況はどのようになっているか、お尋ねいたし

ます。

生活環境課長（武田真治君）

諸藤議員の御質問にお答えいたします。

本市が実施しております上乗せ補助の交付件数及び補助金交付額につきまして、27年度からの数字を申し上げたいと思います。

平成27年度で交付件数102件、補助額58,922千円のうち上乗せ補助額が20,400千円、平成28年度で79件、補助額44,816千円のうち上乗せ補助額は15,800千円、本年度で申しますと、本年度8月末現在で件数39件、補助額23,224千円のうち上乗せ補助額は8,800千円となっております。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

次に、既に本年度の6月議会における補正予算で予算措置はなされておりますが、本年7月15日発行の市報には、県は本年度から増築、改築などに伴い、既存のくみ取り槽、または単独浄化槽を完全に撤去し、その上で新たな合併浄化槽を設置する場合、その撤去費用や配管費用に対して最大100千円の補助金を増額交付することになったことが掲載されておりました。

今回の県からの増額補助に対するため、本市の補助金交付要綱を改正されていると聞いております。概要的には市報に掲載された内容であると思いますが、もう少し詳しく本市の交付要綱の改正内容について説明をお願いいたします。

生活環境課長（武田真治君）

県交付要綱の改正に伴いまして、本市においても追加された補助メニューを実施するために、6月定例議会に補正予算の上程を行い、補正予算案議決後に要綱改正のほうを行いました。

本市における要綱改正は、既に市独自での上乗せ補助を実施していること、また、本市の既存設備は、単独処理浄化槽よりくみ取り便槽が多いことなどを勘案して改正のほうを行いました。

改築のときに既存設備を撤去しなかった場合の補助金は、従来と同じ200千円の一括補助ですが、撤去した場合の補助金は、県の補助金交付要件を満たした上で、交付額を本体及び工事費に対して70千円上乗せ、撤去費用として単独、くみ取りともに90千円上乗せ、配管費用として140千円上乗せ、合計300千円です。内訳は市補助額が200千円、県補助額100千円の上乗せといたしました。

なお、本年度におきましては、既に交付申請を提出されている合併浄化槽設置者との不公平をなくすため、ことし4月1日に遡及して改正後の要綱を適用しております。

また本年度は、市が実施している上乗せ補助事業の見直しの年度ですが、本年度に追加さ

れた県補助メニューが3年間の継続実施を予定されているため、市独自の上乗せ補助事業につきましても、同じく本年度から3年間は継続することとしております。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

ありがとうございました。補助金を継続されるということです。これは後でまた聞きます。

次に、今回の要綱改正では、本体及び工事費用70千円、くみ取り槽、または単独浄化槽の撤去費用90千円、配管費用140千円、それぞれに交付限度額が設けられておりますが、今まで本市の上乗せ補助についてはそれぞれの限度額がなく、総額、取りかえれば200千円が市単独で上乗せになっておりました。このため、今回の要綱改正では、工事費等に交付限度額を設けたことで、場合によっては今までより交付額が少なくなるということがないか、お尋ねいたします。

生活環境課長（武田真治君）

今回の要綱改正における撤去費用とは、既存設備であるくみ取り便槽や単独処理浄化槽を取り除くための費用だけではなく、撤去に伴う附帯費用、消毒費や清掃費、産廃処分費なども含めて算出するようにしております。

また、配管費用は、トイレや台所などの水回りから合併浄化槽までの配管費、合併浄化槽から放流先への配管費を合わせて算定するようにしております。

撤去費用と配管費用を合算して130千円以下にならない限り、今までの上乗せ補助金より少なくなることはありません。

本年度の撤去申請を見てもみますと、撤去費用につきましては100千円から150千円ほど、配管費用については設置する配管の長さにもよりますが、150千円から600千円程度となっております。限度額以下のものは今のところございません。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

次のところもちょっと聞きます。私も要綱改正をいただいて読んでみたんですけど、ちょっと何か専門的でわかりにくいところが多いんですね。だから、業者の方がされると思うんで、そういう説明をもう少し詳しくして、受益者が負担増にならないように、なるべくなら市の単独補助の200千円プラス県の補助100千円、これが満額使えるような形で指導をしていただきたいと、そんなふうになんて考えておりますので、よろしく願いしておきます。

次に、今までの柳川市の上乗せ補助の場合は、改修の場合に限るものでありました。結局、新築等は国の補助だけで、市の上乗せ分は改修だけでございました。例えば、古い家を解体し、そこに新たな家を建築する場合は、あくまでも新築の取り扱いとし、上乗せの補助の対象ではなかったと認識しております。しかし、今回の要綱改正では、対象となるのが改修で

はなく改築となっております。

そこで、この改築と改修の違い、これをちょっと詳しくよかったら説明をお願いいたします。

生活環境課長（武田真治君）

改正後の要綱第2条第6項に「改築等」とは、「建物の増築、改築、移転等であって既存設備から合併処理浄化槽への切替えをおこなうもの」と定義をしております。自宅を解体、更地にして新たに自宅等を建築した場合は新築となるため、県及び本市の上乗せ補助の対象とはならないということになります。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

ありがとうございました。

次に、今回の要綱改正による国庫補助基準額分と上乗せ補助分を合わせて、5人槽、7人槽で結構ですけど、補助金交付額は総額幾らになるのか、お答えください。

生活環境課長（武田真治君）

既存設備を撤去しなかった場合の補助金交付額は、5人槽で332千円に市の上乗せ分200千円を合わせて532千円、7人槽で414千円に市の上乗せ200千円を合わせて614千円となります。

既存設備を撤去した場合の補助金の交付額は、先ほど述べました金額に県の補助金が最大100千円上乗せとなりますので、5人槽で632千円、7人槽で714千円となります。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

今までが5人槽で532千円、7人槽で414千円、済みません、7人槽で614千円ですね。結構助かる金額だったと思うんですけど、今度5人槽で総額基準を満たせば632千円、7人槽で714千円、これだけいただけると、そういう切りかえをしたいという方がふえてくるんじゃないかと私は期待して、そういうことによって、また柳川市の水質の浄化に向かいますので、これはよろしく、一応県が3年ということでございますけど、長く続けて、これちょっと6回目の質問に入れておりますので、ちょっとその中からいきたいと思います。

最後になりますが、これは質問というか、確認でございます。先ほど県の補助メニューが3年間の継続実施を予定されているため、本市の独自の上乗せ補助事業についても県と同じく今後3年間継続することとしたとの答弁がありました。これを考えますと、県の追加メニューの適用は本年度から3年間、つまり31年度までとなります。このため、本市の上乗せ補助制度は実質的には31年度までの2年間継続するということと理解してよろしいでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

本年度は、市が実施している上乗せ補助事業の見直し年度ですが、本年度に追加された県

補助メニューが3年間の継続実施を予定されているため、市独自の上乘せ補助事業についても、同じく本年度から3年間は継続することとしています。

したがいまして、議員おっしゃるとおり、本年度が3年間の本市独自の上乘せ補助事業の最終年度であり、かつ、県費上乘せ補助の3年間の事業初年度であることから、本年度は重複年度となっております、実質的には本市の上乗せ補助が平成31年度まで2年間更新したということになっております。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

ありがとうございます。

2年間、今年度入ると3年間ですね、継続されるということでございますけど、これは柳川市の場合、特に県下の平均からすると浄化槽の設置、そういうあれが少ないと思うんですよね。数字はちょっと私、今持ち合わせておりませんが、そういうことから考えますと、2年間を継続されるということでございますけど、今後、2年過ぎた後も、先のことでですけど、県の補助に柳川は上乘せ、そういうことでうたっておりますので、そういうことが続くような形で生活環境課、市長ともに予算措置をしていただけるんじゃないかと、そんなふう期待しておりますので、よろしく願いしておきます。

それでは、この項目をこれで終わりたいと思います。

次に、太陽光発電について質問いたします。

次に、3番目の質問項目であります住宅用太陽光発電システムの設置事業補助金についてお尋ねいたします。

現在、市民が住宅用太陽光発電設備を設置する場合、80千円を上限として太陽光電池1キロワット当たり20千円の補助金が交付されておりますが、この補助金については、これも先ほどのあれと一緒に、27年度から29年度までの3カ年という期限が設けられておりました。このため、平成30年度以降についても、地球温暖化対策の一環とした再生エネルギーの普及促進を図るため、この補助金制度を継続する考えがあるのか、お尋ねいたします。

生活環境課長（武田真治君）

地球温暖化対策の一環として再生可能エネルギーの普及を促進するため、平成30年度以降についても補助金制度を継続していきたいと考えてはおりますが、一方では、行財政改革による補助金の見直しも視野に入れた検討がなされているところです。このようなことから、今後、継続につきましては財政課のほうとしっかり協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

財政課と協議されるということでございますけど、これは最終的には市長だと思わなければいけません。財政課長は環境に優しく途中から自転車で通勤してあるみたいですので、財政

課長と生活環境課長の話はすぐまとまると思うんですね。その後、市長がどう判断されるかなんですね。市長、その辺お願いします。

市長（金子健次君）

行財政の問題もありますけれども、いろいろ環境問題含めましてこれから検討してまいりたいと思います。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

前向きにお願いしておきます。

それでは、最後の項目に入ります。

最後の質問事項であります。塩塚川改修についてお尋ねいたします。

これは、私めったに質問しないんですけど、するたんびこの塩塚川改修のをやっております。なぜかといいますと、私自身が塩塚川の近く、リバーサイドといいますか、そういうところに住んでおります。シーサイドではございませんけど。

そういうことで、いつも近隣の住民の方にお知らせするような意味合いでこの質問をしております。これはそういうことでありますので、確認的な質問になると思いますけど、よろしく、答弁のほうも地域住民にお知らせするような形で答弁ということをお願いしておきます。

この塩塚川の改修については、平成26年6月議会において質問しておりました。また、現在この塩塚川の改修については、高潮対策事業として、大和町の二十五丁と両開を結ぶ塩塚川橋から上流に向けて、クリーンセンター横の塩塚川新橋までの区間の整備が進められております。

また、事業名が異なる河川改修事業としても、塩塚川新橋から上流の三橋庁舎までの区間の整備も進められております。

特に、この塩塚川では、毎年台風による高潮被害が懸念されていますが、高潮対策事業は平成38年度に事業完了予定と聞いております。この2つの事業は、河川沿いの住民の生命、財産を脅かす災害を払拭するもので、最近の異常気象を考えると一日も早い完成が待たれるものであります。

そこで、塩塚川の高潮対策事業及び河川改修事業の進捗状況、または今後の整備計画はどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

諸藤議員の質問にお答えします。

塩塚川の高潮対策事業及び河川改修事業の進捗状況、事業計画についてお答えします。

塩塚川の改修事業につきましては、事業主体であります福岡県の南筑後県土整備事務所柳川支所に問い合わせをしましたところ、県道大牟田川副線の塩塚川橋からクリーンセンター

横の塩塚川新橋の区間で行われています高潮対策事業は、議員が申されましたとおり、平成38年度完了に向けて事業を進められております。

高潮対策事業区間では、番所橋の下流域の整備はほぼ完了しており、現在、番所橋周辺の整備が行われており、その後、塩塚川新橋までの堤防整備や、それに伴う樋管改修などを計画されております。

また、クリーンセンター横の塩塚川新橋から三橋庁舎付近までの区間で行われています河川改修事業は、洪水を安全に流下させるための護岸整備や川幅を広げるための河川整備を計画されており、下流域の高潮対策事業の進捗を見ながら整備を行っているとのこと。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

ありがとうございました。

次に、既に塩塚川の高潮対策事業区間となっております番所橋のかけかえが終わり、旧番所橋の撤去も完了し、現在取り付け工事を行っておりますが、番所橋の前後は川幅が極端に狭くなっており、川幅を広げる護岸工事を一部行ってはありますが、今後の計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

現在の番所橋周辺の進捗状況ですが、南筑後県土整備事務所柳川支所に確認したところ、ことしの3月31日に新しい番所橋の供用を開始しております。その後、旧橋の撤去を7月に完了し、現在は取り付け道路の整備を行っており、10月には完了する予定とのこと。

また、大和町側に当たりますが、番所橋の上・下流部分の堤防を広げる護岸工事を計画されており、ことしの8月中旬には上流部の護岸工事が完了しており、旧橋があった下流部分は今年度末に着工し、来年度の早期完成を目指して護岸工事を行う計画とのこと。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

どうもありがとうございました。番所橋のことで後で少し触れますけど、その前に、次に行きます。

次に、番所橋の上流の護岸工事は完了し、今なお、お聞きしましたところ、番所橋の下流部の護岸工事は来年度の出水期を目標に整備が行われる予定であると聞いて安心しました。川幅が広くなれば川の流れもよくなり、上流域の河川水位の上昇も緩和されると思います。計画どおり整備されることを要望しておきます。

また、柳川市水防計画書の中で重要水防箇所を指定されておりますが、何カ所指定されておられるのか、また、番所橋一帯の高潮改修事業によりどのように進捗したのか、お尋ねいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

塩塚川での重要水防箇所は、河川管理者である福岡県において、下流の塩塚川橋からクリーンセンター横の塩塚川新橋までの区間5カ所を指定されております。

塩塚川の重要水防箇所ですと想定されている事態としましては、堤防の溢水や漏水であります。

漏水が確認された箇所については、全て漏水対策は完了しており、また、溢水のおそれのある区間についても高潮対策事業により年々減少しているとのことでした。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

どうもありがとうございます。年々安全性が向上したと、そういうことでございます。なるべく早目に完了するような形をお願いしたいと思います。

次に、最後の質問であります。塩塚川の河川高潮対策事業は進捗しているようでございますけど、河川改修事業ですね、クリーンセンターから三橋庁舎まで、これの今後の整備計画はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

クリーンセンター横の塩塚川新橋から三橋庁舎付近までの区間で行われております河川改修事業は、下流の御飯橋から上流の晴天橋付近までの河川断面を広げるため引き堤を予定されております。それと、三橋庁舎南側の国道443号線の三橋のかけかえ工事などの計画をされており、現在、整備に必要な用地交渉を行っており、下流域の高潮対策事業の進捗状況を見ながら整備を行っているとのことでした。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

どうもありがとうございました。

最後の改修の件ですけど、これは三橋の443のところ、あれははっきり言って、市長も三橋におられるときに三橋庁舎が引っ込んだり、そういう、あそこら辺の周辺はもう買い取りといいますか、買収が結構行われているんですね。恐らく三橋のときにも移転費なんかもらってあるんじゃないかと思うんですよね。そういう中でまだ、ここまでしか全然先に進んでいないということ、ちょっと危惧しておりますけれども、なるべく早く進むような形でお願いしておきます。

その中で、番所橋は先ほどかけかえが終了いたしておりますけど、最初、建設課のほうから私たちが説明いただいたときに、旧の橋より結構広くなるということで、これだけ広くなれば十分かなと、そんなふうに見た時点では思っておりましたが、取りつけ部分が変なふうになったりとか、前は直線で番所橋は通ったんですね。それがカーブになって、上りおりが急になって、そうすると車というのは内輪差、外輪差というものもございます。直進の場合はスムーズに離合できても、そういう面で何かちょっと離合しにくくなった、そういうことを地元の皆さんから聞かれています。これはもうできた後にどうのこうのと

言ってもなかなか厳しい問題と思うんですけど、そういう面も含めまして、今後、塩塚川改修事業は県の事業でございますので、これは何よりも首長あたりが県に対しての要望、また、地元の人たちが安心して暮らせるような形で、先ほどは平成38年という形で私も申しましたけど、これはもう最初の計画のときは平成30年ぐらいに恐らく終わっとったんじゃないかな、それぐらいの工事だったんですよね。それが38年度とずれ込んでおる。これは県の予算のつきぐあいとか、そうするとまた、災害がこんなに多くなって、また特に今度は朝倉のほうで災害がひどくなっております。まあとにかくうちのほうも急いでもらいたいんですけど、朝倉も大変な時期でございますので、その中でも幾らなりとも市のために予算を取っていただきますように市長をお願いしたいと思いますので、市長、そういう後のお考え、どんなふうにしてあるか、よろしく願いしておきます。

市長（金子健次君）

諸藤議員はリバーサイドと言われましたけれども、地元でございますね。ただ、工事は着々と進んでおりますけれども、状況を見ますと、また潮が満ちてきてそのまま残っているという、しゅんせつもしなければならぬかなと頭を痛めるところでもございます。

今、上流、川のほうの工事というのは下流からやっていきますので、上流に向けて、旧三橋町のところの周辺工事もこれから進んでいくと思いますけれども、なるべく福岡県に対しては要望活動を強く言って事業着手していただくような形をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（諸藤哲男君）

どうもありがとうございました。これで私の質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、諸藤哲男議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

19番（伊藤法博君）（登壇）

議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、市長の3期目についてお尋ねしたいと思います。

ことしの4月に無投票で3期目の市長に就任されました。過去8年の市長経験と今度の4年を合わせて12年間の柳川市長としての期間は、アメリカ大統領を2期8年が限度に比べれ

ば、これからの4年間は腰を据えた市政運営ができるのではないかとと思われます。そうした観点から過去8年間の実績を検証し、これからの取り組みについてお尋ねしたいと思います。

各質問につきましては自席から一問一答でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

19番（伊藤法博君）続

それでは、まず最初に、人口減少・少子高齢化対策についてお尋ねします。

柳川市の人口は、合併当時から平成28年度末の現時点でどれくらい減少しているでしょうか、お尋ねします。

企画課長（椋島謙治君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

合併日の直近であります平成17年3月31日の人口は7万6,124人、平成29年3月31日は6万7,490人となっております。比較しますと、12年間で8,634人の減少となっております。平均しますと、毎年719人ずつ減少しているということになります。

以上です。

19番（伊藤法博君）

毎年、平均して719人の人口が減っているということでございますが、人口を食いとめる政策として、これまでどのような施策を行われたのでしょうか。また今後、新たな対策はお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

伊藤議員のほうから、2期8年間、そしてまた今後の4年間についてお話がございました。今回、無投票という形で選任をされたわけですけれども、責任の重さも痛感をいたしているところでございます。

これまでの人口減少対策と今後の人口をふやすための対策をとということでございますので、私のほうから考え方を述べさせていただきたいと思っております。

本市の人口減少の要因は、一昨年12月に策定いたしました柳川市総合戦略でもお示ししておりましたが、一貫した転出超過による社会動態による減と出生者数より死亡者数が多い自然動態の減によるものであります。市長に就任いたしまして少子化対策といたしまして、不妊治療の独自助成や大牟田、柳川、みやま市と共同で結婚サポートセンターを設立いたしました。結婚を望む男女に出会いの場を提供し、結婚を支援することによりまして、子供が生まれる環境づくりを目指してきたところでもございます。

また、出産後も安心して子育てができる環境を整えるために、保育所の負担軽減や子ども医療費助成の拡大、ファミリー・サポートセンターの事業や地域子育て拠点事業等に取り組んでおります。また、学童保育所も市内に19カ所を整備することで、若い人が希望する子育て支援を充実してきたところでもございます。

また、転出超過の課題に対しては、転入者の増加を図るために、24年度から3年間の期限つきでありましたが、マイホーム取得や新婚世帯家賃支援事業などを実施して、合計で467人の転入者を得たところでもございます。また、柳川に住みながら福岡市や久留米市などへの通勤の利便性を高めるために、西鉄柳川駅の自由通路の建設や区画整理事業の実施で定住環境を整備したことにより、マンションを初めとしまして、ホテルや大型商業施設の開発も進み、水郷柳川に住むという選択の魅力を高めてきたところでもございます。

今後につきましては、空き家の増加も懸念されることから、危険家屋の除去の推進や住宅のリフォーム助成による中古住宅の活用、また、子育て世代のマイホーム取得の夢をかなえるための支援措置として、金融機関と連携した住宅の取得事業を再開するなど、柳川市に居住しやすい住宅政策等に取り組んでいきたいと考えているところです。

また、若者が職を求めて市外へ転出することを抑制することも重要でございます。

農業については、後継者や新規就農者の育成のため、新規就農者支援会議を設けまして、営農指導、施設の補助、国の青年就農給付金などの支援を行ってまいります。ここ数年は、施設園芸に取り組む若者がふえております。また、将来的に安定した農業経営につながるというような新規作物の研究も行ってまいりたいと考えております。

漁業につきましては、柳川産ノリのブランド化事業や、生ノリを活用した有明産お刺身ノリなどの6次産業化により所得向上を図ってまいりたいと考えております。

農漁業を初め地場産業の振興を図りながら、後継者づくりと地元定着に向けた努力をこれからしてまいりたいと考えています。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、人口減少に関して、いろんな施策があると思いますけれども、特に今、全国各地で豪雨による災害とか台風による災害、地震による災害等がありますが、それに比べれば、この柳川地方というのは非常に安全で安心、穏やかな地帯でございますので、そういったことも含め、やはり多くの方々がこの地域に居住していただくような施策を推し進めていただきたいと思います。特に高齢者等は、やはり老後の穏やかな生活をこの柳川の地で生活できるような施策も進めていただきたいと思います。

次に、少子化が進行する中で柳川市には19校の小学校がありますが、各学校の生徒数の実態はどのようになっているか、お尋ねいたします。

学校教育課長（木下 隆君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

生徒数の実態でございますが、平成29年度現在、小学校の児童数3,344名で、合併後の平成17年度は4,329名となっており、12年間で985名の児童が減少しております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

この中で、複式学級とかそういった、各学年の単独じゃなくて複式学級等を行っているような学級はどのくらいあるか、お尋ねします。

学校教育課長（木下 隆君）

複式学級の数ということでございます。

複式学級の数はいまありません。

19番（伊藤法博君）

複式学級は、どこも行われていないということですか。

学校教育課長（木下 隆君）

複式学級は現在行われておりません。

以上です。

19番（伊藤法博君）

2年生、3年生まとめて行うというような、そういったやつは行われていない。

学校教育課長（木下 隆君）

現在のところは解消されております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

それでは、少ないクラスで最少のクラスは何人で行われているか、わかりますか。

学校教育課長（木下 隆君）

一番少ない児童数は5名でございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

そのように非常に小学校においては10年前にも一回、小学校の統合のこともありましたけれども、それ以来進んでおりませんが、今後、小学校の再編についてはどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

学校教育課長（木下 隆君）

伊藤議員の学校再編の御質問にお答えをいたします。

立花議員の答弁と重なる部分がございますが、スケジュールにつきましては、柳川市立小学校の小規模化に対する対応方針では、少なくとも10年後の平成33年には再度、統合再編を含めた小・中学校の小規模化対策を検討する必要があるとしております。

このことを受け、具体的には、本年度中に新たな学校適正規模・適正配置化検討委員会の前段階となる準備委員会を設置したいと考えております。その後、平成30年度に準備委員会で協議を行い、その後、新たな学校適正規模・適正配置化検討委員会を設置する予定でございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。

では、次に、団塊の世代の高齢化に関して、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題が議論されていますが、柳川市の施設サービスとしての見通しはどのようになっているのでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

伊藤議員の質問にお答えします。

市内の柳川市の福祉サービスの見通しということでしたが、現状ということでお答えさせていただきます。

まず、入所施設としまして、養護老人ホーム1カ所、それに軽費老人ホームC型のケアハウスというのが2カ所、有料老人ホームが10カ所、サービスつき高齢者向け住宅が2カ所、特別養護老人ホームが7カ所、地域密着型の特別養護老人ホームが1カ所、介護老人保健施設が3カ所、介護療養型医療施設が1カ所、そのほか認知症対応型グループホームが10カ所です。それに通所施設としましてデイサービスが21カ所、これと別に認知症対応型のデイサービスが3カ所、通所リハビリ、デイケアといいますが、デイケア施設が7カ所、それに通所と宿泊と訪問を組み合わせた小規模多機能型居宅介護施設が6カ所あります。

以上です。

19番（伊藤法博君）

どうもありがとうございました。

9月7日発行の日経新聞によると、要介護認定を受けた人は、全国で2016年度末に前年度末より15万人ふえて620万人となり、その内訳は、要支援1、2の認定患者175万人、要介護1から5の認定患者数は445万人となっているそうです。

2025年の介護認定者数の予測では、2016年度末に比べ、1.6倍以上の1,000万人を超える程度に増加し、その内訳として、要支援1、2の認定者数は2.3倍の400万人となり、要介護1から5の認定者数は1.34倍、600万人余りになるようです。

柳川市における介護認定者数はどのようになりますか、お尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

要介護認定者の数についてお答えします。

直近の数と2025年、平成37年の見込み数についてお答えします。

まず直近としましては、先月末現在で申しますと、要介護1が947人、要介護2が508人、要介護3が480人、要介護4が562人、要介護5が278人となっております。

次に、平成37年の見込みについて、広域連合が予測した数字で申しますと、要介護1が1,154人、要介護2が756人、要介護3が550人、要介護4が603人、要介護5が247人となっ

ております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

要支援 1、2 の人数。（発言する者あり）はい。

福祉課長（平田敬介君）

要支援 1 は554人、要支援 2 が511人。

以上です。（「見通しは」と呼ぶ者あり）

平成37年の見通しは、要支援 1 が743人、要支援 2 が627人。

以上です。

19番（伊藤法博君）

柳川市には福祉サービス施設として、介護老人福祉施設、これは特養とありますが7カ所、介護老人保健施設3カ所、介護療養型医療施設、これは療養とありますが1カ所がありますが、その利用状況はどのようになっていますか。

福祉課長（平田敬介君）

お尋ねの3施設についてお答えします。

まず、特養7カ所で定数402床ですが、満床であります。

老人保健施設が3カ所で定数260床で、若干の空きがありますが、入所調整中ということであり、ほぼ満床というふうに捉えてもいいと思います。

それから、介護療養型医療施設は1カ所で定数30床のうち27床の利用となっております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

では、それぞれ特老、特養あたりは満床と。それと、ほかの2つの施設は、余裕はあるけれども、いろいろ調整をしておるということですが、特に特養、特老ですね、この施設利用待機者の状況はどのようになっているか、お尋ねします。

福祉課長（平田敬介君）

施設利用待機者のうち、特に特別養護老人ホームということですが、特別養護老人ホームの待機者は117名というふうに把握しております。これは、ことし2月に県から提供された資料に基づくものです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

117名、そうすると、2025年になれば、そういった数も介護認定の3以上の方々の数もある程度ふえるような状況でございますので、これについて何か増設するとか、そういった計画は上がっていますか。

福祉課長（平田敬介君）

本市の施設整備の計画は、県の高齢者福祉計画や介護保険広域連合の介護保険事業計画に基づいて、3年ごとに検討しております。次の3年は、平成30年から32年までの3年間でありまして、そこについてはある程度の計画はございますが、今現在で2025年という時点の整備計画はまだございません。

以上です。

19番（伊藤法博君）

全国的に見ても、柳川市においても、今後、高齢者の増加が見込まれ、特に介護認定の対象にならない、元気とは言えない高齢者や要支援1、2の高齢者の増加が統計的に見ても著しく増加していくようです。

こうした中、要介護認定で非該当、自立と判定された人や地域の全ての高齢者を対象に、要支援や要介護状態になることを未然に防ぎ、可能な限り健康的な生活を続けてもらうことを目的として実施される地域支援事業、介護予防事業及び要支援1、2の方々が利用できるサービスは、地域包括支援センターの保健師等が介護予防サービスの利用計画を作成する自宅で利用するサービス、施設に通ったり宿泊して利用するサービス、施設に入居している方へのサービス、生活環境を整えるサービス及び地域密着型介護予防サービスがあります。この中で、特に地域支援事業及び地域密着型介護サービスの充実が重要になると考えられます。この件について、柳川市はどのようなプランをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

福祉課長（平田敬介君）

今のお尋ねは、特に地域支援事業と地域密着型介護予防サービスの充実が必要になるのではないかとということでございまして、現在のその状況、市で行っている地域支援事業を申し上げますと、元気な高齢者向けの元気サークルという事業や足腰に少し不安がある高齢者向けの元気クラブなどの介護予防をしております。

また、地域密着型介護予防サービスとしましては、先ほど施設サービスのところでも御紹介した認知症対応型のデイサービスや認知症対応型のグループホーム、小規模多機能居宅介護があります。

議員の言われるように、これらのサービスについては今後のサービスの充実が求められておりまして、特に地域支援事業では、訪問介護サービスについては、緩和した基準によるA型や住民主体によるB型などを、柳川市に合った形でサービス提供できるようにしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

次に、コミュニティセンターの活用についてお尋ねしたいと思います。

柳川市には19校区に18館のコミセンがありますが、主な活動内容はどのようなものがありますか、お尋ねいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

現在、コミュニティ施設では、自主サークルのほか文化祭、敬老会、心の教育事業、女性セミナー、成人学級などが開催されております。

このほか、ことし6月議会で市長の所信表明にありましたように、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活できるようにする取り組みといたしまして、高齢者福祉事業の場ともなっております認知症カフェ事業につきましては、藤吉校区コミュニティセンターに続きまして、今年度から新たに昭代就業改善センターでも開設されております。

あわせて、介護認定を受けていない高齢者の自立した生活を支援するために、筋力トレーニングや認知症機能訓練などを行います元気サークルを、市内18館全てで月2回開催されております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

今後、どのような活動をコミュニティセンターに担っていただく予定か、お尋ねいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

今後のコミュニティ施設の具体的な活用策につきましては、将来の地域コミュニティ組織の活動拠点としての活用を考えております。

近年、少子高齢化、都市化の進展により子育て、高齢者、防災・防犯など多くの分野で課題が複雑多様化しております。

本市におきましても、これまでの地縁組織では解決できない地域課題が発生しておりまして、新しい地域コミュニティづくりが求められているところでございます。

このため、現在、小学校区を単位とした新しい地域コミュニティの組織づくりを目指しまして、市内3校区をモデル校区に指定いたしまして、検証、研究を行っているところでございます。

今後、コミュニティ施設では、新しい地域コミュニティを創造する拠点として、地域の方々が集まり、課題を共有し、その課題に対し知恵を出し合いながら解決策を練り上げていくことで、コミュニティ施設の有効活用にもつながっていくものと考えております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

今答弁があったように高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実等、高齢者の社会参加が求められています。高齢者世帯が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要が増加しています。ボランティア、NPO、民間企業、各種団体の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供する必要が高まっています。

また、高齢者の社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることも

事実です。多様な生活支援・介護予防サービスができるような地域づくりを市町村が支援し、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティアなどの生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化を行うなど、生活支援コーディネーター、すなわち地域支え合い推進員の配置などを推進すべきだと思います。地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握などを推進する地域ケア個別会議、地域ケア推進会議等の開催場所として、各コミュニティセンターの活用もあるのではないかと思います。その点についてどのように思われますか。

福祉課長（平田敬介君）

各校区のコミュニティセンターの福祉の分野のことでお尋ねでしたので、お答えします。

高齢者福祉サービスに関して言いますと、先ほど生涯学習課長が申しましたとおり、現在では元気サークルなどの介護予防事業や認知症カフェの会場として活用をされております。

今後、地域包括ケアシステムの構築が進んでいきますと、各校区ごとに協議体を設置していくこととなると思いますが、各校区のコミセンは、協議体のメンバーが集まり、情報交換をし、会議を開催するなど、地域包括ケアの拠点として、その推進にも大いに活用されるものと思っているところです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今答弁がありましたように、やはりそういったコミセンを活用して、そして地域の諸課題について議論をしていけば、そうした活動の中で、やはり空き家を利用した高齢者を中心とした地域サロンの開設などに展開していくものと思われまますので、そういった地域の連携、連帯をやはり推し進めていただきたいと思います。

次に、企業誘致について質問いたします。

合併後12年以上経過しましたが、柳川市から転出する企業は数社ありますが、転入したという企業は一つもありませんというか、余り記憶にございません、あったら教えてください。

また、柳川市にあった企業で、他市町村へ転出した企業はどのような企業があるか、お尋ねいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

伊藤議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、柳川市内に転入した企業ということをお尋ねがございましたのでお答えしますけれども、柳川市企業立地等促進条例に基づく奨励措置を適用した案件として、株式会社コスモプロジェクト福岡支社の1件でございます。ほかに、市がホームページで紹介をしております民間の遊休地、空き工場に進出した企業として、アルミ資材の研究開発を手がける企業と、リチウムイオン電池の開発を手がける企業の2社でございます。

また、転出した企業につきましては、ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社福岡工

場とタキロンポリマー株式会社、それと、いすゞ自動車九州株式会社などがあります。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

柳川市内を第1志望として用地を探していた大手の自動車メーカーの拠点整備工場は、結局みやま市に行ってしまいました。柳川市でなくみやま市に決定したことは何が原因だったと分析されていますか、お尋ねいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、御質問の大手自動車メーカーの案件につきましては、久留米や大牟田も含めた筑後地域における大型トラックの整備を行うサービス拠点として計画をされておりました。

その中で、ピアス跡地につきましては候補地の一つということで、そういう相談があり、ピアス跡地の現地確認を行いながら協議を行ってまいったところでございます。しかしながら、ピアス跡地につきましては、大手自動車メーカーの条件として、大型トラックの出入りを想定すると、国道208号線の幅員が狭く、インターチェンジまでの距離も結構ありますので今回の条件には合わなかったと、そういうことで柳川市への進出は断念されたのだらうと、そういうふうに認識をいたしております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

柳川市は雇用の確保、人口流出の抑止、企業誘致に熱心に取り組んでいるにもかかわらず、柳川市に雇用の場を提供した複数の企業は他市町村へ転出し、若い労働者の雇用に結びつく目ぼしい企業の誘致が合併後十数年間、全くないと言っていいほどの状況でございます。何がそういった主な原因だと思われませんか、お尋ねしたいと思います。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをしたいと思います。

企業立地の促進ということにつきましては、市内企業の市外への移転防止と市外からの企業進出と、そういう考え方のもと、これまで取り組んでまいったところでございます。

市内企業の市外への移転防止につきましては、この5年間で、市の奨励措置を適用して規模拡大を行った市内の企業は4社、それから、市外からの企業進出につきましては、先ほど申しましたように市のホームページを使って進出した企業は2社ということでございます。

また、民間の遊休地活用ということで、現在、タキロンポリマーの跡地を今年度から市のホームページに掲載し、PRをしているところでございます。

合併後、企業誘致が実現できていない原因は何かということについてお尋ねございましたけれども、やはり企業用地がないということが一番ではないかと、そのように思っております。

企業誘致を推進するためには用地の確保が重要な要素でありますけれども、やはり市内の

まとまった土地といえば、ほとんどが農業振興地という課題でございます。

そういった中で、平成27年度において、企業立地用地適地選定調査を実施いたしまして、この調査では、農業振興地も含めて企業誘致の可能性のある土地を13カ所選定するとともに、選定した土地の整備、活用に関する問題点や課題を整理したところでございます。

今後は、選定した13カ所の土地の中から、より実現可能な土地の選定を行いまして、企業誘致の実現に向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

ピアスの跡地の活用はどのようになっているか、お尋ねします。

財政課長（島添守男君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

ピアス跡地の活用につきましては、企業などへの売却により市の活性化に寄与する用途に活用するという方針のもと、現在この跡地を活用しやすい状態にするため、測量や周辺水路護岸の整備、さらには全協でもお話ししましたとおり、土壤汚染状況調査などを行いまして、条件整備を今進めているというところでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

企業の誘致が進まない中で、今、蒲池地区の一等地に大規模墓地の認可がなされましたが、雇用も発生しない、固定資産税の収入もない、将来的に継続して維持管理され続くかもわからない議案の認可には、私としては非常に違和感を感じております。やはり市の方針を持って、どういったやつを柳川市に誘致して、どういったやつは遠慮していただくというようなめり張りのきいた、そういう取舍選択も必要じゃないかと思っております。

次に、農水産業振興、新規作物の開拓についてお尋ねしたいと思います。

柳川市の農地は平たんで、掘割が全ての水田に給水できるように張りめぐらされていて、その面積は4,000ヘクタールあります。土壌は肥沃な重粘土質で、透水性、通気性は劣るが保水力はよく、養分の保持力、養分供給力は高くなっていて、各農産物の生産量は他地域に比べて高くなっています。重粘土質の弱点である透水性、通気性は、暗渠排水工事と弾丸暗渠の施工を組み合わせることによって改善することができます。

現在、柳川市においては暗渠排水工事が行われていて、農地の乾田化がスムーズに行われるようになり、水田と畑作の切りかえが容易になりました。こうした中で現在、米、麦、大豆、野菜、施設園芸を中心とした営農が行われています。

さて、8月28日に認定農業者を対象とした視察に参加しました。視察地は福岡県鞍手町にある株式会社あいば農園です。平成27年度全国豆類経営改善共励会で大豆経営の部で農林水産大臣賞を受賞されています。

視察して一番驚いたことの一つは、ことしから試験的に大豆の播種を6月10日から6月20日までに行ったということ、もう一つは、6月の中旬に播種した圃場の大豆の姿を見たときです。

柳川地域の大豆播種時期の指導は7月10日から7月20日となっていて、あいば農園の6月中旬の大豆播種は1カ月も早く播種したことになります。大豆は、播種時期が10日も違うと生育に大きな違いが見られます。1カ月も違うと、その生育は想像もできませんでした。

なぜ1カ月も早く6月の中旬に大豆の播種をされたのか、理由をお尋ねしたところ、6月の中旬は、7月の中旬よりは比較的雨が少なく、天気が安定しているとのことでした。7月の中旬は梅雨の真っ盛りで天気が変動が大きく、播種後に大雨が降るなどして発芽率が悪くなるリスクがあり、大豆をまき直すにしても8月以降となり播種適期から外れてしまう。6月中旬の天気が安定している時期に播種したほうが出芽率がよく、仮にまき直したとしても、もう一回、播種適期内に播種ができるとのことでした。

次に、6月中旬に播種した大豆を見ました。私の大豆は7月15日から16日に播種しましたが、6月中旬に播種した大豆は、7月中旬に播種した私の大豆と比べると、背丈が20センチから30センチも高く、根元の茎の太さは径が2倍以上あるような大きさと、大豆の一本一本が大木のようにどっしりとした姿をしていました。

視察前、私の大豆は周りの大豆圃場に比べて見ばえがよいと思っていましたが、あいば農園の6月中旬播種の大豆を見た後、私の大豆は茎が細く、なよなよしている感じがします。

6月中旬播種の大豆の収穫時期は、7月中旬播種の大豆の収穫時期より四、五日早まる程度だということでした。

6月中旬播種した大豆の収穫前の状況を見るために、10月下旬のころに私たちの営農組織でもう一度視察をして収穫前の状況を視察したいと思っています。

大豆の播種適期は7月中旬だと栽培ごよみに書かれています。大豆の6月中旬播種というような、従来の7月中旬が大豆の播種適期だとする固定概念にとらわれない発想や、あらゆる可能性のチャレンジする姿勢について私たちも見習う必要があるという思いで帰ってきました。

そういった件について、農政課のほうで何か御意見があればお聞きしたいと思います。

農政課長（林 誠君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

議員言われますように、本市では現在、麦の収穫後に田植えの準備が始まり、田植えの終了後、7月中旬に大豆の播種が行われております。このため、梅雨の真っ盛りで天気が変動が大きく、大雨が降れば大豆をまき直すなどして大変な苦勞をしてあります。

そういうことを考えると、大豆の播種時期を早めるなど、それによりいろんな問題が出てきます。それにより摘心などの作業や田植えの時期、ひいては前作の小麦の作付から収穫の

時期、また品種の検討など、いろんな面で研究しチャレンジしていくことは大切なことだと感じております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

10月の下旬にちょっともう一回見て、そして、その後どのような、6月中旬まきの大豆がどれだけの収量でどういう品種であったかというようなこともやはりお聞きして、また柳川市のそういった栽培に生かせたらと思っております。

次に、農産物の新規開拓の件ですが、ことしの予算は例年の10倍の3,000千円が計上されていますが、どのような方針で実施されようとしておられるのか、お尋ねいたします。

農政課長（林 誠君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

新規作物等の調査研究については、先月の18日に第1回の柳川市新規作物等研究会が開催されました。16名の委員に市長より委嘱状が渡されたところです。

16名の委員には、佐賀大学農学部の辻先生を初め、市議会より、また認定農業者連絡協議会より、また担い手連絡協議会の代表の方、また県の指導農業士やJA柳川の営農部長、県の南筑後普及指導センターの課長や野菜第一係長、また本市の産業経済部長、さらには7人の公募による認定農業者や認定新規就農者の方となっております。

また、第1回の研究会においては佐賀大学の辻先生を会長に選出していただいたところです。

今後、第2回の開催予定は、今月の21日、午後3時から予定しているところでございます。

今後、月1回の割合で研究会を開催し、考えられる新規作物などについて柳川の土壤に合うか、また作型はどうか、また米、麦、大豆などとの兼ね合いや農業機械や施設などの新たな投資がどの程度必要か、また販売や労働力などの研究などが考えられます。

また必要なときは、それらの課題について話し合えるような関係機関への協力依頼も今後考えられると思います。

以上です。

19番（伊藤法博君）

委員会でやはり早目に結論を出して、予算の消化もありますのでお願いをしたいと思います。

次に、観光の振興についてお尋ねします。

市長は2期目のころより、「おもてなし日本一」をモットーに多くの施策を実施されていると思いますが、どのようなことを行ってこられたのか、今後どのようなことを計画されているのか、お尋ねいたします。

観光課長（松藤満也君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

これまで観光柳川として最優先に取り組んできたのは、「おもてなしの心日本一」事業でございます。住んでよし、訪れてよしのまちづくりを目指し、おもてなし市民会議を立ち上げ、「できる人が、できることから」を合い言葉に、市民の皆様の御協力のもと取り組んでまいりました。

啓発事業としましては、おもてなしなら柳川隊に現在、団体135、個人390の方に御登録いただいております。団体にはのぼり旗を、個人登録者にはピンバッジをつけていただき、おもてなしの機運を高めてまいりました。

また、取り組んできた事業としましては、川下りコースや道路の清掃活動のほか、挨拶運動、親切運動を推進するため、白秋祭水上パレードやJR九州ななつ星のお客様に対する歓迎を行いました。お客様からは、お礼のお手紙もいただいているところでございます。

そのほか、受け入れ体制の充実を図るために、やさしい日本語の事業やフリーWi-Fiの整備を進めています。

これまでの取り組みを通じ、市民の皆様へのおもてなしが浸透してきたと感じているところでございます。

今年度のおもてなし市民会議の事業では、これまでの取り組みを継続しながら、さらに充実させることを目的に、ワンランク上のおもてなし研修を計画しています。柳川市が目指すおもてなしをより具体化し、観光客150万人達成を目指していきたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

大いにやはり進めていただきたいと思います。

船頭の操船訓練や船頭、ボランティア案内人の接客対応、柳川の歴史、地理、文化の学習をする場所の提供、支援についてはどのようにされていますか。また今後どのような計画を持っておられるか、お尋ねいたします。

観光課長（松藤満也君）

ボランティアガイドの研修については、毎月定例で行う自主研修、視察研修のほか、県、筑後七国、古文書館などで実施される研修会などに積極的に参加いただいております。

船頭研修については、観光協会と連携して、接客や名勝水郷柳河すいきょうやながわの研修、やさしい日本語研修などを行ってきました。

受け入れ環境を充実させるためには、船頭やボランティアの方々の接客や案内が個人差なく高いレベルで安定することが重要だと考えています。

お客様の目も肥えてきていますし、海外からのお客様もふえてきており、船頭やボランティアガイドの方々には高い能力が求められるようになっていきます。

観光協会などとも連携して、有効な研修を実施していきたいと考えています。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今現在、川下りの船頭さんの人数はどれくらいおられるか、わかりますか。

観光課長（松藤満也君）

船頭の数につきましては、変動はありますが、50人前後で推移をいたしております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

50人前後で年寄りの方もおられますが、若い人も見受けられます。船頭の福利厚生についてはどのようになっているか、お尋ねいたします。

観光課長（松藤満也君）

福利厚生の実態については調査をしておりませんので、把握いたしておりません。

以上です。

19番（伊藤法博君）

やはり若い人たちが安定的に末永く継続していくためには、そういった福利厚生の制度も充実をさせるべきだと思いますので、何社か、各会社がばらばらに経営をしておりますけれども、やはりある程度組織化をして、そういった船頭さんの訓練、そして指導、そういったことも何か組織で実施をしていただければ、大分質も向上するんじゃないかと思いますので、その辺の指導をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、スポーツ施設の充実、市民グラウンドの整備についてお尋ねしたいと思います。

市民グラウンドは、市民文化会館を建設することになり、市民グラウンド、市民体育センターを利用して多くの市民の皆さんに迷惑をかけることになってしまいました。

本来ならば、新たな土地に市民文化会館を建設するか、多くの市民が利用している施設、土地を利用するとすれば、あらかじめ代替施設を準備してから目的の施設の建設を始めるのが本来のあり方ではないかと思います。

今後、市民文化会館建設のような場当たりの対応でなく、中・長期的な見通しのもとに計画性を持って政策実行を図っていただきたいと思います。このことについて市長の答弁を求めます。

市長（金子健次君）

伊藤議員の質問にお答えいたします。

市民文化会館の整備に伴い機能を失います市民グラウンドの代替施設につきましては、これまで答弁をしまりましたように、短期間に一定の面積の用地を確保し整備するということは困難と判断をいたしました。現在のグラウンドと同等の施設の整備は将来的な課題と捉えまして、グラウンドゴルフができる広場と、野球やサッカーができるグラウンドとに機能を分けまして代替地を検討してまいったところです。

利用者の皆様の御要望を全て満たすことはできませんでしたが、皆様の御理解のもと、活動の場を既存の施設に移していただいたり、地域の方が所有していらっしゃる広場をあっせんしたり、私立高校のグラウンドを早朝、始業までの間、借用したりいたしまして、それぞれの活動の場を提供してきたところでございます。

市政運営に当たりましては、今後も議員がおっしゃられるとおり、中・長期的な見通しを立てまして、計画的かつ効果的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

都市計画道路の推進、沖端地区の密集住宅市街地整備事業についての質問は、また次回に譲りまして、交通弱者対策についてお尋ねします。

柳川市は交通弱者対策として巡回コミュニティバスを運用していますが、平成23年に策定された柳川市地域公共交通総合連携計画は平成28年3月に終了しています。現在行われている公共交通再編計画は29年度下期までに、公共交通再編運行は平成30年度からになっています。平成30年度から運行する再編運行はどのようになるか、お尋ねいたします。

企画課長（椋島謙治君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

平成30年度からの再編運行はどのようになるのかという御質問でございます。

現在、市内の公共交通ネットワークの指針を示す柳川市地域公共交通網形成計画を市内交通事業者、道路管理者、警察、市民代表等で構成しております柳川市地域公共交通協議会の中で議論を進め、策定をしているところでございます。その中で、今回のコミュニティバスの再編についても議論をいたしておるところで、まだ結論は出ておりませんが、大きな方針を申し上げますと、現行のコミュニティバスの運行体制を充実するというにしております。現在3台のバスで運行しているところを、1台増車しまして4台で運行することを考えております。

また、運行サービスにつきましては、ここ2年間利用が少ないバス停は撤去することで運行時間の短縮や便数の増加ができないか、検討を行っております。また、路線の見直しや、これまで要望のあった地域や目的地も可能な限りバス停を追加するほうで検討をいたしております。

なお、再編の運行スタートは、運輸局の申請手続や道路管理者の許可、また補助要綱等の改正もあっておりますので、平成30年10月からを今のところ予定をいたしておるところでございます。

以上です。

19番（伊藤法博君）

デマンドバスと巡回コミュニティバスと、一応両方を柳川市のほうも試算したと思います

が、デマンドバスのほうが運営費が高いということですが、柳川市が試算した結果はどのようなものでしょうか、お尋ねします。

企画課長（椋島謙治君）

現在運行しておりますコミュニティバスは、平成28年度で運行委託費が12,342千円で、運賃及び広告料の収入が2,572千円となっております。差し引きますと、約10,000千円で運行をしているということになります。

デマンドバスの試算の結果はという御質問でございますが、まずは年間の利用者数を現在のコミュニティバスの利用者数2万4,836人の約1.5倍の4万人と想定をしました。また、試算を行うに当たっては、全国的にも先進地として注目されております八女市を視察させていただいて、バス車両の数や予約オペレーターの人数など必要な経費等について意見交換をさせていただいたところでございます。また、あわせて予約システムの事業者とも協議を行いました。

その結果、車両運行業務、予約運営管理、予約配車システムといった運行経費の合計が48,400千円となりました。これに、運賃1人300円で利用者数の想定を4万人と設定しますと、運賃収入が12,000千円というふうになりますが、半額の6,000千円は、他市と同様に事業者の営業努力として事業者の収入といたしますと、差し引き42,400千円の運行経費というふうになります。

なお、これ以外に初期投資として、システム導入費約10,000千円、また利用者4万人を運ぶということになりますと、バスの車両が3台ほど不足するということになっております。

したがって、維持経費だけを比較しましても、コミュニティバスが約10,000千円に對しまして、デマンドバスは約42,400千円というふうになります。

このように、デマンドバスに移行した場合は、現在のコミュニティバスの約4倍の経費が必要という試算結果となりました。

以上です。

19番（伊藤法博君）

その試算結果にはちょっと疑問もありますけれども、利用者数等の比較もやはり大事じゃないかと思えます。

デマンドバスに移行した場合、利用客が巡回コミュニティバスに比べ3倍程度多く利用するように、よその事例を見るところとなっております。タクシー業界からは、客を奪われるのでデマンドバスに移行するのは反対だというようなことが言われていますが、タクシー業界が任務として交通弱者対策に参入し、地域の交通を担っているという自覚のもとに、この問題にかかわっていただきたいと思っております。

次に、両開地先の干拓については、これはまた先に延ばして、合併特例債の活用についてお尋ねいたします。

合併特例債は当初、柳川市の合併後10年間に限って活用可能として274億円提示されていましたが、その活用額については、半分の137億円を活用することになっていました。しかし、平成23年の東日本大震災の発生を受けて合併特例債の活用期間が5年間延長され、平成31年まで活用できるようになり、柳川市においては合併特例債全額を活用してクリーンセンター、火葬場や庁舎統合に活用することで合意ができていました。その後の活用状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

財政課長（島添守男君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

平成17年の合併以降、平成28年までの間に活用した合併特例債を、その主なものとしては、道路整備関係に5,083,500千円、区画整理事業に3,879,600千円、市内用排水路整備関係に1,963,100千円、学校整備事業に1,848,000千円、柳川駅周辺地区整備事業に1,318,600千円などございまして、まちづくり振興基金の積み立て財源に活用した2,345,500千円を除いて、合計で17,302,800千円というふうになっております。

平成29年度以降においても、大変有利な財源であります合併特例債を財源として事業を行うこととしておりましたが、東日本大震災、熊本地震等の大規模災害により事業計画に影響が出ており、クリーンセンター、庁舎統合について、合併特例債活用期間での事業完了が難しくなっております。

事業期間のおくれにより、平成32年度以降に事業を行うことで、合併特例債が使えなくなった部分につきましては、ほかの有利な地方債や基金等の活用を検討しており、事業の財源の調整を行うために、先ほどの諸議員の御質問にもお答えしましたとおり、中期財政計画の精査を行っているところでございます。

以上です。

議長（田中雅美君）

伊藤議員に申し上げます。

残り時間があと1分になっておりますので、簡潔にまとめてください。

19番（伊藤法博君）

いろいろ今、クリーンセンターとか庁舎統合に使えないというようなことがさきの質問でもありましたが、やはり何事も長期的な見通しのもとに個々の事業計画を立案し、実行に移していけば、無理、無駄のない市政運営ができると思います。

今後、長期的視野に立って市政のかじ取りをお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時10分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、1番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

1番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

1番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

午前中の伊藤議員の質問での答弁でもありましたように、柳川市では1市2町が合併後、毎年判で押したように、ほぼ700人ずつ人口が減り続けております。このまま続いたら一体どうなるのか、不安が募るばかりであります。

少子・高齢化が進み、高齢者施設の建物があちこちに建てられております。一方で、病院が消え、食べ物店が消えて、活気さが失せていく現状にあります。そんな中で、16日には有明海沿岸道路が開通して、大牟田、みやま、柳川、大川の4市が直結をしました。果たしてこの開通が柳川市の景気をどう変えていくのか、非常に気になるところであります。この開通が単なる通過点になってはいけないと思います。執行と議員が両輪となって、知恵を出し合い、ともに汗を流して頑張っていきたいと思っている一人でもあります。

さて、私は今回の質問で、保育園の安全対策は、ボランティア受付が1カ所だけとは、旧佐賀線道路はどうなる、庁舎等の雨漏り目立つがの4点について通告させていただいております。

あとは自席にて一問一答で質問をいたします。議長のお取り計らいをよろしく願いしまして、壇上からは終わります。ありがとうございました。

1番（矢ヶ部広巳君）続

あらかじめお断りをしておきますが、当初は幼稚園・保育園の安全対策はと通告をしておりましたが、幼稚園は所管が県ということでありますので、幼稚園は外しまして、保育園の安全対策はについて質問をさせていただきます。

まず最初に、全ての保育園で監視カメラ、防犯カメラは設置されているか、また、設置されていない保育園は何カ所あるか、防犯上、園の名前は伏せて答弁をお願いします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

矢ヶ部議員御質問の1番目、保育園の安全対策についてお答え申し上げます。

子育て支援課からは、市内の保育園19園の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、防犯用の監視カメラの設置についてでございますが、19の保育園中、現在10カ所の園で設置をされていますので、未設置の園は9カ所となっております。

しかしながら、6月に補正予算でお願いし議決をいただきましたので、現在、未設置の5

カ所の保育園が国の補助事業を活用し、防犯対策強化事業として今年度中に監視カメラの整備を予定されております。

なお、未設置の4カ所の保育園につきましては、今後同様に補助事業を活用して設置するよう検討されるということでございます。

以上でございます。

1番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁によりますと、19カ所のうち10カ所が今ついておると、そして5カ所はもう既に補正予算でつくようになっておると。あと残りの4カ所の未設置については、今後、国の補助を考えながらやっていくと、そういうことで理解していいですね。はい、ありがとうございます。ありがとうございました。

次に、平成28年度、それから29年度で園の被害状況を把握されてはいますか、お答えをお願いいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

保育園での被害状況を把握されているかという御質問でございますが、平成26年度に1件の報告がございました。平成27年度、平成28年度は被害の報告はございませんでした。平成29年度についても、現在のところ報告はございません。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

26年度が1件ありましたと、27年度以降はありませんと。ある保護者の方が、保育園で定められた駐車場に車をきちっとロックした上で子供さんを迎えに行かれ、車に戻られたほんのわずかのすきに車の窓ガラスが割られ、金品の盗難に遭った、そんな事件があっていると耳にいたしました。もしやあしたの緒方議員の質問との関連もあるかもしれませんが、そのことは把握されてはいますか。把握されていたら、その後、市として対応をどうされたか、伺います。

子育て支援課長（乗富由美子君）

車内盗難、車のガラスを割られたという被害につきましては、平成26年に報告があったもので、11月下旬の夕方5時半過ぎの薄暗い中で子供をお迎えに来られたときのことかと思われます。そのときの対応といたしましては、まず保育園が警察に通報し、防犯カメラの録画映像を提供されました。警察に対して捜査協力を行ったということでございました。あわせて、引き続き現在も警察の巡回強化、無断駐車に対する注意強化も実施されています。

しかし、犯人特定には至らず、園として保護者に状況説明をし、注意喚起を行ったということでございます。

また本市といたしましては、月1回開催しております保育園の園長会におきまして随時注意喚起等を行っております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

今の報告では、26年11月下旬の夕方ごろそういう事件がっておりますということです。今、29年9月ですから、ほぼ3年になるわけではありますが、さらには、その同じ保育園で先生を電話で呼び出されたり、あるいは長時間の無言電話、嫌がらせ電話といいますが、今もあっていると聞いております。

そこで、先生たちが非常に気持ちが悪いと気をもんであるそうですが、どうでしょうか、お答えをお願いいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

無言電話等のことにつきましては、市に対しまして詳しい報告は上げられておりませんが、保育園としては警察に相談をして対策をされているということをお聞きしております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

市としては把握をしとらんけれども、園が直接、警察と打ち合わせをして報告はされておるということであります。

特に、人通りの比較的小さい園の裏通りでの不審者対策が課題と思われませんが、これについてお答えをお願いいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

不審者対策が課題ではという御指摘でございます。

矢ヶ部議員がおっしゃるとおり、不審者対策は重要な課題と捉えております。近年、社会福祉施設等における凶悪事件が発生していることは議員御承知のとおりだと思います。保育園においても不審者対策の強化を図ることは当然取り組むべき課題であるとともに、ますますその重要性を増しているのが現状でございます。

そのため、本市といたしましても不審者対策強化について、保育園に対して通知を行い、保育園の防犯のための施設整備、不審者対策マニュアル整備などに取り組んでいただいているところでございます。

裏通りに面したところが特に課題とのことですが、先ほども申し上げましたように、国の補助事業を活用し、防犯対策強化事業として監視カメラを整備される予定です。さらに今回、4カ所の保育園が防犯用インターホンつきの門、フェンスを整備される予定です。また、各保育園では職員に対して不測の事態に備えるための防犯研修、防犯訓練についても着実に行われております。

今後子供たちが安全・安心に通園ができますよう、保育園とともに、保護者に対して防犯についての注意喚起を行いながら、不審者対策、防犯対策に努めていきたいと考えており

ます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

これは答弁を求めませんが、防犯対策上、不審者対策ということで、どこの学校でも地域の皆さんがボランティアで子供を守りたいということで、今ずっと立ってもらっています。非常にありがたいことでもあります。

先日の9月7日には、柳川市内のある中学校の女の生徒さんが不審者から殴られたと、そういう事件も発生しているということをお聞きしております。幼稚園、保育園に限らず、小・中学校での防犯対策の強化についても改めてお願いをしまして、この項の質問を終わります。ありがとうございました。

次に行きます。

2つ目の項であります。ボランティア受付箇所が1カ所だけとはということでもあります。

九州北部豪雨災害支援ボランティアのために、朝倉、杷木へ柳川市からも多くの参加者があったと聞いております。猛暑の中に参加された皆さんに心から感謝と敬意を表します。本当にお疲れさまでございました。

そこで、市が把握されている今回のボランティア参加者の数を教えてください。

福祉課長（平田敬介君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

市で把握しているボランティアの参加者数は、9月9日現在で延べ136人でございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ただいま136人、9月現在だと報告を受けましたが、その136人の中には柳川市の社協を通さずに直接被災地へ行かれた方の数も入っておりますでしょうか、どうでしょうか、お答えください。

福祉課長（平田敬介君）

ただいま申し上げました数字は、市と社会福祉協議会共催で7月22日から運行している災害支援ボランティアバスに申し込まれて、このバスで一緒に行った人数でございます。したがって、直接現地に行かれた人数は入っておりません。ただ、ある程度推測する資料としましては、社会福祉協議会を窓口として加入するボランティア保険というのがございますので、その加入者数が参考になるかと思っております。

この保険の加入者数で申しますと、今年度に災害ボランティア向けの保険に加入された方が本日までに221人おられるというふうにお聞きしましたので、延べ人数はもっと多くなると思っておりますが、この人数が大体柳川市で今回のボランティアに行かれた実人数に近いのではないかなというふうにお聞きしております。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

221人から136人引きますと85人ですかね、つまり85人は直接行かれたと大体思って間違いないですね。私も知っておりますが、親子連れとか、あるいは職場の方とか直接行かれておられる方も一応知っておりますが、ほぼ柳川から大体220人ぐらいの人が行かれたと把握しているです。

それでは、ボランティアバスでの被災地支援の問い合わせは、水の郷内電話は72局の5347、柳川市社会福祉協議会と市民に周知をされております。ボランティアに行かれた経験のある方は別であります、そうでないお方は、大体が市役所へ電話をされます。その方も市役所へ電話されたそうでもあります。そしたら、事務的に、あ、それは水の郷さんに電話してやりよるち、それは社会福祉協議会が担当たんもち言われたそうでもあります。そこで電話された方が、やっぱりかちんとこられるわけですよ。かんかんになって私のところに電話をされました。あつあんの名前ば教えくれんかんもち、あなつあんはどこの市役所に出したかんも、大和庁舎かんも、三橋かんも、本庁舎かんも、いや、ちょっとそれは言われんたんもちで言われました。だから、どこに行かれたかは 電話されたそうですが、どこに電話されたか、それはわかりませんが、なしけんですね、水の郷だけしかでけんのか、何で遠いところの水の郷まで行かやんか、何で社会福祉協議会かち。みんなやっぱりこういう問題は全部市役所ち思って、さっと電話するわけですよ。そういうことで、せっかくの市民の温かい奉仕の精神に水を差した結果になつとやなかるうかと、私はそう思うわけであります。

さらに言いますと、職員の皆さんは市に非常に詳しいし、あるいは1市2町が合併して12年もなるけん、もう大和町の人も、三橋町の人ば詳しいか、三橋町のほうは大和町も詳しくかて思われておりますけれども、一般市民は非常に地理に不安なんですよ。水の郷に行つても、水の郷ちはどこかんと、中にはこの近々のうちに柳川市に転入された方もおられるわけですから、そういう方もおられるということをお頭に置きながら、やっぱり市の皆さんは対応していただきたいと思っておりますが、どうぞございましょうか。

福祉課長（平田敬介君）

今回の災害支援ボランティアバスの申し込みは、社協を窓口として取りまとめて、事前に朝倉のボランティアセンターに団体申し込みをしているところです。しかしながら、共催で実施をしておりますので、おっしゃるとおり、市役所の各庁舎でも申し込みを受け付けられるよう配慮しておけばよかつたなというふうに思っております。

今後もまだ運行しますので、市に申込書をお持ちになりましたら、社協へファクスで送るなど親切丁寧な対応に努めてまいりたいと思っております。

なお、ボランティア保険にまだ加入されていない場合は、これは必ず加入していただく必要がありますので、その場合は社協が窓口でございます。そのときは水の郷の社協にあるボ

ランティアセンターの窓口で加入をお願いしたいと思います。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

よろしく御配慮方お願いをいたします。これでこの項は終わります。

次に、3番目の旧佐賀線道路、これはどうなるかという問題であります。私は過去、平成26年6月の議会と、その後28年12月議会でも質問をさせていただきました。ところが、一向に進まないというのが現実であります。ネックとなっている県道久留米柳川線の接道部分の協議は、その後どうなったかについてお答えをお願いいたします。

都市計画課長（高須 亨君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

県道久留米柳川線との接道部分につきましては、昨年12月の議会の中でも答弁させていただきましたけれども、市道のつけかえの工事が必要となります。現在のところ、この市道のつけかえに係ります関係地権者との協議が調っておりませんが、引き続き福岡県と協議を行っているところでございます。

今後は関係者との協議を重ねまして、一日でも早い事業完了を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

前回の答弁と全く同じでございます。つまり全く進んでいないと、なかなか先が見えない状況になっているということではないかと思えます。

もしもこの接道部分の協議がうまくいかなかった場合、これはどうなるか、そしてそれに対して市は今後どう対応されるのか。今のまま 犬の散歩になつとるわけ、あそこの道路が。もったいないですよ。そういうことで、所見をお願いいたします。

都市計画課長（高須 亨君）

先ほど申し上げましたとおり、現在、一日でも早い全線供用開始を目指して福岡県とともに協議を行っているところでございます。この道路は地域の生活環境の向上に寄与する大切な道路でありまして、地元の期待が大きいことは本市といたしましても十分に認識しているところでございます。

今後も関係者との協議を重ねまして、一日でも早くこの道路を地域の皆様を初め、多くの人に利用していただきますために、福岡県とともに、先頭に立って全力で取り組んでまいりたいというふうに現在のところ考えているところでございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

先ほども壇上で言いましたように、一番東のほうは、磯鳥のところは9月16日に有明海沿

岸道路が開通します。ところが、こっちは開通しないということになりますと、非常に無駄というのが顕著にあらわれてくるわけでありますが、一日も早い供用開始をお願いして、この項は終わります。

最後になります。庁舎等の雨漏り目立つがということに入っていきたいと思います。

柳川市民体育館について伺います。

この雨漏り修理については、さきの6月議会で補正予算が可決されております。予算がついたら早目に着手していただきたいと思いますが、きのうの立花議員への答弁と重なりますが、さらにお願いをいたします。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

市民体育館の防水補修事業の進捗状況について御説明申し上げます。

市民体育館の補修工事を実施するに当たりまして、工事期間は比較的大きなスポーツ大会が少ない冬場に実施することにいたしておりました。現在、設計監理業者を選定いたしまして設計業務を行っているところでございます。設計図書の完成は10月を予定しております。その後、施工業者の選定に向けました手続を行いまして、入札は12月となる見込みでございます。着工は1月の予定で、工事期間は2カ月程度を見込んでおります。今年度中の事業の完了を目指しておるところでございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

今、入札が12月と言われましたが、せんだって文化会館がああいうふうな状況で、すんなり12月に応札ができればいいですけれども、そういうこともひとつ考えた上で今後進めてもらいたいと思います。

それでは最後になりますが、本庁舎の東別館2階の天井には雨漏り跡のしみがいっぱいいております。さらには、今でも雨漏りしておりまして、雨がちょっとでも降ればバケツをすけておかやんと、そういう見苦しい状況にあります。いかに把握されているのか、今後どう対応されるのか、お答えをお願いいたします。

財政課長（島添守男君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

柳川庁舎の東別館の雨漏りについて、専門業者と原因を探りましたところ、別館の屋上部分に設置している空調用の冷却塔、これが原因であることがわかりました。この冷却塔は平成13年度から14年度にかけて行った柳川庁舎の空調設備の更新の際に新たに設置した設備ですが、この冷却塔の重みが原因で雨漏りを引き起こしている模様です。この対策として防水工事が必要なのですが、冷却塔を一度撤去しなければ工事ができないため、柳川庁舎の改修の際にこの空調設備の再更新と防水工事をあわせて実施する予定でございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

平成13年度、平成14年度にもわかった。つまり、合併前からそういう状況であったということであるようでございます。よかったら一日も早く、やっぱり今特に、今までは東別館は余り利用なかったけれども、支援になつとるちゅう金が出るときの手続のところは今別館になっておりますから、それを見て市民が、うわ、これは柳川市はというような状況でありますから、そういうところも勘案されて、今後よろしく願いしておきたいと思えます。

これで私は終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1 時27分 休憩

午後 1 時38分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、16番藤丸正勝議員の発言を許します。

16番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんこんにちは。16番藤丸正勝でございます。今日は、佐賀空港オスプレイ配備計画について市長の見解をお伺いいたします。

国土防衛という名のもとに、政府が県や地方自治体を強権的に何でも抑え込もうとすることは許されるものではありません。佐賀空港へ配備予定の欠陥機オスプレイは、試作段階で4度の墜落事故を起こし、正式な配備後でも4回の重大な事故を起こしており、計8回の墜落事故で36名の死亡が当時確認されております。当時のオスプレイは未亡人製造機と言われたそうでございます。この1年間に多くのオスプレイの事故が頻発している問題で、金子市長にオスプレイは安全と思っておられるか、お聞きしたいと思います。

柳川市民の安全・安心、このような危険なオスプレイを柳川市内上空へ金子市長は受け入れられますか。仮の話はされないの、佐賀県及び佐賀県議会自民党が佐賀空港オスプレイ配備受け入れ容認の報道がありましたので、金子市長は佐賀空港オスプレイ受け入れを佐賀県と同調し容認されたときは、柳川市民の安全確保はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

次に、佐賀空港米軍使用についてであります。

2015年、当時の中谷防衛大臣は、佐賀空港へのアメリカ海兵隊普天間基地からの訓練移転は取り下げると明言されましたが、安倍総理は舌の根も乾かぬうちに、2016年10月13日の衆議院予算委員会で米軍オスプレイ訓練の一部を佐賀で行うと答弁されましたので、質問をいたします。私は、近い将来には佐賀空港に米軍は必ず来るのではないかと考えております。

そこで、政府、防衛省の見解はどうであったか、お尋ねをいたします。

佐賀空港オスプレイ配備計画は、唐突に佐賀空港へオスプレイ17機、自衛隊目達原基地よりヘリコプター50機、自衛隊員700名から800名が御案内のとおりであります。陸上自衛隊及び沖縄普天間基地より米軍の配備計画が報道され、その後、九州防衛局の説明では、その間いろいろな説明がありましたけれども、2019年より佐賀空港にオスプレイ配備予定の説明がありましたが、先月8月5日にオーストラリア沖のオスプレイの墜落事故、死亡者3名の報道があり、佐賀県は九州防衛局へ原因究明の要請をしている中に、8月21日に、2019年度には佐賀県へのオスプレイ受け入れが困難になったとして暫定的に国内の別の場所にオスプレイ配備することが検討され、佐賀空港への配備計画は受け入れ整備完了までの一時的な措置と考えられます。

しかしながら、オスプレイ配備計画予定地を保有する佐賀県有明海漁協には反対の声が根強くあり、それでも佐賀県議会自民党は7月に受け入れ容認を決議、山口佐賀県知事も受け入れ容認との発言がありましたが、先月の8月5日のオスプレイ墜落事故を受け、原因究明までは受け入れの最終判断はしないとされておりまして。

そこで、平成25年11月11日に佐賀空港に伴う環境保全に係る合意書が佐賀県と成立している件について質問いたします。

佐賀県知事、佐賀県議会が受け入れ容認の発言をされた以上、佐賀県と環境保全に係る合意書を交わしている本市への理解を得るための合意書の中身についての協議等の打ち合わせはありましたでしょうか。

オスプレイ17機、ヘリコプター50機、1日60回の離着陸訓練、年間1万7,000回、これだけの離着陸訓練がある佐賀空港と最短4キロしか離れていない柳川市上空の平穏な町なかを縦横無尽に飛び交うオスプレイやヘリコプター、これで柳川市民の安全・安心が保たれるでしょうか。

金子市長は、オスプレイ配備の賛成、反対の意思表示は今のところされておりませんが、佐賀県山口知事や佐賀県議会自民党は受け入れ容認の発言をされています。佐賀県と柳川市は環境保全に係る合意書を交わしていますが、佐賀県は柳川市の理解と合意を得ることが大事ではありませんか。

続きまして、理解や合意をするには、柳川市より27年11月4日の、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する要望書（4項目）が山口県知事へ金子市長名で提出されてありますが、この要望書は柳川市民にとり重要な要望であり、佐賀県や佐賀県議会がオスプレイ受け入れを表明されてからの協議というのは一円の価値もありません。この要望書が絵に描いた餅にならないように、本市から早く強い気持ちで協議の場を設定する必要がありませんでしょうか、お聞きいたします。

佐賀空港オスプレイ配備計画で当初106億円計上され、まだ一円も支出されないまま3年

が過ぎ、28年度の予算30億円もまだ執行されていないまま、平成29年度、今後、地元の理解が得られた場合は、用地取得費や次に進むための予算としているようですが、平成30年度も用地取得費、土地造成費など関連経費30億円を計上する方針が示されております。

今後、政府は、佐賀空港オスプレイ配備計画が2019年度からの配備が困難と見て、暫定的に陸上自衛隊の別の場所に配備する検討に入ったと報道があり、これはオスプレイ反対派に一時的に目先を変えた政府の考えではないだろうかと思っております。政府の考えでは、あくまでも佐賀空港が恒久的なオスプレイ配備先であることには変わりはないと、政府は先月8月21日に明らかにしております。政府、防衛省は、どうしても佐賀空港受け入れを成功させたいという気持ちであると思えます。

ほかの詳細な説明は自席のほうで、また質問をいたしたいと思えます。

16番（藤丸正勝君）続

先ほど壇上で説明をいたしましたけれども、市長にお聞きいたしますけど、この市民の安全はどのように考えておりますかということでございます。欠陥オスプレイを、佐賀県自民党は佐賀空港への受け入れ容認との報道があり、金子市長も当然、私は容認するだろうと思っております。そうすると、柳川市の上空は危険地帯となり、市長は市民の安全をどのように考えておられるか、お伺いいたします。

市長（金子健次君）

佐賀空港の配備について、冒頭、演壇での質問の中に佐賀県、佐賀県議会、恐らく佐賀市議会も自民党市議団、県議団同調してありますので、市長も同調するであろうと私は思いますと、藤丸議員の考え方については、ちょっと否定をしておきたいというふうに思います。

まだ私は、佐賀空港に対する配備について賛成するとか反対するとかという意見については、まだ固めておりません。今の時期については慎重に対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、そのことについてお話ししたいと思います。

昨年12月の沖縄県名護市での不時着水事故に続いて、本年8月5日のオーストラリアでの事故がありました。また、本年6月に沖縄県米軍伊江島補助飛行場と鹿児島県奄美空港に、さらに8月29日には大分空港に緊急着陸している状況を鑑みますと、私自身、これらの事故等についての原因究明と防衛省の説明が不可欠であるというふうに考えております。今後、国からの情報提供や説明を受けて、オスプレイの安全性について再度確認、検討を行いたいと考えております。

また、9月1日に佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する本市の論点整理としてまとめましたが、これらは素案を7月7日に公表し、8月7日までのパブコメを踏まえて作成したものであります。市民の皆さんからの意見はトータル的には38件いただきましたが、大多数の方々がオスプレイの安全性について不安視する内容でありました。このことも含めて、9月4日には九州防衛局と佐賀県へ本市の論点整理について説明報告し、今後の情報共有と

必要な説明等を求めているところでもございます。

したがいまして、柳川市民の安全確保について考えたときに、私自身、先ほど申し上げましたが、オスプレイの安全性について懸念をしております。特に私は大分空港での機体から白煙や炎のあの姿を見たときに本当に不安視し、また安全性についても懸念をしているところでもございます。

けさの新聞では、沖縄の関係についてはパイロットの操縦ミスという形で報道がなされておりますけれども、それが逆にオスプレイは安全ですよというふうなことは私は一概に言えないというふうに私は考えておりますし、オスプレイの安全性については、これからも十分、防衛省や関係当局からの話をお聞きしたいというふうに考えておるところでございます。安全性が担保されない以上は、私は柳川市についての賛成はしかねるという考え方です。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

今のところ、オスプレイ容認は否定したということでございますけれども、私は、市長が佐賀県と同じく、もう容認すると言われるだろうと思って、後の質問は考えておりませんでした、容認したら、もう何も質問することがないからですね。

そういうことで、安全性が確保されるまでは市長としては判断をしないということでございます。

それで、先ほど事故のことで昨年12月に沖縄で着水、それから29年6月には沖縄、鹿児島で緊急着陸、大分で緊急着陸したということで、安全性について、市長はこれだけ1年間にいろんな事故があっているのに安全と思われるわけですか。市長としての具体的な安全性を考えるとということで私ちょっと質問したと思いますけど、具体的な市長の答えがなかったと思いますので、そのところをよろしく願いいたします。

市民部長（石橋正次君）

議員の質問におかれましては、私のほうでお答えをさせていただきたいと思っております。

オスプレイの安全性につきましては、8月5日のオーストラリアでの事故及びたび重なる緊急着陸について、論点整理の中で新たに課題や確認、検討項目といたしまして取り上げたところでございます。

オーストラリアでの事故における8月11日の防衛省の評価は、防衛省の知見に照らして合理的な措置がとられていると見られ、米軍がMV22オスプレイの安全な飛行は可能であると説明していることは理解できるとしているものの、本市といたしましては、現状においては市民の不安が十分に払拭されたとはまでは言えないとして論点整理をしているところでございます。

したがいまして、懸念の払拭ができていないものとして整理した論点につきましては、今後とも九州防衛局と協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

大分、やっぱり矛盾した回答だなと私は思いますけど、市長の答弁によりますと、安全性についてはまだ懸念があると。それと本市の、柳川市の判断と市長の判断としては、それは慎重にいきたいということでございますけど、今、部長の答弁によりますと、オスプレイは安全な飛行で理解ができるということを言われましたけれども、これはちょっと矛盾しとるんじゃないかと私は思っているんで、ちょっと待って。そいけん、安全な飛行という根拠を私はちょっとお聞きしたいと思えますけど。

市民部長（石橋正次君）

先ほどの私の言い方がちょっとわかりにくかったなと思っているところでございます。

MVオスプレイの安全な飛行は可能であると説明していることは理解できるというのは、防衛省の考え方でございます。それで、防衛省の考え方としては米軍の説明に対して可能であると、理解できるということと言われておりますけれども、柳川市としては市民の不安が十分に払拭されたものではないというふうなことで論点整理をまとめているということでございます。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

先ほどの答弁は、だったら防衛省が言ったのをそのまま今言われたわけですかね。防衛省としては、こういうふうな安全であるということ。しかし、市長としては、これには懸念があるということで、そしたら矛盾はしないと、聞いたほうはですね。さっきの答弁ではどうもかみ合わないから、ちょっと私も聞いたところでございます。

また先ほど、去年12月の沖縄での事故はパイロットのミスということを言われたけど、アメリカでもう十何年もオスプレイが動いている。その中で訓練をしてきたパイロットがそういう事故を起こしたということは、佐賀空港へもしオスプレイを配備することが決まったら、今度陸上自衛隊のパイロットが操縦をするわけですね。そうした場合、アメリカで十分訓練しながらオスプレイを操縦したパイロットがこういう、もういろんなところで事故を起こしておると。そうした場合に、陸上自衛隊のパイロットが難しいオスプレイを操縦した場合を考えると、私もほんのうて恐ろしくなるわけですよ。もうこういうオスプレイが柳川市内上空、有明海等を飛行した場合、やはり未熟な操縦をされた場合、もし有明海とか住宅地に起きた場合の考え、対策なんかは考えておられますか。

市民部長（石橋正次君）

議員のほうから、自衛隊のほうでオスプレイを運転したときには非常に不安ではないかという御指摘でございます。

当然、私どももそういった意味では、今回の事故等については非常に続いておりますので

懸念をしているところでございますので、そういった分については十分防衛省のほうにも求めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

16番（藤丸正勝君）

そういう事故が起きたときの対策などは防衛省のほうと話し合うと言われるけど、やはりもう長くない時間に受け入れができるんじゃないかなろうかと思っておるわけですよ。

そうした場合、それぐらいの対策としては何か考えておられないかなということ、もう一度お聞きいたします。もうチームリーダー長はしっかり今まで交渉してきておらすけんが、あなたあたりでも大体そういう具体的な対策なんかは考えていないですか。

副市長（成松 宏君）

部長が今説明しましたとおり、今はまだ安全面について、その確認ということで防衛省のほうと話をさせていただいているところでございます。具体的に落ちたことを想定しての準備と申しますか、方策について、市のほうではまだ検討をさせていただいておりません。申しわけございません。

16番（藤丸正勝君）

いや、もうやはり有明海とかに落ちた場合は、有明海はノリ養殖業者の皆さんが有明海全体で300億円以上の水揚げを上げているノリ業者さんたちがおられる。一度落ちたらノリがしまえるというようなことを考えると、やはりそういう対策も、あってはならないことですが、やっぱりそこまでもう一回考えて対策をしてもらいたいと思ひます。

そういうことで、ちょっとこれは今現在、三橋町、柳川市上空を目達原から健軍とか高遊原に行っているんじゃないかなろうかというへりが、毎日毎日朝夕飛ぶんですね。あれはルートが決まっているわけですか、それとも有視界飛行でやっているんですか。今後、佐賀空港へ配備された場合は、今までの説明では佐賀空港から大中島、久留米インター、八女インター、南関インターというような航路、それと有明海の航路ということで説明を受けておりますけれども、非常に今、三橋、特にうちの上なんかはよく飛ぶから、よくわかりますけど、武田課長、1回私はどういうことでこういう航路を設定してあるかお聞きしたことがあるんですけど、防衛省に聞かれたですか。ちょっとお願ひします。

生活環境課長（武田真治君）

藤丸議員の御質問にお答えいたします。

そういうお話が藤丸議員のほうからありましたので、防衛局のほうに問い合わせをしたところ、目達原基地から熊本方面の基地、演習場とかに向かう場合、幹線道路や河川を目標として、八女インターチェンジなどの位置通報点を經由して演習場へ向かうと。しかしながら、実際の有視界方式による飛行ではパイロットの判断に委ねられるため、飛行経路は定まっていけないという説明でございました。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

ということは、先ほど言ったように、通過点、基地は決まっているけど、有視界飛行だからパイロットに任せて今飛んでいるというわけですね。そうですね。

生活環境課長（武田真治君）

はい、パイロットの判断に委ねられているというところでございます。

16番（藤丸正勝君）

といたしますと、佐賀空港にオスプレイ、ヘリコプターが配備された場合は、もう100%有視界飛行で操縦するというので私は一応受けとっております。

そういうことで、安全面については、市長、今からでも、やはり近い将来、こういう受け入れがあった場合は、事故対策ということをしっかり考えてもらいたいと、そういうふうに思っております。

それでは、次の米軍の佐賀空港利用についてお聞きいたします。

いろいろ防衛省から佐賀空港米軍利用についてはお話を聞いておりますが、全くやっぱり政府の言うことは信用できないところが、もう矛盾だらけというか、その場しのぎの苦しい回答をしてあるように私は思っております。

沖縄の負担を全国で分かち合う考えで、ほかの空港と横並びの中で佐賀空港の活用も考慮させていただきたいというようなことを言っているかと思うと、いや、もう佐賀空港は使用しないというような、どちらが本当か全く信用していいかわからない答弁でございますので、この佐賀空港利用についてはどういうふうに考えておられますか。

市民部長（石橋正次君）

議員のおっしゃられた分と少し重複することがあるかと思いますが、私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

防衛省のこれまでの説明を申し上げたいと思います。

普天間飛行場配置の米軍オスプレイにつきましては、辺野古に移駐をすると、代替施設の工事を今進めておるところでございます。佐賀空港にそのまま移駐をするということはないということでございます。政府としては、先ほど議員のほうからもおっしゃいましたが、沖縄の負担を全国で分かち合うべきとの考えに基づいて、全国のほかの空港と横並びの中で佐賀空港の活用も考慮させていただきたいとの考えでございます。

また、佐賀県への説明におきましては、当時の武田防衛副大臣は「普天間基地が佐賀空港に移転することは決してございません」と否定をされており、当時の中谷防衛大臣も、「普天間基地から佐賀へ暫定的な移駐ということは全く考えていない」と明確に否定をされているところでございます。加えまして、中谷防衛大臣は「米海兵隊の利用につきましては、自衛隊の配備、移駐とは切り離して、要請を取り下げる」と説明をされておられました。

さらに、平成28年7月、佐賀県有明海漁協から九州防衛局への米軍の佐賀空港利用に関する

る質問に対しましては、防衛省からは「米軍オスプレイを佐賀空港に移駐することは考えていない」という回答がなされております。

アメリカ海兵隊の訓練に関しまして、平成28年6月、福岡県と本市合同の照会事項に対する防衛省回答におきましては、訓練でございますけれども、「米軍の運用上の要件や実際に訓練を行う場所など、米軍オスプレイの訓練移転等の具体的内容については、米軍とも相談しながら検討しているところでありまして、具体的な予定が決まっているわけではありません。したがって、今後、具体的内容が取りまとまれば、必要に応じ、関係する都道府県等に対して丁寧に御説明したいと考えております」との回答がっております。

米軍の佐賀空港利用につきましては、本市論点整理といたしましては、「佐賀空港が米軍基地化する、あるいは米軍が恒常的に佐賀空港を利用することはない」と確認し、「現時点で米海兵隊の訓練が佐賀空港で実施される予定はない」ことを確認しているということでございます。

移駐につきましては、明確に国のほうで否定をされているということです。

それから、アメリカの訓練につきましては、今のところ検討中であるというふうな表現をされているところでございます。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

今の説明では、アメリカ軍は佐賀空港へ移駐はしないけど、訓練はすると私は受け取りました。

そういうことで、本当もう理解しにくい言葉でいろいろ防衛省は回答しておりますので、米軍が恒常的に佐賀空港を利用することはないということは、時々、たまには利用するということにもとれるわけですね。絶対しないという回答じゃないわけですね。私はそういうふうに受け取っております。

そこでまた矛盾することは、武田防衛副大臣は、佐賀県のほうに移駐は全くしないと、それと27年10月29日、アメリカ海兵隊の利用については取り下げると。ただし、佐賀空港の活用も考慮させてもらおうと、こういう発言をされておるわけですね。

それから、28年7月、佐賀県有明海漁連から米軍の佐賀空港利用に関する質問に、米軍オスプレイを佐賀空港に移駐する考えはないと、こう言われておるですね、防衛省は。

そこで、もう有明海漁連には28年7月、そして安倍総理は28年10月13日、米軍オスプレイ訓練の一部を佐賀空港で行うと、こういう答弁をされているんですね。これを確認してください。これは間違いのないと思いますけど、もうこういう、防衛省はしない、しかし一国の総理大臣は米軍のオスプレイ訓練を佐賀空港で行うと、こういうふうに答弁されておるから、私はこういう論点整理の中で、やはりこういういいことばかり論点整理ではしてあるけど、こういうこともやはり入れるべきじゃないかと、またそういうふうに思っております。

そういう私は矛盾した答えが出ている以上、チームリーダー長として、こういう論点整理の中心でやられたんだと思うんですよ。この私の意見をどういうふうに思いますか。

副市長（成松 宏君）

ただいまの政府の発言の矛盾ですよ。安倍首相が佐賀で考えていると国会で発言されたということでございます。おっしゃるように、そこは佐賀県のほうでも非常に重要な大きな話となりまして、その後に菅官房長官のほうが首相に確認したという内容は出ております。首相に確認したところ、全国横並びで検討するということの中で佐賀というのもあるという一例だということで、一応否定はされているというふうに聞いています。この件につきましては、佐賀県のほうでもしっかりと確認をしていくというふうに聞いているところでございます。政府のほうとしては、首相の発言は佐賀で検討しているというのは一応否定しているというところでございます。

だから、全体を通して見ると、今言えるのは、佐賀も全国横並びで検討をされるということなので、絶対来ませんということではないというところは議員のおっしゃるとおりだと思います。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

今の副市長の答弁でございますけど、やっぱりそういうふうな答弁を論点整理の中にも入れるべきではないかと私は思っております。いいことばかり書かんたっちゃ、こういう批判をされるようなことも、やっぱり事実は事実として載せてもらいたいというように思います。

ほかに質問がされんごとなるけんがら、今度は飛ばしまして環境保全に係る合意書の件でちょっとお聞きしたいと思います。

こういう佐賀県との環境保全に係る合意書、この内容というのは、受け入れをした場合はどこをどのように変更したらいいと思っておられますか。一番大事なのは、合意書の中の第4条、第8条ですね。読み上げるといいけど、ちょっと読み上げてもらうたらよかったばってんですね。

変更時の協議ですね。合意書の中の第4条、本合意書を締結後、次の各号のいずれかに該当するときは、乙（佐賀県）は直ちに甲（柳川市）に報告し、誠意をもって協議を行うものとする。1、空港用途を変更するとき。滑走路を延長するとき。3、航空機の飛行方式について変更案の連絡案が国土交通省よりあったとき。4番、本合意書締結後、定期航空機の計画便数、離着陸回数22回を超える便数となるときですね。それと第8条、本合意書に定める事項に疑義が生じた場合　これはオスプレイ配備のときはやっぱり疑義が生じたということでございます。または本合意書に定めない事項が生じた場合、柳川市と佐賀県が誠意をもってその都度協議を行うものとするこの第4条、第8条のうち、合意書をどのように変え

るつもりか、今考えておられますか。

市民部長（石橋正次君）

議員の質問にお答えをさせていただきます。

佐賀空港における航空機の運行に伴う環境保全に係る合意書につきましては、今後、佐賀空港の運用について変更がある場合においては、本合意書を変更すべきなのか、または内容によっては新たに合意書を締結すべきなのかということで、またいろいろ違ってくるかなと思っておりますので、そういった意味を込めて、いろんなケースについて検討を今後していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

ということは、今のところ、まだ合意書の中身を変えるというか、まず考えがないと、その話し合いをまだやっていないということで、私は、もうこれは具体的にオスプレイ17機、ヘリコプター50機、着陸回数が1日60回、1年間に1万7,000回と、そういうことが具体的に出了以上は、やはり合意書の中身も早く検討しながら佐賀県と議論しなければ、もう遅くなると思うんですよ。これが、やはりさきに言いましたように、受け入れた後には何の話もならない。ただ、もうこういふこととお願いしますと佐賀県から来た場合は、それにめくら判を打つか、もうわかりました。柳川市の意見は、我々はこうして考えておりますということで、合意書の内容を早く私は煮詰めたもので話し合いをした方がいいと思いますけど、市長どういふふうに思いますか、早くやった方がいいと思いますけど。

市長（金子健次君）

冒頭申し上げましたように、佐賀空港に対してのオスプレイの同意については慎重に期したいという考え方を持っております。

そういう意味では、合意書の中身について触るといふことは私はしたくないと。これははっきり同意をするという段階において、その時点で着手すべきことではないかというふうに思っておりますので、今の段階で合意書の中身についてどうだこうだといふことは議論をしたくないというふうに思っております。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

いや、市長は合意書の中身をどうだこうだといふことを今言われましたけど、これは佐賀新聞の7月7日の記事なんですけど、県議会の言葉で、今回の要請を受け入れるに当たって、県の考えについて県民に丁寧に佐賀県は説明すると。特に公害防止協定の相手である佐賀県有明海漁協、佐賀県農業協同組合、佐賀市や佐賀県と環境保全に係る合意書を交わしている柳川市の理解を得ることということで、やはり佐賀県はこの合意書の中身を早く整理したいなというようなことで佐賀県としてはこういう文書を出しているんじゃないかなと思う

おりますけど、受け身じゃいかんと思うわけですよ。やはり佐賀県としては、柳川市の合意を得ることを考えているわけです、早く。だから、やはり合意した、容認してもう決まった後に市長はすると、合意書の中身を触るということをおっしゃっておりますけど、その前でも話し合いはできるんじゃないですか。私はそう思っておりますけど、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

何回も繰り返しますけれども、合意書の中身に触ることについては、私が柳川の市長として、柳川市として議会やいろんな方たちに同意を得た上じゃないと私は着手すべきじゃないというふうに思っていますので、その考え方は変わりません。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

私は、もう市長とは反対の意見でございます。私は、もう早く、受け入れができる前にある程度の、裏で打ち合わせはされているんじゃないと思うけど、そういうことはないと言われるんですけど、やはり早く合意書の内容は前に進んだ方がいいんじゃないかと私は思っております。

それから、平成27年11月4日、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する要望書（4項目）を佐賀県知事へ提出されていますが、本市から早く協議の場を設けたらいいんじゃないかと私は思っておりますけれども、市長はどう思っておられますか。

7月14日のこの要望書の内容ですね、これは古川前知事より、「この規定は、何もかも全てが決まってから、これで行きますよというものではないと理解している」と県知事は言っているんですね。何もかも決まってからじゃないと。合意の精神を踏まえた上で、柳川市と協議をする必要が出たときはしっかりやりたいということで、やはり佐賀県としては、この合意の精神をしっかりと持っていきたいと。

その4項目といたしまして、金子市長からは、自衛隊が導入予定のオスプレイ等の佐賀空港への配備に関しては、合意書第4条の規定に基づき誠意を持って柳川市と協議すること。

2、自衛隊が導入予定のオスプレイ配備の佐賀空港への配備の是非を判断するに当たっては、柳川市の意向を十分に踏まえることと市長言っているじゃないですか。オスプレイ配備の是非を判断するに当たっては、柳川市の意向を十分に踏まえると、当たり前のことですね。3番目に、柳川市に対し、自衛隊が導入予定のオスプレイ等の佐賀空港への配備に関する可能な限りの情報提供を行うとともに、国に対しても情報の提供を行うよう要請いたしますということで、やはり山口県知事にこういう文書を送られている。持ってありますか。（発言する者あり）どうかなと思って。これに関して、やっぱり市長がこれだけの要望書を出して、これは非常に柳川市民のためには大変重要な要望書でございます。もう私もこれを見て、ああ、やっぱり市長は前向きに考えて要望書を出しているということでございますので、この要望書に対する協議の場というのは設ける必要があると思っておりますけど、お考えはどうです

か。

副市長（成松 宏君）

ただいまの平成27年11月4日の佐賀県の山口知事に対しまして要請した件につきまして、これについては協議の場ということですが、今、現状は一つ一つ話をずっとさせていただいております。

1番目につきましては、柳川市との事前協議、先ほどの合意書第4条の関係、これについては、今現在は私どもはまだ正式な協議というのはその時期ではないというふうに思っており、まだ話は、先ほど来話してありますとおり事前協議はやっていない。

2番目の柳川市の意向を十分踏まえることにつきましては、今回の論点整理もしっかり私ども柳川市の論点として、こういうところが懸念があるんだということを佐賀県のほうにお伝えしています。柳川市の最終的なマル・バツとかじゃありませんけれども、現段階における柳川の問題点、それと柳川市民の意見、それをしっかりと伝えているところでございます。

3点目の情報の提供というのは、もうしっかりと綿密に、うちの課長同士も連絡を取り合っております。

4点目のILSの件につきましては、先日、佐賀県に行ったときも向こうのほうから、ILS頑張っているんですけどなかなか難しいんですという情報をいろいろと交換させていただいておりますので、現状におきましては今までのように一つ一つ対応をさせていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

16番（藤丸正勝君）

この要望書というのは、やっぱり中身が非常に重要なことですので、ぜひとも協議の場を早く持ってもらいたいと、そういうふうに思っております。

副市長にお聞きいたしますが、大体もう佐賀県が7月の時点で受け入れ容認ということで考えておりましたけれども、先月のオーストラリア沖の事故で山口県知事はちょっと原因究明まで待つということでしたけれども、副市長としては、もう大体9月議会で容認されると思っておったんじゃないんですか、どうですか。

副市長（成松 宏君）

以前、オーストラリアで事故が起こる前の動きを見ている中では、正直、ノリの時期前に何らかの方向性が出るかなというふうには個人的に思っていました。（「個人的にですか」と呼ぶ者あり）はい、個人的に。

ただ、現状は非常に厳しいなというふうに思っております。8月5日の話と大分の話があって、きょうの佐賀新聞なんかを見させていただいても、佐賀県は非常に全体を通しての安全面をもう一度確認するという話のように私は感じております。

以上です。

16番（藤丸正勝君）

なぜ副市長にこういうことを聞いたかといいますと、副市長は佐賀県庁に行かれて、佐賀県が9月にもオスプレイ配備計画の方向性が明らかになる可能性があるとして、佐賀県から空港運用変更に関する事前協議があった場合は、柳川市としては賛否を判断することになるだろうと、前向きな発言をしてあるわけですね。

この記事は私は見てから、ああ、やはり柳川市ももう遠くない時期に佐賀県とオスプレイ配備に関しては容認するかなと。してできんちゃ言いよらんとですよ。やっぱりその前の協議をしっかりとやってくれと。私は市民の皆さんに不利益にならないような、きちっとした合意文書、要望書の中身を精査しながら、しっかりと市民向けにやってくださいと、事故がないように私たちは願うばかりでございます。

そういうことで、まだほかにいろいろ質問がありましたけど、また次の機会にさせていただきます。本日の私の質問はこれで終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時32分 休憩

午後2時42分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、8番白谷義隆議員の発言を許します。

8番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番白谷でございます。質問に入ります前に一言申し上げたいと思います。

実は、けさ、市民の方から電話をいただきました。話の内容は、その方の奥さんは介護を要する状態であると。そのため、支援を受けるため健康保険の係の方に相談をされたそうです。すると係の方は、わからないので後で調べておきますと言われたそうで、余り期待をせずに待っていたところ、後日、係の方から詳しい説明をされた手紙をいただかれたそうです。そのため、その支援を受けることができたということで非常に喜ばれておりまして、ぜひお礼を申し上げます。

それでは、議長のお許しがありましたので、質問をさせていただきます。

通告では、小・中学校における平和学習を最初といたしておりましたが、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する柳川市の論点整理を先に行いたいと思います。途中一部、先ほどの藤丸議員とダブるところもあるかもしれませんが、質問をしたいと思います。

市では、佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に伴い、オスプレイの安全性や騒音、観光、

あるいは農漁業への影響など懸念される事柄について、柳川市としての論点整理の素案を7月7日に公表し、それに対するパブリックコメント、いわゆる市民の意見募集を行ったところであります。そして、先日、最終的な論点整理が議会に報告をされました。

そこでお尋ねをいたします。まず、パブリックコメントに対する市長の感想をお聞かせください。

あとの質問については自席より行いますので、よろしく願いをいたします。

市長（金子健次君）

白谷議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほどの藤丸議員の回答に対する重複する部分ございますけれども、お答えいたします。

佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画に関する柳川市の論点整理（素案）について、パブリックコメントを7月7日から8月7日まで実施しました。その結果、市民の皆様から38件の御意見をいただき、私も全部の御意見を読ませていただいたところです。

意見の内容としましては、38件中37件が配備計画に対する反対や不安視する意見で、8月5日にオーストラリア東海岸で発生した事故もあり、特に安全性を不安視する意見が多かったと感じております。

オーストラリア東海岸での事故については、8月7日に事故の原因の詳細や今後の対策について、判明次第、速やかに公表することを九州防衛局に要請をしたところでもございます。

オスプレイの安全性については、最近の事故や緊急着陸等で不安視される中、私自身もそのように感じており、安全性について懸念をいたしているところでもございます。

市民の皆さんの安全性に対する不安を九州防衛局と佐賀県に伝え、今後もオーストラリア事故の原因究明と情報提供を求めていきたいと考えています。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

実は、先ほども言いましたけど、今回のパブリックコメントには多くの方から意見が寄せられており、そのほとんどがいろいろな面で配備計画に不安を感じてあることがわかります。

そこでお尋ねしますが、今回寄せられた意見で論点整理に反映されたところはあったのでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

パブリックコメントでは、8月5日にオーストラリア東海岸での事故もあり、特に安全性を不安視する意見が多く寄せられました。38件中24件が安全性を不安視する意見でありました。

そのため、論点2のオスプレイの安全性についての中で、この事故について新たに課題と

して取り上げたところです。

また、パブリックコメントでの市民の意見を防衛省や佐賀県に伝えたいと考えまして、柳川市の論点整理（素案）に対する市民の意見を資料として添付したところであります。

以上です。

8番（白谷義隆君）

実は、今の答弁でちょっとわからないところがあるんですけど、これは特別委員会でも私は同じことを聞いたんですが、そのときも私は論点整理の中で反映されたところがありましたかと聞いたんですね。課長は、そのときもですが、課題として取り上げたと、意見を資料として添付しておると言われたんですね。この論点整理は、今後、この配備計画を検討していく場合に、論点を整理されたわけでしょう。ですから、文書の中で一番最後に論点整理ということでまとめてあるじゃないですか。そのところが論点整理なんでしょう。ですから、課題とか資料というのは、論点整理を導くための資料にしかすぎないと思うんですよ。

ですから私が聞いているのは、今回のパブリックコメントで論点整理に生かされた分というか、そういった分があるかどうかを聞いているわけで、今の課長の答弁からいけば、なかったと、単純に言えばですよ、課題として取り上げた、資料として添付しているという話はわかるんですけどね、質問の趣旨は、私は今後検討していく場合に、この論点整理の中で、今、論点を挙げられたわけですから、その論点に基づいて検討をされていくわけでしょうから、そのことをお尋ねしているわけで、そこら辺どう思われますか。

副市長（成松 宏君）

論点整理として反映されたところということで、済みません、説明が漏れておりました。

論点整理の中でオスプレイの安全性がございます。そこで、従前の論点整理（素案）では、安全性については悪天候下でありてくることについて不安があると、不安が解消されていないというふうな書き方であったと思います。それ以外のところは、防衛省なりが言っていることを確認したという言い方をしています。

でも今回、オーストラリアの事故がありまして、それから皆さんの御意見で、事故後にもう20件ぐらいばーんと意見が出てきて、全部安全性に関する話でしたので、単に悪天候下で不安じゃなくて、もう一般論として、論点の2のところ、市民の不安が十分に払拭されたとは言えないということで、より安全性について不安を感じているんだということを論点の中でうたっています。済みません、そこをちょっと私もチェック漏れでした。

8番（白谷義隆君）

今、論点整理を見ているんですけど、確かにそうですね。この論点2の1と2及び4のところが変わっていますね。はい、わかりました。

では、次に行きたいと思いますが、いろんな意見が今パブリックコメントで寄せられており、それぞれの意見が貴重な意見となっております。

そこで、それぞれの意見が今回の論点整理の中でどのように生かされたかというか、どのような取り扱いをされたのか、意見をもとに論点1からちょっと順次お尋ねをしたいと思います。

まず、論点1の「米軍の佐賀空港利用について」、市の論点整理、これ素案では、「佐賀空港で実施される予定がないことを確認した」という表現になっております。パブリックコメントでは、「予定がないとは現時点のことであり将来の保証が示されていない」。それと、「柳川市民の生命、財産を守るためには、現時点ではなく恒久的に判断すべきだ」と。そして多くの方が、先ほど藤丸議員の中でも出てきましたが、「平成28年10月13日、安倍首相が訓練の一部を佐賀で行うことで進めているとの発言があり、その後発言の撤回も修正もされていない」との意見がありました。これについて市の考え方を教えてください。

生活環境課長（武田真治君）

議員おっしゃいますとおり、パブリックコメントでは将来的な佐賀空港の米軍利用について不安視をされております。現時点で政府は、「沖縄の負担を軽減するため、引き続き全国の他の空港と横並びの中で佐賀空港の活用も考慮したい」としておりまして、本市としては現時点での整理として、「本市としては、現時点で米海兵隊の佐賀空港で実施される予定はないことを確認した」ということでしたところです。

また、安倍首相の発言につきましては、平成28年10月28日の衆議院内閣委員会におきまして、菅官房長官が米軍オスプレイの訓練移転を「今、全国でお願いしている。そういう中の事例として総理は申し上げたという、こういうふうに私も理解していますし、総理と直接話もいたしております」と答弁をされておりまして、政府としては全国の他の空港と横並びの状況であると、本市としては認識をしております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

安倍首相の発言については、先ほどの藤丸議員の質問の中でも、菅官房長官が否定をしたんだという答弁がありました。それは否定をされたということですので、それはそれでいいとしても、ただ、もう一つ、「予定がないのは現時点のことであり将来の保証はない」とか、「恒久的に判断すべきだ」という意見ですね、そのことについてはどのように、安倍首相の発言についてはわかりましたけど、そういった現時点での判断じゃなく恒久的なところでの判断をすべきだというパブリックコメントの意見がありました。それについてはどのように考えられたんでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

そういった本市としては現時点、今の時点での整理といたしまして今回の論点整理のほうを行ったところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

安倍首相の発言は菅官房長官が訂正をされたということで納得は、そういうことであればいいんでしょうけど、ほかの意見がコメントの中で出ていましたよね。そのことについてはどのような整理をされたかを聞いているんですよ。わかりますか、言っていることは。

副市長（成松 宏君）

議員がおっしゃっているところは、恒久的に使わないというふうには言っていないじゃないかということだと思えますけれども、私どもとしては、まず、論点整理の頭でうたっているところは、地方自治体は国防の重要性は本市としても十分に承知しており、国防政策については基本的に協力する立場にあると考えているというのが、ここで始めのところであっております。

国のほうが説明しているのは、全国空港横並びで検討させていただくということなので、それを佐賀は除外してくださいねとかいうふうには考えられない、難しいのかなということであれば、恒久的な、将来にわたって絶対使えないということはお約束できない話だろうということで、その部分は反映はさせてもらっていません。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

もちろん確認はできないんでしょうが、ただ、市として論点を整理するときには、その部分を、やはり生かすべき、恒久的に判断すべき、現時点であり、将来の保障がないんだという意見が出ているんですね。出ているから、それについて、コメントそのものが論点整理に意見として出してあるわけですね。ですから、その中でどういうふうな整理をされたかなんですね。私は書かなかったのが悪いと言っているわけじゃない。どういう整理をされて、そのまま素案のとおり、佐賀空港を利用することはないと確認したとなっているじゃないですか、素案のままに。ですから、そのパブリックコメントのこの意見について、どういうふうな整理をされたのか、市としてですね、こういうふうでこうこうだけど、今の段階ではこうしか書けないとか、言うてしまうなら、そういう答弁が出るかなということでお尋ねをしたわけで、今言うても、もう先に行きましょうか。期待していた答弁が出なかったからですね。恐らく副市長はそういうふうな答弁をされるだろうということで、次に行きます。

次に、論点2の安全性で、先ほど副市長も言われましたけど、市は「市民の不安が十分に払拭されたとまでは言えない」という表現をされておりますね。論点2の1、2、4やったですかね、さっきの話ですね。1、2、4の論点2のですね。そういう表現がされておりますが、先ほど市長も言われましたけど、パブリックコメントでは安全性にほとんどの人が疑問を持っており、38件中37件が配備に反対する意見や不安視する意見だったという話でしたね。

そうした中で、表現として「市民の不安が十分に払拭されたとまでは言えない」というの

は、表現は私はおかしいと思うんですね。安全策を何かとられたと、それでも不安が払拭されないという話ならわかりますけど、片方で不安は増大しているにもかかわらず、「払拭されたとまでは言えない」という表現は、市民の感覚からすれば、私は表現としては外れていると思うんですね。そのことをどうでしょう。

生活環境課長（武田真治君）

市といたしましても、パブリックコメントを通じまして、市民の皆様がオスプレイの安全性を不安視する意見がふえていることは認識をしております。

そのため、論点整理の中で新たに指摘・課題としてオーストラリア事故について取り上げ、また、大分空港での緊急着陸等につきましても、オーストラリア事故とあわせて市としての確認、検討の中で取り上げております。

最終的には、オーストラリア事故と大分空港での緊急着陸等を踏まえた上で、「現状においては、市民の不安が十分に払拭されたとまでは言えない」と整理をしております。

また、この「市民の不安が十分に払拭されたとまでは言えない」という表現につきましては、8月5日のオーストラリア事故について、事故原因について調査中であるため、今回の論点整理につきましては、「市民の不安が十分に払拭されたとまでは言えない」という整理をさせていただいたところです。

以上です。

8番（白谷義隆君）

確かに先ほども同じ話なんですけど、オーストラリアの事故を課題として取り上げたという表現なんですけど、先ほどから何回も言いますが、論点整理の中でどう生かされたかと、私は論点整理の払拭されたとまでは言えないという表現が、先ほども言いましたけど、逆にオーストラリアの事故を受けて、そのパブリックコメントで多くの方が不安を持っておられるわけですね、コメントの中で。ですから、「払拭されたとまでは言えない」というんじゃないで、私は、言うなら不安は増大されたわけですね、オーストラリア沖の事故を受けて。その後にもいろんな事故が起きているじゃないですか。ですから、ここの表現は、私は「払拭された」までじゃなくて、そうじゃなくて、本当は「不安は増大している」という表現が正しいと思うんですけど、そここのところの考えを教えてください。

副市長（成松 宏君）

白谷議員のほうから表現が違うんじゃないかということでございます。

私どもといたしましては、まず素案にある段階では、先ほどの安全性の部分については、「ILSを使った悪天候下の部分について安全性に疑問を持った」というふうで、一般飛行については、「防衛省なりが言っている部分を確認した」というところにとどめていたという段階でした。今回、事故がありまして意見が出てきたという部分で、その部分についても安全性について問題を認識したというふうに、一つ安全性について問題視を高めたというふ

うに考えていますので、もともと安全性について疑問を持っているという話じゃなくて、今回、オーストラリアの事故を通して疑問を持ったという意味で、横並びの表現で論点整理をさせてもらったというところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

このオーストラリア沖の事故を受けて、安全性を確認というか、そういうことに気がつかれたという話ですか、安全性に。今の話から言えばですね。オーストラリア事故を受けて、初めて安全性に疑問を持ったんだと。ですから、「払拭されたとまでは言えない」という表現をされたということによろしいんですか。

副市長（成松 宏君）

安全性については全く疑問視していなかったわけじゃなくて、やっぱり悪天候下とか、そういった部分での安全性については、もともと私も疑問を持っていたと。通常飛行については、そこまでの機体の安全性について疑問は差し挟んでいなかったということだというふうに考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

通常飛行については安全性は疑っていなかったという話ですけどね、ただ、オーストラリア沖の事故を受けて、パブリックコメントでは皆さんが安全性に疑問を持たれたわけですね。ですから、そこら辺はやっぱり、今、副市長が言われることと、私は受けとめ方に大分差があるなということは思いますけどね、市の考え方を聞いているわけですので、それでいいと思います。

次に、漁業や農業への影響について、「事例がない、基準がないため評価できない」と論点整理ではされていますが、パブリックコメントでは「調査をして、その結果を踏まえて対応してほしい」とか「判断を避けていいのか」という意見がありますが、そのことについてはどのように判断をされたんでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

本市といたしましては、全国の自衛隊の駐屯地や基地を管轄して駐屯地の周辺の状況に多くの知見を有する防衛省が自衛隊機の飛行等による農漁業に対する影響について、基準値や評価方法、あるいは科学的知見等や調査事例がないとしているものについては、現時点では市も防衛省以上の知見はなく、「影響や基準値や評価方法あるいは科学的知見がないため評価できなかったもの」「影響の事例の報告がないもの」ということで整理をさせていただいております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

そこについても実はおかしいんじゃないかということで意見は出ているんですけど、それについては、もうそのまま何も今は触れられなかったんですけど、これはそのまま、素案のままの説明で、余り期待するような答弁は出てきませんでしたけどね。

それなら次に行きたいと思いますが、論点11の「佐賀空港が攻撃の標的になることについて」、市は「国防対策について評価する立場にない」としていますが、パブリックコメントでは「地方自治体の責務は住民の生命、財産を守ることです。国の政策がこれに反するおそれがある場合、住民の意見を聞いて関係機関への要請、協議等を行うべきで、国防政策について評価する立場にないとは無責任だ」という意見とか、「本市として云々評価する立場にないとの意見は言語道断である、情けない。住民の安全を第一に考えるべき。柳川市は責任放棄である。市は率先して国に確認すべき問題なのに他人事の見解は許されない」などなど書いてありますが、こういった趣旨がたくさん寄せられていますが、このことについてはどのように判断をされたのでしょうか。

生活環境課長（武田真治君）

論点11の「佐賀空港が攻撃の標的になることについて」のパブリックコメントでは、そのような御意見が多かったことは承知をしております。

本市といたしましては、国防政策はまさに国の専管事項であり、市は国防政策の有効性について評価する立場にないと考えております。

ただし、国は有事、戦争状態にならないよう、あらゆる外交的、政治的努力によって、その可能性がないよう最大限の努力をする必要があると考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

今、話を聞いて、論点1から順次質問をさせていただいたんですけど、ほとんどの論点整理の分は、論点2のところでは若干文章は変わっておりますけど、それでもさっき言いましたように余り個人的には納得のできるものではありませんでしたし、全体を通して国に配慮されたものとなっております。パブリックコメントの意見が反映されることはありませんでした。

確かに今言われるように、何かというと国防に関することであるという話が出てきます。確かに国防に関することである、一自治体で対応することはおのずと限度があり、難しいことも理解はできますが、パブリックコメントにもあったように、国に対しても言うべきことは言うんだと、そうすべきだという意見がありました。まさに私はそのことが問われていると、もう少し国に対して言うべきことは言っていく。柳川市民の生命と財産がかかっているわけですから、先ほど藤丸議員の質問の中でもありましたけど、訓練したパイロットが事故を起こすわけですから、それはもう明らかに機械の欠陥だと言わざるを得ないと思うんですね。そういったやつが柳川市の上空を飛ぶわけですから、そのことについては、今後十分そ

ういった柳川市民の生命と財産を守るということを念頭に置いて、国に対しても言うべきことは言っていたかと、そのことをぜひお願いしておきたいと思います。

そうした中で、今回、佐賀空港へのオスプレイの配備計画に関する柳川市として論点が整理をされたわけです。この論点が整理されたわけですけど、これをもとに今後対応をされていくと思うんですけど、その対応についてお聞かせください。

副市長（成松 宏君）

論点整理の後の今後の対応ということでございますけれども、今回の論点整理につきましては、防衛局と佐賀県のほうに持参提出をさせていただいております。

防衛省のほうにつきましては、私どものほうから大きく3点、安全面、それから騒音、それから観光に対する影響、こういったものについて懸念があるということで、そこについての対応をお願いしますという話をさせていただいております。

佐賀県のほうにつきましても同じような私どもの懸念の話をしておりますし、佐賀県のほうでも安全面については疑問視されておまして、沖縄、オーストラリア、大分、全部について説明を聞いた上で、安全面を県として確認するということが新聞報道でもあっています。

さらに言えば、地権者である漁協のほうの考え、こちらも今、非常に固まっているわけじゃなくて、反対という意見で話を報道されております。

そういった状況にありますので、私どもはしっかりと今提出しましたので、大きくはこの3者の動きを注視していきたいというふうに思っております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

先ほども言いました繰り返しになりますけど、市民の生命、財産を守るために、ぜひ尽力をしていただきたいと思います。これでオスプレイに関する質問を終わりたいと思います。

次に、小・中学校における平和学習についてお尋ねをしたいと思います。

実は、私は先月8月6日ですが、ある団体の平和学習会に参加をいたしました。そして、学習会が終了して会場の出口に向かったんですが、そのとき子連れの若いお母さんが声をかけられました。もちろん、学習会の前に私の紹介がありましたので、議員であることを承知で声をかけられたんでしょうけど、その中でこういうふうに言われました。「柳川市は、なぜ8月6日は出校日でないのですか。ことしは8月6日が日曜日ですので、金曜日や翌日の月曜日にでも出校日にすべきではないのですか。ほかのところでは出校日としていますよ」と、「私は広島から柳川市に移ってきましたが、こんなところには来なければよかったと思っています」と言われたんですね。

彼女の言葉には、原爆や戦争に対する本市の無関心さ、少なくとも彼女はそうとられたんでしょけど、そうした抑え切れないような怒りと悲しみを私は感じたわけで、それ以上、私は何も言うことはできませんでしたが、そこで教育長にお尋ねをしたいと思います。

今、短い文章でお母さんの話を紹介しましたが、教育長はこの話をどのように受けとめられましたか。よければ教えてください。

教育長（日高 良君）

白谷議員のお尋ねにお答えをいたします。

ただいまのお話を聞く限りにおきましては、その女性は広島で生活され、広島市に落とされた原爆の恐ろしさや被爆された方々の苦しみを肌で感じてこられた方だろうと思います。そして、転居してこられたこの柳川の地でも、平和学習会に参加されて勉強をしてあるわけでございますので、日ごろから平和を願うお気持ちを強くお持ちの方だろうというふうに想像します。私も平和を願う気持ちは強く持っておりますし、戦争は二度と繰り返してはならないという強い考えを持つ一人であります。恐らくその女性も平和を願う強いお気持ちから、柳川市においても原爆が落とされた日に合わせて各学校で平和教育を実施してもらいたいというお考えを持ってあるものと考えます。

一方、教育委員会の立場から申し上げますと、平和教育は年間を通して全ての教科領域におきまして適時行っていくことが学習指導要領で定められています。

本市におきましては、8月の出校日に限らず、例えば、国語や社会科で戦争や原爆についての学習をする際には、必ず戦争の悲惨さや原爆の恐ろしさに触れた学習を行いますし、修学旅行等では、訪れた長崎や広島で原爆記念館の資料から学んだり、現地の語り部の方々の話を直接聞いたりする体験型の学習を取り入れて、全ての学校で手厚く平和教育を行っております。

お話の中で大変残念に感じますのは、8月の出校日をしていない柳川の学校は平和教育をしていないように受けとられたことであります。

ちなみに、本市の学校では、本年度、ちょうど日曜日が8月6日ございましたので、8月4日から9日までに実施しました学校は、小学校で19校中12校、中学校は6校全てで出校日を実施しております。

また、福岡県下の学校では、8月4日から9日までに実施した学校は、小学校が42%、中学校は43%であり、本市のほうがはるかに実施率は高い状況でございます。

いずれにしても、本市の保護者の中にそのような願いを持たれている方がおられることに対しましては、各学校において学校の教育方針や教育活動の考え方等につきまして、保護者や地域の方々にこれまで以上に説明責任を果たしてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。夏休みの出校日の状況については後で聞こうと思っておりまして、先に答えをいただきました。よくわかりました。

そうした中で、教育長には私も短い言葉で彼女の言葉を説明したわけですが、やっぱり私

が感じた彼女の思いを十分伝えることができなかつたなとは思っておりますが、教育長には丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

今、教育長が言われたように、彼女は原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを肌で感じてこられたのだらうなと私も感じました。そして、この柳川に来て、原爆や戦争に対する意識の違いを感じられたんじゃないかなと思います。私自身、原爆や戦争は歴史の中のことであり、自分たちのこととして肌で感じたことはありません。やっぱり彼女の怒り、悲しみは、学校だけでなく私たちにも向けられているというのを実はそのとき私は感じたわけで、ですから、平和学習の重要さといいますか、そういったつは、やっぱり今後とも子供たちにそういった原爆や戦争の悲惨さを伝えていくことは必要なことだらうなと改めて思ったところであります。

次に、出校日については今回回答いただきましたので、それでは平和学習の内容について教えてください。

学校教育課長（木下 隆君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

この平和教育の内容としましては、小学校では学年ごとに戦争に関するビデオやDVDの視聴や絵本の読み聞かせを行い、戦争の悲惨さや恐ろしさについて学ばせたり、その後、学習した感想を書いたり、発表する場を設けることにより、平和を尊重し、大切にしていこうという意識を高めたりしております。

また、中学校においては道徳の教科として、当時の状況をビデオなどで視聴し、意見交流を行ったりしております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

それでは、今後、小・中学校における平和学習のあり方についてお聞かせください。

教育長（日高 良君）

お尋ねにお答えをいたします。

今後の平和教育のあり方ということでございますが、そもそも平和教育の狙いは、争いごとの解決の手段として、平和な状態を維持するためにはどうしたらよいかということ学ぶものでございます。

そのためには、各学校の教育を通しまして、子供たちがお互いの立場や違いを認め合い、それをどう理解し、話し合い、みんなで合理的な解決の方法を見出すような、そういった学習の場を仕組んでいくことが大切だと考えております。

さらに大切なことは、小学校低学年と中学生とでは、その発達段階に大きな違いがございます。各学校においては、子供の実態を顧みず、戦争とか国家や民族の紛争といった事柄を知識としてのみ教えるのではなく、その発達段階に応じて子供の心に響くように、感動を与

えるように教材を研究しまして、年間を通して指導してまいりたいと考えております。

なお、夏休み中の出校日に行います平和教育の実施につきましては、平和教育の一環としても大変意義あるものと考えておりまして、教育課程編成権を持っております各学校の校長の判断に委ねて実施してまいりたいと考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

はい、ありがとうございました。また今後ともよろしく願いをしておきたいと思えます。これで小・中学校の平和学習の質問を終わりたいと思えます。

次に、市民文化会館建設に伴う周辺地域の交通渋滞予測についてお尋ねをしたいと思えます。

新しい市民文化会館が現在の市民グラウンドに建設されることになっておりますが、周辺地域の住民の中から、市民文化会館利用者による交通量の増加で交通渋滞がひどくなり、日常生活に支障を来すのではないかと不安が広がっているようです。実は私のところにも、「市は問題ないと言うが、今でも渋滞するのになぜ問題がないのか、市の説明は納得できない」というような声も届いております。

そこでお尋ねしますが、周辺地域における交通渋滞はどのように予測をされているのか、教えてください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

市民文化会館が開館いたしますと、各種イベントを開催いたしますので、周辺で自動車の混雑は生じてくるということで考えておりました。そのため、まず現状の交通量の把握を目的に、2月2日、木曜日でございますが、午前7時から午後9時の間に建設地であります柳川市民グラウンド周辺にございます本城町交差点、本町交差点、雁喰交差点、上宮永交差点、保養センター前交差点、以上5カ所の交差点で交通量調査を実施いたしました。

調査時間内の全交通量は7万5,211台、1時間平均で5,372台、交通量のピークは午後5時から午後6時の間で6,973台、最も少なかったのが午後8時から9時で2,605台という結果が得られました。

この調査結果をもとに、現状と市民文化会館の建設に伴い新たに発生いたします交通量を上乘せいたしまして、周辺の交通にどのような影響が出るか、分析を加えたところでございます。

なお、今回の調査では、交差点が信号で処理できる交通量に対して、実際に流入する交通量の比率を示します交差点需要率という率をもとに分析を行っております。この値が高くなればなるほど交差点は混雑するとされておりまして、0.9を超えると信号が一巡しても車をさばき切れなくなり、渋滞が生じるとされております。

交通量のピークとなります午後5時から6時の現状について、調査結果から分析いたしま

すと、最も数値が高い柳川高校前の本城町交差点で0.691、本町交差点で0.548、その他、雁喰、上宮永、保養センター前、3つの交差点では、いずれも0.5を下回っておりまして、数値上は長時間にわたり渋滞は発生しない、処理可能な交通量であるという結果が得られたところでございます。

さらに、最も交通量が多い午後5時から6時にかけて、市民文化会館で800人収容の大ホールと200人収容のイベントホールとで同時にイベントを開催または終了するという条件を付しまして、新たに発生する交通量を追加して同様の5カ所の交差点について推計を行ったところです。

推計によりますと、本城町交差点で0.761と、やや高い数値になります。本町交差点で0.586、上宮永で0.574、雁喰で0.451、保養センター前で0.450となりまして、全ての交差点において、交差点の需要率は混雑の基準となります0.9を下回っております。

これらから、市民文化会館の開館後の夕方の交通量が最も多い時間帯に2つのホールで同時にイベントを開催、終了した場合は、本町交差点を中心に、周辺は一時的に混雑はいたしますけれども、数値上は処理可能な交通量であり、混雑は長時間続かないという推計結果になったところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

今、答弁によれば、数値上は渋滞は起きないんだと、一時的には起きるかもしれないけどちいうことですね、ただ、この調査が1時間の平均ですから、実際の感覚とは大分違うだろうと思います。現に今でも、時間帯によっては2回、3回待ちのところも事実あるわけですね。ですから、一時混雑すると、長時間続かないと言われても、なかなか実感として湧かない。ですから、交通量調査をされているわけですから、その中で、今は5時から6時が一番多いときだということですから、5時から6時のときで、どこの信号は最長どれだけの渋滞になりますよとか、そういった説明はできないんですか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員がおっしゃいますように、今回の調査は車の通行台数に基づき周辺交差点の処理状況を試算し、1時間単位での通行状況を分析、推計したものでございます。

このため、どの交差点で何分渋滞するか、どのくらいの渋滞長が生じるかという詳細まではちょっとはかれないという状況でございます。しかしながら、午後5時から6時の交通量のピーク時にイベントを開始したり、終了したりした場合に増加いたします車の台数は、現状の台数と比較して、多いところでも2割に満たない数値となっており、少ないところでは1割を大きく下回っております。

推計の結果には、そのとおりにはならない場合もあるかとは思いますが、現状から1割から2割の間で混雑が増すのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

8番（白谷義隆君）

ただ、交通量は積算をされているじゃないですか。どこの交差点では何台通過するというデータはあるわけですから、ですから、素人考えをすれば、この信号ではどれくらい渋滞するとかというのはわかりそうな気はするんですけど、そういう調査というか、そういった積算をされなかったんだろうと思いますけれども、ただ、なかなか今、多いところで2割、少ないところでは1割ぐらいの増加という話でしたけど、イベントの開始時は時間は集中しないんでしょうけど、出るときにはですね、ただ、終了したときは、短時間のうちに全部の車が出ていくわけですね。ですから、今、課長が1割から2割だと言われても、それは1時間の平均であって、実際短時間のうちに出ていくわけですから、必ずしもそういうことはならないだろうなと。

市の資料でも上宮永交差点や本町交差点では交通量が増加するとしてあるわけですから、やはり私はそうしたところは何かの対策は必要になるかなと。特に本町交差点では「日ごろから渋滞で困っています」という声がありますし、現にそういうことを私も聞いたことがあります。だとすると、イベントが終了時は、東から出ていく車は全部本町交差点に集中するんですね。説明では左折ということでしたので、全部本町交差点に集中するわけですね、現実には。ですから私は、本町交差点は左車線を設けるなどの交差点改良が必要だと思うんですけどね。私は早目にそういった交差点改良が必要だと思うんですが、そうした計画があるのか、教えてください。

建設課長（待鳥 哲君）

白谷議員の質問にお答えします。

この道路は、議員御質問のとおり、通勤などのため朝夕の時間帯の交通量が多いこと、小・中・高生の通学路になっていることは認識しております。

本町交差点につきましては、店舗や住宅が建ち並んでおりますが、部分的な改良ができないのか、福岡県とも協議してまいりたいと考えています。

そのほかに、今年度から事業化された国道443号線バイパスが徳益から県道橋本辻町線まで延伸されますと、当該道路と交差することから、完成後は交通の流れも大きく変わってくると思われますので、早期完成に向けて国、県に強く要望したいと考えております。

そのほかに、車や歩行者などの安全性を向上させるために、現状で何ができるのか、また、市民文化会館がオープンすれば、また新たな課題も見えてくるかと思いますが、関係機関と協議していきたいと考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

443号線の延長は、この議会でも何回も議題になっております。10年ぐらいかかるだろう

という話ですけど、そこまで悠長に構えておくわけにもいきませんので、先ほど本町交差点については改良を検討したいということでしたので、早急にそうした対策をとっていただくようお願いをしたいと思います。

それでは最後になりますが、交通渋滞の対策として何か考えられていることはありますでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

議員おっしゃいますように、もう少し詳細なシミュレーションなりをして、丁寧に住民の皆さんにお知らせするべきだという意見でございました。それも大切だと思いますけれども、今回の調査では、交通量のピークであります夕方時間帯にイベントを開催、終了した場合でも交通処理できるという結果は出ておりますけれども、市民グラウンド周辺では、おっしゃられますように、朝夕の通勤、通学時間帯に混雑しているというのは十分把握しております。

そのため、イベントの終了時には東西の出口に誘導員を配置する、大ホールとイベントホールの終演時間を同時にしない、朝夕混雑時を避けたイベント時間の設定をするなど、運営面で周辺交通への影響を小さくする対策を講じることで、今後、周辺住民の皆様方の不安を取り除いてまいりたいと考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

よろしく願いいたします。

それと、今、建設課長もおっしゃられましたけど、市民文化会館が稼働すれば、やはりいろんな問題が出てくるだろうと思います。そのときは適宜に検討していただいて、皆さんの市民生活に影響が出ないように対策をとっていただくようお願いをして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時41分 延会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成29年9月13日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	20番	梅 崎 和 弘
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副	市長	成松宏良
教	育長	日高良
総	務部長	高崎祐二
会	計管理	野田洋司
市	民部長	石橋正次
保	健福祉部長	原忠昭
建	設部長	大淵洋祐
産	業経済部長兼大和庁舎長	成清博茂
教	育部長兼三橋庁舎長	田尻主範
消	防長	木下隆行
人	事秘書課長	田中勝裕
総	務課長	松藤敏彦
企	画課長	椛島謙治
財	政課長	島添守男
税	務課長	川口俊幸
健	康づくり課長	大橋由美子
福	祉課長	平田敬介
学	校教育課長	木下隆
生	涯学習課長	袖崎朋洋
建	設課長	待鳥哲
農	政課長	林誠
水	路課長	松永泰治
商	工・ブランド振興課長	古賀和明

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局	樽見孝則
議	会事務局次長兼庶務係長	内田猛
議	会事務局議事係長	徳永喜美香

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	7 番 熊井三千代	1. 防災対策について (1) 避難情報の正しい理解と周知について (2) 事前防災行動計画(タイムライン)の導入について (3) 第一避難所の車椅子設置について 2. 国民健康保険運営主体の制度変更について 3. 学校の熱中症対策について
2	15 番 緒方寿光	1. 若者の定住促進を図る政策は 2. 「コミュニティセンター・校区公民館」の有効活用策は 3. 多発する「車上荒らし」への対策は 4. 北朝鮮ミサイルへの本市の対応は

午前10時 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(田中雅美君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

7番(熊井三千代君)(登壇)

皆さんおはようございます。7番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

質問の前ですが、7月に発生いたしました九州北部豪雨により被災された地域の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものです。

では、質問に入らせていただきます。

今回は3項目についてお伺いいたします。

初めに、防災についてでございます。

近年、台風や集中豪雨により各地で発生している水害や昨年の熊本地震など、地域に深刻な影響を与える大きな災害が頻発しています。ここ4年間を振り返ると、2014年8月以降でも甚大な被害をもたらした自然災害が8件発生しています。

9月1日、防災の日には、政府は首都直下地震を想定した総合防災訓練を実施しました。また、8月に北朝鮮の弾道ミサイルが上空を通過した北海道では、ミサイルからの避難訓練

が実施されています。ほかにも各自治体で豪雨や巨大地震に備え、自治体や消防、住民などが連携し、各地域で災害を想定した訓練が行われました。しかし、こうした大がかりな訓練も重要ですが、もっと身近なところで、例えば、家族で防災について話し合うなど、一人一人が災害への認識を深め、備えの重大さを確認し合う防災意識を高める日になるような取り組みの必要性を強く感じました。

最近、ことしの夏は雨の降り方が普通じゃない、そんな話をよく耳にします。以前は余り起こらなかった1時間に100ミリを超える猛烈な雨がことしは頻繁に観測されています。特に、7月は各地で豪雨に見舞われ、九州北部豪雨災害をもたらした線状降水帯はいつどこで発生するか、明快な予測は現在では難しいとされています。被災地では急な大雨で川が増水し、避難が間に合わなかった例も多い中、一方では、ふだんから災害に備えて避難経路などを確認しており、今回も地域ぐるみで早目に避難し、災害を最小限に抑えた例も報告されています。やはり災害には自分の身は自分で守るという意識の備えが欠かせません。

日ごろより市が作成したハザードマップを確認し、自分が住む地域の災害危険度などがどの程度かを知っておくことが重要です。また、災害の危険があるときはテレビ、ラジオ等で気象や避難に関する情報に注意を払う心がけが大切です。しかしながら、災害に限らず、人間の心には、危険が迫ったときでも、自分は大丈夫、まだ大したことはないと事態を過小評価する性質があります。災害時には危険を感じたらいち早く身を守る行動を起こすことを肝に銘じてほしいものです。

本市においても、市民の皆様が避難行動を開始されるのは気象庁が発表する気象警報、注意報や市が発令する避難情報だと思いますが、高齢者だけでなく、多くの市民にも注意報、警報、特別警報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等の意味をしっかりと理解していただいていることが命を守ることに繋がると思います。

そこで、お伺いいたしますが、本市の皆様はこういう警報や避難指示の内容は理解されていると認識されておりますか、また、理解していただくため、これまでの取り組みについてをお聞かせください。

壇上からの質問はこれで終わり、2回目からは自席より行いますので、よろしくお願いたします。

総務課長（松藤敏彦君）

熊井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本市の皆様が警報や避難指示の内容を理解されているかどうかでございますけれども、本市の住民の皆様は避難についての意識が非常に高いと思います。台風などでの避難所への避難者数がテレビ等で発表されますが、柳川市の避難者数は他の市町の人数を大幅に上回ることがしばしばです。それが警報や避難指示の内容理解に直結していないかもしれませんが、危機意識は高いと判断できると思います。

次に、これまでの取り組みでございますが、災害から身を守るための基礎知識や避難の仕方、避難所、ハザードマップ、備蓄品などを紹介した防災ハンドブックを全世帯に配布しております。

また、毎年6月1日号の広報紙で2ページを使って風水害に備えるための記事を掲載し、啓発を行っております。もちろん市のホームページでも常時紹介をしております。

そのほか、校区ごとでの防災研修会や避難訓練、公民館や団体が実施される学習会などへも職員が出前講座を実施して啓発をしております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

おっしゃいますように、柳川市の皆様は平成3年の台風17号、19号の災害がすごく大きかったのをまだ鮮明に覚えていらっしゃる方が多くて、テレビでも見ていると、やっぱり避難者の数は多くなっていますので、避難に関しての意識は非常に高いと思います。でも、そのときの恐怖を知っておられない方もまた多くなってきますので、最近、こういうふうに災害が多くなってきますと、やはり順次そういうふうな警報の内容とかをしっかりと認識していただくような取り組みもしていただきたいと思います。

特に、特別警報とかというのは数十年に一度の大災害が発生すると予測される場合に発表され、住民に対しては最大レベルの警戒が呼びかけられます。これには大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮の種類があります。ことし7月の九州北部を襲った大雨でも、本当に珍しく見たなというテレビ画面でしたけれども、大雨特別警報が発表されました。こうした特別警報は自治体の防災無線や広報車のほか、テレビ、ラジオ、インターネットを通じて伝えられます。また、携帯電話にも緊急速報メールが直接発信されるようになっています。

防災の日の前後はメディアでも、また、先ほどお話があったように、うちでも広報紙2ページを使って掲載して理解していただくように努めているとおっしゃっていただきましたけれども、この防災週間を過ぎますと、てっきりこの情報が少なくなってきますので、やはりこのような大切な情報の内容を正しく理解していただけるような取り組みを日ごろより工夫して発信していただいております。日ごろより防災意識を向上する取り組みにもつながると思うんですけれども、いかがでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

議員おっしゃいますように、気象情報を正しく理解しておかなければ的確な行動に結びつかないおそれが出てきます。大切な情報を正しく理解しておくことは大変重要なことですので、あらゆる機会を通じて啓発を行っていく必要があると考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

あらゆる機会とはとちょっと尋ねたいところなんですけど、日ごろよりそういう啓発には心がけておられると思いますので、何回も言いますが、そういうふうな防災週間のときだけじゃなくて、日ごろからもそういうふうな警報の内容を正しく理解していただけるような取り組みをしていただきたいと思います。

最近、先進地では地域の防災力を高めるために、2012年、米国の東海岸を襲ったハリケーン「サンディ」で高潮により4,000世帯が被災したものの、一人も犠牲者を出さなかったことが実証されて、人的被害を最小化するために用いられる事前防災行動計画（タイムライン）を作成し、災害時、発動して運用している地域もあります。

このタイムラインは、災害前から災害後にかけて防災関係者がとるべき行動を時系列にまとめたものです。実際に運用した地域では、行動項目に従って漏れなく早目の対応を関係機関に促すことができたこと、手応えを感じたコメントを公表されております。

本市はこのタイムライン導入をどのようにお考えなのか、お聞かせください。

総務課長（松藤敏彦君）

事前防災行動計画でありますタイムラインにつきまして、台風の接近、上陸に伴う洪水を対象とした避難勧告の発令等に着目をしました矢部川におけるタイムラインにつきましては、国土交通省筑後川河川事務所と柳川市との協議を経まして作成をしております。

タイムライン導入につきましては、有効であると考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

うちは国交省と協議の上、一部作成をしているということですが、おっしゃるように、国交省は2015年5月から埼玉県と東京都を流れる荒川の下流域、東京都北区、足立区、板橋区で全国で初めて本格的なタイムラインが始動しています。その後、2017年5月から対象エリアを16市区にまで広げて拡大試行版が運用されています。

同じように、この荒川下流域だけでなく、国交省が管理している全国1,009水系の河川で簡易版の試行が進められているというふうな情報を得ています。この一部が柳川市でも運用されているということになると思うんですが、一応運用されているということですが、実際にこれをもとに試行されたのか、問題点はあったのかどうか、お聞かせください。

総務課長（松藤敏彦君）

このタイムラインにつきまして、実際このまま利用して、また問題点はあったのかということですが、現在、これに準じまして筑後川河川事務所から連絡等が入ってきてい

るという状況です。特に、台風等になりますと、河川の状況等について河川事務所のほうからも水位が超えれば来るということになっておりますけれども、実際つくった後にはそういった避難勧告を必要とするような河川の水位にはこれまでなっていないというような状況でございます。

また、問題点というところについては、まだ実際に避難勧告、または避難指示等、そういった事態が発生をしておりませんので、現在のところはわからないという状況でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

洪水に対してのタイムラインは、一応国交省との協議の上、つくったものがあると。では、台風に対するタイムラインを今後つくっていかうかなというふうなことは思っているのか。

総務課長（松藤敏彦君）

台風につきましてタイムラインをつくるのかということでございますけれども、台風につきましては、やはり気象庁の警報、気象庁の情報というのをどういうふうに取り入れて、そして、それを避難準備情報でありますとか勧告等につなげていくかということになってくると思いますけれども、現在のところこういったものが台風時には役立つのかということではまだ不明な点もありますので、気象庁の情報をもとに、私どもはそれぞれ自主避難を呼びかけたり放送したりというような対応をとっているところです。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

もちろん気象庁の情報をもとにして柳川市ではどういうふうな行動をするかというのがタイムラインでありますので、国交省と協議の上、できたものも重要で、それを基盤にして柳川版のタイムラインをぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

ちょっとお伺いいたしますけど、最近、台風とかに備えて学校の休校とかをいち早く市民の皆様流していただいていることは非常に喜ばれているんですね。共働きの世帯からは、朝になって休校とかじゃなく、早目に休校を呼びかけていただくので、子供たちを安全な場所に避難させてから仕事に行けるというふうな声も聞きます。これもタイムラインの一つの計画的な取り組みでありますか。

総務課長（松藤敏彦君）

タイムラインの計画ですかということでございますけれども、この部分につきましては、やはり明るいうちに、または事前の危機を回避するためには、相当前から空振りを恐れないといったような形で現在はいろいろと対応をとっているということですので、48時間前、また24時間前、12時間前といったようなところで、時間については十分考慮しながら対応はしているという状況でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

お話を聞いていますと、時系列に図にはなっていないけれども、しっかりそういうふうな時間的な道を踏みながら市民の皆さんに情報を発信していただいているということはすごくよくわかります。

先進地で、県とかだけじゃなくて、大阪市の貝塚市では過去の台風で高潮被害により死者とか多くの行方不明者が出たことから、地域で高潮タイムラインを住民の自主防災会の手で作成し、訓練を重ねているところもあります。災害発生前の前兆段階から、いつ、誰が、何をするのかを時系列で整理し、住民みずからタイムラインによって共助の行動をとったり、自分や家族の身を守る自助のタイムラインもあり、2つの時系列に従い、準備、注意喚起、自主避難、地区全員避難、緊急対応などと訓練を重ねておられます。

うちもタイムラインがあるということですので、このタイムラインを地域でも作成して、地域住民の方がこれによって災害時にいち早く避難され、一人の方も被災されないような状況等がつけられればこしたことはないんですけども、職員が指導者となって、地域にもこのタイムラインの作成を呼びかけていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

先ほどお答えしました矢部川における洪水についてのタイムラインはございます。このタイムラインを参考にさせていただくというようなことはできていると思っています。

現在、洪水の避難勧告等の発令につきましては、矢部川と沖端川に基準観測地点の水位がございまして、この水位によりまして発令をするということになっております。どのような場合の市のタイムラインの作成が必要になってくるかというところが問題になってくると思いますけれども、今後、検討が必要ではないかというふうに思います。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

冒頭におっしゃいましたように、各地域で防災訓練とかが順次進められておりますし、全校区でまだ防災訓練も行われていない地域もあると思いますけれども、その辺を含めまして、防災訓練と同様に、こういうふうなタイムラインというのがありますよという御紹介もしていただければいいなと思います。

地域がどういうものを必要としているのかというのがわからないというふうにおっしゃいましたけど、地域の皆様はどういうふうなのが必要というのわからない現状だろうと思いますので、新しい情報がありましたら少しずつ地域にも流していただきたいと思います。

市民の方より災害時の障害者避難について意見をいただきました。「台風のように準備期間があれば、今も車椅子等の準備もしています。しかし、夜に災害の緊急速報メールが入ったときや地震のような突発的に発生する災害時には対応できません。障害者に対応できる病

院や施設等の避難場所があればいいのですが、柳川市はまだ環境が整っていないようです。自宅では介助があれば移動できても、市の避難所ではなれていないし、手すり等もない。車椅子さえない避難所もあります。これでは避難できない」と、障害を持つ家族の介護に当たっている方から意見をいただきました。

そこで、お伺いいたします。

市の1次避難所の車椅子設置状況をお聞かせください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

現在、風水害時の1次避難所は市内18カ所のコミュニティ施設と、大和、三橋生涯学習センター、市民会館、いずれも生涯学習課の所管でございますので、私のほうでお答えさせていただきますと思います。

まず、コミュニティ施設ですが、柳河ふれあいセンターが2台、城内コミュニティ防災センターが1台、矢留うぶすな館1台、東宮永の柳川農村環境改善センターが2台、有明まほろばセンターが2台、昭代の就業改善センターが1台、蒲池農村環境改善センター2台が設置されております。

次に、大和地域、三橋地域のコミュニティ施設11館につきましては、中山コミュニティセンターに1台が設置されているほかは未設置の状況でございます。

生涯学習センターにつきましては、三橋生涯学習センターには1台設置されておりますけれども、大和生涯学習センターには設置されておられません。

最後に、市民会館におきましては2台設置されております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

今、書かせていただきましたけれども、何カ所が1台でも設置されていて、何カ所が設置されていないのか、ちょっとそこら辺を短縮して教えてください。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

設置されておられませんのは、コミュニティセンターが10と生涯学習センターが1でございますので、11カ所が設置されていないという状況でございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

では、今後の1次避難所への車椅子設置についてどうお考えなのか、お聞かせください。

また、通告はしておりませんでしたけれども、障害者の避難所利用への環境整備について、お答えできる範囲でいいですので、お聞かせいただければ幸いです。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

車椅子を設置していない施設につきましては、災害時だけではなくて、体の不自由な方が利用されるときにの利便性の向上を図るため、順次設置してまいりたいと考えております。

また、既に設置しておる車椅子の一部には故障等、不都合も生じておりますので、速やかに改善してまいりたいと考えております。

以上です。

総務課長（松藤敏彦君）

熊井議員のほうから障害のお持ちの方の避難所利用への環境整備についての御質問がっておりますので、総務課のほうからお答えをいたします。

柳川市では大規模災害時には福祉避難所として、柳川総合保健福祉センター、大和総合保健福祉センター、三橋総合保健福祉センターの3カ所を指定しておりますけれども、福祉避難所の運営につきましては、ベッド等の資機材不足、また、保健師や介護福祉士などの人員の配置等、課題が多く、大規模災害時以外での開設は難しい状況がございます。そのため、自主避難等の場合は第1次避難所の和室を障害をお持ちの方などの配慮を要する方に優先的に使用していただくようにしております。

また、平成26年12月からは特別養護老人ホームのふるさとホーム、第二おやさと、よのもと、第二敬和苑、ありあけ園、エルテンハイムの6施設と、さらに、平成28年1月からは介護老人保健施設の水郷苑、柳川やすらぎの里、シャンティの3施設と大規模災害時の要支援者の受け入れ協定を締結しております。

今年度中には障害者福祉施設とも協定を結び、受け入れ態勢を整えたいというふうに考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

障害者の避難所の利用について、しっかり考えていただいておりますことは感謝いたします。

そこで、和室を利用するというのは、寝たきりの方は和室でもいいんですけど、車椅子とかの方は和室で座るといのは非常に難しいので、いろいろそこら辺も考えておられると思うんですけども、環境整備をよろしくお願いいたします。

それと、車椅子設置についてなんですけど、課長より順次そろえていく、環境整備をしていくということでしたけれども、順次とはどういうふうにされていくのか、もう少し詳しく。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

購入には予算がつきものがございますので、予算の執行状況を見きわめながら、今年度の予算でそろえられるものはそろえてまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

週末には台風も来ているようですので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

2つ目の質問は、国民健康保険運営主体の制度変更についてでございます。

国民健康保険は、勤務先の健康保険など、ほかの医療保険に加入していない方、つまり75歳未満の自営業者や非正規労働者、無職の方、全国で約3,200万人が加入されている公的医療保険です。このことによって日本は国民皆保険制度が実現されております。しかし、この国民健康保険は勤務先の医療保険などと比べると高齢者が多くて、医療費が高くなっています。また、加入者の所得水準が低いために保険料収入が少なく、2015年は実質赤字額が全国で2,800億円に上るなど、構造的に問題を抱えています。

そこで、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法の一部が改正されて、来年4月から財政運営主体が市町村から都道府県に移ります。安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、制度の安定化を目指すことになっております。この制度変更を新聞で知った市民の方が、趣旨は理解できるが、保険料はどうなるのか、また、国民健康保険は生活に欠かせないものであり、相談等は緊急を要することが多いし、手続などもこれまでと同じ柳川市の窓口でやってくれるのかなど、不安視をする声が聞こえてきました。市民に対して、制度変更についての周知が必要だと思えます。

そこで、お伺いいたします。

今回の制度変更について、市民の方へどのような形で知らされたのか、また、知らせていかれるのか。

2つ目、加入者にはどのような影響があるのか。本市は保険加入者1人1枚単位で保険証が配付され、非常に使い勝手がいいと市民の方に喜ばれておりますけれども、これからも同じような形で更新されるのか、お聞かせください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

まず、制度改正に係る進捗状況を少し申し上げますと、6月9日の全員協議会で報告してございましたように、福岡県では国保事業費納付金の算定方法と国保運営方針について、県の国民健康保険運営協議会へ諮問がなされております。そして、先週、9月8日の運営協議会において、その案がまとめられたという状況でございます。この後、パブリックコメントが実施をされ、11月に県知事へ答申をされる予定となっております。

しかしながら、その中で一番関心の高い納付金や標準保険料率については、算定方法に関する考え方が示されるにとどまっております。このため、実際の納付金額や保険料率につきましては、今後、国から示される医療費指数反映係数、それから、所得係数を用いて平成30

年度の医療費や交付金等の見込みを算出する必要があることから、11月の仮算定を経て、本算定は年明けになるという状況でございます。

議員お尋ねの1点目、市民への周知につきましては、7月15日号の市報配布時に「国保制度が変わります」というチラシを全戸配布いたしております。チラシの内容としましては、制度改正の概要が主で、平成30年4月から国保の運営が県と市町村の共同運営になることや県と市町村それぞれの役割、また、加入者への影響等を掲載したものでございます。

しかしながら、これだけでは不十分であると思っておりますので、今後も適時市報やホームページ等で周知を行っていきたいと考えております。

次に、2点目の加入者にどのような影響があるかという御質問にお答えをいたします。

加入者への影響としては、窓口での手続きにつきましては、これまでと何ら変わりはありません。

保険税以外で変更となる主な点としましては、県も国保の保険者となるため、被保険者証などの保険者欄が福岡県に変わり、更新時期が後期高齢者医療と同じく8月になる予定でございます。

なお、保険証につきましては、県内統一様式とはなっておりませんので、本市においては、これまで同様、個人ごとのカードを用いていきたいと考えております。

また、高額療養費の多数該当が市町村間の転入転出にかかわらず県単位で通算されることになり、世帯で異動されるケース等では続けてカウントできるようになりますので、加入者の負担が軽減されることとなります。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

7月15日、チラシで制度変更のことは話したと。また、適宜周知を図っていくというふうにお答えいただきました。ありがとうございます。その中で、先ほどお答えいただきましたような余り専門用語を使ったものではなく、わかりやすい啓発広告をつくっていただいて、市民の方の不安を取り除いていただきたいと思っております。

あと、保険料についてですが、正式に決まるのは来年だろうということなんですけど、どういふふうなところで保険料は判定されて決定するのか、ちょっと保険料決定の流れを教えてください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

保険料決定までの基本的な流れを含めてお答えをさせていただきます。

改正後は県が保険給付費を全て負担し、これまで市町村国保に交付をされておりました保険給付関係の交付金等は県国保へ交付されることとなります。このため、まず県が保険給付に必要な総額な推計し、交付金等で賄う分を差し引き、市町村から集める国保事業納付金の

総額を算出することになります。

次に、被保険者数、医療費水準、所得水準を反映して、先ほどの総額を市町村ごとに案分し、各市町村が納める納付金額を算定されることになります。この際の医療費水準につきましては、市町村間で年齢構成にばらつきがありますので、年齢調整が考慮されることとなります。

その後、市町村ごとに市町村の特色により交付される特別調整交付金や市町村で行う事業費等を加減した上で必要な保険料を算出されます。そして、当該市町村の実績収納率をもとに標準保険料率が算定をされ、提示されます。ここまでの工程につきましては、県のほうで行うことになっております。

市町村におきましては、提示された保険料率をもとに税率を検討し、それぞれの国保運営協議会を経て、議会に税率の改正に係る条例改正案を審議していただきまして決定することになります。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

今お聞かせいただきましたように、県が人口とか医療費水準、また所得水準、いろんなものを基準にして、保険料水準の目安を市に提示しますと。市はそれを参考に保険料を決定するということですが、今後、まだよくわからないかもしれませんけれども、そういうのを考えられて、柳川市の保険料はとなると推察されておりますでしょうか。

保健福祉部長（原 忠昭君）

今後の市の保険料はどのようになるかという御質問にお答えをいたします。

県からまだ標準保険料率が示されておられませんので、難しい部分もありますが、移行から3年間は平成28年度の納付金相当額と比較をして1人当たりの納付金がふえる市町村に対しては激変緩和措置が行われることになっております。したがって、税率については均等割、平等割、所得割等の構成割合が変わるなどしますので、世帯によって増減が生じてまいります。市全体の保険料を平均いたしますと大きく上がることはないと考えております。

なお、本市の場合、医療費水準、所得水準ともに県平均より高くなっていることから、1人当たりの納付金額については県内でも高いほうになると思われれます。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

大きく上がることはないと言いながら、県平均より高くなるようなことが考えられるような発言でございましたけれども、県が示す保険料水準の目安と市が決定する保険料に大きく格差が生じたとき、つまり県の水準が物すごく高かったときに市がそれと同じように保険料

を皆様にお支払いいただくとするのが余りにも高過ぎると思ったときには、保険料を県の水準より下げなければいけないと思うんですけれども、そういうふうなときには市は県に納入する国保事業費が保険料で賄えなくなってしまうので、市が県に納める分の事業費の不足分の穴埋めというのはどういうふうにご考えておられるのか。柳川市にはほとんど基金の残高はないと思いますけれども、お聞かせください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

県が示す保険料より安い保険料を設定し、県への納付金が払えない場合の穴埋めをどう補うかという御質問にお答えをいたします。

県からは市町村ごとに国保収納率を勘案して納付金を賄うのに必要な保険料率が示されるため、それより低い率で賦課した場合は納付金が不足するということになります。

本市は平成27年度に国保財政調整基金を全額取り崩しておりますので、不足した場合の財源はございません。このため、標準保険料率を極力取り入れていかなければならないというふうにご考えております。

その上で、収納率の低下等により予定した税収が入らず財源不足となった場合は県の財政安定化基金から無利子の借り入れができるようになっております。

なお、借り入れた分につきましては、3年後までに償還することになりますので、翌年度以降の税率に上乘せをし、償還額を確保する必要が生じてまいります。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

結局、やはり県があらわしてくる水準、目安よりも安く保険料を市が設定した場合は、そのときはいいいんだけれども、不足分は安定化基金から借り入れられたりするけれども、どうせそれは翌年に自分たちが返していかなければいけないんですよというふうな御説明だったんだろうと思います。言われるとおりなんですけれども、本当に保険料が今まだわかりません。保険料が下がれば問題ないんですけれども、上がるかもしれないと。また、国から財政支援がどれくらいあるかわからないというわからない尽くしの今ですけれども、やっぱりいんなこと穴埋めのことは考えておかなければいけないんじゃないかなと思います。

安定化基金から借り入れるのもいいんですけれども、ほかにあんまり借り入れんでいいような方法を考えてあるんだったら教えてください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

今現在では、先ほども御説明いたしましたように、保険料率というのはまだ定まっておりませんけれども、できるだけ保険料が上がらないようにするために、医療費の削減、抑制を心がけていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

そのとおりだと思います。やっぱり医療費の安定化に努めていただくしかないんじゃないかと思います。

最後の質問ですけれども、今回の制度変更によって厚生労働省が理想とするのは、医療費がかかっている市町村に削減努力を促して、医療費の水準をそろえた上で保険料を都道府県一本化するという流れであると思いますけれども、この保険料の一本化について柳川市のお考え、また、現時点で福岡県はどのように考えておられるのか、わかる範囲でお聞かせください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

保険料の一本化についての本市と県のお考え方はという御質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃられるとおり、国は医療費水準を平準化した上で、最終的に一本化を目指すとしております。県も国保運営方針の中で納付金額の設定及び医療費適正化の取り組み等を通じて市町村の医療費水準の平準化を図りながら、まずは制度定着期間として新たな納付金制度の着実な運用や収納対策を進めることとなります。その後、県内均一化移行期間として保険料の県内統一に向けた検討や見直しをしていくというふうにしております。

本市は県内でも医療費水準が高い状況にあります。国、県が目指す保険料の一本化に向け、昨年9月に策定をいたしました国保事業適正化計画を推進して医療費削減に取り組みながら、少しずつでも医療費水準を抑制してまいりたいというふう考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ちょっと複雑なんですけれども、簡潔にはなかなか言えないと思うんですけど、柳川市は一本化されたほうがメリットはあるんでしょうか、お聞かせください。

保健福祉部長（原 忠昭君）

一本化されたほうが柳川市にとってメリットがあるのかどうかということの御質問でございます。

先ほども申し上げましたように、福岡県の60市町村、団体の中では柳川市の医療費は高いほうに位置しております。その中で一本化されますと、平均より柳川市のほうは高い状況にありますので、一本化されたほうが柳川市にとっては有利になるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

来年4月より開始される国民健康保険の制度変更について順次伺ってきましたけれども、とにかく今は制度変更に対して正しく市民の方にお知らせいただきたいと思います。そして、

先ほど部長が言われましたように、一本化になるかならないかはわかりませんが、どっちにしても、やっぱり医療費の水準を低くしていかなければいけないので、今後とも国保財政がうまくいくように、医療費の適正化に努めていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後の質問に移ります。

学校の熱中症対策についてでございます。

熱中症とは、暑さの中で起こる障害の総称です。大きく分けて3つあります。学校の教育活動中に問題となるのが、主に熱疲労と熱射病です。学校の管理下において熱中症事故はほとんどが体育・スポーツ活動中に発生しています。

指導側も児童・生徒側も熱中症に対する正しい理解と予防のための運動方法や水分補給を工夫することを身につけることは、事故防止の観点からだけでなく、効率的なトレーニングという観点から大変重要だと思っております。本市の公立学校でも児童・生徒が熱中症予防への関心が高まるような取り組みを続けていただきたいと思います。

そこで、お尋ねいたします。

本市の熱中症対策についてお聞かせください。

学校教育課長（木下 隆君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

本市における熱中症対策はということでございますが、議員おっしゃるとおり、学校管理下の熱中症の事故は全国的にもほとんどが体育・スポーツ活動によるものでございます。25度から30度と、それほど高くない気温でも湿度が高い場合には熱中症が発生しています。

熱中症対策としましては、気温等の状況により活動時間の変更や中止を行うほか、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること、屋外の活動時には必ず帽子をかぶらせることなどを徹底しています。

また、熱中症の疑いがある症状が見られた場合には、早期に水分、塩分補給、体温の冷却、病院への搬送など、適切な措置を行うなどの対応をとっております。

本市では、本年度もこれらの対策の徹底について、5月から6月に全ての小・中学校に対し指導を行うとともに、十分な睡眠や食事をきちんととることなど、基本的な生活習慣を整えることについて保護者宛てのお便りや学校安心メールなどで協力を呼びかけるなどの対策を講じています。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

これまでも熱中症対策をいろいろと工夫してあると思います。私も5月に地元の中学校の体育祭を見学させていただきましたけれども、あえて競技の途中に休憩をとって、積極的に

テントの中での休憩を促したり、水分補給を呼びかけておられました。生徒は競技中は一生懸命ですので、そういうときに水分補給を促しても耳に入らないことが多いので、大変配慮された運営だなと感心しました。初めは中学生にそういうふうな細やかなことをしなきゃいけないのかなと一瞬思ったんですけども、ああ、中学生だからしなきゃいけないのかなと。体も大きくなってきますので、ちょっとした体の不調にも気力で頑張り過ぎてしまうということがありますので、あえて競技の途中で一旦全員休憩を呼びかけられて水分補給をさせられたというのは非常にいい対策だったかなと思っています。

これまでも熱中症予防には、教員を初め、スポーツ指導に携わっていただいている方はもちろん、生徒たちも取り組んでこられていると思うんですけども、今回、市内の小・中学校の体育館に熱中症の危険度を計測する熱中症計の設置を提案させていただきます。

熱中症の原因は、先ほどおっしゃいましたように、温度だけでなく、湿度や水分補給にも大きく関係します。熱中症計は温度と湿度を計測し、熱中症の危険度を表示します。熱中症計を設置している地域の学校では、熱中症の危険度が最も高くなったときには運動を原則中止にして、体育館での部活を中止し、水分補給に充てる時間にしますと。その間に換気して、体育館内の温度を下げた後から部活動を再開していますと。また、ほかの地域では携帯型の熱中症指数計を活用して運動場と体育館の中を測定し、部活動の活動レベルの参考にしている地域もあるようです。

生徒たちの体力、また、忍耐力、体調も個人差がありますので、このように活動や水分補給の目安が視覚で確認できれば、教員だけでなく、生徒たちにも未然に熱中症を防ぐ対策の一つになると思います。そして、熱中症予防への関心も高くなりますので、熱中症計設置についての見解をお聞かせください。

学校教育課長（木下 隆君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

熱中症対策、また、熱中症予防への関心を高めるため、各小・中学校の体育館などに熱中症計を設置したらどうかという御提案でございますが、熱中症の危険性をアラームなどで知らせてくれる熱中症計について、各学校へ配付し、熱中症予防の目安としている自治体もあるようでございます。

この熱中症計につきましては、議員おっしゃるとおり、温度と湿度を計測し、熱中症の危険度を5段階でアラームやLEDライトなどで知らせてくれるようでございます。本市においても、この熱中症計を設置し、熱中症予防の目安としている学校もございました。

この熱中症計につきまして調査しましたところ、価格的にもそれほど高価なものではなく、熱中症の危険度がより迅速に把握できることから、今後、全小・中学校での設置につきまして、購入する方向で検討していきたいと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

購入をする方向で検討していただくということですので、いつぐらいから始めていただきますでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

できれば今年度の予算の残があれば一番いいんですけども、ない場合は来年度の暑くなる以前には設置をしたいということで考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

迅速な対応、ありがとうございます。

温暖化の影響はこれからもまだまだ続くと思いますので、熱中症計の設置を前向きに考えていただきましてありがとうございました。これからも児童・生徒が事故なく学校生活をやっていけるような環境整備を前向きにとっていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時3分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。質問に入ります前に、7月の九州北部豪雨での多大な被害を受けられました朝倉市、東峰村、そして、県内外の被災者の皆様方に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。

それでは早速、市民の皆様からいただいた多くの貴重な意見、また、提案をもとに一般質問を行います。60分間の限られた時間ですので、内容ある議論を強く望みます。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いします。また、議長の取り計らいをよろしく願います。

さて、今回の私の質問は大きく4つです。

質問の1つは、市長の3期目での若者の定住政策を具体的にお聞きします。

昨日の質問でも議論がされておりましたが、柳川市の人口は平成29年3月末現在で6万7,490人、毎年平均しておよそ720人前後の人口減少が続いております。特に、社会増減を見

ますと、常に市外への転出者が市内への転入者を上回り、転入転出差し引きの人口増減の数は転出者が超過になり、年間平均で毎年およそ350人が減少しております。本市では市外への転出者の歯どめはかかっておりません。特に、年齢別の人口では、本市の老年人口、つまりは65歳以上の人口、現在およそ2万1,000人前後ですが、今後10年間、ほぼ横ばいで推移します。問題は、若手を含む生産年齢人口、つまりは15歳から64歳までの人口が現在のおよそ3万8,000人から、10年後には3万2,000人前後に急激に減少していく点です。今後10年間でおよそ6,000人が減少していく中で、生産年齢人口が老年人口を支える負担が年々増大し、このことによってまちの活性化が年々失われていくと私は推測をいたします。

そのような中で、本市においては早急に定住促進の対策を構築し、実践し、その成果が求められるときに来ているのではないのでしょうか。

そこで、市長の3期目での若者の定住促進の政策をお聞きします。

質問の2つに、市長の3期目での校区公民館及びコミュニティセンターの有効活用策をお聞きします。

現在、コミュニティセンター及び校区公民館は市内に18施設あり、特に、11施設のコミュニティセンターは、市長の政策によりまして、およそ11億円の投資がされ、新しく建設などがなされました。しかしながら、近年の現況として施設の利用者の数が伸びない中で、早急に市としてこの施策での有効活用の政策を講じ、そして、実践するときではないのでしょうか。特に、市長は3期目の所信表明時に、この施設の有効活用に取り組むと明言をされております。

そこで、質問ですが、市長のコミュニティセンター及び校区公民館の有効活用の政策をお聞きします。

質問の3つは、多発する車上荒らしへの対策についてお聞きします。

ことしに入り、これまでの間で車上荒らしが市内で40件発生しております。その事件内容は深夜に車の窓が割られ、財布や貴重品が盗まれており、異常事態だと考えます。同時に、この事件に対し大きな不安を抱いてある市民も多くおられます。

そこで、市として今後の車上荒らしへの対策をお聞きします。

質問の4つは、北朝鮮ミサイル発射に対する本市の対応をお聞きします。

一般質問初日に質問がありましたが、北朝鮮は8月29日のミサイル発射に続き、9月3日には6回目の核実験を実施しました。国連安全保障理事会では北朝鮮制裁強化決議が採択となりましたが、北朝鮮は拒否しておりまして、米国にかつてない最大限の苦痛を与える用意があると述べております。まだまだ今後どのような事態が起こるかわかりません。

そこで、柳川市民の生命と財産を守るため、危機管理としての観点から本市の対策をお聞きします。

これから先の具体的な質問は自席から一問一答方式で行います。

なお、自席からの質問においては、質問項目の順序が多少前後することがあるかもしれませんが、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をよろしく願いいたします。

壇上からの質問は以上です。引き続き自席より質問をいたします。

15番（緒方寿光君）続

初めに、多発する車上荒らしへの本市の対策をお聞きします。

まず、今月、8月での事件状況は、12日に大和町の中島、19日に柳川市の間で1件、そして、23日に三橋町吉開、中山、久末で合計3件発生しております。車の窓ガラスが割られ、財布やバッグなどの貴重品が盗まれております。先ほども申しましたが、ことしに入り40件ということで、大変危惧しております。

そこで、質問ですが、市として、これまでの車上荒らしの発生状況の把握内容、そしてまた、事件の市内校区別の発生件数、これをまずお聞きします。

総務課長（松藤敏彦君）

緒方議員の御質問にお答えをいたします。

車上荒らしにつきましては、ことしに入って筑後地区で多発をしております。

柳川警察署管内でも、ことし1月から7月までに68件発生しており、そのうち柳川市で40件発生をしております。その多くは6月以降に発生をしております。

発生場所につきましては、特定の場所に集中してではなく、市内至るところでの発生となっております。

校区別では豊原校区で7件、城内と中島校区で5件ずつ、東宮永校区で4件、垂見校区で3件、蒲池、藤吉、二ツ河、矢加部、大和、六合校区で2件ずつ、柳河、昭代第一、矢留、皿垣校区で1件ずつ発生をしております。

議員御指摘のように、8月に入ってから連続して発生している状況です。時間帯につきましては、夜間が主でございますが、昼間でも発生をしております。

手口につきましては、駐車している自動車の窓ガラスをドライバーなどの工具を利用して割るというような手口が主なようでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

そのような状況の中で、私は現時点において、やはり柳川市として、柳川警察署や防犯協会、ここと連携をして犯罪予防に取り組みなくちゃいけないのではないかと強く考えておりますが、この点での柳川市の方針と申しましょうか、今後の取り組みをお聞きします。

総務課長（松藤敏彦君）

車上荒らしが6月以降、多発をしておりますので、柳川警察署と情報を共有し、市民の皆様への注意喚起や防災対策を講じてきております。具体的に言いますと、柳川市民の皆様への注意喚起を図るために、ホームページや防災メール・まもるくん、広報車による広

報活動等を実施してきております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そこで、これは私の提案なんですけれども、例えば、本市においては、既に防災ラジオを500台前後、行政区長さんやさまざまな市民のリーダーとなられる方々に貸与をされてあります。そんな中で、やはりタイムリーに、これは私の提案なんですけど、毎週金曜日の夕方なんかには防災ラジオで注意喚起と申しまししょうか、現況と申しまししょうか、情報をしっかり流してやると。そのことで市民にも行政区長さんや公民館長さんやさまざまな方々からスピードが上がった情報が流れていくと思いますので、私は有効な手段の一つではないかと、そんなふうを考えておりますが、市の見解と方針をお聞きします。

総務課長（松藤敏彦君）

先ほど議員のほうから御提案がありました戸別受信機につきましては、啓発としては有効であるというふうに考えておりますので、前向きに検討をしていきたいというふうに思います。

15番（緒方寿光君）

ぜひ前向きに検討してください。せっかくお金をかけて500台貸与されていると思いますので、やはり有効な活用が必要だと思います。よろしくお願いします。

そして、今、地域で防犯パトロールがボランティアで行われております。そのような方々から意見をいただいております。深夜のパトロールになると、やはり住民のボランティアパトロールでは限界があるという話をいただいております。そんな中で、やはり警察パトカーでの深夜パトロール、そして、警ら強化と申しまししょうか、ここをやはり市として警察署やさまざまな部署に対しまして強く要請をする必要があるんじゃないでしょうか、緒方さんというような強い声を住民の防犯パトロールを毎回毎回やってあるリーダーの方々からいただいております。ここについて市の見解、方針をぜひお聞かせください。

総務課長（松藤敏彦君）

柳川警察署におかれましては、既に県警本部や他の筑後地区警察署と連携をいたしまして、体制がとれる最大範囲で夜間のパトカーによるパトロールを強化されております。犯人検挙に向けて日夜努力をされておりますけれども、犯罪が広域的かつゲリラ的に発生していることなどから、残念ながら犯人検挙までにはまだ至っていないというような状況でございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁では警ら活動を充実していただいているということなんですけど、大体何台ぐらいのパトカーによって、この柳川市内の警ら活動がどういう 毎日やってあるのか、週何回やっ

であるのかわかりませんが、具体的なことが話せるのであれば、ぜひこの場で御提示いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

捜査情報というか、そういった部分で、警察のほうもこれを出すことによって犯人のほうにいろいろとつながるといようなこともあると思いますので、パトロールは強化をしているということでの答弁で、差し控えたいと思います。

15番（緒方寿光君）

40件以上も発生していますので、市民の皆さんの中には、いつ私がやられるかわからないというような意見も、非常に不安を持ってある方々も多いもんですから、ぜひ警ら強化については、行政を含めまして、改めてお話も警察のほうにも具体的にさせていただきたいと、そう考えております。

そして、これは私の考えなんですけれども、やはり市民の皆さんにも行政として広報といましようか、注意喚起と申しましようか、ここをやる必要があると思います。例えば、貴重品を車の中に置かないだとか、そして、自宅の車庫近くにセンサーライトをつけていただくとか、そしてまた有効なのは、ドライブレコーダーをつけるということが最も有効だといような話をいただく方々もおられます。そして、当然のことながら防犯カメラをつけるなどですね。そういう防犯対策に有効な手段の啓発活動を行政側からさまざまな媒体を通して市民の方々に早急に行う必要があるのではないかと考えておりますが、柳川市の方針、今後の取り組みがありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

総務課長（松藤敏彦君）

議員御案内の啓発につきましては、7月の安全安心通信でありますとかチラシ等でも啓発はこれまでもしてきております。

御指摘の貴重品を車中に置かない、自宅車庫近くにセンサーライトをつける、ドライブレコーダーをつける、防犯カメラをつけるといったようなことは、防犯上、大変有効でございます。

貴重品を車中に置かないようにするといったようなことにつきましては、ちょっとした注意で実施することができますし、センサーライトやドライブレコーダー、防犯カメラにつきましては、費用はかかりますが、防犯だけでなく、犯人検挙にも役立つというふうに思われます。

今後も柳川警察署と連携をいたしまして、広報車による広報やチラシ、防災メール・まもるくんなど、さまざまな機会や手段で防犯啓発を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

どうぞ早急にぜひ対策を打っていただきたいと思います。

この件につきまして、質問全体を通して市長の見解、方針などがありましたら、ぜひ聞かせていただければと思いますが。

市長（金子健次君）

緒方議員が質問の順位を変えて一番最初に持ってこられまして、本当に重要性、緊急性があると私も思いました。

柳川市というのは、やっぱり福岡県下の中でも犯罪件数が非常に減少しているモデル地区にもなっております。非常に残念な事案が発生をしているということでございます。

柳川警察署と一緒に取組みをしてまいりたいと思いますし、課長のほうも申し上げましたように、私はせっかく設置をいたしました防災ラジオを活用してまいりたいと。これは実施する方向で指示をしたいというふうに考えています。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひ実施をよろしく願いいたします。

次に、ちょっと順番が前後しますが、北朝鮮ミサイルに対しての本市の対応をお聞きします。

この質問については、一般質問初日に浦川議員から質問が出ておりました。そこで、できるだけ違う観点から質問をさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、北朝鮮、8月29日にミサイルを発射したわけなんですけど、私自身は今後も、今の現況を見てもみると、北朝鮮、日本列島を越えて太平洋側へ大陸間弾道ミサイル、ICBMですね、そして、中短距離ミサイルの奇襲的な発射を行うことが十分考えられると思います。特に、私自身は北朝鮮に拉致された日本人を救出する福岡の会に所属しておりますが、やはりこの事件に対して大変憤慨をしているところであります。

そこでまず、市として、柳川市民の生命と財産を守るという観点から、今、何をすべきなのかという現実を踏まえて検討をしていく必要があると強く考えます。

そこで、質問をしますが、仮にミサイルが西日本地方の上空を通過する場合に、Jアラートを通じてなんですが、発射に関する情報伝達、これが本市の防災行政無線、防災ラジオ、そして事前登録メールですか、ここにタイムリーに伝達されることだと思いますが、この点について、今回、関係自治体617市町村の中で、実は24の市町村でふぐあいが出たということを知っております。そのような中で、本市において、この情報伝達が正確に、そしてタイムリーにきちんとした形で完全に伝達されるのかどうか、そこについて聞かせていただきたいのと、そういう事前のテストなんかは必ず行ってあるのか、ここについて質問をさせていただきます。

総務課長（松藤敏彦君）

緒方議員の御質問にお答えをいたします。

まず、Jアラートがふぐあいなく完全に機能をするのかということでございますけれども、Jアラートにつきましては定期的に通信訓練が実施をされております。さらには受信状況のチェックが国でも定期的に行われておりまして、仮に障害がある場合は本市に連絡があり、即座に機能復旧する対応を講じる体制となっております。そのため、ふぐあいなく機能をするというふうに考えております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ふぐあいなく情報伝達がされるということで少し安心をしておりますが、ぜひふぐあいのないようによろしくをお願いします。

そこで、私、もう一点質問したいのは、この発射に関する情報伝達が行われた場合に、市としての緊急行動というんでしょうか、具体的にどんな形で市役所内の緊急行動をまずどうされるのか、お聞きしたいと思います。

総務課長（松藤敏彦君）

まず、Jアラートが流れましたら、柳川市の国民保護計画に基づきまして、総務部長を本部長といたします市警戒本部を設置いたしまして、関係機関からの情報等を迅速に収集、分析を行うこととなります。

以上です。

15番（緒方寿光君）

先日の浦川議員の質問の中で、執行部からの答弁で今回の情報伝達の広報について、さまざまな情報伝達を行うというような答弁があっただと記憶しておりますが、そんな中で、市民の方から5点ほど意見をいただいておりますが、特に、市内の指定避難場所がいまだになかなかわかっていらない市民の方も多いと思います。そして、外出時で周囲の強固な建物に素早く逃げ込んでくれと言われるんだけれども、民間の建物の避難場所がよくわからないと言われる声があります。また、自宅にいる場合、どこに避難すべきか。これは前回の質問のときに答弁が多少あったと思いますが、ここをどうするのかと。そして、学校で授業中にはどのような避難行動をとるべきなのかと。そして、浦川議員からも質問があっただけですが、みずから身を守る体制とはどういうことをすればいいのかというような声が5点ほど上がっておりますが、ここの周知徹底をやはり何らかの形で市民に対して確実に伝達しておくべきではないかと私は考えておりますが、市の見解と今後の方針、取り組みについて、この5点についてお聞かせをいただきたいと思います。

総務課長（松藤敏彦君）

全国瞬時警報システム、Jアラートが発動いたしまして、4分ほどでミサイルが通過や落下するというふうに思われます。まずはJアラートによる第1報を聞きまして、冷静に、

そして適切な避難行動をとっていただくというのが重要でございます。そのためには住民の皆様へ避難行動の内容を周知し、理解をしていただくことが必要でございます。

「アラートによる第1報の数分後には第2報が入ると思います。正確な情報を収集し、その情報に従って行動をしていただきたいというふうに思います。

現在、市のホームページで「弾道ミサイル落下時の行動について」としてお知らせをしておりますけれども、広報紙などでも啓発をしていきたいというふうに思います。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

この場でちょっとお聞きをしますが、民間の強固な建物というのは実際何カ所あって、どこを指すのか、ここを簡単に結構なんで教えていただけませんか。市民の方にはなかなか伝わっていないところがあると思いますので、よろしくお願いします。

総務課長（松藤敏彦君）

民間の強固な建物といえますと、洪水時、また高潮、津波等の水害時の一時避難施設として柳川市が協定を結んでおります金子病院でありますとか長田病院、柳川病院、大城病院、星子医院、柳川リハビリテーション学院、ハリウッド美容専門学校、杉森高等学校等がございます。

また、伝習館高等学校でありますとか柳河特別支援学校、かんぼの宿、そういったところとも大規模災害時の避難所ということで協定は結んでおるところでございますが、柳川市の場合については一般的には木造の建物がほとんどでございますして、瞬時にそういった施設に逃げ込むというのは難しいのかなというふうに思いますので、できるだけ近くの建物の、さらに窓から離れていただくと、そういった行動が必要ではないかというふうに考えております。

15番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

答弁ありましたので、ここの部分については話しませんが、特に、周辺の自治体については、このミサイル発射の想定をされた訓練などが行われている自治体があります。柳川市としては訓練は行わないのか。仮に行わないとしますと、どのような市民に対しての啓蒙活動等々をされていくのか、ここについて何か市の見解がありましたら教えていただけませんか。

総務課長（松藤敏彦君）

訓練を実施するのかという御質問でございますが、今のところ訓練を実施する予定はございません。

一方で、弾道ミサイル落下時の行動については、タイムリーな事案でございますので、防

災学習会や出前講座等では積極的に今お話をしているところでございますし、今後も機会を捉えて啓発に努めたいというふうに考えております。

15番（緒方寿光君）

よろしくをお願いします。

この点での最後の質問になりますが、久留米市立図書館などでは、要は簡単に言えば、例えば、そういう緊急情報が伝わったときには窓から離れて物陰に隠れて避難体制をとると。そして、自分の身をどんなふうにして守るのかというものがイラストに描かれて、久留米市立図書館の各階に実は掲示をされています。

柳川市の特に公共施設、市民の皆さんがよく集われる施設がたくさんあると思いますが、やはり私はそういった意味では啓蒙、広報の一つの手段でもありますが、緊急時にこの公共施設にいたときはどうすべきなのか、ここをやはり何らかの形で入り口等々におきまして掲示、表示、この分をする必要があるのではないかと、そう強く考えておるところでございますが、この件の最後の質問なんです、市の見解、何かありましたら教えていただけませんかでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

議員御提案の公共施設の入り口等に緊急時の行動の表記をするということにつきましては、市民の皆様へのとっさのときの対応の啓発にもつながるというふうに思っておりますので、前向きに検討したいというふうに思います。

以上です。

15番（緒方寿光君）

どうぞよろしく対策をとっていただきたいと思います。お願いいたします。

次に、3点目の質問をします。

コミュニティセンター及び校区公民館の有効活用、これについてお聞かせをいただきたいと思います。

このコミュニティセンターですね、特に、この柳川市につきましては11館建設をされておりますが、この建設をされた目的と、そして、現時点においての施設の活用策、その成果、この部分についてはまずは市長に質問をさせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

最初、指名がありましたので、私のほうから答えたいと思います。

現在、三橋町に5館、大和町に6館、そしてまた、全部リニューアルいたしまして18館のコミセンをつくりました。今日ではそれについては健康教室とかいろんな形、また、避難所としても活用していくという形で、これは市にとっても政策的に重要な柱でもあったし、これについては生涯学習課と十分打ち合わせし、また、保健福祉部とも打ち合わせしておりますので、答弁のほうは教育部長のほうから答弁させたいと思います。よろしくをお願いいたし

ます。

教育部長（田尻主範君）

緒方議員の質問に御答弁させていただきます。

平成22年1月に策定しました柳川市コミュニティ基本計画におきまして、柳川市が整備するコミュニティセンターとは、校区民主体の地域づくりや地域課題の解決に向けて、校区民のコミュニティ意識の高揚と生涯学習推進のための拠点施設として、また、あわせて災害等が発生した場合の自主避難所として定義しております。

また、現時点におきましては、コミュニティ施設は校区公民館の活動拠点の場として活用されておりまして、自主的な学習サークルの開催や各地域のコミュニティ活動の情報交換や地域住民の交流の場としても利用されておりまして、

さらに、台風などの災害が発生した場合には避難所として機能しておりまして、地域住民にとっては、なくてはならない施設となっているところでございます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

済みません、もう少し突っ込んで質問させていただきますが、この施設の利用状況をちょっと調べさせていただいたんですが、具体的にコミュニティセンター施設利用調べ、これによりますと、平成27年度は17施設で年間利用合計16万128人と、平成28年度では1施設ふえて、18施設において年間での利用合計人数は16万9,354人ということであります。利用者数がちょっとふえているように思いますが、28年度は1館ふえておりますので、私自身はほぼ横ばいの利用者数じゃないのかなと感じます。平均して1施設の1日の利用者は大体25人ほどであります。

そして、このコミュニティセンターにおきましては、市長の方針によって1施設大体1億円以上の投資をされて、そして、11館が建設、また大規模改修されたわけなんですけど、この1館当たりの年間の維持管理費は、人件費、管理費を含めると、皆さん御存じのように、4,000千円から5,000千円以上となっております。そして、18館の合計で年間の施設の維持管理に係る費用が大体1億円以上です。

そのような中で、私自身はもっと幅広く、昨日、伊藤議員のほうからも質問がございましたが、その答弁は福祉政策について充実をしたいというような答弁がございましたが、そのほかで何かこの有効策を市のほうでお持ちなのかどうか、ここをぜひお聞かせいただきたいと思っております。

これは私の提案なんですけど、例えば、立花宗茂と間千代を中心とした歴史講座、これを18施設を巡回しながら行っていくということも有効策の一つではないかと私は考えます。当然のことながら市民の皆さんの柳川市の歴史人物への意識の向上にもなりますし、そして、知識の向上にもなりますし、さらには、今、市長が頑張っておりますが、NHK大河ドラマ招

致活動の一環にもつながっていくと考えます。そして、市民の方々にちょっとお聞きをしますと、やはり柳川市の歴史上の人物については興味や関心がありますと言われる市民の方もいらっしゃる。そのような中で、土曜日や日曜日や祝日を使って、幅広い年齢層に関心のある講座を設けられて、そこで生涯学習を行っていくということが私は大事ではないかと思えます。そして、このことが、地域コミュニティの再生とよく市長からお話もありますが、このことに必ずつながっていくと私は考えております。

そしてもう一つは、この柳川市内にはそういう歴史上の人物の講座の講師をしていただくような方々が本当にたくさんいらっしゃると思えます。有能な方々がたくさんいらっしゃると思えますので、ぜひそういう方々を活用していただきながら、生涯学習における歴史講座を設ける必要があると考えます。

のぼり旗、PR、それは今、市長が一生懸命頑張っておりますので、私自身はそれはそれでいいと思えますが、こののぼり旗、PRだけでは、この招致活動には全国がしのぎを削って今競争しているところがございますので、なかなか実現は厳しいのではないかと考えております。

そういった中で、やはり行政と市民が一体となって、立花宗茂、そして闇千代、これを中心とした歴史講座の中でこの人物を深く知って、そして、広げていって、市民と一体となって機運を盛り上げるということが今望まれるのではないかと考えておりますが、市長、何か御見解や今後の方針、取り組みがありましたら、ぜひ聞かせていただきたいと思えます。

市長（金子健次君）

大変ありがたい提言だと思います。

学校のほうにも、教育長にもお願いしたんですけども、今、歴史の人物伝のベスト20が小学生の副読本になっています。最初は田中吉政公ですけども、2番目に出てくるのが立花宗茂という形で、そういうことによって学校でも、なぜ柳川市が立花宗茂のテレビドラマの招致活動をしているかということをお話していただきたいと言っています。

私は観光の面とか、そういう面は確かに効果があると思えますけれども、一番求めているのは、いろんな形で柳川の歴史、文化を知る上では子供たちにそういう郷土の先人たちを活用して教えていただきたいというふうに思っています。

特に最近、NHKを含めまして、いろんな報道がなされておりますし、いろんな番組を見ることによって立花宗茂の人物像というのが本当にわかりやすくなってきますし、招致活動は非常に厳しい状況ですけども、いつかは大河ドラマになるんじゃないかというふうな気持ちを持っていますのでございます。議会のほうも御理解をしていただきまして、先日、ポロシャツを買っていただきましたけれども、これは市民を挙げてというよりも、福岡県民を挙げて運動しないと恐らく厳しいというふうに思っているところがございます。

そういう形でのコミセンの利用、活動についてもやっていきたいと思うし、私が部長会の

中で話したのは、部長も全てレベルアップをしてくださいと。立花宗茂、闇千代について勉強してもらいたいということで、先日、大和町の区長会るとき、指名していなかったんですけども、言っていなかったんですけども、いきなり成清部長にあなたが話してくれんねと言って、30分ぐらい頑張って話しましたので、皆さんよかったなという形で思っていますし、職員のほうについても、そういう話ができるように勉強してもらいたいなというふうに思っております。

そういうことで、今の御提言については実施する方向で検討してまいりたいと思います。以上です。

15番（緒方寿光君）

実施する方向でということでもいいんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

どうぞよろしくお願いします。行政と市民と一体となって、やはり機運を盛り上げる今の時期だと思っておりますので、よろしくお願いします。

あと、2つ目の有効活用について提案します。

実は私は最近、小・中学生をお持ちの保護者の方々と話をさせていただく機会がありました。そして、その保護者の方から非常に力強く言われた意見がありまして、この点でちょっと御提案をしたいと思いますが、要はこの柳川市は子育てのしやすい柳川だという方向性を打ち出している、そういうことであれば、ぜひ小・中学生を対象に、例えば、市営の学習塾なんかも校区公民館などで土曜日などを利用してやっていただくことができないものかという意見をいただきました。民間の塾に通われている小・中学生の方々も多くいらっしゃると思いますが、実は親御さんの話では民間の塾は月謝が非常に高いんだと。非常に家計は圧迫されますと。そして、ひとり親の方々の意見は、仕事が一生懸命なので、なかなか学習指導まで目が向かないというような御意見もありましたが、そのような中で、この公民館、コミセンを使いまして、ひとつこういうこともやり始めるといいのではないかと私は提案をしたいと思います。

特に、指導される講師のことをちょっと考えてみますと、非常に有能な学習指導ができる市の職員もたくさんいらっしゃると思います。そして、柳川市内には教職員のOBの方々も多くおられると思いますので、やはりそういう方々を活用していただきながら、この市営の学習塾なんかを土曜日に週1回やっていただくことも有効活用の一つの手段ではないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

私のほうで答弁をさせていただきたいと思います。

市では現在、市内3つの小・中学校でコミュニティ・スクール制度を試行いたしまして、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目指し、その組織づくりに取り組んでおるところでございます。その中心的な組織となりますのが学校運営協議会と地域学

校協働本部であり、それらが両輪となって新たな学校と地域の連携、協働づくりを推進することになります。

また、地域学校協働本部では、県の補助対象事業といたしまして、放課後の学習支援事業や放課後の体験活動などがございまして、それらの事業を公民館やコミュニティセンターで実施することで、施設の有効活用が図れるものと考えております。

地域学校協働活動事業の学習支援事業の活用をいたしますと、学校と地域を結びつけるコーディネーターを選任することになります。コーディネーターは各学校の授業の進捗状況でありますとか児童・生徒の習熟度を把握し、地域の指導役にそれを伝えますので、より効果的な学力向上が期待できるものと思います。

なお、指導役の方につきましては、地域にはさまざまな分野で秀でた才能をお持ちの方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方々にボランティアとして参加していただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

私の提案もさせていただきましたが、ぜひまた今後前向きに検討していただきたいと、そう強く要望させていただきたいと思っております。

そして、3つ目の提案なんですけど、これは以前にも議会でも質問があったと思いますが、昨日、諸藤議員からの質問もあっておりました。今後、3庁舎が1庁舎に庁舎統合される時期も近いと私は考えておりますが、その結果、地域によっては自宅から本庁舎までやはり遠いと。遠いことが非常に苦痛になって、なかなか証明書と申しましょか、税務関係の証明書、住民票を含めまして、それをもらいに行くのがなかなか、何と申しましょか、遠くなったことによってちょっと不便になるんじゃないかというような意見もあります。

そういった中で、私自身は校区公民館、そしてコミセンにつきましても、そういう関係書類をとれるような支所機能を持った施設にする必要があるのではないかと強く考えます。特に、私が思いますのは、今、7館はオンラインで結ばれて、そして、コンピューター回線、光回線ですか、それで結ばれているということも聞いておりますので、そういった意味では、パソコンとプリンター、こういうものをセットすれば、案外そう経費はかからずにできると考えます。そして、回線が結ばれていない施設については、今後、計画的に回線を結んでいけばいいと私は思います。この窓口については、市職員のOB、例えば、再任用で採用される職員OBだとか嘱託職員がベテランですので、そういう方々が窓口になっていただくというようなこともやはり考える必要があると私は思います。

既に皆さん御存じのように、大木町では農協の施設を利用して、ここはまだ回線も何も結ばれておりませんが、午前中に住民の方が来られて申請すれば、夕方には手元にその証明書なんかを出していけるというようなことで、非常に町民の方は喜んであるそうであります。

そのような中で、やはり柳川市として2年後、31年には柳川市の総合計画においては、このコミュニティセンター利用数、20万人の目標値を掲げてある中で、この提案について市長の見解や方針をお持ちであれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

特に、市役所、今の検討の中で、コンビニなんかで発行する検討をしておりますよということですが、地域の近くにコンビニがあればいいんでしょうけど、やはり地域の配置を考えますとちょっと不均衡なところもあると思いますし、また、高齢者にスムーズな証明書のお渡しができるのかどうか。そして、行政分野において、そういった意味では、個人情報を含めてセキュリティーはどうか。そして、この費用がどれくらいかかるのかという問題もあると思います。そこで、何店舗ぐらいで、どれくらいの範囲で計画されようとするのか、そういう点をもし今お持ちであれば、ぜひ聞かせていただきたいと思いますし、私の提案を含めて、見解、そして方針がありますれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

総務部長（高崎祐二君）

私のほうから、まず1点目のコミセンを支所機能として、例えば、住民票などの証明書発行サービスをコミセンで行ったらという御提案についてお答えをしたいというふうに思います。

先ほど緒方議員も言われましたが、専用回線とか、そういうものが今現在通じておりますのが旧柳川市のコミセン7館、それと、垂見コミセンだけというふうになっております。それ以外のコミセンは現在回線がつながっていないという状況でございますので、仮に証明書発行サービスをその場でやるという形になってきますと、初期費用に数千万円程度必要になってくるのではないかとこのように思っております。

その証明書の発行につきましては、今現在、3庁舎に自動交付機を置いて対応させていただいておりますが、これの耐用年数が過ぎまして、今現在、切りかえの時期に来ているような状況でございます。仮にこの自動交付機を切りかえるとしたしますと、大体38,000千円ほどの金額が必要になってくるという状況にもなっております。

それから2点目で、緒方議員のほうからコンビニ交付を考えているみたいだがということで御質問をいただきました。

今、まさに検討を始めさせていただいたところでございますが、まず、コンビニ交付に移ります場合、コンビニのほうにマルチコピー機が設置されていれば可能というふうになっております。それがあれば全国のコンビニでその対応が可能というふうになっております。ちなみに、市内のほうには24店舗だけコンビニエンスストアがありますが、議員御指摘のように、市内だけ見れば不均衡な面もあるかと思いますが、先ほど言いましたように、全国どの場所でもその発行ができる形になってきます。ですから、居住地にかかわらず、勤務地、学生であれば在学地の自治体のコンビニでその利用ができることになってきます。また、時間帯につきましても、土日祝日問わずに、午前6時半から午後11時までの交付のほうが可能に

なっております。非常に利便性は高いものだというふうに思っております。

もう一点、セキュリティー対策につきまして、今お尋ねでございました。

これにつきましては、専用の通信ネットワークを利用してありまして、データの暗号化やデータの非保持、偽造・改ざん防止策、とり忘れ対策などの処理も行われているところでございます。

本年8月15日現在で全国430の自治体が導入をいたしております。今のところ重大な問題等も発生しておりませんので、機械上の問題はないかというふうに思っております。

あわせて、導入経費までお尋ねでございました。

こちらのほうを導入するには、地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISへの負担金というものが必要になってきます。一応それが26,000千円ほどかかることになっております。ただ、これの2分の1につきましては特別交付税で見えていただけるようになっておりますので、実質13,000千円ほどの金額でできるのではないかなというふうに思っております。

今、まさに検討に入った時期でございます。一応平成31年1月ぐらいをめどに、今、検討をさせていただいておりますので、何とかこの目標年度に向けまして今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

先ほどの提案を含めて、私がこれ以上言ってもできない部分もありますので、今後ぜひ研究しながら、できるだけ経費の安い方向で、セキュリティー問題も含めて、じっくり考えていただきたいと、そんなふうに思っております。

最後の質問です。あと7分になりましたが、特に若者の定住化政策、これについて質問させていただきます。

一番初日の質問で三小田議員から話があったおりましたが、人口1人が減れば大体交付税100千円減るんなんですということでした。柳川市は単純に考えれば毎年72,000千円以上、交付税減額ということになるわけなんです、そのような中で、今、市においてはいろいろ施策を一生懸命構築されておりますが、まず私が聞きたいのは、特に、オープンファクトリー、そして、インターン・バイターン事業、これについては今後継続をしていただく必要があると思いますが、さらに一步踏み込んで、やはりこの地元で就職をすると、就職をしていただくという方をふやしていくためにどうするのかと。この政策をやりながら、例えば、地元で就職される方について地元就職祝い金なり奨励金なり、仮に柳川市に就職した場合に300千円程度家賃が必要だということで施策を打ってある自治体もあります。多分、大川市だったと思いますが、そういう実をとっていくと申しませうか、そういう施策も今大事だと考えております。

この件についてもお聞きしますが、もう一点、柳川市は企業誘致条例を掲げられて、今現在推進をされていますが、なかなか現実として企業誘致がなされないという中において、私自身は起業の誘致条例、これは仮称なんですけど、これぐらいのものをやる必要があるのではないかと思います。なかなか雇用者もふえない中で、そういう起業、ここについてもっと手厚い支援をする必要があるのではないかと、そう考えております。空き店舗対策をやっていますよと言われればそうなのでしょうけど、そこだけに限らず、もっと充実をする。市内で起業したい方々に支援をする。そして、市外から市内で起業したい方々にも支援をする。そういうことになりますと、やはり女性の起業家なんかも出てきますし、若い人も思い切って起業してみようかという方々もふえるわけでございます。ここについてどう考えられるのか。これもぜひ検討していただきたいと思っております。

そして3点目に、要は柳川市、空き家バンク制度等々を一生懸命やってありますが、なかなか現実として成果は出ていないと考えております。数字にいろいろありますけど、特に定住サポート、平成24年度から28年度の5年間で2世帯4人の転入と。空き家バンク制度、成約交渉件数、ここ5年間で22世帯28人と。地域おこし隊、3年間で6人ということでありませう。そして、新婚世帯家賃支援事業、この補助についてもあるわけなんですけど、平成24年度から3年間で172世帯171人となっております。総額で大体40,000千円ぐらいこの制度でお金を出してあると思うんですが、一時的な補助の支援によって定住者はふえますが、期間が終われば、やはり転勤だとかいろんな都合を申し出られて市外に出ていかれます。なかなかこの政策は効果的ではないと私は考えるところであります。

そういった中で、この空き家バンク制度について、やはりもっと見直していく。こういう制度、支援事業についても見直して、検証して、そして、新しいものを何を取り組むのかということが必要ではないかと考えております。ここについて、ぜひ見解を教えてくださいと思います。

そして4つ目は、実は3日後にはインターチェンジの開通があるわけなんですけど、有明海沿岸道路についても非常に有効な交通手段で、非常に充実したと思います。そういうインターチェンジの周辺を含めて、やはり定住化政策、このことも必要ではないかと思います。具体的には定住地の確保をしながら、そして整備をして、もっと打ち出していく。今回、4区画完了しましたよということに満足せずに、そういうことももっと踏み込んでやらなければ本当の定住はできないと私は考えております。都市計画上、可能な限り、こういう政策を打っていただきたいと考えております。

そして、最後になりますが、柳川市の職員についてもぜひ市内に定住をしていただきたいと思っております。どれだけおられるかわかりませんが、市外から市内に仕事に来てられる方もいらっしゃると思いますが、できる限り市内に定住をしていただくような、何か市内定住の補助なんかも考えていく必要があるのではないかとこの市民の声もいただいております。な

ぜ市外から市内に通勤するのかと、市に住んでいただくのが当然じゃないかという声もいただいております。

この5点について、市のほうで何か方針や今後の取り組み、ありましたら聞かせていただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

執行部に申し上げます。もう時間が1分に迫っております。簡潔にまとめて答弁をしてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

簡潔に申し上げたいと思います。

まず、1点目の地元就職祝い金の支給が必要ではないかということでございますけれども、これは現在、市としましては、若者の地元企業への就職支援策としてオープンファクトリーとインターン・パイターン事業を始めたばかりでございます。まずはこの2つの事業を充実していくということに力を入れたいと、このように考えております。

2つ目の個人が起業をされた場合に新しい支援策が必要ではないかということでございますけれども、このことにつきましては、新たな創業支援策については他自治体の制度を参考にしながら検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

市長、全部まとめて。あと4点あろうが。時間切るよ。

市長（金子健次君）

まとめて言えませんが、職員の市外からの勤務について私のほうから簡潔にお答えしたいと思います。

市職員は市内在住であるか市外在住であるかにかかわらず、市の発展のためには全身全霊をもって仕事に専念してもらいたいと思います。

一方で、現在、本市では定住対策を進めておりまして、市の活性化のためにさまざまな施策を実施しています。一人でも多くの人に柳川に住んでいただくことにより、活気あふれるにぎわいのあるまちを目指しているところでもございます。そういったことを考えるときに、職員に対しましては、柳川のことを思い、柳川の活性化のために市内への定住を第一の選択肢として私は考えていただきたい。そして、5時まで公務員じゃなくて、5時から以降もいろんなボランティア活動にも入っていただきたい、これが私の考え方です。

以上です。（「一言だけよかですか。一言だけ」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

それで終わっていいですか。

15番（緒方寿光君）

終わりです。

済みません、時間が経過して申しわけなかったんですけど、またこの定住については12月にもう一回質問しますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時5分 散会

平成29年 9 月26日（火曜日）

柳川市議会第3回定例会会議録

平成29年9月26日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
18番	樽 見 哲 也	19番	伊 藤 法 博
20番	梅 崎 和 弘	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

17番	浦 博 宣
-----	-------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副	市長	成松宏良
教	育長	日高良二
総	務部長	高崎祐司
会	計管理	野田洋次
市	民部長	石橋正昭
保	健福祉部長	原忠昭
建	設部長	大淵洋祐
産	業経済部長兼大和庁舎長	成清博茂
教	育部長兼三橋庁舎長	田尻主範
消	防長	木下隆行
人	事秘書課長	田中勝裕
総	務課長	松藤敏彦
企	画課長	椛島謙治
財	政課長	島添守男
税	務課長	川口俊幸
健	康づくり課長	大橋由美子
福	祉課長	平田敬介
学	校教育課長	木下隆
生	涯学習課長	袖崎朋洋
建	設課長	待鳥哲
農	政課長	林誠
水	路課長	松永泰治

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会事務局	樽見孝則
議	会事務局次長兼庶務係長	内田猛
議	会事務局議事係長	徳永喜美香

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

議案第49号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について
建設経済委員長報告について

議案第50号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 平成28年度柳川市水道事業会計決算の認定について
教育民生委員長報告について

議案第46号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第53号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第54号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
決算審査特別委員長報告について

議案第45号 平成28年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（3） 議案の上程について

議案第58号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について

議案第59号 柳川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程（4） 報告について

報告第8号 専決処分の報告について（専決第3号 和解及び損害賠償額の決定）

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程 1 . 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。平成29年第3回柳川市議会定例会最終日の日程などについて、9月25日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程 2 が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程 3 が議案の上程についてで、議員提出の議案第58号及び議案第59号の以上2議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

日程 4 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第 2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程 2 . 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9月7日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1)議案第49号 認定

本案は、平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成28年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第52号 原案可決

本案は、平成29年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正前の予算額「300億5,341万9千円」に「8億9,062万5千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「309億4,404万4千円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳出3款1項2目高齢者福祉費 在宅老人対策事業費での地域密着型施設整備補助金に関する事業内容、同目の在宅介護支援センター事業費及び7目介護保険事業費での在宅介護支援センターに係る委託料の内容や委託先、6款1項6目クレーク管理費での機械借上料に係る浚渫計画、同款2項2目水産業振興費 有明海沿岸漂着物臨時回収・処理事業費に係る委託料の内容と漁港の浚渫、同項5目漁業団地整備費 有明海区ノリ共同加工施設整備事業補助金に係る事業内容、経営体と施設整備計画、8款1項1目土木総務費 老朽危険家屋等除却促進事業補助金の今年度の見込みや来年度以降の計画、10款2項1目学校管理費での営繕工事の内容、同款6項3目体育施設費での施設使用料と代替地の検討、同款7項1目給食運営費での給食配送車の現状と今後の計画、給食共同調理場運営に係る方針や計画についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

9月7日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第50号 認定

本案は、平成28年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「11億1,382万8,708円」に対し、歳出総額「10億6,101万490円」で、歳入歳出差引額は「5,281万8,218円」となっています。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第51号 認定

本案は、平成28年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受け、審査の過程で有収率について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（伊藤法博君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

9月7日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

5 結果

(1)議案第46号 認定

本案は、平成28年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「106億246万147円」に対し、歳出総額「104億9,459万5,904円」で、歳入歳出差引額「1億786万4,243円」となり、前年度繰上充用金と基金積立金を加えた、実質単年度収支では「1億7,497万9,964円」となっております。

審査の過程において、C型肝炎の新薬による保険給付費の減少額や、医療費抑制に向けた検診の受診率向上対策等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定と決定いたしました。

(2)議案第47号 認定

本案は、平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「9億5,342万7,634円」に対し、歳出総額「9億4,989万7,724円」で歳入歳出差引額は「352万9,910円」となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定と決定いたしました。

(3)議案第48号 認定

本案は、平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この貸付制度は、平成8年度をもって終了し、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っており、歳入総額「581万383円」に対して歳出総額は「62万1,224円」となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定と決定いたしました。

(4)議案第53号 原案可決

本案は、平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

前年度療養給付費等負担金精算額の確定により、歳出の過年度分国庫支出金等返還金を歳入の繰越金を財源として、歳入歳出それぞれ「7,533万1千円」を増額し、補正後の予算総額を「106億3,333万1千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第54号 原案可決

本案は、柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

柳川市民文化会館の建設に伴い、柳川市民体育センター及び柳川市民グラウンドを廃止する必要があることから、各体育施設の名称及び位置並びに使用料に関する規定のうち、柳川市民体育センター及び柳川市民グラウンドにかかる規定を削除するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（荒木 憲君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

9月7日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1) 議案第45号 認定

本案は、平成28年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算収支といたしましては、歳入総額「327億4,516万4,766円」、歳出総額「313億8,443万9,606円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「13億6,072万5,160円」となっており、そのうち翌年度への繰越財源「3億2,528万530円」を差し引いた実質収支額は「10億3,544万4,630円」となっています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出決算について、各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、法人税納税義務者減少の理由、海苔豊作による市税への影響、市営住宅使用料の納付率、定住促進住宅分譲事業における売買価格の割引額、活力ある高収益型園芸産地育成事業費の補助額等について質疑がありました。

歳出審査では、再任用職員の給与及び嘱託・臨時職員の任用状況、ふるさと寄付金における柳川市から他市への納税額、新婚世帯家賃支援事業補助金受給者の転出者数、民生委員児童委員協議会補助金の内容、生活のしづらさなどに関する調査員事業の内容と成果、橋本不燃物処理場の使用可能期間、福祉収集の利用状況、国土調査事業の今後の計画、はたき海苔処理検討協議会負担金の成果及び協議会のメンバー構成と事業予定、商店街活性化対策費のマルシヨク跡地の当初計画と現在の利用状況、道路空洞化調査の進捗状況、消防団員の条例定数と実員数との差、いじめ・不登校の実態、学力向上支援講師派遣の選考基準、学校での図書購入基準、図書館貸出図書の未返却数等について質疑がありました。

総括では、行政区長報酬の格差解消、施設の維持管理費総額、同和問題及び差別解消への新たな取り組み、料金の差別化や設置場所による自動交付機の利用促進、災害対策等の消防職員の補充、公民館費とコミュニティセンター管理費及び災害対策費の予算費目の整理、地

方交付税の減少等財政が厳しくなる中での人口減少を抑制する施策の必要性等について質疑及び意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時21分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第49号 平成28年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第52号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第50号 平成28年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第51号 平成28年度柳川市水道事業会計決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第46号 平成28年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第47号 平成28年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第48号 平成28年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第53号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第54号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第45号 平成28年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案の上程について

議長（田中雅美君）

日程3．議案の上程について。

議案第58号及び議案第59号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（樽見孝則君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第58号について提案理由の説明を求めます。

13番（諸藤哲男君）（登壇）

議案第58号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書について提案理由の説明をいたします。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路財特法）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等がかさ上げされているが、道路財特法については、平成20年度から平成29年度までの10年間の時限措置となっています。このままでは平成30年度からは地方負担が増加することになり、着実な道路整備や市の施策にも影響を及ぼしかねません。

よって、地方が必要とする道路整備予算の安定的な確保、道路財特法による補助率のかさ上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するために、道路整備に必要な予算確保に関する意見書を提出するものでございます。

以上をもちまして道路整備に必要な予算確保に関する意見書の提案理由といたします。可決していただきますようよろしくお願いいたします。

議長（田中雅美君）

次に、議案第59号について提案理由の説明を求めます。

7番（熊井三千代君）（登壇）

議案第59号 柳川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会改革特別委員会において、議員定数については改選時期の1年前には決定するとし、検討を重ねた結果、社会経済情勢の変化や財政難、また、人口減少も進んでいることから、議員の定数を1名削減することで協議が調ったため、議員定数条例の一部を改正しようとするものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第58号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第59号 柳川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、20番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

20番梅崎です。定数削減に対する反対討論を行います。

市町村議会の議員定数は、平成の大合併により市町村の数自体が減少しております。1990年まで3,200を超える市町村があったのに、今ではその半分を少し上回る1,700程度、割合でいえば53%にまで減少しております。また、議員定数では全国で57万人から35万人を割って

いると言われております。

柳川市議会におきましても、1市2町合併以来、選挙のたびに定数削減のもとで選挙が行われてきました。市議会議員は市民の声を議会に反映させ、行政の民主的運営を監視するという大事な役割があります。日本世論調査会が行った市議会議員・市議会への不満のアンケートでは、多いほうから順に、1、議会活動が十分に伝わらない、2、行政のチェック機能を果たしていない、3、議会内での取引を優先して審議が不透明などが挙げられています。これらの市民の不満は定数削減で解決できるとは思えません。

定数削減により身近に相談できる議員さんが少なくなったという市民の声があります。議員は市民の声に耳を傾け、相談活動、市政研究に努力して、市民の方に信頼される議会活動を行うべきだと思います。

先日開かれまして議会改革特別委員会において、9月7日、定数削減に対する無記名投票が行われました。その結果は11対11であり、定数22名の現状維持でいくべきである、このように思っております。

このような理由で反対討論といたします。よろしく申し上げます。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 報告について

議長（田中雅美君）

日程4．報告について。

報告第8号 専決処分の報告について（専決第3号 和解及び損害賠償額の決定）について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。報告の前にお礼を申し上げたいと思います。

本日は執行部提案の全ての議案について御承認をいただきまして、ありがとうございます。
それでは、日程４．報告第８号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定により平成29年８月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成28年11月14日午後７時20分ごろ、柳川市消防団第10分団のポンプ車が秋季火災予防週間の広報活動を行っていたところ、柳川市大和町豊原の狭隘道路を左折した際に車両左側後部が民家のブロック積みに接触し、破損させたものであります。

この事故に係る損害賠償額を233,900円と決定し、相手側と示談いたしましたところであります。

なお、損害賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で補填しております。
以上、御報告申し上げます。

議長（田中雅美君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

これもちまして本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成29年第３回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時44分 閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 白 谷 義 隆

柳川市議会議員 緒 方 寿 光